

## 平成27年第1回（3月）伊豆市議会定例会会議録目次

### 第 1 号 （2月24日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○市長施政方針	7
○報告第1号の報告、説明、質疑	10
○議案第1号～議案第5号の上程、説明	12
○議案第6号～議案第22号の上程、説明	20
○議案第23号～議案第41号の上程、説明	43
○議案第42号の上程、説明	56
○議案第43号、議案第44号の上程、説明	56
○議案第45号、議案第46号の上程、説明	58
○議案第47号の上程、説明	61
○議案第48号の上程、説明	63
○議案第49号の上程、説明、質疑、採決	64
○諮問第1号の上程、説明、質疑、採決	65
○散会宣告	66

### 第 2 号 （3月2日）

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	68
○出席議員	68
○欠席議員	69
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	69

○職務のため出席した者の職氏名	69
○開議宣告	70
○議事日程説明	70
○議案第1号～議案第5号の質疑、委員会付託	70
○議案第6号の質疑、委員会付託	85
○発言の取り消しについて	105
○議案第7号～議案第22号の質疑、委員会付託	143
○議案第23号～議案第41号の質疑、委員会付託	147
○議案第42号の質疑、委員会付託	150
○議案第43号、議案第44号の質疑、委員会付託	151
○議案第45号、議案第46号の質疑、委員会付託	151
○議案第47号の質疑、委員会付託	151
○議案第48号の質疑、委員会付託	151
○散会宣告	152

### 第 3 号 (3月12日)

○議事日程	153
○本日の会議に付した事件	153
○出席議員	153
○欠席議員	153
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	153
○職務のため出席した者の職氏名	153
○開議宣告	154
○議事日程説明	154
○一般質問	154
森 良 雄 君	154
西 島 信 也 君	169
小長谷 順 二 君	180
三 田 忠 男 君	192
山 下 尚 之 君	213
大 川 明 芳 君	227
○延会宣告	235

### 第 4 号 (3月13日)

○議事日程	237
-------	-----

○本日の会議に付した事件	237
○出席議員	237
○欠席議員	237
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	237
○職務のため出席した者の職氏名	237
○開議宣告	238
○一般質問	238
木村建一君	238
青木靖君	254
○散会宣告	267

#### 第5号（3月19日）

○議事日程	269
○本日の会議に付した事件	270
○出席議員	271
○欠席議員	271
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	271
○職務のため出席した者の職氏名	271
○開議宣告	272
○議事日程説明	272
○議案第1号～議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	272
○議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	278
○議案第7号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決	299
○議案第23号～議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決	307
○議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決	315
○議案第43号、議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決	316
○議案第45号、議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決	318
○議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決	319
○議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決	320
○追加日程について	321
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	321
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	324
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	325
○閉会宣告	328
○署名議員	329

## 平成27年第1回(3月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成27年2月24日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市長施政方針
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 6 議案第 1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第6回)
- 日程第 7 議案第 2号 平成26年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 8 議案第 3号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 9 議案第 4号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第4回)
- 日程第10 議案第 5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第4回)
- 日程第11 議案第 6号 平成27年度伊豆市一般会計予算
- 日程第12 議案第 7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算
- 日程第13 議案第 8号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第 9号 平成27年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第10号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第11号 平成27年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第12号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第13号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第14号 平成27年度伊豆市水道事業会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 平成27年度伊豆市市山財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 平成27年度伊豆市門野原財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成27年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 平成27年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算
- 日程第26 議案第21号 平成27年度伊豆市田沢財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算

- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 伊豆市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 伊豆市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 伊豆市職員定数条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 伊豆中央道・修善寺道路回数券購買基金条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 伊豆市消防団条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 伊豆市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 伊豆市中豆授産所条例の廃止について
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 2 議案第 3 7 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 4 3 議案第 3 8 号 子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 4 議案第 3 9 号 伊豆市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について
- 日程第 4 5 議案第 4 0 号 伊豆市立小中学校教職員住宅設置条例の一部改正について
- 日程第 4 6 議案第 4 1 号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第 4 7 議案第 4 2 号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第 4 8 議案第 4 3 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 9 議案第 4 4 号 市道路線の変更について
- 日程第 5 0 議案第 4 5 号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について
- 日程第 5 1 議案第 4 6 号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置について
- 日程第 5 2 議案第 4 7 号 田方地区消防組規約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加について
- 日程第 5 3 議案第 4 8 号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更について
- 日程第 5 4 議案第 4 9 号 伊豆市・伊豆の国市公平委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	飯田勝久	次 長	杉山和啓
主 幹	鈴木康子		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回伊豆市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。11番、森島吉文議員、13番、室野英子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月19日までの24日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（杉山 誠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、去る12月定例会において可決されました「行政書士法違反書類の伊豆市関係機関への提出排除に関する請願」及び「軽油引取税に関する意見書」については、関係方面に提出いたしました。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、本日までに受理した陳情書は2件です。

既に配付してあります「看護職員の勤務環境の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書が同一の内容で2カ所から提出されておりますので、第2委員会に審査を要請いたします。

以上で報告を終わります。

続きまして、一部事務組合議会議員から議会報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、伊豆市・沼津市衛生施設組合議会定例会の報告について。

7番、大川明芳議員。

〔7番 大川明芳君登壇〕

○7番（大川明芳君） おはようございます。

7番、大川明芳です。

平成27年第1回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会の報告をさせていただきます。

去る2月5日木曜日、沼津市役所の第3委員会室において、伊豆市4名、沼津市4名の計8名の組合議会議員全員の出席、また伊豆市長、沼津市長並びに関係職員の同席のもと開催されました。

本会議では、議長の選挙として、飯田正志氏が指名推選により議長に選任、議長挨拶の後、議席の指定に続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定後、議案第1号 平成27年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計予算についての1件について審議されました。

第1条として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,206万2,000円と定めるものです。これは対前年度比2.8%の増です。

次に、一時借入金として、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500万円と定めるものです。

歳入歳出予算の歳入の内訳は、4款として分担金及び負担金は、一部事務組合負担金として対前年度1,929万1,000円の増で、伊豆市の8,243万3,000円、沼津市の5,762万3,000円、計1億4,005万6,000円の分担金から成るものです。



財産収入は、利子及び配当金として対前年度8,000円増の1万7,000円、繰越金は対前年度1,000万円減の500万円、諸収入は対前年度509万6,000円減の698万9,000円です。

歳出は5款とし、その内訳として、議会費は組合議会費として対前年度3,000円減の22万6,000円、総務費は一般管理費として対前年度44万円増の2,074万3,000円、衛生費は、ごみ処理施設管理費として対前年度375万8,000円の増で、修繕料、各種モーターなどの電気料、機械等の燃料費が主で1億3,007万6,000円、基本積立金は組合基金積立金として対前年度8,000円増しの1万7,000円、予備費は対前年度と同額の100万円でした。

以上、質疑、討論はなく、議案は原案どおり全会一致で可決したことをここに報告し、終わりといたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告について。

9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

9番、小長谷です。

去る2月6日、三島市役所において三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が開催されましたので、報告をさせていただきます。

運営委員会は、協議会に関する事項の調査、検討とその内容について協議会に提言するものであります。決定する機関ではありませんので、御承知おきください。

それでは、伊豆市にかかわる部分を報告させていただきます。

今回は、平成27年度の事業計画案、予算案、各市負担金案、監査委員指定案でありました。

事業計画案では、前年度に引き続き、税業務、住民記録業務、国民保険等の福祉系の業務などの基幹業務の共同電算処理を実施するとともに、3市の情報担当部門、民間電算センターと連携しコンピューター機器の更新及び管理を行います。また、社会保障・税番号制度や子ども・子育て支援新制度及びコンビニ収納への対応も行ってまいります。

予算案では、歳入歳出の予算総額は5億8,269万6,000円となっております。

各市の負担金では、伊豆市が1億1,258万8,000円、三島市が3億3,510万1,000円、伊豆の国市が1億2,303万6,000円となっております。伊豆市においては、昨年より68万4,000円の増額となりました。医療費助成システム用機器の新機種導入分ということになります。

監査委員は、三島市の堀江和雄運営委員と伊豆の国市の柴田美智子運営委員となりました。

これらの事項を検討した結果、全会一致で協議会にかけるものといたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、田方地区消防組合議会定例会の報告について。

8番、梅原正次議員。

〔8番 梅原正次君登壇〕

○8番（梅原正次君） 8番、梅原正次です。

田方地区消防組合議会が平成27年2月20日14時より、田方消防組合本部2階会議室でとり行われました。

3つほど議案がございました。3つほどありますから、1つずつ説明をいたします。

平成26年度田方地区消防組合会計補正予算（第3号）。

平成26年度田方地区消防組合会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,790万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,019万6,000円とするというものであります。

これは管理者、函南町長、森延彦町長から提出されたものであります。

議案第2号 平成27年度田方地区消防組合会計予算。

平成27年度田方地区消防組合会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億8,371万3,000円と定める。

それから、第3条に、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるということ。

主なことはこういうことであります。函南町長、森延彦管理者からの報告であります。

それから、第3号議案といたしまして、駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会規約の一部を変更するという軽微な規約ですが、第1条、252条の2第1項という項目を第252条の2第1項に定めるという、軽微なものでしょうけれども、そういうことであります。

簡単ですが、報告とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎市長施政方針

○議長（杉山 誠君） 日程第4、市長による施政方針を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回伊豆市議会定例会に臨むに当たり、施政方針を申し上げます。

まず、伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

国においては、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。これを受けて市では、伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子を検討しております。

新年度は、国の支援を受け、伊豆市の人口減少に対応した仕事をつくり、人の流れを取り

戻し、安心して子育てができる魅力あるまちづくりを進め、活力ある将来を築くために、新たなチャレンジをしていく計画づくりをしてまいります。

2つ目、新しいまちづくりについて。

伊豆市においては、人口減少や少子高齢化が進む中、定住促進に向けた魅力ある環境づくりや、よりよい教育環境を整備するための中学校の再編成、子育て支援体制の充実などが喫緊の課題となっています。

広大な市域を持つ伊豆市にとって、将来においても持続可能なまちづくりをするためには、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。修善寺駅からおおむね半径1キロ圏内の市街地エリアに病院、教育施設、商業等の主要施設である都市機能を集約し、集合住宅や住宅地、都市公園の整備等による機能の強化を図り、人口の流出の抑制と流入の促進をしてまいります。

また、周辺地域である中伊豆、天城湯ヶ島、土肥地区には、それぞれ集落中心拠点を位置づけ、公共交通網や光ファイバーなどの情報網を活用した市街地エリアとのネットワーク化を強化し、生活機能を維持しながらコンパクト化を進める「伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想」を構築してまいります。

この構想の一環として、修善寺日向地区に新たな中学校を整備し、新中学校を核とした新しいこども園や公園を含めた定住促進地区の整備を推進するため、（仮称）新中学校周辺整備計画を策定する予算を新年度予算に盛り込みました。

3つ目、地域に根差した商工業の振興について。

まち・ひと・しごと創生法が可決成立し、今後、地域間競争が激化し、国民の消費行動や経営環境が変化する中、根本的な対策が必要であると認識しております。

これに対応するためには、市内経済団体が一丸となって進める組織が必要であり、ひと・もの・かね・情報を集約した組織を設立し、困難な課題に果敢に取り組む考えでございます。

現在、（仮称）伊豆市産業競争力強化会議の設立に向け関係者と協議を進めており、スピード感を持って進めてまいります。

4つ目、農林水産業の振興について。

低迷する農業への対策として、国の農政改革により創設された日本型直接支払制度や、農地中間管理機構を活用するとともに、JAと連携して実施している特別栽培米推進事業や集落営農組織、新規就農者の育成による農地保全と地域農業の活性化を進めてまいります。

また、有害鳥獣被害防止策をより効果的に進めるため、地域ぐるみで実施する対策への取り組みを推進するとともに、有害鳥獣の捕獲体制や従事環境の見直しを行い、有害鳥獣による農林水産物、生活環境及び自然生態系への被害軽減に努めてまいります。

森林整備においては、国・県の森林整備制度の有効活用を図り、市有林の利用間伐の推進並びに健全な林業事業者の育成支援を行い、林業を振興することによって森林の持つ多面的機能の増進を図ってまいります。

5つ目、観光交流の振興について。

観光振興に関しましては、伊豆市の特色を生かした観光誘客及び伊豆半島の広域連携による観光誘客に積極的に取り組んでまいります。

平成28年1月には、伊豆ペロドロームでアジア自転車選手権大会の開催が決定し、さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、当地を訪れる観光のお客様の受け入れ体制づくりを市民の皆様や近隣市町と連携・協力しながら取り組んでまいります。

特に、外国人観光客の受け入れ対策につきましては、修善寺温泉公衆無線LAN拠点整備事業により、お客様が気軽に観光や防災情報を利用でき、安心して訪れることができるよう環境整備を進めてまいります。

また、伊豆半島全域で取り組んでおります伊豆半島ジオパークは、平成27年度に修善寺総合会館への中央拠点施設の整備が行われ、世界ジオパーク認定に向け本格的な活動がスタートいたします。これまで以上に市民の皆様とともに、地域の自然や文化、産業を磨き上げ、教育、防災、観光振興と地域活性化につながるよう、世界に向け、伊豆のすばらしさを積極的にアピールしてまいります。

6つ目、子育て、高齢者支援について。

子育て支援については、旧月ヶ瀬小学校跡地に建設予定の認定こども園と一体として建設される就労継続支援B型建設補助金を予算に盛り込みました。

また、出産後の母子が授産院において宿泊や日帰りによるケアや相談ができる地域少子化対策強化モデル事業を実施いたします。

高齢者支援につきましては、新規事業として買い物弱者対策の移動販売車購入に対する補助金を盛り込みました。

昨年に引き続き、医療・介護予防・在宅介護の連携を強化する体制の整備を目的とした在宅医療連携事業の検討を進めます。

また、タクシー利用券については、利用範囲を広げ伊豆箱根鉄道駿豆線の利用も可能となります。

生活困窮者自立支援対策として、社会福祉課窓口には相談員を配置し、個別相談・支援計画立案を実施してまいります。

7つ目、広域一般廃棄物処理施設について。

広域一般廃棄物処理施設については、昨年12月23日に伊豆の国市・伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会を開催し、佐野区の施設建設同意を踏まえ、伊豆市佐野字川久保地内に施設を建設することに決定いたしました。

また、本年1月27日には、本日配付いたしました「広域一般廃棄物処理施設に関する基本協定書」を佐野区長と私、そして伊豆の国市長の3者で調印いたしました。10年来の懸案事項が大きな一歩を踏み出したことに安堵するとともに、佐野区の皆様を初め、建設地の決定に御協力いただきました全ての関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

8つ目、伊豆半島グランドデザイン推進体制について。

伊豆半島7市6町では、平成25年に「伊豆を一つに」をテーマに、世界から称賛され続ける地域を目指して伊豆半島グランドデザインを策定し、その推進体制について検討してまいりました。

新年度からは、伊豆半島グランドデザインを推進するための組織として「美しい伊豆創造センター」を設立し、各市町から職員を1人ずつ派遣することにより、広域的な環境事業の取り組みや、世界認定に向けたジオパーク推進協議会の業務などを中心に運営してまいります。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で施政方針は終わりました。

#### ◎報告第1号の報告、説明、質疑

○議長（杉山 誠君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第1号の提案理由を申し上げます。

今回報告するものは施設管理事故に係るものであり、和解及び損害賠償の額が決定したため報告するものです。

詳細について、観光経済部長に説明させます。

○議長（杉山 誠君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、報告第1号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては3ページの専決処分書並びに4ページ、5ページに図面が提示してございますので、こちらを御確認ください。

本報告は、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分でございます。

内容につきましては、平成26年12月12日午前9時ごろ、当市の職員が独鈷の湯公園内の草刈り作業中に、飛び石によりまして、同所において園内トイレの清掃作業をしておりましたシルバー人材センター所有の車両の運転席側の窓ガラスを破損いたしまして、修理代でございます2万1,708円を支払うという内容でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で報告を終わります。

ただいまの報告に対する質疑を受けます。

質疑はありませんか。

[発言する人あり]

○議長（杉山 誠君） 質疑がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

[14番 森 良雄君登壇]

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

刈払機の事故が起きたということで、このぐらいの事故で済んでよかったと思います。

刈払機の取り扱いについては、重大事故になると死亡事故も発生します。十分に注意してやってもらいたいということをお願いすると同時に、独鈷の湯作業車と車両の位置関係がよくわかりませんが、この絵でいくと相当すぐそばに車が置いてあったと思うんですけども、こういう不注意な置き方と考えられないでしょうか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

[観光経済部長 杉山健太郎君登壇]

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、ただいまの森議員の質問にお答えいたします。

5ページの図でございませけれども、あくまでも参考図ということで、実際に草刈機を使っておったのは、この真ん中にあります芝生の部分ですね、そこを刈っておりました。当該シルバー人材センターの車両は、それから砂利を敷いてある通路みたいなところがあります、そこにとめてありました。それで、ナイロンコードで刈っていたものですから、飛び石が飛んで破損したということでございます。

おっしゃるとおり、草刈機の事故については常々注意は私のほうでもしておりました。必ず2人一組で作業して、こういう人が寄るようなところでは必ず立て板とかというのをやるようにという指導はしておりましたが、そのときには、たまたま失念しておったということで、再度注意をさせて事故のないように努めたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 車両だからよかったんですけども、通常はここは人が結構通るところです。そういう防御措置はしていたのかどうか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 現場で作業していた者に聞き及んだところですけども、

金曜日の9時ごろということで、その通行人等はいなかったという中で作業を始めて、結果的に車両があって、それに飛び石があたったということでございます。

先ほども申し上げたとおり、今後は、その立て板等により事故のないように十分注意をさせます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 質問というんじゃないけれども、やはり一般の方が旅行客も含めてここは通るところですので、本来だったら、こういう事故があるんだったら公園内を立ち入り禁止にするとか、それ以前に、やはりある程度、野っ原で草刈りやるんだったら多少のことはしょうがないとしても、それなりの公園内での草刈り等は、安全対策をマニュアル化してもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） マニュアルというよりも、先ほど申し上げたとおり、もうこれは基本ですので、そのあたりの徹底をこれからも図ります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で質疑を終結いたします。

#### ◎議案第1号～議案第5号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第6、議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第10、議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）までの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第1号から第5号まで一括して提案理由を申し上げます。

一般会計は今回が6回目の補正となります。内容は、国の地方創生補正予算に係る交付金に関する旧湯ヶ島小学校改修工事に1,700万円、定住促進事業補助金531万円、総合戦略アクションプラン策定業務委託料1,000万円、地域資源掘り起こし業務委託料1,200万円、わくわく旅行券交付事業補助金5,000万円などの増額と、臨時福祉給付金の減額4,340万円など、計6,300万円を追加する内容となっており、歳入歳出総額をそれぞれ177億6,930万円とするものでございます。

なお、継続費については、修善寺駅周辺整備事業の期間変更を行い、繰り越し措置については公衆無線LAN拠点施設整備事業や市道整備事業、道路橋梁災害復旧事業など年度内執

行が不可能なものをお願いするものでございます。

また、債務負担行為については、平成26年度運行分のバス路線維持事業補助金の限度額の変更と、平成27年度運行分の追加や、平成27年度から29年度までの滞納者電話催告等業務委託をお願いするものでございます。

次に、特別会計について。

公共用地取得事業特別会計は、市有地売り払い収入等に係る積立金の増額を行うものです。

国民健康保険特別会計は、実績に対する見込みを調整したもので、療養給付費、高額療養費の減額を行います。

介護保険特別会計は、法改正に伴う事務システム改修業務委託料の増額、介護給付費準備基金積立金の増額を行います。

下水道事業特別会計は、負担金額確定に伴う流域下水道建設費負担金の減額及び大平地区管渠工事費の減額などとなっております。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関し補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第1号及び議案第2号について。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私から総務部所管になります議案第1号 平成26年度一般会計補正予算（第6回）と議案第2号について補足説明させていただきます。

お手元に平成26年度3月補正予算（案）資料というのが配られていると思いますので、こちらも一緒に見ていただけたらと思います。

補正予算の額でございますが、先ほど市長が申しましたとおり、歳入歳出それぞれ6,300万円を追加し、総額を177億6,930万円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、国の地方創生関連の補正予算に対応したものとなっております。この補正予算では、地域住民生活等緊急支援のための交付金というものが予算化されております。この事業に対応するため2つのメニューを国のほうでは設定しております。

1つ目は、地域消費喚起・生活支援型という交付金、2つ目ですが、地方創生の先行型という、この2種類の交付金となっております。

それでは、それぞれ款項の補正額につきまして議案書の8ページ、9ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入歳出の款項それぞれそちらに記載してございます額を補正させていただきます。総額6,300万円の補正額となります。

続きまして、10ページの第2表継続費の補正でございます。



先ほど市長が申しましたとおり、修善寺駅周辺整備事業の継続費につきまして4年間の期間で設定してございましたが、これを1年延長しまして平成23年度から平成27年度の5年間の事業期間とするものでございます。総事業費については変わりございません。

続きまして、11ページの第3表繰越明許費補正でございます。

先ほど申しました地方創生関連事業について今回補正していただくものが含まれておりますので、件数としては多くなっております。

この国の補正予算に対しますものとして、この3月で補正させていただきまして、それを国と同様に全額繰り越すという趣旨でございます。

1つ目の総務管理費の公有財産管理事業でございます。こちらは旧大東小学校のグラウンドの測量でございます。一部ここ借地になっておりまして、地権者の方と協議しまして、市有地とその借地部分を交換すると。そのための測量でございますが、若干調整がおくれていまして、繰り越させていただき、これが625万6,000円でございます。

あと1つが、旧湯ヶ島小の改修工事ということで、これも国の地方創生関連の対象事業としております。合計で2,325万6,000円です。

2つ目の総合計画策定事業でございます。先ほど市長が申しました地方創生関連の総合戦略プランの策定等1,036万3,000円でございます。

3つ目の公衆無線LAN拠点整備事業ですが、これは国の補正予算、地方創生ではなくて防災観光拠点の無線LAN整備ということで、国庫事業の対象でございます。こちら5,091万9,000円を補正させていただいて、国と同様、全額繰り越させていただくというものでございます。

3つ目の国民年金事務費、4つ目の児童扶養手当給付事業、次の児童手当給付事業、次のその他事務事業、これにつきましてはマイナンバー制度に伴うシステム改修費でございます。こちらは国のほうが指標を示すことになっておりました。それが若干おくれたということでございまして、繰り越しをさせていただくというものです。

次の農業振興対策事業でございますが、これは雪害による被災農業者経営体育成の支援のための補助金ということで、こちらやはり資材等の調達がなかなかおけているということで繰り越しをさせていただきます。

次の治山事業でございますが、工事の関係の交渉等、日数を要していたことから、年度内の完成が見込めないということで繰り越しをさせていただきます。

次の商工振興事業でございます。こちらは地方創生関連の先行型ということで補正をし、全額を繰り越すものでございます。地域資源掘り起こし業務委託とか、先ほど市長が申しました産業力強化会議関連の予算として2,070万円を繰り越しをいたします。

次の観光振興事業でございます。これは地方創生の1つ目の消費喚起型の事業となります。わくわく旅行券を発行しまして、市内の消費を喚起するというもので5,000万円を繰り越しをいたします。

次の市道整備事業でございます。こちらから国・県関連事業、河川維持改良事業につきましては、やはり関係者との協議、用地交渉等により年度内見込みが難しいということで繰り越しをさせていただきます。

次の防災対策事業、これにつきましてもヘリポートの用地交渉に若干日数を要したということで、年度内の登記が難しいということで補正をさせていただきます。

次の、その他社会体育施設管理事業でございますが、これは土肥南体育館の改修ということで、これも地方創生の交付金対象として見込んでおります。

次の道路橋梁災害復旧事業でございますが、こちらにつきましても用地交渉等に日数を要したということと、あと、仮設の協議に日数を要しましたので、年度内の完成が見込まれず繰り越しをさせていただきます。

12ページの第4表、債務負担行為の補正でございます。こちら、先ほど市長が申しましたとおり、バス路線維持事業補助金の平成27、28年限度額5,659万2,000円で設定させていただくものと。

あと、滞納者電話催告等業務委託、平成27年度から平成29年度の3年間、オペレーター2人によります催告業務1,228万2,000円の設定をさせていただきます。

また、変更でございますが、平成26年、27年に設定してございますバス路線維持事業補助金、これの限度額を304万5,000円増加させていただいて、限度額を5,564万5,000円とするものです。

次の、13ページの第5表、地方債補正でございますが、こちら公共無線LAN拠点整備事業、先ほど申しました国庫補助事業の対象となります。その補助金の残額、市の負担分でございますが、合併特例債を使いまして2,540万円の補正をするものです。

また、廃止につきましては、緊急避難施設整備事業、八木沢の津波避難タワーでございます。あと、社会体育施設整備事業、これ修善寺グラウンドでございますが、それぞれ一般財源への財源振替による廃止となっております。

続きまして、歳出の主なものを説明させていただきます。

22ページをお願いします。

22、23ページ、財産管理費の公有財産管理事業でございます。1,700万円、先ほど申しました旧湯ヶ島小学校を一部改修するというので1,700万円。また、その下の地域づくり推進事業でございます。こちら地方創生交付金対象としまして定住促進事業補助金、こちら当初予算でも盛り込んでおりますが、現在6件の申請待ちの方がいらっしゃいます。620万円を見込んでおりまして、あと、今年度の予算残89万円がございますので531万円を追加させていただきます。

6の総合計画策定事業でございますが、こちら地方創生先行型ということで1,036万3,000円、総合戦略アクションプランにつきましては、こちら繰り越しをしまして、今後計画づくりをしていくということで、全額交付金の対象となっております。

次の3、公衆無線LAN拠点整備事業でございます。防災拠点となります庁舎、また広域避難所など8カ所と観光拠点となります6カ所、市内14カ所に公衆無線LANを設置いたします。これは国の地域公共ネットワーク等強じん化整備事業補助金を活用しまして整備するものでございます。

続きまして、24、25ページ、社会福祉総務費の7、臨時福祉給付金給付事業でございますが、これは平成26年度の給付事業が完了しまして、実績に伴いまして4,570万円を減額するものでございます。

次の5、施設入所事業、老人保護措置費でございますが、措置者数の減少に伴う減額1,194万円。

次の心身障害者福祉の2、障害者医療助成事業でございますが、こちらも実績によりまして減額710万円となっております。

次の国民健康保険事業の国民健康保険特別会計繰出金でございますが、1,208万6,000円の減額、こちらは2割・5割軽減の所得判定基準の拡充によりまして軽減対象者がふえたことによりまして法定繰出金は3,561万4,000円ふえてございますが、医療費等の減額が見込まれることによりまして、そちらで4,770万円の減額がございます。合計で1,208万6,000円の減額となります。

次の介護保険事業ですが、介護保険特別会計繰出金、これはシステム改修に伴う繰出金の増額となっております。

続きまして、26、27ページの6款農林水産業費の農業農村整備費でございます。中山間地域総合整備事業でございますが、県営事業負担金1,425万円の減、これは負担金対象事業の減額に伴いまして負担金を減額するものでございます。

次の7款商工費の2目商工振興費、商工振興事業でございますが、こちらが全て地方創生の先行型の交付金対象ということで計上してございます。地域資源掘り起こし業務委託、これは市内のいろんな地域資源を洗い出して、特産品の開発やシティプロモーションなどに活用していきたいということで1,200万円。2つ目の商品力向上指導委託料80万円とバス借上料80万円、あともう一つ下ですね、催事出展支援補助金、これにつきましては販路拡大を目的としまして、新しい産業力強化会議等によりまして運営をしていくものとなっております。

19-50の店舗リフォーム事業補助金ですが、これは市内店舗の商店で改修するときの補助金を500万円見込んでございます。これら全て地方創生の先行型として実施をいたします。

次の観光振興事業、わくわく旅行券の交付事業補助金5,000万円でございますが、こちらは地方創生の消費喚起型としての旅行券を交付するものでございます。

静岡県も同様の旅行に対する補助を実施予定でございますので、この旅行券につきましては、静岡県が実施する予定のツアーを利用した人を対象としまして、4人以上で利用する場合1人当たり2,500円、これを市内で買い物とか鉄道、タクシーとか、それらに活用できるようなものを考案していきたいということで、5,000万円を計上いたしました。

次の28、29ページでございます。道路新設改良費の市道整備事業と、その次の急傾斜地崩壊対策事業費のそれぞれの減額でございますが、こちらは割り当て内示がつかなかったことということで、事業が実施できないということで減額するものでございます。

8款の下水道費の下水道特別会計繰出金5,552万8,000円の減額でございます。これにつきましては、下水道特別会計で前年度繰越金を予算化するというので、これに伴いまして減額するものと、流域下水道建設負担額の確定に伴います減額、合わせて5,552万8,000円となります。

一番下の10款体育施設費のその他社会体育施設管理事業でございます。これは土肥南体育館のトイレ等を改修するものとしまして、先ほども申しました地方創生の先行型の交付金を一部見込んでございます。こちらが800万円でございます。

次に、30、31ページでございます。

13款の基金費でございます。基金積立金としまして8,944万8,000円を見込んでおります。この中で、特に25-04、環境衛生施設整備基金積立金でございますが、新年度予算におきまして清掃センターのし尿処理施設と土肥の衛生プラントの2カ所のし尿プラントの解体を予定しておりますので、それに充てるための基金として多く積み立てる形となっております。

続きまして、歳入に戻るんですが、歳入のほうを説明させていただきます。

戻っていただきまして、18、19ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の2項国庫補助金でございます。

1つ目の社会福祉費補助金、これは大きなのが臨時福祉給付事業費補助金、これは対象者が減ということで4,570万円減額となります。

次の総務管理費補助金1億2,145万9,000円でございます。

4の地域住民生活等緊急支援のための交付金、こちらが先ほど地方創生関連の消費喚起型5,000万円と地方創生の先行型4,600万円、合わせて9,600万円を見込んでございます。

5の地域公共ネットワーク化等強じん化整備事業補助金でございますが、防災拠点と観光拠点への公衆無線LAN整備のための国庫補助金2,545万9,000円でございます。

続きまして、20、21ページでございます。

19款の繰越金につきましては8,823万1,000円を繰越金として計上いたしました。

21款の市債でございますが、先ほど申しましたとおり、公衆無線LAN整備のための合併特例債を追加し、あと、緊急防災・減災事業債を取りやめたものと、社会体育施設整備事業債を取りやめたものということになっております。

以上が一般会計の補正予算の説明となります。

続きまして、議案書の35ページです。

議案第2号 伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

こちらにつきましては、42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の主なものですが、財産収入がございまして、不動産売却収入としまして3,538万8,000

円を計上してございます。この不動産売払ですが、1つ目としまして、国道136号線の用地として静岡県のほうへ16.14平方メートル、121万500円を売り渡してございます。そのほか、場所につきましては湯川橋のところの国道との交差点、市役所のほうから行ってちょうど右側の交差点、今まで駐車場として活用していたところですが、修善寺の横瀬地区の寿広場用地の交換用地として一般会計のほうへ455.7平方メートル、3,417万7,500円を売り渡してございます。合計で3,538万8,000円となります。売り渡しの単価につきましては、いずれも1平方メートル当たり7万5,000円となっております。

44、45ページをお願いします。

歳出でございますが、財産収入の3,538万8,000円と利子の5万6,000円、合わせて3,544万4,000円を全額基金へ積み立てるというものでございます。

以上で議案第1号、第2号の補足説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第3号について。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） 皆様、こんにちは。市民環境部長の山口でございます。

それでは、議案第3号の伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について補足説明をさせていただきます。

議案書47ページからとなります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,673万1,000円とするものでございます。

議案書58ページ、59ページをお願いいたします。

平成26年度の医療費等が当初予算見込みに比べ減少する見込みとなったことから、歳出では、一般被保険者に係る療養給付費を6,600万円、高額療養費を900万円減額し、それに伴い歳入では、国庫支出金2,730万円、共同事業交付金6,083万6,000円を減額するものでございます。

繰入金では、一般会計からの法定繰入金に基盤強化対策が加算されたことなどから3,561万4,000円増額し、一方、医療費等の減少により、その他繰入金を4,770万円減額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第4号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） 議案書の61ページをお願いいたします。

議案第4号 平成26年度介護保険特別会計補正予算（第4回）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ2,154万6,000円を追加しまして、32億9,528万8,000円とするものです。

今回の補正の内容ですが、平成27年4月より介護保険が改正されます。その関係に伴いまして介護報酬等が改正されます。その関係からシステム改修と積立金の増額、それから地域支援事業の平成26年度の精算によります国・県への返還金の補正となっております。

財源ですが、システム改修につきましては国庫補助金と一般会計からの繰入金、それから、積立金等につきましては繰越金を充当するものです。

71ページをお願いいたします。

ここに歳出の内訳が明記されております。

委託料、システム改修の委託料ですが、302万4,000円、それから積立金ですが、利息の6万5,000円を加えまして1,847万6,000円、それから国県支払基金への精算金4万6,000円、こちらを補正させていただきます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第5号について。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案書の73ページをお願いします。

議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）の補足説明をさせていただきます。

この議案では、まず第1条で5,669万4,000円の減額、それと第2条で繰越明許のお願いをしているものです。

一番わかりやすいページで説明させていただきますので、ページが前後しますがよろしくをお願いします。

82ページ、83ページをお願いします。

82ページの3目流域下水道事業、ここのところで狩野川東部流域下水道の水処理棟の耐震工事や施設の更新工事を行ってきました。この工事費の総額が4億1,447万2,000円となりました。そのうち伊豆市の負担金が1,911万7,000円に決定しましたので、2,291万9,000円を減額するというものです。これが一番上の欄になります。

続きまして、その下の4目特定環境保全公共下水道事業ですけれども、これは大平地区の工事費ですけれども、平成25年度の最終に国が追加で補正をしてきました。これに対応するため、伊豆市では平成26年度分をそこに充てましたので、平成26年度分のここの補正で認められた部分が、平成26年度予算では余ってくるというんですか、補正で前倒しで実施しましたので、その部分が4,500万円減額ということになります。

続きまして、業務費の1,122万5,000円の増ですけれども、これは流域下水道の維持管理費負担金としまして、修善寺地区が流域下水道へ流している計画水量より実際の流入水量が増

加したため、金額が増加になったということです。

以上で総計しますと5,669万4,000円の減額補正をお願いするものです。

80ページ、81ページ、これはこの減額に対応した収入ということになります。

続きまして、76ページをお願いします。

先ほどの2条関係ですけれども、繰越明許になります。これは管渠工事、城地区の下水道管の工事ですけれども、当初、推進工法で工事を行っていましたが、その推進工法のときに玉石が出てきました。そして、今までの当初の推進工法では掘削することができなくなりましたので、工法変更及び設計変更に日数を要して年度内完成が見込めなくなりましたので、繰り越しをお願いするものです。完成としましては平成27年6月30日を見込んでおります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号までの5議案に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時49分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

#### ◎議案第6号～議案第22号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第11、議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算から日程第27、議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの17議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第6号から第22号まで一括して提案理由を申し上げます。

アベノミクス効果も地方にはなかなか波及せず、いまだ市税の伸びにはつながらず、税収の減額が見込まれる状況に直面をしております。

そのような中、一般会計については、新し尿処理施設建設事業、修善寺駅周辺整備事業、恋人岬ボードウォーク改修事業、修善寺グラウンド改修事業など大型事業が完了したことから、前年度より5億7,100万円減額の158億8,900万円となりました。

将来を見据えた事業として、子育て支援として新たに設置を予定する認定こども園整備事業補助金3億110万2,000円、高度情報社会構築のために修善寺温泉公衆無線LAN施設整備

事業5,120万円と継続事業として、平成27年度湯ヶ島局を整備する光ファイバー網整備補助事業2億900万円を計上し、安全に暮らせるまちづくりのために小土肥地区津波避難タワー建設事業1億2,600万円、小下田地区ヘリポート整備事業、これはドクターヘリを想定しているんですが、小下田地区のヘリポート整備事業4,511万5,000円などを計上しております。

ほかの主な事業としては、新汚泥再生処理センターの稼働に伴う清掃センターし尿処理施設解体事業などに4億232万3,000円、土肥衛生プラント解体事業など2億803万3,000円のほか、心も体も健康なまちづくりのために予防接種委託事業や電話健康医療相談サービス事業を、それから高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして、買い物弱者のための移動販売車購入補助金を新設し、在宅高齢者タクシー等利用助成には鉄道の利用を加えました。

障害者福祉として、重度心身障害者医療費助成などの各事業を継続してまいります。

教育関係では、学校再編事業、外国語指導助手業務委託の継続等を実施いたします。

交通機能の整備としては、橋梁修繕調査設計業務や長寿命化橋梁修繕工事に取り組み、市道の改良工事なども継続して行います。

また、利便性の高い市街地づくりに向けて、新中学校周辺整備事業を行います。

災害対策としては、行政無線デジタル化を推進し、また、まちづくりを推進するための地域づくり交付金を充実するなど、厳しい財政状況の中でも市民生活に配慮した予算編成とさせていただきます。

次に、特別会計は、公共用地取得事業特別会計予算は、用地の貸付収入を基金として積み立てるものです。

国民健康保険特別会計予算は、高額な医療費支出に伴う費用負担の調整や保険財政安定化拠出金としての共同事業拠出金が増加したことにより、4億130万円の増額の53億3,280万円、後期高齢者医療特別会計は68万9,000円と微増の3億6,228万9,000円、介護保険特別会計は、保険給付額が減額となったため1,780万円減額の32億円を見込みました。

簡易水道事業特別会計は、土肥、八木沢、小下田地区の簡易水道施設工事が終了したため2億7,192万円の減額の1億2,618万円、下水道事業特別会計は、処理施設維持管理など3,593万円増額の13億733万円、農業集落排水事業特別会計は、日向・加殿・田代公共下水道編入に伴う業務委託など1,601万3,000円増額の1億5,511万3,000円を見込みました。

水道事業会計予算は、事業収支で3,080万円の収入超過を見込み、また温泉事業特別会計予算は、事業収支で535万円の収入超過を見込んでおります。

このほか、財産区の特別会計では、山林の維持管理や財産区管理会計費など必要な予算措置をしております。

それぞれ詳細について担当部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関し補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第6号及び議案第7号、議案第16号から議案第22号までの9議案について。



総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から、まず、議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書と、あとこちらの平成27年度の伊豆市当初予算案資料、両方使わせていただきまして説明させていただきます。

まず、一般会計予算書、ファイルとじのほうをお願いします。

まず、歳入から説明させていただきます。

3ページ、4ページの市税をお願いいたします。

市税でございますが、全体としまして前年度よりも1億3,329万円減額の42億4,904万円を見込んでおります。

そのうち、個人市民税につきましては、国の経済対策、いわゆるアベノミクス効果により所得の回復傾向が多少は見られますものの、人口減少や高齢化による納税者の減少が著しく、4,080万円減の12億9,870万円、また法人市民税につきましては、景気回復の影響が市民税に比べ顕著なことから、税率改正に伴う減少があるものの、対前年度比582万円増額の1億7,640万円、市税全体としまして14億7,510万円を見込んでおります。

次の固定資産税につきましては、土地の下落傾向が続いていることや、評価替えに伴う別荘地地目の見直し、また土砂災害特別警戒区域に指定されることによる減価補正等の影響によりまして、前年度比1億350万円減の23億2,730万1,000円を見込んでおります。

軽自動車税につきましては、新車の登録が好調な伸びを示しているということで、前年度比282万円増額の7,932万円を見込んでおります。

次に、5ページ、6ページをお願いします。

たばこ税ですが、昨年度にたばこ税の県から市への財源配分が行われましたが、本年度は税率改正等もございませんので、前年度と同額の2億3,800万円を見込んでおります。

また、入湯税でございますが、今年度末において、前年度よりわずかではありますが入り込み客数が伸びておりますので、前年度比219万円増額の1億1,392万円を見込んでおります。

次に、2款地方譲与税でございますが、国の地方財政収支見通しが前年度マイナスを見込んでおりますので、平成26年度見込み額の95%の、合計で1億8,700万円を見込んでございます。

次に、7ページ、8ページ、4款配当割交付金と5款の株式譲渡所得割交付金でございますが、こちらは景気回復の影響を大きく受けておりまして、配当割交付金は前年度比1,860万円増額の3,000万円、株式譲渡所得割交付金は前年度比500万円増の1,900万円を見込んでおります。

6款の地方消費税交付金でございますが、6億円を計上しております。平成26年度税率の引き上げ分の平年度化によりまして2億1,400万円の大幅の増収を見込んでおります。

続きまして、9ページ、10ページをお願いします。

10款の地方交付税でございますが、普通交付税の合併算定替えによる特例措置期間が終了し、いよいよ平成27年度から段階的な減額期間に入りますので、平成27年度は特例措置による加算額の1割が減額されるわけでございますが、当初予算においては52億円を見込んでおり、1億6,000万円増額する形となっております。

これにつきましては、当初予算計上額を比較した場合はこのように1億6,000万円増額ということになっておりますが、実際の平成26年度の決算見込み額48億6,123万円を見込んでおりますが、こちらと比較しますと、平成27年度の当初予算額47億円ということで、差し引きでございますと、決算見込みに比べますと1億6,123万円の減額となります。

また、特別交付税、これは来年度算定としまして、し尿処理プラントと土肥の衛生プラントの2施設の除却費用を算定するという予定ですので、確実な交付が得られるわけではございませんが、昨年度より1億円増額の5億円を計上してございます。

以上により、当初予算ベースでは前年度比増額となっておりますので、先ほど申しましたような趣旨で御理解いただきたいと思っております。

続きまして、11、12ページをお願いします。

12款分担金及び負担金につきましては、ほぼ同額の2億1,331万8,000円となっております。このうち説明欄の10、放課後児童クラブ利用者負担金ですが、新たに計上させていただいております。これにつきましては、前年度まではクラブの運営を受託している事業者が保護者から直接徴収していました利用料を、平成27年度から市が負担金として徴収するということを予定しておりますので、924万円を計上してございます。

続きまして、17ページから20ページの14款国庫支出金でございますが、このうち国庫負担金は、市立保育園、こども園の運営費に係る施設給付費負担金の増額により1,658万円の増額を見込んでおります。

19ページ、20ページの14款国庫補助金ですが、平成27年度も引き続き実施することとなりました臨時福祉給付金に係る事業費補助金のうち、加算分がなくなったことや、あと修善寺駅周辺整備事業の完了に伴いまして社会資本整備総合交付金が減額となったことによりまして、1億7,677万8,000円減額となっております。

結果としまして、国庫支出金としましては、合計で1億6,187万8,000円減額の13億115万6,000円を見込んでございます。

続きまして、23から28ページになります。15款県支出金でございますが、このうち26ページの民生費県補助金のうち安心こども基金補助金、これにつきましては旧月ヶ瀬小跡地に建設される認定こども園の整備に対する補助金が県から交付されるということで1億6,416万7,000円を計上してございます。

県支出金合計としましては1,441万8,000円減額の10億7,379万円となっております。

続きまして、33、34ページの17款寄附金でございますが、前年度比989万9,000円の増額と

なっております。こちらにつきましては、伊豆市におきましてもふるさと納税を積極的に活用していこうということで、本定例会でも条例改正をお願いしてございますが、ふるさと納税制度自体を見直しを行っていきながら、平成27年度の寄附額の増額を目標としております。こちらを1,000万円見込んでおります。

次の18款繰入金でございますが、合計で前年度比7億8,807万4,000円の大幅な増額となっております。これは先ほど来申し上げてございますが、新しいし尿処理施設の完成に伴いまして、平成27年度に清掃センターのし尿処理施設と土肥の衛生プラントの2つの施設の解体を予定しております。除却に係る費用ということで、国・県の補助や起債を見込んでおりませんので、その財源として環境衛生施設整備基金及び財政調整基金を取り崩して充てることとしておりますので、繰入金が大幅に増額してございます。

続きまして、35ページから44ページまでの20款諸収入でございます。合計しますと前年比6,294万5,000円の減額となっております。これは、前年度は修善寺グラウンド改修工事の財源としてスポーツ振興くじの助成金8,049万円を計上してございました。こちらの事業が完了しましたので大幅な減額となっております。

次に、44、43ページの21款市債でございます。こちらにつきましては、普通建設事業費の大幅な減額に伴い起債額も減少したことや、国の地方財政対策に基づきまして臨時財政対策債を大幅に減額してございますので、前年度比13億8,980万円減額の9億3,500万円となっております。

歳入につきましては以上でございます。

引き続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

すみません、歳出につきましては、こちらの当初予算案資料に基づきまして説明をさせていただきます。

こちらの平成27年度当初予算附属説明資料でお願いいたします。

まず、こちらの3ページをお願いいたします。

2款総務費の一般管理費、一番下のその他事務事業でございますが、こちら、今回住民訴訟に対応するための弁護士費用129万6,000円と、あと、ちょっとこちらに記載ございませんが、政策顧問の報酬ということで540万円を見込んでおります。合計で1,062万9,000円となっております。

続きまして、6ページの財産管理費でございます。2億6,759万6,000円、こちら1億4,038万7,000円の増額となっております。

事業の3、公有財産管理事業でございますが、こちらは5と6のところ旧月ヶ瀬小学校校舎解体工事と旧土肥南小学校校舎解体工事ということで、閉校しました2つの小学校の解体工事を新規に見込んでございます。こちらが2つ合わせまして1億130万円となっております。

また、5、温泉管理事業でございますが、こちらが中伊豆地区の温泉スタンドの改良工事

ということで4,000万円を見込んでございます。

また、隣のページの7ページの3、中伊豆支所費でございますが、一番下の5のところは庁舎及び庁舎用車の修繕ということで347万8,000円を見込んでございます。よりまして、中伊豆支所費が418万1,000円増額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いします。

総務費の企画費でございます。

1の地域づくり推進事業でございますが、6の地域づくり交付金、現在2地区で地域づくり協議会が立ち上がっております。新年度は4地区を見込んでございます。こちらが2,000万円となっております。

また、4のバス路線維持事業でございますが、今年度同様の制度を維持しながら、3番の高校生通学補助金につきましても1,482万円を見込んでございます。

隣のページの6、総合計画策定事業3,581万7,000円でございます。こちらは平成26、27で28年度からの総合計画を現在策定している最中でございますが、新年度も2の総合計画策定業務委託として453万6,000円、それと3と4でございますが、市長の施政方針でもございました新しい中学校を核としたまちづくり構想ということで、1つ目として、新中学校周辺整備検討調査業務委託で610万4,000円、4、新中学校周辺整備基本構想策定業務に2,000万円、合わせまして2,610万4,000円を新規に計上させていただいております。

続きまして、11ページをお願いします。

電子計算費でございます。こちらは2億9,652万1,000円減額の3億8,599万7,000円を見込んでございます。

2の光ファイバー網整備事業でございます。こちらが2億900万円、3億1,235万円の減額。平成26年度につきましては、中伊豆局、青羽根局の光ファイバー網の整備の補助金を計上してございましたが、平成27年度は湯ヶ島局の整備を予定しております。こちらが2億900万円ということで、減額となっております。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

税務費の賦課徴収費でございます。賦課徴収費としまして8,659万8,000円、こちらが2,928万7,000円増額となっております。

1、賦課徴収事務事業でございますが、4、コンビニ収納事務手数料、平成26年度までは軽自動車税だけがコンビニ納付の対象でございましたが、新年度は、市民税、固定資産税、国保税を新たに加えてコンビニ納付の手続きをとっておきます。こちらが373万4,000円。

そのほか、5、6はマイナンバー制度に伴いますシステム改修ということで計上してございます。

2の固定資産評価資産評価資料作成事業でございますが、こちらにつきましては課税基礎資料の更新や土地評価の見直し、路線価データ等の作成を行うものでございます。

2の基礎資料作成業務としまして4,623万5,000円、こちらを見込んでございます。

次の15ページの戸籍住民基本台帳費でございます。申しわけありません、こちらちょっと数字に誤りがございまして、この説明資料ということで訂正をお願いいたします。

予算額6,442万6,000円となっておりますが、こちら6,447万9,000円で訂正をお願いいたします。

その財源の内訳のその他のところでございます。1,574万5,000円となっておりますが、こちらを1,579万8,000円に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

続きまして、18ページをお願いいたします。

統計調査総務費でございますが、基幹統計費としまして1,686万1,000円、平成27年度は5年に一度の国勢調査を実施する年になってございます。そのための調査員の報酬等1,163万9,000円を計上してございます。

続きまして、20ページ、3款の社会福祉総務費1億6,541万3,000円、こちらは8,285万1,000円の減額となっております。

6の生活困窮者自立支援事業でございます。こちら生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を分析して自立支援計画を策定し、就労支援の方向へ導くと。同時に、就労活動を行う者に、3カ月を限度に家賃相当分を支給するというところで、新たな事業としまして1,151万円を計上してございます。

次の、下の臨時福祉給付金給付事業でございますが、昨年度に引き続きまして、消費税の引き上げに伴う低所得者の方に対する給付事業となっております。こちらは7,939万7,000円減額となっております。予算額としましては5,903万円を見込んでございます。

隣のページ、21ページ、高齢者福祉費1億4,107万8,000円、こちらは2,354万2,000円の増額となっております。

敬老会事業でございますが、こちら平成26年度に続きまして、各地区へ敬老会の実施をお願いすると。その補助金としまして630万円見込んでございます。

3の在宅福祉事業2,623万4,000円、これは在宅高齢者タクシー等利用助成、新年度からは伊豆箱根鉄道駿豆線の鉄道も使えるという共通券を発行いたします。こちらが2,209万6,000円。

4、高齢者生きがい対策事業でございますが、2の買い物弱者支援対策事業としまして、移動販売事業に対して補助をするものでございます。200万円見込んでございます。

次のページ、22ページをお願いします。

心身障害者福祉費7億1,506万7,000円、1,907万1,000円の増額となっております。

障害者福祉事業5,302万8,000円、1,473万9,000円の増額ですが、4番の社会福祉施設整備事業補助金、こちらは旧月ヶ瀬小学校跡地に建設予定のこども園と併設する障害者福祉施設への補助金1,450万円を計上してございます。

次の障害者医療助成費でございますが、2の重度心身障害者医療費助成金としまして6,600万円を見込んでございます。

3の障害者総合支援事業でございますが、障害者総合支援法に伴う施設入所や在宅サービス利用等の自立支援給付に係る障害福祉サービス事業でございます。

1の障害福祉サービス費としまして、介護給付費や訓練等の給付費など5億1,699万7,000円を計上してございます。

23ページが一番下の表、民生費の国民健康保険事業でございますが、予算額3億8,202万2,000円、7,624万円の減額となっております。こちらは繰出金の部分、法定繰出と法定外繰出とでございます。法定繰出につきましては税の軽減枠の拡大に伴いまして2,496万円増額してございますが、法定外繰出になりますその他繰出につきましては1億570万円減額の1億2,000万円を見込んでございます。

続きまして、24ページをお願いします。

こちら高齢者医療費でございます。5億673万円、2,603万7,000円の増額となっております。

主なものとしましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金8,982万2,000円、3、後期高齢者医療広域連合負担金3億9,815万円、こちらは3,083万3,000円の増額となっております。

下の表の介護保険費でございますが、5億287万2,000円、1,685万3,000円の減でございますが、介護保険特別会計への繰出金が1,893万1,000円減の4億5,370万5,000円となっております。

続きまして、26ページをお願いします。

上の表、児童福祉総務費2億1,182万7,000円、2,651万3,000円の減となっております。

2の児童福祉事業1億81万1,000円でございます。こちら、ちょっと記載はされていないんですが、市長申しましたとおり、地域少子化対策強化モデル事業としまして、委託金30万円を計上してございます。母子、乳児のそれぞれのケアをするということで、新しい事業として30万円を委託費として計上してございます。

3の子育て世帯臨時特例給付金給付事業でございますが、こちら平成26年度に引き続き消費税の引き上げに伴う支援ということで、子育て世帯臨時特例給付金900万円を見込んでございます。

隣の27ページ、保育所費でございます。2億8,013万9,000円、こちらは2億452万7,000円の減額となっております。これは修善寺東保育園と熊坂保育園をこども園ということで運営しますので、この保育所費からは削減してございます。その関係で職員給与費等減額となっております。

2の保育園一般事務事業でございます。3の負担金の一番下のところでございますが、私立こども園保育園分運営費負担金、こちらは5,128万6,000円、5,133万9,000円減額となっておりますが、こども園の利用料、これにつきましては平成27年度からそれぞれの私立の園が自園で徴収するということになりましたので、減額となっております。

次のページ、28ページでございます。

こども園一般事務事業でございます。こちらこども園費でございますが、6億7,695万7,000円で、4億7,417万8,000円の増額となっております。

まず、1つには、5番と6番の修善寺東と熊坂がそれぞれ保育所からこども園になったということで、こちらの事業費がふえてございます。

また、2のこども園一般事務事業でございますが、3億8,177万1,000円、3億4,070万7,000円の増額です。これは中伊豆地区に新たに誘致しますこども園、これの用地の分筆登記業務委託として99万7,000円、また、天城湯ヶ島地区のこども園整備事業補助金、旧月ヶ瀬小学校跡地に計画されておりますこども園の補助金として3億110万2,000円を見込んでございます。

34ページをお願いいたします。

衛生費の健康づくり推進事業でございます。4,791万8,000円、そのうち健康づくり事業としまして1,062万9,000円、これにつきましては24時間無料の電話相談等を行います。4の電話健康相談業務委託料、医師や看護師による相談業務となっております。こちらが486万円を見込んでございます。

続きまして、38ページをお願いします。

衛生費の清掃総務費でございます。1億1,578万5,000円、3,459万3,000円の増額となっております。これは4番に記載してございます広域処理施設整備事業としまして、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合負担金、新年度から新たに設ける一部事務組合への負担金としまして3,553万6,000円を計上してございます。

続きまして、41ページをお願いします。

衛生費のし尿処理費でございます。7億1,002万円、2,320万3,000円の増額となっております。

2のし尿処理プラント管理事業でございますが、清掃センターのし尿処理プラントの解体費を見込んでございます。1から4までが解体に係る経費となっております。合計で、解体費用が4億26万9,000円となっております。

3の土肥衛生プラント管理事業2億8,003万3,000円、こちら1億9,000万円程度増額となっておりますが、こちら解体費として1から4に掲げてございます。この解体経費は、これらを合計しますと2億21万4,000円となります。

4の汚泥再生処理センター運営事業でございますが、8,644万3,000円、平成27年度から新たに稼働します新しい汚泥再生処理センターの運営費等になっております。

2番の運營業務委託、汚泥運搬処理業務委託として7,460万4,000円を計上してございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

6款の農業振興費でございます。7,000万1,000円、こちら2,018万9,000円増額となっております。

1の農業振興対策事業でございます。2,012万5,000円、こちらは新たに5番と6番のとこ

ろに記載してございますが、新たに特別栽培米の推進事業補助金、これは低農薬や低化学肥料によります特別栽培米の補助金として200万円、また新年度の新規事業としまして新規作物導入支援事業補助金、比較的単価の高い作物を導入するというための補助金100万円を計上してございます。

一番下の6、地域起こし協力隊推進事業でございますが、国の地域起こし協力隊制度を活用しまして特産品開発やブランド化、販売促進を目指して2人の協力隊員を募集いたしまして、都市圏からの新規就農、定住を促します。

主なものとしましては、2の協力隊員の報酬として385万8,000円を見込んでおります。

続きまして、50ページでございます。

林業費の林業振興費1億7,208万9,000円。こちらにつきましては、まず1の林業振興事業としまして1,325万8,000円、こちら新規事業としましては、2に記載してございます未利用資源活用実証委託料でございます。木材チップの販売とか、木材チップの肥料化、これらを実証するための委託費500万円を見込んでございます。

また、来年度からは田方森林組合への補助金70万円を廃止いたします。

3の森林整備事業8,484万5,000円。これは森林整備費として2,537万1,000円、また、市有林の整備費として5,947万4,000円を見込んでございます。

主な事業ですが、市有林整備の利用間伐のために4,880万円、森林整備事業費の補助金としまして1,589万9,000円でございます。

4の有害鳥獣被害対策事業でございますが、2の有害鳥獣報酬費としまして年間1,100頭を目標に1,184万円、また、こちらちょっと計上がございませませんが、有害鳥獣の捕獲に際して使います無線機、この業務用無線機を借り上げるということで223万2,000円を含んでございます。

隣のページ、51ページの6、地域起こし協力隊推進事業でございますが、先ほどの農業振興費のところでも地域起こし協力隊制度を活用するというところでございますが、こちら林業振興につきましても活用するというところで計上してございます。

森林資源を活用した林業の継続的な産業化と食肉加工センターの製造する加工肉のブランド化、加工商品の開発・販売促進を目指しまして、こちら2人の協力隊員を募集するというところで、報償費を385万8,000円見込んでございます。

続きまして、54ページをお願いします。

商工費の商工振興費でございます。3,771万1,000円、2,490万3,000円の減額でございます。

1の商工振興事業でございますが、まず、減額ですが、商品券を今まで発行してございましたその補助金が平成26年度で終了するというところで、こちらが950万円、また、住宅リフォームの補助金、こちら平成26年度で終了ということで500万円を減額してございます。

主な事業としましては、1の産業力強化アドバイザー、新規事業でございます。産業力強化会議につきましては商工会、観光協会、農協、金融機関を連携させまして、地域支援の掘



り起こしや特産品の開発、新たな観光ルートの開発など、仕事づくりの中核をなす組織を目指して平成27年度スタートするわけでございます。こちらのアドバイザーとしまして569万4,000円を計上してございます。

隣のページ、55ページ、観光振興費でございます。2億2,671万1,000円、1億8,068万1,000円の減額でございます。観光振興事業としまして8,451万1,000円。

主なものとしましては、1の観光協会への補助金5,070万7,000円、あと、5、外国人観光客誘致促進事業補助金280万円。これは伊豆市のインバウンドプロジェクトが実施する海外からの外国人観光客の誘客事業に係る補助金となっております。

一番下の11、美しい伊豆創造センター負担金、これは7市6町によりますランドデザインを推進するために、あと長泉町と清水町を加えた7市8町で運営していくというもので、伊豆半島全体の発展を図ることを目的とします負担金が78万4,000円でございます。

次の56ページをお願いします。

2の観光施設整備事業1億1,061万9,000円。こちら1億8,489万9,000円減額となっておりますが、平成26年度に恋人岬のボードウォーク改修工事が完了しましたので、大幅な減額となっております。

このうち、新規事業としまして修善寺温泉公衆無線LAN施設設計業務委託500万円と、その無線LAN施設の整備工事4,620万円、こちら合計で5,120万円ですが、県の観光施設整備事業の補助金を使いまして整備する予定でございます。こちらは補正予算で説明させていただきました国の補助事業を使いまして防災拠点、観光拠点の無線LANの整備をするということで補正予算でお願いしましたが、この修善寺地区につきましては、防災拠点となります修善寺の総合会館と修善寺小学校、この間を無線LANのエリア化をするという事業でございます。

4番のジオパーク推進事業でございますが、552万7,000円、439万9,000円の増額でございます。これは1の伊豆半島ジオパーク中央拠点施設整備の負担金としまして新たに300万円を計上してございます。

隣のページの57ページ、一番下の9、アジア自転車競技選手権大会事業464万6,000円。これにつきましては、負担金としまして400万円計上してございます。負担割合につきましては、県が800万円、伊豆市が400万円、伊豆の国市が300万円、伊東市が100万円という予定をしてございます。

続きまして、59ページになります。

11の天城会館管理事業でございます。2,221万9,000円、こちらは3,334万3,000円の減額となっております。平成26年度をもって指定管理を廃止するということの指定管理料の減額と施設の改修工事が主なものとなっております。

次に、61ページをお願いします。

土木費の建築指導費でございます。3,467万3,000円。こちら845万1,000円の増額となって

おります。これにつきましては、2のTOUKAI-O推進事業でございます。3,362万6,000円。

一番下の7、新規としまして、がけ地接近危険住宅移転事業補助金802万9,000円、これは崖地に接近している危険住宅の移転費用の一部を補助するというので、経費につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というような負担割合になってございます。

続きまして、63ページの土木費の道路新設改良費3億4,927万3,000円、1,649万8,000円の減額となっております。

市道整備事業でございますが、主な事業、工事等につきましては、そちらに記載してございます。また、一番最後のほうに、位置図としまして資料を添付してございますので確認していただきたいと思っております。

この市道整備事業につきましては、橋梁の点検を5年に1回の頻度で点検をすると義務づけられました。平成27年度は市内50橋の点検業務を行う予定です。また、橋梁の長寿命化修繕計画に基づきまして、橋梁修繕工事として宮田橋1件を実施するものでございます。

続きまして、68ページ、都市計画総務費でございます。9,864万1,000円、都市計画推進事業2,579万1,000円。これにつきましては、3の土地利用基本構想策定業務、平成26年度に引き続きまして都市計画の基本構想の策定をするというもので410万円。

4、5、6につきましては、今年度新規に予算を上げさせていただいております。

4、中心市街地まちづくり道路体系検討業務、道路網の階層型道路ネットワーク構築のための検討業務500万円。5、都市計画基礎調査業務、これは建物の用途、現況の調査を行いまして現況図を作成するというものでございます。762万円。6、景観計画策定業務、これは2カ年で景観計画案を作成する予定となっております。こちらに700万円を計上してございます。

続きまして、70ページをお願いします。

国土調査費5,399万4,000円、1,155万8,000円の増額となっております。

来年度実施します地籍調査業務の委託料ですが、そちら表に記載してございます中伊豆地区で八幡、城、土肥地区で土肥、小土肥、修善寺地区で熊坂、こちらに記載しています地区を予定しております。こちら、位置図につきましては後ろのほうにつけてございますので、確認していただきたいと思っております。

71ページ、隣の真ん中の表になります。

都市再生整備費376万8,000円、こちらは3億3,683万9,000円の減額となっております。これは修善寺駅周辺整備事業費が減額ということで、このような数字になっております。

続きまして、73ページの消防費でございます。こちら、すみません、一部数字に間違いがありましたので、この場で修正をお願いしたいと思います。

まず、上の表、1、常備消防費5億9,882万6,000円となっておりますが、これを5億8,713万2,000円に訂正をお願いいたします。

それに伴いまして、右側の一般財源のところでございますが、こちらも5億9,395万8,000円となっておりますが、5億8,226万4,000円に訂正をお願いしたいと思います。申しわけありません。

こちら消防組合負担金となっております。この数字も、先ほどと同じ5億8,713万2,000円に訂正をお願いいたします。

内訳ですが、田方地区の消防組合の負担金としまして5億8,689万6,000円、駿東伊豆地区消防救急広域化協議会への負担金として23万6,000円です。

次の2、非常備消防費7,842万9,000円、こちらの財源内訳につきましても、申しわけございません、修正をお願いします。その他のところで1,405万2,000円となっておりますが、これを1,416万6,000円、また一般財源6,437万7,000円となっておりますが、これを6,426万3,000円に修正をお願いします。申しわけございませんでした。

1の消防団運営費でございます。4,686万5,000円、こちら139万4,000円の増額となっております。平成27年度から女性消防団員を現在募集しておりまして、女性消防団員の入団を見込んでございます。その女性消防団員の研修など新たな経費がかかってございます。また、消耗品としまして被服など女性用を新たに購入するというもので、若干予算のほうが増額してございます。

続きまして、75ページ、災害対策費の防災対策事業でございます。2億965万4,000円。これにつきましては4番の津波避難塔設置工事、これは小土肥地区に現在設置してございます津波避難タワー1基を設置する工事費1億2,300万円、また、7、ヘリポート整備工事、小下田地区に整備をしますヘリポートに4,511万5,000円を計上してございます。

続きまして、78ページ、教育費でございます。

小学校管理費2億4,551万6,000円、1,683万3,000円の減額となっております。

2の小学校一般事務事業1億3,161万5,000円。こちらにつきましては1,494万4,000円の増額となっております。

1の支援員等の報酬でございます。このうち学校支援員報酬24人となっております。現在、平成26年度まで19人の支援員でございましたが、5人増員いたしまして4,446万円を計上してございます。

また、3の臨時職員賃金、こちらにつきましても、教諭2人を新たに増員いたします。修善寺南小学校と中伊豆小学校の3年のクラスを2クラスにするということで、教諭2人を新たに増員するものでございます。こちらが752万6,000円。

続きまして、82ページをお願いいたします。

中学校管理費になります。2億1,291万1,000円、3,216万2,000円の増額となっております。こちらのうち、中学校一般事務事業6,155万7,000円でございますが、46万5,000円の増額をしてございます。こちら学校支援員報酬、支援員6人となっております。現在、中学校の支援員は4人体制でございますが、こちら2人増員いたしまして1,639万9,000円を計上し

てございます。

一番下の4、土肥中学校管理運営事業、ここにつきましては4,329万7,000円。3の小中一貫校施設設計業務としまして、施設一体型の小中一貫校の建設に向けまして設計業務をお願いするもので、3,375万円を計上してございます。

隣のページの7、中学校再編事業でございます。3中学校を再編し、新たな中学校を建設するための新中学校新築工事基本設計業務委託としまして2,451万6,000円を見込んでございます。

続きまして、ページ飛びます、91ページをお願いいたします。

教育費の美術品管理費でございます。205万9,000円、美術品管理・調査事業でございますが、こちら主な事業としまして、市が所蔵する日本画はこれから展示できなくなるということで、ウェブ上パソコンで閲覧できるようなデジタルミュージアムというものを開設する予定でございます。そちらの経費がデジタルミュージアム作成業務委託として80万1,000円、そちらのサーバーの使用料13万円、計93万1,000円を見込んでございます。

また、6の郷土資料館費でございますが、1,180万9,000円、郷土資料館管理事業となります。修善寺郷土資料館を閉館しまして、中伊豆歴史民俗資料館と統合した伊豆市の資料館の施設改修と収蔵品の適正な保存・展示を行うためのもので、特に中伊豆民俗資料館を玄関ポーチを改修する工事と空調設備の改修、これにそれぞれ46万5,000円と582万3,000円、合計629万7,000円を見込んでございます。

また、93ページをお願いします。

体育施設費1億586万3,000円、こちら1億5,485万円減額してございます。これは修善寺体育館管理事業におきまして、平成26年度修善寺グラウンドの改修工事が完了したことにより大幅な減額となっております。

また、2の狩野川記念公園グラウンド管理事業で、新たに工事請負費として、テニスコート2面、こちらの改修工事を行います。756万円でございます。

以上で平成27年度の当初予算の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

こちら特別会計予算書のファイルのほうで説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

申しわけありません、議案書のほうにはそれぞれ会計予算、議案番号振ってございますが、議案番号が確定する前に印刷した関係で、議案の番号が資料のほうでは抜けてございますが、御了承願いたいと思います。

議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ152万9,000円と定めます。

内訳でございますが、10ページ、11ページをお願いします。

歳入でございます。財産運用収入、財産の貸付収入としまして142万2,000円を見込んでご

ございます。これは修善寺の御幸橋駐車場に120万円、また修善寺中学校の給食調理員の駐車場に22万1,000円、合計で142万2,000円を見込んでございます。

次に、12、13ページ、歳出でございます。

財産管理費としまして152万9,000円、こちらを基金へ積み立てるというもので、積立金として計上してございます。

続きまして、財産区の特別会計へ移らせていただきます。

245ページをお願いします。

こちら申しわけありません、議案番号が抜けていますが、議案第16号 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算になります。

歳入歳出それぞれ152万円と定めます。

予算の内容でございますが、252、253ページをお願いいたします。

こちら財産の貸付収入としまして65万6,000円を計上してございます。鎌倉女学院への不動産の貸し付けになっております。

また、一番下の繰越金、前年度繰越として85万8,000円を見込んでございます。こちらが主な歳入となります。

また、歳出でございますが、256、257ページをお願いいたします。

財産区の一般管理事業としまして10万1,000円。これは管理会の委員の報酬等になっております。

次に、財産区の財産管理事業でございます。これは財産区の土地の管理等に要する経費、臨時雇いの賃金10万円、山林等の管理業務委託34万9,000円が主なものとなっております。

また、財政調整基金への積立金として75万円を見込んでございます。

次に、263ページ、議案第17号 平成27年度伊豆市市山財産区特別会計予算、こちらにつきましては歳入歳出それぞれ53万円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしまして、270、271ページでございます。市山財産区につきましては前年度繰越金52万3,000円が主な歳入となっております。

また、歳出でございます。274、275ページ、こちらが財産区の一般管理事業としまして管理会委員への報酬5万4,000円、また財産管理事業として30万5,000円、臨時雇い賃金15万円、山林等の管理業務委託料10万円となっております。

そのほか、財政調整基金への積立金9万円を計上してございます。

次に、予算書281ページ、議案第18号 平成27年度伊豆市門野原財産区特別会計予算。

歳入歳出それぞれ23万円と定めます。

歳入の主なものでございますが、289ページをお願いします。こちらの歳入の主なものは、前年度繰越金22万3,000円となっております。

歳出につきましては、293ページ、一般管理事業として5万6,000円、管理会委員への報酬3万円、また財産管理事業としまして16万円、臨時雇い賃金5万円、山林等の管理業務委託

6万円となっております。

次に、299ページ、議案第19号 平成27年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算。

こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ200万円を計上してございます。

歳入の主なものでございますが、307ページ、土地建物の貸付収入、こちらも鎌倉女学院への貸し付け39万5,000円を見込んでございます。

一番下の前年度繰越金159万9,000円、これを主な歳入と見込んでございます。

歳出でございますが、311ページ、一般管理事業としまして10万6,000円、管理会委員への報酬7万2,000円。財産管理事業でございますが、土地等の管理に要する経費として128万1,000円。これは臨時雇い賃金38万円、山林等管理業務委託として43万円、また、新たに植栽するための苗木代としまして30万円、あと、財政調整基金への積立金59万円を計上してございます。

続きまして、317ページをお願いします。

議案第20号 平成27年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算。

歳入歳出それぞれ94万円を計上してございます。

歳入の主なものでございますが、325ページ、財産貸付収入としまして土地建物貸付収入38万8,000円、これはソフトバンクモバイル、携帯電話の基地局なんです、38万7,000円、また伊豆慶友病院から1,000円、合計で38万8,000円となっております。

その他のものとしましては、前年度繰越54万5,000円となっております。

歳出でございますが、329ページでございます。

ほかの財産区と同様に、一般管理事業としまして11万7,000円、管理会委員への報酬が8万2,000円、財産管理事業としまして48万5,000円、臨時雇い賃金として26万5,000円、山林等管理委託料として10万円、財政調整基金への積み立てが29万円となっております。

続きまして、335ページ、議案第21号 平成27年度伊豆市田沢財産区特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ9万5,000円としております。

歳入の主なものでございます。343ページでございます。こちらにつきましては、前年度繰越金9万円が主なものとなっております。

次のページ、歳出でございます。

同じく一般管理事業としまして3万3,000円、財産区の財産管理事業としまして5万7,000円を計上してございます。

最後になります。349ページ、議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出それぞれ26万円と定めます。

歳入でございますが、357ページ、主なものとしましては繰越金となっております。

歳出につきましては、359ページ、一般管理事業としまして3万円、財産管理事業としまして22万5,000円、こちらは臨時雇い賃金、山林管理委託料等となっております。

以上で議案第6号及び7号、議案第16号から22号までの補足説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第8号及び議案第9号について。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、私のほうから、まず議案第8号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書は97ページから、特別会計予算書は15ページからになります。また、当初予算案資料は102ページからとなります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億3,280万円と定めるものでございます。

まず、歳入でございます。予算書の24ページからお願いをしたいと思います。

主なものといたしましては、第1款の国民健康保険税は、現年課税分8億5,813万4,000円、滞納繰越分4,772万円で、合計9億585万4,000円を見込みました。これは前年度と比べ4,791万4,000円の減少となっております。被保険者数の減少や経済状況の低迷が原因と思われます。

第3款の国庫支出金は、前年度より8,056万7,000円少ない8億7,635万1,000円を見込みました。これは療養給付費、医療費の減少に対する国庫負担金の減5,490万円が主な要因です。

第4款の療養給付費等交付金は、診療報酬支払基金から交付される交付金で、退職被保険者とその被扶養者の医療費の支払いの財源となるものです。本年度は被保険者数等の減少に伴い国保税の収納の減少が見込まれることから診療報酬支払基金からの交付金がふえ、前年度より177万9,000円多い3億1,119万円を見込みました。

第5款の前期高齢者交付金は、国保と被用者保険において、65歳から74歳までの前期高齢者の加入者割合の偏在を調整するための制度です。本年度は、加入者割合の増加に伴い、前年度より1億2,748万6,000円多い14億447万円を見込みました。

第6款の県支出金は、前年度より1,612万4,000円多い2億2,564万3,000円を見込みました。これは前年度まで特別調整交付金が不確実なことから予算としては見込めませんでした。安定的に交付されることから予算化したことが主な要因です。

第7款の共同事業交付金は、高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付される交付金で、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費共同事業と1円以上80万円以下の保険財政共同安定化事業があります。平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象金額がレセプト1件当たり10万円から1円以上となることにより、前年度より4億7,284万4,000円多い10億7,221万6,000円を見込みました。

第9款の繰入金は、一般会計からの繰入金と保険給付費と支払準備基金からの繰入金です。一般会計からの繰入金のうち、法定繰入金は2億5,752万2,000円で、その他繰入金は1億2,000万円といたしました。

基金繰入金は療養給付費の支払いに充てるためのもので、1億1,300万円といたしました。

第11款の諸収入は、主なものでは後期高齢者医療広域連合から受託している75歳以上の健康診査に係る受託料で、1,729万8,000円を見込みました。

続きまして、歳出でございます。

予算書は34ページからとなります。

第1款の総務費では、国民健康保険を管理運営するために要する経費です。主なものは一般管理費で、レセプト点検員3名を含む国保に携わる職員10名分の人件費6,321万9,000円、電算センター協議会への負担金713万2,000円でございます。

第2款の保険給付費は、一般被保険者、退職被保険者等に係る療養給付費、医療費、療養費、高額療養費等の支出科目でございます。

一般被保険者療養給付費は、1人当たり医療費は上昇しているものの、被保険者数が減少していることから、前年度より2,074万円少ない26億21万円を見込みました。

退職被保険者等療養給付費は、被保険者数が減少しているものの、1人当たり医療費は上昇していることから、前年度より750万円多い2億5,050万円を見込みました。

一般被保険者高額療養費は、療養給付費と同様に、医療費の減少に伴い前年度より2,500万円少ない3億3,200万円を見込みました。

出産育児一時金、葬祭費は、過去の実績に基づき算定をしました。

第3款の後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度に基づき、75歳未満の方を対象に国保税に上乗せして徴収した保険料を社会保険診療報酬支払基金を通じて広域連合に納付する支援金で、前年度より1,559万1,000円少ない5億9,126万9,000円を見込みました。

第4款の前期高齢者納付金は、65歳から74歳までの医療費に係る保険者間の財政調整のための納付金で、77万1,000円を見込みました。

第6款の介護保険納付金は、介護保険制度に基づき、40歳から65歳未満の方を対象に国保税に上乗せして徴収した保険料を社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金で、前年度より3,318万3,000円少ない2億4,440万3,000円を見込みました。

第7款の共同事業拠出金は、歳入のところで触れました共同事業交付金の原資となるものです。平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象金額が1円以上となることから拠出金も大幅にふえ、高額医療費共同事業拠出金として1億13万円を見込み、保険財政共同安定化事業として前年度より4億9,987万4,000円多い9億7,208万6,000円を見込みました。

第8款の保険事業費は、40歳から74歳の被保険者を対象に実施する特定健診、特定保健指導事業と後期高齢者広域連合から受託している75歳以上の方が対象の後期高齢者健康診査事業が主なものです。

両事業とも医療機関への健診委託料が主なもので、特定健診で3,517万4,000円、後期高齢者健康診査で1,995万円を見込みました。

以上、国民健康保険特別会計の主なものについて補足説明をさせていただきました。



続きまして、議案第9号 平成27年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は101ページから、また特別会計予算書は63ページから、これは議案書の番号9号となります。それから、予算案資料は122ページからとなります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,228万9,000円とするものでございます。

予算書の70ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入ですが、主なものといたしまして、第1款の後期高齢者医療保険料は、静岡県後期高齢者医療広域連合で賦課決定し、各市町で徴収することとなっております。徴収方法では、特別徴収と普通徴収があり、本年度は特別徴収で1億9,079万1,000円、普通徴収で7,988万7,000円を見込みました。

第3款の繰入金金は、一般会計からの繰入金で、事務費として336万5,000円、保険料軽減分として8,645万5,000円を見込みました。

次に、歳出でございます。

予算書の74ページをお開きください。

主なものですが、第1款の総務費では、電算センター協議会への負担金142万7,000円、保険料の賦課徴収に係る経費124万2,000円が主なものでございます。

予算書の76ページをお願いいたします。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料や保険料軽減分を広域連合に納付するものです。本年度は3億5,813万4,000円を見込みました。

第3款の諸支出金は、主に被保険者が死亡したことなどにより保険料を還付するためのもので、70万円を見込みました。

以上、後期高齢医療特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきました。

○議長（杉山 誠君） ここで、議事の都合により昼の休憩にします。

再開を午後1時からといたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 0時59分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

午前に引き続き、提案理由の補足説明を許します。

議案第10号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから議案第10号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

すみません、特別会計予算書の81ページをお願いいたします。

平成27年度の伊豆市介護保険特別会計予算につきましては、第6期の介護保険事業計画の初年度に当たりますので、計画に基づきまして予算を編成いたしました。

81ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ32億円、前年に対しまして1,780万円の減、99.45%となっています。要因につきましては、介護報酬が平均2.27%減になりました。この関係が大きく影響しているというふうに考えております。

続きまして、予算書の82ページ、よろしく申し上げます。

歳入ですが、1款の保険料、介護保険事業計画のほうで基準月額を4,600円とし、第5期に比べまして500円の増額をいたしました。被保険者数を1万1,682人、収納率を98.3%として見込んでおります。保険料の収入総額ですが、6億4,944万3,000円、前年度より8,753万7,000円の増、約15.58%の増となっております。

これにつきましては、介護保険法の改正がございます。1号被保険者65歳以上の保険者の費用負担割合が21%から22%に引き上げられました。この関係が大きくなっております。

続きまして、2款の使用料及び手数料ですが9万6,000円、3款の国庫支出金ですが、負担金が5億1,916万5,000円、調整交付金と地域支援事業の交付金2億1,411万3,000円、合わせて7億3,327万8,000円です。4款の支払基金ですが、8億6,035万9,000円を見込んでおります。この関係ですが、費用負担割合が29%から28%、40歳から64歳の方の費用負担が1%減額になっております。その関係から、3,108万1,000円の減となっております。

5の県支出金でございますが、負担金が4億5,127万6,000円、補助金が2,330万円、合わせまして4億7,457万6,000円です。

6款の財産収入ですが、予算計上の1,000円とさせていただきました。

7款の繰入金ですが、一般会計からの繰入金、4億5,370万5,000円、それから、基金の取り崩し分2,240万円となっております。

8款の繰越金ですが、274万3,000円を見込んでおります。

9款の諸収入、これにつきましては、利用者負担金として339万9,000円を見込んでおります。

次に、歳出ですが、1款の総務費でございます。2,749万7,000円、前年度より70万8,000円の減、これは大きな要因といたしまして、電算センター協議会への負担金の見直しということで減となっております。

2款の給付費ですが、29億8,597万2,000円、前年度より5,817万8,000円の減となっております。

3款の地域支援事業でございますが、1億8,367万3,000円、前年度より4,796万6,000円の増となっております。これにつきましては、2款、3款についてですが、要支援1と2の方の訪問介護、通所介護が介護予防事業から、3款の地域支援事業に移っております。この関

係が大きな要因となっております。

4 款及び 5 款の公債費につきましては、それぞれ科目を設置ということになっております。

6 款の諸収入ですが、死亡した方の 1 号被保険者の還付金ということで、35万5,000円を見込んでおります。予備費としまして、7 款に250万円を計上いたしました。

続きまして、予算書の111ページをお願いいたします。

3 款の地域支援事業のサービス費ということで、こちらに 1 億227万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、要支援 1 と 2 の方、それから自立の 1、2 の方の通所、訪問サービスの給付費をここで計上させていただいております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第11号から議案第15号までの 5 議案について。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第11号から議案第15号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の109ページをお願いします。

議案第11号 平成27年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算、歳入歳出をそれぞれ 1 億 2,618万円とするものです。平成24年度から 3 カ年間、八木沢小下田簡易水道について、毎年約 2 億円ずつ、3 年間で整備をしてきました。かんがい排水施設の財産処分手続及び接続工事についても、平成26年度内に終了の予定です。これにより、かんがい排水施設から、日量368立米の水量を確保でき、安全で安心した水道水を供給することができるようになりました。

本年度、平成27年度からは通常管理業務ということになります。

平成27年度の本予算の特徴について、説明をさせていただきます。

特別会計予算書の139ページをお願いします。

138、139ページの表の中、下から 5 行目、15-40、施設改良費というのがあります。5,350万円になっています。これが平成27年度の工事で、柿木配水池の布設がえ工事、これが1,200万円を入れてあります。

また、八木沢地区の配水管の布設がえ、これに450万円、八木沢地区も完了はしたわけですが、やはり今度は通常管理業務の業務に入っていくという中で、今までは水量が少なかったもので、ある程度水量不足とか、圧力低下というのが大きく問題にはなっていなかったんですけど、今回、もうしっかり水源等ができましたので、布設がえ等やって水量の確保及び水圧の低下の部分がありますので、このあたりを改善していきたいというふうに考えています。

また、下村の第 6 配水池の改修3,600万円、これは小下田のところに30トン程度の配水池がありますけれども、やはりこれがもう相当老朽化で配水池自体が漏水をしているという状

態ですので、これの維持管理工事を実施していくということになります。

続きまして、議案第12号、議案書の113ページをお願いします。

議案第12号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出を13億733万円とするものです。

平成20年度より土肥の浄化センターの長寿命化工事が平成26年度、本年度で終了いたしました。平成27年度からは湯ヶ島クリーンセンターの長寿命化、耐震化の実施設計を行い、随時改修工事を実施していく予定になっています。

また、下水道管渠の整備も引き続き実施していく予定になっています。

特別会計予算書の165ページをお願いします。

165ページの表中の下から2番目、13-40、工事関係委託料、このところで湯ヶ島クリーンセンターの長寿命化及び耐震化の実施設計を予定しています。

また、公共下水道の全体計画の見直しもここでやります。この全体計画の見直しというのは、日向地区をこの公共下水道へ入れ込むというような計画を盛り込んだものをやろうとしているものです。

続きまして、167ページをお願いします。

上の表の表中の中の3行目、15-40、管渠工事1億円とあります。これが、城地区の管渠工事、3,300万円、大平地区の管渠工事が6,300万円を計上してあります。

あと、400万円が舗装の復旧工事、舗装を相当下水道で傷めています。その復旧工事に400万円を計上してあります。

続きまして、議案第13号、議案書の117ページをお願いします。

平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算であります。

平成27年度の予算規模は前年比111.5%の1億5,511万3,000円といたしました。

農業集落排水施設は、各施設での施設整備は完了しており、施設の維持管理が主なものとなっています。ただ、供用開始から20年前後の施設が多く、処理場の維持管理のための経年劣化による故障や設備の停止のおそれのある設備の施設の修繕を行っているところです。

平成27年度の特徴といたしまして、予算書の197ページをお願いします。

予算書の197ページの下の中の下から2行目、ここに13-40で工事関係委託料とあります。ここで加殿、日向、田代の公共下水編入に伴う委託料を計上してあります。

続きまして、議案書の121ページ。

議案第14号 平成27年度伊豆市水道事業会計予算であります。

まず、ここの第2条の(2)年間総給水量、これが454万5,000立米と見込みました。これは、前年に比べて6.3%低い数字としました。これは、節水器具の普及とか景気の動向を見ながらということと、2年も3年も前から毎年、表をつけていまして、だんだん皆さんの使用水量が減ってきています。それをグラフ化して傾きを出して、そして平成27年度の予測を出しているということになります。これを受けて、第3条の第1款、ここに水道事業収益と

して、6億219万円を見越してあります。

ほかの予算とちょっと違うのは、水道の場合には水の使う量を予測して、そしてさらに、その収益を予測して、それを年間予算に反映させるわけですけれども、平成26年度に水道料の統一がされました。その平成26年度の実績を見ながら平成27年度の予算を予測したわけです。

ただやはり節水器具の普及とか、景気の動向、そして収納率の関係なんかも変わってくると思います。特に、収納率については、平成27年度は大幅に改善を予想しているところです。

それでは、平成27年度の特徴ですけれども、まず、水道料金の徴収委託を平成27年度より実施をします。営業内費用の中に4,300万円を計上しました。この契約で減少する経費として水道会計では職員1名の減、下水道会計では2名の減、そして情報センターへの負担金の減、検針業務の委託料の減、さらに収納率の向上を期待しているところです。

検針料がなくなったというわけではなくて、検針料今まで直接払っていましたが、今度はその徴収の業務の委託の中に全部含めてもらうということになります。

これが支出の1款のところの第1項の営業費用というこの欄に含まれているところです。

続きまして、ハード面というか施設の関係ですけれども、牧之郷芙蓉台地区の新たな配水池の計画がありましたが、配水計画を変更することとともに、配水池を新設する必要がないことが調査により確定しました。おかれていた当地区の配水管の布設がえ工事を実施しているというふうを考えています。柏久保の配水池をそのまま使うということになるわけですけれども、そうすることによって、新たな配水池はつくらないわけですけれども、牧之郷地区の水圧が2キロほど上がります。そうしたときに老朽管の漏水が逆にふえてしまうのではないかということで、布設がえをやる。

また、既存の配水池の取り壊しについても年度内中に実施できるように検討しているところです。

ただ、水道課職員、年間漏水件数が400件を超えています。そういう中で、マンパワー的なものが足りるかどうかということですが、何とか使わない配水池もどんどん撤去したいというふうを考えているところです。

継続事業としまして、老朽管の布設がえ、それと下水道工事関連で配水管の布設がえ、茅野の送水管の布設がえ等を実施する予定です。

それでは、予算書の210、211ページをお願いします。

予算書210ページの支出の下の表ですけれども、1の1の3総係費というところがあります。この中に4,300万円の徴収業務の委託が含まれているところです。

続きまして、211ページの支出の下の表ですけれども、1の1の1、改良費、ここに各種配水管の布設がえ等の工事を入れてあります。

続きまして、議案第15号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計予算であります。

議案書の123ページになります。

ここで、2条の(2)年間総給湯量、これが合計いたしますと、158万8,468立米となります。これを受けての第3条の1款ですけれども、温泉事業収益は、8,304万5,000円ということになっています。ただ、この温泉事業は定量制という制度になっています。ただ、定量制イコール定額制ですので、二升とかを確保するというところで、二升を幾ら使おうが金額は変わりませんので、この金額についてはほぼ合ってくる金額というふうになっています。それ以外ではメーター制がありますけれども、メーターは50戸程度になっているところです。

平成27年度、この温泉事業の主な特徴としましては、一番下の欄の建設改良費の785万円になろうかと思えます。この785万円ですけれども、これは源泉ポンプの入れかえ、これ1カ所ですけれども、1台440万円。そして中村ポンプの改良、これは騒音防止ですけれども、これに220万円、そして、中村ポンプ場の送湯ポンプの改良工事、これオーバーホールですけれども、これが125万円ということになります。

以上、予算で特徴のあるところを中心に説明をさせていただきました。

以上です。

○議長(杉山 誠君) 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第22号までの17議案に対する質疑は、3月3日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第23号～議案第41号の上程、説明

○議長(杉山 誠君) 日程第28、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第46、議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの19議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) 議案第23号から議案第41号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第23号は、伊豆市の組織編成により部の新設、部名の変更を行い、部の所掌事務を定めるものです。

議案第24号は、行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の中止等の求めや、法令違反の事実を発見した場合に、その是正するための処分等の求めを申し出る制度を創設するものとなっています。

議案第25号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、次期の教育長の身分から特別職となるため、特別職となる教育長の給料の額を審議会の諮問事項に含めるための改正です。

議案第26号は、教育地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による条ずれの改正となります。

議案第27号は、伊豆中央道と修善寺道路の回数券の売りさばきを伊豆市が行うために、基金を設置し、適正に管理しようとするものです。

議案第28号は、消防団員数の実情に合わせ、団員の定数を見直すものです。

続いて、議案第29号は、児童扶養手当法の改正に伴い、条例の引用条項が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

議案第30号は、退職報償金の支給対象の在職年数を3年以上から2年以上に改め、新たに設ける女性消防団員や任期2年の分団長にも退職報償金の支給を拡大するものとなっています。

議案第31号は、寄附の財源の事業区分を見直し、寄附者がわかりやすく寄附を、つまりふるさと納税を活用できるようにするものです。

議案第32号は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、引用する法律名と入所要件の追加を行うものでございます。

議案第33号は、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を引き上げるものとなっています。

議案第34号は、中豆授産所の施設の老朽化により、平成28年4月から新たな施設を民営で設置するため、同年に合わせて中豆授産所を廃止するものです。

議案第35号は、介護保険法の規定により地域包括支援センターの職員等に係る基準を厚生労働省令の基準に従い、条例で定めるものでございます。

議案第36号は、介護保険法の規定により指定介護予防支援等に関する人員、運営等の基準について、厚生労働省令に定める基準に従い、条例で定めるものでございます。

議案第37号は、伊豆市第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの3カ年の保険料の基準額を改正するものです。

議案第38号は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、伊豆市立幼稚園授業料徴収条例、伊豆市保育所条例、伊豆市立幼稚園預かり保育条例等の関係6条例の改廃を行うものとなっています。

議案第39号は、児童福祉法第34条に基づく放課後児童健全育成事業の利用者負担金について、条例で負担金の額を定め、減免等の規定を整備するものです。

議案第40号は、土肥職員住宅について、近年入居者がなく、老朽化が進んでいるため廃止するものです。

議案第41号は、狩野ドームの夜間利用について、利用実態に合わせ、利用時間と料金区分を細分化し、市民の皆様が利用しやすいようにするものです。

以上、それぞれの条例の詳細については、担当する部長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第23号から議案第31号までの9議案について。  
総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第23号から議案第31号の補足説明させていただきます。

お手元に条例議案説明資料というのを配らせていただいておりますので、そちらも一緒にごらんになっていただきたいと思います。

まず、議案書153ページ、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてでございますが、こちらにつきましては、伊豆市の組織編成の見直しにより、部の新設、部の名称変更、所掌事務を変更するための改正でございます。地方自治法の規定によりまして、市長の直下の組織、これは条例で定めるということになっておりますので、この事務分掌条例というものが規定してございます。

155ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現在、改正前のところでありますが、総務部の所管するもののうち、「秘書、渉外及び広報広聴に関すること」、4号、5号、6号ですね。「まちづくり戦略の調整に関すること」までにつきまして、新たに改正後のほうを見ていただきますと、総合政策部という企画部門を部として新たに設けます。そちらの総合政策部で「まちづくり戦略の企画及び調整に関すること」「重要施策の総合的な企画及び調整に関すること」「秘書、渉外及び広報広聴に関すること」を担当するという新たな総合政策部を設けます。

それに伴いまして、総務部の所管でありました4号、5号、6号を削りまして、それぞれ繰り上げるという改正。

また、改正前の市民環境部でございますが、こちらを市民部と。市民にわかりやすい簡単な名称ということで市民部という名称に変えてございます。また、第2号の「国民健康保険及び後期高齢者医療保険に関すること」、これにつきましては、健康福祉部のほうへ所管がえをするというものでございます。

めくっていただいて156ページの健康福祉部の第3号のところを見ていただくと、現在では「介護保険に関すること」、これに先ほどの「国民健康保険、後期高齢者医療保険」を加えまして、第3号を改正してございます。

また、改正前の観光経済部でございますが、こちらわかりやすい名称ということで、「産業部」ということでございます。所管する事務の内容の大きな変更はございませんが、書いてある事務分掌の内容を整理してございます。1号に「農林水産業の振興」とありますが、これは農林水産業全般ということで、「振興」という文言は削ってございます。2号の「商工業に関すること」、こちらは同じでございます。3号「自然環境に関すること」、これは4号としまして「自然保護」、そういうふうな名称に変えてございます。改正前の「観光及び観光施設に関すること」、これを新たな3号で「観光に関すること」ということで、



1号、2号、3号につきましては、農林水産業、商工業、観光と、そういう広い意味での全てに関するということであえて振興という文言は使用しておりません。

また、157ページの4条例につきましては、それぞれ所管する部の名称を条例で規定してございましたので、この改正条例の附則において、あわせて改正するというものでございます。平成27年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第24号 伊豆市行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましても、まずこの条例でございますが、現在、法律のほうで行政手続法という法律があります。これは、通常、処分、行政指導などの手続等に関して法律のほうで公平の確保と透明さを図るということで定められております。ただ、この法律におきましても、地方公共団体がそれぞれの条例や規則で行う処分、行政指導については適用除外となっております。ですので、法律ではこの行政手続法の趣旨にのっとり必要な措置を講じなさいという努力義務となっておりますので、その関係で伊豆市でも行政手続法に準拠した形での条例を定めております。今回、平成27年4月1日から変わるんですが、この行政手続法の改正が行われました。

161ページの新旧対象表をお願いします。

162ページですね。161ページは軽微な変更でございます。

162ページ、第34条の行政指導の方式がでございます。

この行政指導の方式につきまして、2項の1号から3号に掲げてございますが、この行政処分の権限を行使する旨を示すときは、その相手方に対してそこに書いてございます1号から3号に掲げることを示しなさいということで、行政指導の方式の改正がございました。

また、163ページ、新たに設けます35条の2、これ「行政指導の中止等の求め」ということでございますが、行為の是正を求める行政指導の相手方、行政指導される相手方の方は当該行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは行政指導をした市の機関に対して、その旨を申し出て行政指導の中止、その他必要な措置を求めることができると。これは行政指導をされた側が法律と条例に合わないんじゃないかというような場合、その中止を求めることができるというものでございます。

2項につきましては、申請書、申し出を出すときに記載する必要事項を書いてございます。

また、3項で、市の機関はその申し出があった場合は調査を行いまして、条例等に規定する要件に適合しないと、そのような場合は中止、その他の必要な措置を講じなさいという規定になっております。

続きまして、35条の3、これも新たに追加されるところでございます。これは、処分等の求めということで、「何人も、法令または条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、処分をする権限を有する市長等に行政指導等をすることを求める」ということで、要は法律、条例違反の行為があった場合、何ら処分、行政指導がされていないときには、誰でもその行為に対し

て行政処分や指導を求めることができるという規定です。主なものにつきましては、この指導の方式で示す事項、また行政指導された方が行政指導の中止を求める行為、また法令違反等の行為を発見したときに行政指導をするように求める、この3つが主な改正となっております。こちらにつきましては、法律の施行に合わせまして平成27年4月1日からの施行となります。

続きまして、議案第25号 伊豆市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。

こちらにつきましても、新旧対照表169ページをお願いします。

先ほど市長の提案理由でございました教育長の身分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日から新たになる教育長については、一般職ではなく特別職という身分になります。ただし、現在任期中の教育長につきましては、その任期が終了するまでは今と同じ一般職の教育長ということになります。ただし、今後教育長が特別職になる場合、給料等を定める条例をつくるわけですが、あらかじめこの報酬審議会に諮る必要があるということで、今回、今まで改正前には市長及び副市長、これに新たに教育長を加えます。ですので、この報酬審議会の対象となるものにつきましては、議会の議員の方々の議員報酬と市長、副市長、教育長の給料を諮問するということとなります。

ただし、先ほど申しましたとおり、これから新たに就任される教育長についての適用ということですので、167ページの議案書の附則の第2項、経過措置というところをごらんいただきたいと思います。

改正後の第2条の教育長、これは審議会条例に教育長を加えたところの教育長でございます。改正後の第2条の教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第1項の教育長に適用するということですので、新たにこれから特別職となる教育長について適用するというのでございますので、一般職として就任している教育長には適用がありませんという経過措置でございます。

続きまして、議案第26号 伊豆市職員定数条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましても、先ほど言いました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、第1条で引用している条項にずれが生じたことから改正を行います。また、この改正前のところですね、下線を引いてあります下から3行目ですが「教育長及び臨時または非常勤の職員を除く」ということで、この定数条例からは、教育長が除かれておりました。しかし、今後、新しい教育長につきましては、特別職となりますので、あえてここで教育長を除くという規程の必要がございませんので、「一般職に属する職員で（教育長及び）」の部分を削ります。

また、この条例につきましても経過措置を設けてございます。

171ページに戻っていただきまして、附則の2項でございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の第1条の規定は、なおそ

の効力を有する」。要はこれは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則2条1項というのが、新しい教育長が特別職という改正なんですけど、ただし、現在任期中で在任しています教育長については今のままですよという規定です。ですので、新旧対照表のほうで、改正後の条例は、「教育長及び」を削除してありますが、現存する教育長につきましては、改正前の1条の規定がその効力を有するというもので、改正はしてありますけれども、現在いらっしゃる教育長についてはまだその改正前の効力がありますというものでございます。

続きまして、議案第27号 伊豆中央道・修善寺道路回数券購入基金条例の制定でございます。

先ほど市長が申しました伊豆中央道と修善寺道路の共通回数券というものを道路公社のほうで販売しております。このたび静岡県及び道路公社のほうから利用者の利用促進、また特に伊豆市の方々は、今、修善寺道路の料金所、または江間の料金所等で買わなければならないということで、なかなか不都合があるということで、伊豆市でも市役所のほうで扱っていただきたいというお話がございました。そこで、伊豆市と伊豆の国市で、それぞれの市役所でこの共通回数券を取り扱うということで、今回、基金条例を定めさせていただき、この金額の中で共通券を買ったり売ったりしていきたいというものでございます。扱う共通券につきましては、160回券のものの軽自動車と普通自動車のみを扱います。軽自動車が1万2,800円、これを100冊、普通自動車1万6,000円、これも一応100冊、合計で288万円程度が想定されますので、この基金につきましては、第2条「基金の額は300万円とする」ということで、300万円の基金を設けて、この中で市民の利用促進になるよう本所、各支所でこの取り扱いをしていきたいというための基金条例となっております。

続きまして、議案第28号 伊豆市消防団条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、消防団条例の中で、消防団員の定数を定めてございます。

新旧対照表の179ページを見ていただきたいと思います。

この平成27年1月1日現在の伊豆市の消防団員ですが、602名が団員としています。ただ、定数条例上、670人となっておりますので、約60人強が定数より下回っている状況となります。この消防団員につきましては、退職報償金の掛金とか、公務災害の場合の掛金、これを団員数一人頭の単価があります。退職報償金については1万9,200円、公務災害につきましては1,900円とそれぞれ掛金があるんですが、これは条例の定数で掛金を支払うことになっております。ですので、余りにも定数条例の数字と現状の団員数に開きがありますと、その分多く掛金を支払っているという不都合なこともございますので、今回、新しい女性消防団員の入団も見込みまして、670人を630人と定数を変えさせていただくものです。この条例も平成27年4月1日から施行させていただくものでございます。

続きまして、議案第29号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。

これは、児童扶養手当法が改正されたことに伴いまして、この条例の附則で、児童扶養手当法の条項を引用してございます。その条ずれが生じたために引用条文の改正を行うもの

です。

183ページの新旧対照表を見ていただきますと、附則の第8条第7項第1号で、改正前の「第4条第2項第2号、第5号もしくは第10号もしくは第3項第2号」、こちらが条ずれがありまして、児童福祉法では「第13条の2第1項第1号から第3号までもしくは第2項第1号」と変わります。

また、2号におきましても、児童扶養手当法の改正前が「第4条第2項第3号、第8号、第9号または第13号」、これの条項ずれがございまして、「第13条の2第1項第4号または第2項第2号」に改めるものでございます。

こちらは、法律のほうを改正されておりますので、施行日につきましては、公布の日から施行するというようになっております。

続きまして、議案第30号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正でございます。

こちら187ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

現在、伊豆市では消防団員が退団するときに、退職報償金を支払っております。その最低必要在団数が3年以上勤務した者に退職報償金を支払うという規定になっておりますが、現在、消防の分団長におきましては、一度団員を退団してから2年間の任期の分団長を務めております。その場合、その分団長につきましては、退職報償金が支払われないというようなこともございます。近隣の伊豆の国市、函南町を見ましても、やはり最少の年数を2年としてございますので、伊豆市におきましても来年度から女性消防団員も入りますので、退職報償金の在職の最低年数を2年以上とするものでございます。金額につきましては、近隣市町等を勘案しましてそれぞれの3年以上4年未満、4年以上5年未満とのこの差額を使いまして、新たに2年以上3年未満につきましても、金額を定めてございます。

なお、この2年以上3年未満の団員の方が退職する適用日ですけれども、今年度、条例の公布を交付日としまして、今年度いっぱい退団する方に適用するという経過措置を設けてございます。

続きまして、議案第31号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正でございます。

この条例は、いわゆるふるさと納税をしていただく方にこの条例の事業区分を指定していただきます。また、特に指定をしない場合でもいいんですが、その事業区分について見直しを図るものでございます。

191ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条の事業区分、改正前の1号「豊かな清流を保全するための事業」、また2号「里山の緑の守るための事業」、この2つの事業につきましては、改正後の1号「豊かな自然環境を守る事業」ということで、自然環境という一つのくくりにさせていただいております。また、新たに2号としまして「地域の安全を守る」という安全に関する事業を加えてございます。また、新しい5号としまして「地域づくりのための事業」ということで、現在、2地区

で地域づくり協議会を設立し活動していただいております。その地域づくり協議会を支援するためにも、この「地域づくりのための事業」ということで、新たな5号を設けさせていただいております。

以上で、議案第23号から議案第31号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第32号について。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第32号について補足説明をさせていただきます。

議案書の193ページをお願いします。

議案第32号 伊豆市営住宅条例の一部改正についてであります。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正されました。平成25年12月13日に公布され、平成26年10月1日に施行された法律改正に伴い、伊豆市営住宅条例の一部改正を行うものです。

まずは、この法律が変わりましたので、字句の修正、それとこの法律上に載っています特定配偶者の入居の要件として追加するための改正を行うもので、市民の方の行政サービスの低下とか不利益になるようなことは一切ありません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第33号について。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、私のほうから議案第33号の伊豆市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書197ページからとなります。お聞きください。

地方税法施行令を改正する政令が平成26年4月1日から施行されたことにより、法改正による据え置き分であった伊豆市国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第34号から議案第38号までの5議案について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから議案第34号から議案第38号のほうまで説明をさせていただきます。

まず、議案書の201ページをお願いいたします。

議案第34号 中豆授産所条例の廃止についてですが、今年度の当初予算に旧月ヶ瀬小学校

跡地に建設予定の就労継続支援B型への建設補助金を計上いたしました。これによりまして、社会福祉法人春風会によりまして平成27年度建築、それから、平成28年度4月1日から民設民営により稼働する予定でございます。この関係からこの条例を廃止させていただくものです。なお、期日につきましては、附則に書いてありますが、平成28年4月1日ということになります。

続きまして、議案第35号のほうを説明させていただきます。

203ページのほうをお願いいたします。

議案第35号及び議案第36号の条例制定につきましては、地域の自立性、それから自主性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律、第3次一括法の施行に伴いまして、介護保険条例の一部改正がございました。これによりまして、市町で2議案の条例の制定が必要になったということになります。厚生労働省に定める基準に従いまして、参酌をして定めるものです。

それでは、203ページをお願いいたします。

地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例、第3条で基本方針、被保険者が可能な限り、住みなれた地域において生活を営むようにしなければならない、というようなことを考えまして、第3条2項で、地域包括支援センターは適切、公正かつ中立な運営を確保する。それから、第4条、従事する職員の原則の数。

それから、1枚めくっていただきまして、204ページ、第2項ですが、地域包括支援センターの人員配置の基準を定めるものでございます。人員としまして、第5条で「この条例に定める者のほか必要な事項は、市長が別に定める」というものでございます。

続きまして、205ページをお願いいたします。

議案第36号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、これにつきましては、長々とした条例名でございますが、要は、要支援1と2の方のケアプランを立てる居宅事業所の基準を定める条例というふうに考えていただければいいかと思えます。これにつきましても、議案第35号と同様に厚生労働省で定める基準に従いまして条例をつくってございます。

205ページにおきまして、基本方針、それから、206ページで、担当職員の数、それから、207ページのほうで第9条で目標志向型の介護予防サービスの計画を定めなければならないというふうにしております。ですので、要支援1と2の方のケアプランを定めるというものの条例制定でございます。

この条例につきましても、平成27年4月1日から施行するということで考えております。

それに伴いまして、209ページをお願いいたします。

伊豆市にはグループホーム等の地域密着型のサービスを行うものの指定に関する基準を定める条例がございます。その関係で、「第115条の22第2項第1号の規定により」と、これ

が予防支援事業者、予防のプランを立てる方の条項を追加するということになっております。  
次に、211ページをお願いいたします。

伊豆市介護保険条例を一部を改正する条例ですが、介護保険法第129条第3項の規定によりまして、伊豆市第6期介護保険事業計画に基づき算定する平成27年から平成29年の保険料を定めるための介護保険条例の一部改正をお願いするものです。

介護保険料は、平成27年から平成29年、3年間の介護給付費等に関する費用の総額から算出をしたものです。

なお、平成27年度介護保険の予算でも申し上げましたが、法律の改正によりまして、1号被保険者の負担割合が21%から22%に上がっております。大体、この1%というのが、年額にして2,700円程度、月額にしますと230円から240円ということになっております。

また、算定に当たって、従うべき政令の基準が介護保険法施行令が38条から39条に変更になっています。その関係から条項改正がございます。また、国のほうの介護保険の保険料の区分が、第6段階から第9段階に改正をされております。伊豆市のほうとしましても、第9段階をとらせていただくということからの改正になります。

それでは、新旧対照表213ページ。

それから、皆さんのお手元のほうに、きょうこういうものがA4判の議案第37号資料というものがお手元のほうに配付されていると思いますので、その関係をお願いいたします。

それでは、資料のほうから説明をさせていただきます。

左側に第5期ということで、第1段階から第8段階という形で伊豆市の現在保険料を賦課させていただきます所得区分及び負担区分、月額、年額というふうになっていると思います。それを第6期のほうでは、右のほうに第1段階から第9段階という形になっているかと思えます。矢印に従いまして第1段階の方、第5期の生活保護を受けている方、0.5、2,050円が右の形では月額2,300円という形になっております。この条例のほうは月額ではなく、年額でうたっておりますので、左の第1段階2万4,600円を2万7,600円に改正をさせていただくということでございます。大きく変わっているのは、第5期の第7段階、第8段階、この方たちが第6期のほうは6、7、8、9と4段階に改正をされるということでございます。所得の区分が120万円未満の方、190万円未満の方、290万円未満の方、290万円以上の方という形で負担区分につきましても、0.5から始まりまして1.7という形に変更をお願いするものです。

新旧対照表のほうをお願いいたします。

改正前が、第1条の1の1、2、3、4、5、6と、6段階だったものを、改正後は9段階、それからそこにあります令第38条というものを令第39条に語句の改めをお願いするところでございます。

改正後の第2条の2、3、4につきましても、段階の区分の金額ですので、第6段階の区分は120万円、それから第7段階が190万円、第8と9の区分の切りかえの年額を290万円と

いうことをお願いをするものです。

続きまして、新旧対照表の214ページをお願いいたします。

改正前、改正後ということで、38条を39条に改めさせていただくと同時に、中ほどに、改正前ですが「第2号口、第3号口、第4号口または第5号口」というものに、「第6号口、第7号口または第8号口」という形で3つの段階の口を追加させていただいております。これにつきましては、生活保護の基準が方法の一つとしまして、収入から支出を出させて、その差額がマイナスになれば、生活保護にするというようなことがございます。これは、収入から支出、月額必要額を引くということですので、介護保険料を仮に5,000円のを2,500円に下げることによって生活保護の基準でなくなるというようなことでございます。

例えば、月10万円収入がありました。支出が介護保険料を入れて10万1,000円ですというときに、この段階によって第6段階から第5段階に落とすことによって、10万1,000円から支出が9万9,000円になったというケースがございます。このケースにおいては、生活保護にならないということになりますので、段階によって生活保護ではなくするためにこの条文によって介護保険料を下げるということの条文改正、そういうことによって段階が第6段階から第9段階に3段階引き上がったということによる3段階の条項を追加させていただくこととでございます。

続きまして、215ページ。

議案第38号、こちらをお願いいたします。子ども・子育て支援法の施行が平成27年4月1日に施行されます。この関係に伴いまして、市内の幼稚園、保育園の利用者負担について関係5条例の改正と関係1条例の廃止をお願いするものです。

条文の第1条から第5条につきましては、新旧対照表で改正点の説明をさせていただきますが、第6条につきましては、廃止条文中でございますので、先に説明をさせていただきます。

すみません、219ページ、中ほどに第6条、伊豆市保育の実施に関する条例（平成16年）はとあります。これを廃止させていただきます。これにつきましては、今まで児童福祉法で保育の関係がうたわれておったんですが、保育に欠ける条件、例えば、母親、父親が勤めにあると、家族が病気であるとか、その保育に欠ける条文が子ども・子育て支援法施行規則に規定されました。それに伴って伊豆市でこの条文をもっている必要がないということから廃止をさせていただくということとでございます。

続きまして、221ページをお願いいたします。

伊豆市立幼稚園授業料徴収条例ということになっております。

改正前、改正後ということで、伊豆市立幼稚園保育料条例ということに名前を変えさせていただくということとでございます。

これにつきましては、先ほど申しましたが、子ども・子育て支援法、この中に幼稚園に関する授業料は保育料ということで明記をされております。そういうことから伊豆市立幼稚園授業料徴収条例の授業料を「保育料」に変えさせていただくと。また、条例の中にあります



授業料というものを全て「保育料」に変更させていただくという条例の改正でございます。

次に、下の段にあります。伊豆市保育所条例、改正前は児童福祉法によって規定に基づき、となっております。この中で222ページをお願いいたします。

中ほどに第4条、費用の徴収がございますが、こちらも子ども・子育て支援法によりまして、保育料の徴収ということで正規にうたわれておりますので、この中で語句の訂正、また延長保育、それから一時保育につきましても、子ども・子育て支援法のほうに明文化されたということで、この条文により保育所条例を変更させていただくということでございます。

それから、別表第1、こちらのほうに今までは規則でうたわせていただきました保育料の基準、国のほうから示されている段階別の基準の、なおかつ減額した伊豆市の保育料の基準額というものを正式にこの保育所条例のほうへうたわせていただくというこの改正でございます。

226ページをお願いいたします。

この中で伊豆市立幼稚園預かり保育条例とございます。

改正前は、第5条で保育料の徴収と。これにつきましても、子ども・子育て支援法のほうに正式に規定をされているということから、条文の改正をお願いするものでございます。

それから、伊豆市立認定こども園条例、こちらにつきましても、短時間児童の授業料という部分を、子ども・子育て支援法に基づきまして、保育料というようなことで語句の改正をお願いするというものでございます。

それから、227ページ。

伊豆市立学校設置条例及び伊豆市保育所条例の一部を改正する条例と。こちらにつきましては、昨年12月、附則のほうで改正をさせていただいた条例の名前ですので、改正前でいきますと、本則、略で附則の第1項から第4項までというところの「伊豆市立幼稚園授業料徴収条例等」と、これを「伊豆市立幼稚園保育料条例及び伊豆市立幼稚園預かり保育条例」ということで、語句の訂正をさせていただくものです。

私のほうからの説明は以上になります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第39号から議案第41号までの3議案について。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） それでは、私のほうから議案第39号から議案第41号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第39号 伊豆市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

総務部長より先ほど平成27年度当初予算の補足説明の中にもかかわる事項になります。利用者の負担金については、今まで放課後児童健全育成事業実施要綱によりまして、受託事業者が入所する児童の保護者から人件費の一部として負担をいただいております。

本来、放課後児童健全育成事業の利用者負担金を市が徴収する場合は、条例化をする必要がございます。あわせて、生活困窮者に対しまして減額、または免除の規定を定め、負担金徴収条例として今回制定をさせていただくものでございます。

負担金の額は児童1人につきまして、月額5,000円とし、2人以上の児童が同時に利用している場合は、2人目から月額3,500円徴収ということでございます。

以上です。

続きまして、議案第40号 伊豆市立小中学校教職員住宅設置条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは231ページから233ページとなります。

これは、伊豆市所有の土肥教職員住宅、こちらが築34年経過し、鉄筋コンクリートづくりの2階建ての集合住宅ということで、1戸分が3DK、その3DKが5部屋ございます。ここ3年入居者もなく、今後も入居が見込まれないと。なおかつ老朽化が進んでいるという状況がございます。また、土肥地区の小中学校の教職員がそういった住宅に入りたいという場合には、県の職員住宅の入居が可能でございます。市が教職員住宅を保有し続ける理由がございません。施設を廃止するものでございます。なお、当初の建築に際しまして、県費補助等の補助金が充当されていない施設でございます。そういったことで、普通財産として財産処分が可能ということでございます。

以上が第40号でございます。

続きまして、議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

議案書につきましては、235ページから239ページでございます。

この条例につきましては、狩野ドームでございます。伊豆地区では初めてのドーム型の体育館でございます。平成3年6月に完成しました。バレーコートが3面とれるという、また、トレーニングルームを完備した市内で最大の体育館となっております。その分といいますか、使用料は維持管理費等のコスト面から周辺の体育館に比べまして当初から高目に設定いたしております。主な利用は各種大会や学生などの合宿等に利用されておりますが、市民の利用が若干少ないと。特に夜間の定期的な利用が極めて少ないという現状でございます。その原因としまして、現行の夜間の使用時間が現在18時から21時となっております。市民の利用につきましては、大概、午後7時から利用をするというのが主な使用時間になります。そういったことが現状でございます。そのようなことから今回の改正におきまして、夜間の使用時間を17時から19時、それから19時から21時、この2時間ずつに分け、市民の方が利用しやすい利用区分と使用料の改正を行うものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第41号までの19議案に対する質疑は3

月2日開催予定の本会議において行います。

ここで、午後2時30まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

#### ◎議案第42号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第47、議案第42号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第42号について、提案理由を申し上げます。

本件は、伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてでございます、既に御承知のとおり、青羽根郵便局に市の事務の一部をお願いしているところでございます。継続案件でございますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） ただいま議題となっております議案第42号に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第43号、議案第44号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第48、議案第43号 市道路線の認定について及び日程第49、議案第44号 市道路線の変更についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第43号及び議案第44号について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第43号は、市道手崎1号及び2号線ですが、本路線は都市計画法に基づく開発行為により牧之郷字手崎地内の宅地造成地内に新設され、公共施設として市が帰属を受けたものであり、維持管理していくに当たりまして、新規路線として今回認定をお願いするものでございます。

議案第44号は、まず市道毛勝原賤戸線ですが、本路線は国道136号下船原バイパス新設に伴う改良工事による起終点変更を行うものでございます。

次に、小白ヶ沢寄沢山線ですが、本路線は市道大平柿木本柿木線改良工事に伴う起点位置

の変更を行うものでございます。

詳細について、建設部長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第43号 市道路線の認定について、議案書の243ページをお願いします。

路線名は手崎1号線と2号線になるわけですが、起終点のところの地番を見ていただきますと、同じ地番が入っていますので、どちらが起点でどちらが終点かよくわからないというふうになるかと思っておりますので、皆さんにわかりやすいように本日カラー版の資料をお分けしてあります。これの手崎1号2号という部分を見ていただきたいですが、この図面の中に県道熱海大仁線に接続している路線を手崎1号、手崎1号の途中から途中へつながっているのを手崎2号という路線に路線名をしてあります。

また、この図面の中の丸と三角があろうかと思っておりますけれども、この丸のところは市道の起点ということになります。三角が市道の終点ということで御理解をいただきたいと思っております。

この2路線を新たに市道認定するというものが今回の議案であります。

続きまして、議案第44号、議案書の247ページをお願いします。

まず、上段の毛勝原賤戸線ですが、これについては起点と終点が全て変わっています。そこを確認していただきながら、図面で言いますと、この図面を見ていただきたいんですが、もともと国道414号に接続をしていた毛勝原賤戸線の起点側が、下船原バイパスで切断されます。新たな国道136号になってしまいます。ここに新たな今で言う出口交差点がここにでき上がるわけですが、そのために変更後は新たにこの路線から、この路線というのは毛勝原賤戸線から414号線に終点側を延ばして国道に接続します。ここが新たな起点ということで、下船原バイパスには接続はしていますが、ここは交差点内ですので、ここから出入りをすると非常に危険になりますので、ここはポール等を立てて、通行ができなくなるというような予定でいるところです。ですので、そこを通行できなくするものですので、そちらを終点側ということで、414号線のほうを起点、136号線のほうを終点と。本来でしたら136号線側が起点になって414号線側が終点になるかと思うんですが、ということで、起点、終点を変更させるものです。

また、新たに414号線と接続、要は市道を延長して接続しているわけですが、これについては原因者である静岡県のほうで工事をしていただくということになっているところです。

続きまして、小白ヶ沢寄沢山線ですが、これについては、議案書を見ていただきま

すと、起点のみ変更ということになっているわけです。この図面を見ていただきたいんですけども、小白ヶ沢橋が完成しました。大平柿木本柿木線のところが、路線が下流側に移動しています。この大平柿木本柿木線、これについては位置の変更ということで、事務処理がされているわけですが、そうすると、今までの小白ヶ沢寄沢山線の起点と新たな大平柿木本柿木線のところに空白路線ができてしまいますので、起点を下流側まで伸ばしてということで、小白ヶ沢寄沢山線の起点を変更するものです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第45号、議案第46号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第50、議案第45号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について及び日程第51、議案第46号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第45号及び議案第46号について一括して、提案理由を申し上げます。

本議案は、当市と伊豆の国市の2市で、伊豆市佐野地内で設置する一般廃棄物処理施設に関する事務を共同処理するため、一部事務組合を設置しようとするものであり、また、当該組合の設立に伴い、現在、伊豆市が伊豆の国市に事務委託を行っている伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託が必要なくなるため、これを廃止しようとするものであります。

詳細について市民環境部長に説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、議案第45号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について、補足説明をさせていただきます。

議案書の253ページをお願いしたいと思います。

本議案につきましては、平成17年12月定例会において、伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に関する議決をいただき、本市が伊豆の国市へ廃棄物処理施設の候補地選定のための調査に関する事務の管理及び執行、廃棄物処理施設建設のための必要な計画案の作成に関する事務の管理及び執行に関する事務を委託しておりました。このたび、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を設立するに伴い、この事務委託は必要なくなることから、平成27年3月31日をもって当該事務委託を廃止しようとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第46号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の255ページからをお願いしたいと思います。

本議案につきましては、伊豆市佐野地内に設置する一般廃棄物処理施設に関する事務を伊豆の国市と共同で行うため、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、規約を定め、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を設置しようとするものであります。

本事業につきましては、平成10年3月に静岡県が策定した静岡県ごみ処理広域化計画及び平成13年3月に駿豆圏域で策定した駿豆圏域ごみ処理広域化計画にのっとり、平成16年8月まで圏域の構成市町と協議を行ってきましたが、候補地の見通しが立たないことなどから、圏域での協議会は解散し、各市町それぞれの方向で進むこととなりました。そこで、本市及び伊豆の国市はともに既存のごみ処理施設が老朽化していることから、単独で施設を設置、運営するよりも、2市共同で行うことにより、建設費等のコスト縮減が図られること、規模拡大により、熱エネルギーの利用が可能となることなどから、平成17年9月に伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会を設立し、一般廃棄物を共同処理するための組合設立に向けた取り組みを行うこととなりました。

このたび、建設地が伊豆市佐野地内に決定したことに伴い、今後の事業は施設の整備に向けた取り組みが主なものとなりますが、施設の整備については、両市の意向が反映される組織体制のもと、事業を推進していく必要があると考えるため、議会を構成することとなる一部事務組合を設置しようとするものであります。

それでは、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約について、内容を説明させていただきます。

まず、第1条は、組合の名称を定める規定ですが、名称については構成団体及び共同処理事務を明確にするため、「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合」としております。

第2条は、組合を組織する構成団体を定める規定ですが、「組合は、伊豆市及び伊豆の国市をもって組織する」としております。

第3条は、共同処理する事務を定める規定ですが、「組合は、伊豆市佐野地内へ設置する一般廃棄物処理施設に関する次の事務を行うものとする」とし、第1号では「建設に関する

こと」、第2号では「建設に伴う伊豆市佐野区への地域振興に関すること」としております。

第4条は、組合の事務所の位置を定める規定ですが、「組合の事務所は、伊豆市八幡500番地の1伊豆市役所中伊豆支所内に置く」としております。

第5条は、組合議会の組織を定める規定ですが、「組合議員の定数は、8人とし、関係市の定数はそれぞれ4人とする」としております。

第6条は、組合議員の選挙の方法について定める規定ですが、第1項では「組合議員は、関係市の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する」としております。

第2項では、議員に欠員が生じた場合の補欠選挙、第3項では、選挙を行うべき期日の通知、第4項では、選挙の結果の通知について規定しております。

第7条は、組合議員の任期について定める規定ですが、第1項では「組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期とする」としております。

第2項では、補欠議員の任期、第3項では、関係市の議会の議員でなくなったときの身分の取り扱いについて規定しております。

第8条は、組合の執行機関の組織について定める規定ですが、第1項では「組合に管理者、副管理者、会計管理者各1人及び監査委員を2人置く」としております。

第2項では、組合に置く職員について規定しております。

第9条は、執行機関の選任方法について定める規定ですが、第1項では「管理者及び副管理者は、関係市の長の互選による」としております。

第2項では「会計管理者は、伊豆市会計管理者をもって充てる」としております。

第3項では、監査委員の選任方法、第4項では、職員の選任方法について規定しております。

第10条は、執行機関の任期について定める規定ですが、第1項では「管理者及び副管理者の任期は、3年とする。ただし、関係市の長でなくなったときには、同時にその職を失う」としております。

第2項では、監査委員の任期を規定しております。

第11条は、組合の経費の支弁の方法について定める規定ですが、第1項では「組合の経費は、関係市の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる」としております。

第2項では、関係市の負担割合は均等割50%、計画ごみ量割50%としております。

第3項では、計画ごみ量割の基準を規定しております。

第12条は、委任について定める規定ですが、規約に定めるもののほか、組合の管理及び事務の執行に関し必要な事項は、管理者が別に定める」としております。

次に、この規約の附則についてであります。施行期日は平成27年4月1日から施行としております。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第52、議案第47号 田方地区消防組規約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第47号について、提案理由を申し上げます。

平成28年4月1日から、駿東伊豆消防本部を組織するため、田方地区消防組規約を駿東伊豆消防組規約に変更し、同組合を組織する地方公共団体に、新たに沼津市、伊東市、東伊豆町及び清水町の2市2町が加入するものでございます。

詳細について総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第47号 田方地区消防組規約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加についてで、補足説明をさせていただきます。

この組合、駿東伊豆地区の消防の広域化につきましては、以前、全員協議会の場で広域消防運営計画ということで概要を説明させていただきました。そのときに、この駿東伊豆消防組合を設立するに当たりましては、現田方地区消防組合の組合規約を変更しまして、そちらの組合を変更することによって、新しい一部事務組合を設立するという報告をさせていただきました。

まず、この組合規約の変更でございますが、規約を変更したり、構成団体の数の上限、これに係る協議につきましては、議会の議決を得ることになっておりますので、今回審議をお願いするものでございます。

変更後の組合ですが、まず、名称を駿東伊豆消防組規約といたします。

第1条、駿東伊豆消防組合の名称を規定してございます。

第2条、構成団体の変更ですが、現在の田方消防2市1町から、2市2町が加わりまして、沼津市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町及び清水町と、4市3町の7団体が構成することとなります。

第4条の組合の事務所ですが、沼津市寿町2番10号、現在の沼津市の北消防署、沼津市の消防本部があるところでございます。



第5条の議会の組織でございますが、こちらも以前説明させていただきました。最低、各市町1人と、あと人口5万5,000人に対して1人ということで議員定数のほうを決めております。沼津市5人、伊東市3人、伊豆市2人、伊豆の国市2人、東伊豆町2人、函南町2人、清水町2人となっております。

また、第6条は議員の選挙について。

第7条で議員の補欠選挙について。

第8条で議員の任期について。これは関係市町の議会の議員の任期によるということでございます。

第9条で議長及び副議長につきまして、各1人を置くということでございます。

また、10条、執行機関の組織でございますが、組合に管理者1人及び副管理者2人を置くということでございます。また、会計管理者1人を置くものでございます。

第11条の執行機関の選任等でございますが、管理者と副管理者は関係市町の長の互選によって選任いたします。また、それぞれの任期は2年となっております。

第12条の職員ですが、組合に消防吏員その他必要な職員を置くと。また、この職員定数は条例で定めることとなっております。現在、田方地区消防の職員につきましては、そのまま組合の職員となりますが、そのほかの市町の職員につきましては、派遣するという、そのような形をとります。

第13条は、組合に監査委員2人を置くということ。監査委員の任期は4年とし、組合議員のうちから選任されるものにあつては組合議員の任期によります。

また、第14条、参与会ですが、附属機関としまして、「組合の運営に係る重要な事項を審議するため、参与会を置く」。また、「参与会は、関係市町の長をもって組織する」としてあります。

第15条、組合の経費ですが、関係市町の負担金、補助金、手数料その他の収入をもって充てます。

第15条2項の経費の分担ですが、負担金の区分及び負担割合は別表のとおりとします。

また、附則の2項で、「第15条2項に規定する負担金の区分及び負担割合は、組合設立後5年を目途に見直すものとする」としてあります。

262ページにその負担金の区分と負担割合を載せてございます。

区分につきましては、大きく共通経費と個別経費というものがございます。

共通経費につきましては、経常的経費、消防本部運営に係る一般管理費、議会経費、監査経費、内部情報システム維持経費、消防指令施設運営経費、研修に係る補助費等及び物件費、また組合設立後の職員の人件費、これが共通経費の経常的経費となります。

また、消防本部建物及び消防指令センターに係る改修経費並びに情報機器経費、特殊車両整備経費並びに車両及び資機材の更新経費は投資的経費としてあります。

また、個別経費でございますが、消防署所の運営に係る物件及び維持補修費、組合設立前

の関係市町採用消防職員に係る人件費を経常的経費としています。

また、消防庁舎の改修及び移転経費につきましては、投資的経費と区分してございます。

また、負担割合でございますが、共通経費の負担割合でございます。

まず、平成28年度につきましては、平成22年度から平成26年度までの各関係市町の常備消防費の決算額の平均額の関係市町全体に対する比率とします。平成22年度から平成26年度までの関係市町の常備消防費の決算を使います。

また、平成29年度から平成33年度までの5年間、これにつきましては、それぞれ年度の前年度普通地方交付税に係る関係市町の消防に関する基準財政需要額の割合と、平成28年度の負担割合の差を5で除し、平成28年度からの経過年数を乗じて得た数値、それに平成28年度の負担割合を加えた割合といたします。

また、平成34年度以降は、当該年度の前年度の普通地方交付税に係る消防に関する基準財政需要額の割合となっております。

また、個別経費につきましては、当該執行経費に係る市町がそれぞれの経費の全額を負担するというようになっております。

この負担金の区分と負担割合を設立後5年を目途に見直すものというところでございます。

なお、この変更の組合規約につきましては、7団体、4市3町共通の内容で議会のほうへ提出しているものでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第48号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第53、議案第48号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第48号について、提案理由を申し上げます。

地方自治法が改正されたことにより、同法第252条の2の協議会を定める規定が条ずれするため、駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約で同条を引用する規定の条ずれを修正するものでございまして、内容に変更はございません。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議に

おいて行います。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第54、議案第49号 伊豆市・伊豆の国市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第49号について、提案理由を申し上げます。

平成21年4月から伊豆市及び伊豆の国市で共同設置しております公平委員会の委員3人のうち、委員の梅田欣一氏が、本年3月31日をもって任期満了となります。

2市の協議により、今までの実績と豊かな識見を有する適任者である者として、梅田欣一氏に引き続き委員として再任の依頼が調いましたので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をいただくものでございます。

なお、任期は、同法第9条の2第10項の規定により4年となります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第49号 伊豆市・伊豆の国市公平委員会委員の選任については、適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第49号 梅田欣一氏の伊豆市・伊豆の国市公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第55、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第1号について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。このたび、人権擁護委員の大澤典明氏が平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

候補者の植松一明氏は、人格識見高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任であると判断いたしますので、新たに委員として推薦しようとするものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、諮問第1号 植松一明氏の人権擁護委員の推薦については、適任であることに決定いたしました。

#### ◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月2日午前9時30分から開催いたします。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は2月26日の正午となっておりますので、御了承ください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時06分

## 平成27年第1回(3月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成27年3月2日(月曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第6回)         |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 平成26年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)   |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第4回)     |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第4回)    |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 平成27年度伊豆市一般会計予算                |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算        |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成27年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成27年度伊豆市介護保険特別会計予算            |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成27年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算          |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算           |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算        |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成27年度伊豆市水道事業会計予算              |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計予算            |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算           |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成27年度伊豆市市山財産区特別会計予算           |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成27年度伊豆市門野原財産区特別会計予算          |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成27年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算           |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成27年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算          |
| 日程第21 | 議案第21号 | 平成27年度伊豆市田沢財産区特別会計予算           |
| 日程第22 | 議案第22号 | 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算           |
| 日程第23 | 議案第23号 | 伊豆市事務分掌条例の一部改正について             |
| 日程第24 | 議案第24号 | 伊豆市行政手続条例の一部改正について             |
| 日程第25 | 議案第25号 | 伊豆市特別職報酬等審議会条例の一部改正について        |
| 日程第26 | 議案第26号 | 伊豆市職員定数条例の一部改正について             |
| 日程第27 | 議案第27号 | 伊豆中央道・修善寺道路回数券購買基金条例の制定について    |
| 日程第28 | 議案第28号 | 伊豆市消防団条例の一部改正について              |

- 日程第 29 議案第 29 号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 30 号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 31 号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 32 号 伊豆市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 33 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 34 号 伊豆市中豆授産所条例の廃止について
- 日程第 35 議案第 35 号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 36 議案第 36 号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 37 議案第 37 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 38 議案第 38 号 子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 39 議案第 39 号 伊豆市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について
- 日程第 40 議案第 40 号 伊豆市立小中学校教職員住宅設置条例の一部改正について
- 日程第 41 議案第 41 号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第 42 議案第 42 号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第 43 議案第 43 号 市道路線の認定について
- 日程第 44 議案第 44 号 市道路線の変更について
- 日程第 45 議案第 45 号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について
- 日程第 46 議案第 46 号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置について
- 日程第 47 議案第 47 号 田方地区消防組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加について
- 日程第 48 議案第 48 号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（16名）

1 番 永岡 康 司 君

2 番 三 田 忠 男 君

3 番 小長谷 朗 夫 君

4 番 山 下 尚 之 君

5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	飯田勝久	次長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		



開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第1号～議案第5号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） それでは、日程第1、議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第5、議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）までの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

私は、毎度議案質疑の際言っておるんですけども、予算書があったらこれに倍する説明資料が欲しいということを言っているんですね。しかし、残念ながらそういう資料が出てこない。結果、どういうことかという、ここへ出てきて一々説明しなきゃならない。いいですか、当局の皆さん、説明書と議案書が同じじゃないですか、中身。ところどころ違うところもあるけれども。これじゃ説明書になっていませんよ。

さて、14番、森良雄です。

議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算について質問させていただきます。

この補正予算、次の第6号議案も市長の施政方針によって組み立てられていると思うんですが、残念ながらこの施政方針、本当に皆さん検討したんですか、これ。8項目ありますね。1から6まで実現可能性が本当にあるんだろうかと。もしないとなると、予算の無駄遣いになりますよ。

さて、まず修正がありますね。地方債補正、ページ13のところの単位が万円になってますけれども、これ千円です。

じゃ、質問させていただきます。

平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）、継続費補正、土木費、都市計画費、修善寺駅周辺整備事業。事業の進捗率ですね。どの辺まで行っているのか。ここ終わるのは一体いつなのか。工事の内容について説明してください。よろしいですか、市長さん。あんな中途半端じゃ市民は大迷惑なんですよ。どこが迷惑こうむっているかわかりますか。バスからおりて雨降っていたら何ですか。屋根のあるところまで、本当だったら屋根のあるところへバスがとまるんでしょ。残念ながら、全く駅へ着くまで大変な思いして市民の皆さんがバスの乗降にかかっている。あれなんです、大型観光バスなんかは北口は入れないんですかね。この間バスチャーターしたら、北口へ入れないんだよと言われちゃいました。その辺も教えてくださいね。なぜそうなっているのか。

第5表地方債について。地方債補正が2,540万円、公共無線LAN拠点施設整備事業が5,091万9,000円。この内容について事業の説明、それから償還期間があるんだったらどのぐらいでやるつもりか。それから、地方債についての後年度の国庫補助があるのか。特例債なんかの場合はあるというようなことがたびたびありましたもので、御説明していただきたい。

基地局というようなことを御説明しておりましたね。基地局の位置、修善寺の温泉場というようなふうに乗っておりますけれども、利用範囲が基地局の位置によって大分違ってきますので、現状どのように考えているのか。基地からどのぐらいのエリアが利用できるのか。基地局をつくるのはいいんですけれども、皆さんスマホを持っていますね。この利用ですね、スマホの利用。これ、多分スマホを使えるようにするために基地局をつくるんですね。だと思うんですね。間違っていたら指摘してくださいね。

そのためにどうなるか。そうすると、既に修善寺地区は光ファイバーはもう敷設終わっているんじゃないかと思うんですけれども、そうしますと、これはWi-Fi用のポケットWi-Fiと書いてありますね。なんですけれども、これを持っていれば、修善寺地区はもう使えるのかなと僕は思うんですけれども、もし光ファイバーが敷設されて済んでいるということでしたらね。そうしますと、このスマホを使うためのツール、これスイッチ入れるといろんなものが出てくるんですけれども、やはり何のためにこの基地局をつくるのかといったらば、あれでしょう、観光客のためにつくるのが主目的ではないかと思うんですが、もしそうだったら、ハードの整備も結構なんですけれども、ソフトの整備についてはどのように考えているのか。その辺も含めてお答え願いたい。

次、社会体育施設整備事業が4,990万円ですか、廃止されておりますけれども、これは当初の多分あそこの野球場ですよ、修善寺の野球場を整備するということだったんですけれども、整備が終わったのか、それとも整備をやめたのか。その辺も含めてお答えいただきたい。

次に、観光振興事業ですね。わくわく旅行券交付事業補助金が5,000万円ですか。事業の説明をお願いしたいんですけれども、少し説明がありましたね。どこが事業主体なのかです

ね。伊豆市が事業主体なのか、それとも県とか国が事業主体なのか、その辺がよくわからない。伊豆市が主体ならどういうふうに、今までも観光用の商品券が発行されたと思いますけれども、別なやり方でやるのかどうなのかも含めてお答え願いたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 何ですか。

○議長（杉山 誠君） 総合計画策定事業飛ばしましたけれども、質問は。

○14番（森 良雄君） どこ。

○議長（杉山 誠君） 2-1-8。今の上です、観光振興事業の。

○14番（森 良雄君） すみません。2款1項8目の総合計画策定事業、これですね。

○議長（杉山 誠君） はい。

○14番（森 良雄君） 総合計画の中身がよくわかりません。同じようなのがありますね。

都市計画、ここではありませんけれども、議案第6号では都市計画推進事業というのもありますので、それとはまた別なのか。何を考えているのか。多分総合計画を立てようとしているんだったら、大枠ぐらいはもうできているんだと思いますので、その説明もお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当する部長から説明させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、初めに建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） おはようございます。

それでは、森議員の質問にお答えさせていただきます。

修善寺駅周辺整備事業について、事業の残工事はどのくらいかということと、完成時期、それに雨のときのバスの乗降、それに観光バスの北口への乗り入れについてお答えをさせていただきます。

工事については、7工事1委託、全部で8本の発注が繰り越しをかけます。そのうちの5工事については、もう既に発注済みです。今、ネコザカの階段のところあたりもやっていますけれども、この工事、それに駅の南側の広場、ここについても発注済みということです。

残りの2つ、発注・未発注の分ですけれども、1つは工事ですけれども、まさしく議員御指摘の南側のシェルター工事、バスがおりてすぐに屋根の下へ入れるというシェルター工事をこれから発注をかけるところです。これは南工事、南広場の舗装工事も絡んでいまして、

そこがある程度目鼻がつかないと発注しづらいという部分があります。もう一つは、委託が残っているわけですが、これは修善寺駅周辺整備都市再生計画事業事後評価業務委託といたしまして、この修善寺駅周辺整備事業がハード面が全部終わった後に、ここの事業が市民に対しての満足度がどのくらいかというような事後評価の委託が残っています。これが一番最後になりまして、これの完成を平成28年2月26日を見込んでいます。

ですので、これが事業の終わりということのお答えになろうかと思えます。

あと、観光バスの件ですけれども、いろいろ駅をデザインするに当たりまして、南側を交通事業者、北側を一般車両というふうなすみ分けにして、駅を使いやすくしようということで考えましたので、北口に大型の観光バスを入れることはちょっと難しいような構造になっています。マイクロ程度は結構なので入れますけれども、やはり大型バスは、あそこでは乗用車向けでつくりまして、しかも駐車場への入り口等もありますので、大型バスが入れないような構造になっています。ただ、アールの関係も入れないんですけれども、万が一やはり入れたいなという場合があるかと思えます。そういうときには、アールの修正をしなきゃならないということで、これについても事後評価、このあたりでしっかり明確に出してきて、今後の修善寺駅の改良等はこの事後評価を受けてやっていくような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

森議員の議案第1号、総務部所管のところについて御説明させていただきます。

まず、13ページの第5表の地方債の補正2,540万円のところですが、後ほど申します公衆無線LAN拠点施設整備事業、これの国庫補助金の残額分、補助残に対する地方債となっております。

次の公衆無線LAN拠点施設整備事業、23ページの5,091万9,000円の事業関係、その前にすみません、同じ13ページの社会体育施設整備事業の起債の廃止4,990万円、これにつきましては今年度事業を実施しております。起債を予定しておりましたが、一般財源のほうへ財源振替をしているということで、起債を廃止しておりますので、特に事業の廃止等ではございません。

23ページの公衆無線LANの拠点施設整備事業の事業内容等でございますが、この事業は、総務省の補助事業であります観光・防災Wi-Fiステーション整備事業というのを活用しまして、市内の防災拠点と観光拠点に公衆無線LANのアクセスポイントを整備します。よって、観光客や避難所に避難される方が広く情報収集できる、そういうことを目的としております。

財源につきましては、事業費5,091万9,000円の2分の1、これを国庫補助を見込んでおります。また、補助残につきましては、合併特例債を使う予定となっております。償還期間に

つきましては、15年でございます。

基地局の位置や利用できるエリアでございますが、基地局としてのアクセスポイントは、まず防災拠点として本庁、中伊豆支所、土肥支所の3カ所、また避難所として修善寺小学校や修善寺総合会館、天城ドームなどの5カ所、それと、観光拠点としまして現在観光案内所の役割をしている狩野川記念公園や土肥の松原公園など5カ所、合計、防災拠点と観光拠点を合わせて15カ所の設置を予定しております。

利用可能のエリアでございますが、通信条件にもよるとは思いますが、標準的には約半径50メートル程度でございます。

次に、総合計画策定事業の1,036万3,000円、同じ23ページでございますが、これにつきましては、大きく今回2つを計画しております。1つ目は、地方創生に絡む検討会議の経費、これが36万3,000円、地方創生のアクションプランの策定に向けまして、有識者や市民代表の方々から意見を聞き、それを反映させるための協力者謝礼と費用弁償が36万3,000円。また、地方創生のアクションプランの策定業務ということで1,000万円を見込んでおります。

この地方創生アクションプランの策定の目的でございますが、地方活性化事業を支援する国の地方創生、これの先行型を活用しまして、伊豆市としての総合戦略計画を策定し、この計画を実行に移すためのアクションプランを策定するものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、森議員のわくわく旅行券交付事業補助概要ということで御説明をさせていただきます。

この事業は、国が地方の消費喚起対策として実施いたします地域住民生活等緊急支援交付金事業、そのうちの生活消費喚起型という交付金事業、これを活用いたしまして、伊豆市では域外からの誘客と域内の消費喚起を目的に事業を実施するものでございます。

具体的な内容について申し述べますが、実は静岡県もこれをこの制度を使いまして実施予定をしております。県内の宿泊を伴う旅行商品の申し込み者に対して1名につき1泊3,000円の宿泊割引、こういう事業を行います。これと連携をいたしまして、伊豆市では宿泊の利用が落ち込む9月から11月、おおむねその時期を目途としておりますが、特に平日の誘客の増加を狙いまして、それでもって消費の喚起を図りたいと考えておりまして、期間中2名以上で伊豆市内への宿泊施設へ宿泊の申し込みをされた方に対して、1人につき2,500円のわくわく旅行券を発行するという事業でございます。

実施の主体については、伊豆市観光協会を予定してございまして、観光協会の関連には交通機関、市内の観光施設、ゴルフ場、そして飲食・土産物店など幅広く参加しておりますので、こちらの方々に参加を呼びかけまして、来訪される観光客の皆様はこの旅行券を提供し、伊豆市ならではのおもてなしと新たなサービスの提供をしていくということでございます。

事業費については、国からの交付金の制度にのっとり、全額事業体、伊豆市観光協会を予

定しておるということを申し述べましたけれども、こちらへの補助金として支出をしてございます。

本事業の実施によりまして、約1万6,000人の宿泊客の増といった直接的な経済効果並びにわくわく旅行券が伊豆市ならではの魅力ある、先ほど申しあげました新たなサービス等として提供され、リピーターの増による消費の喚起等をもくろみまして、この事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

まず、駅ですね。駅の工事は平成28年2月26日で一応終了するんだということですから、少なくとも南口は平成27年度中には使いよくなるかなと思います。ぜひ頑張って、またおくれるなんていうことのないように。

本当は僕は、駅前工事はもうちょっと、例えば周辺の下水なんかも含めて、排水溝なんかも含めて、そこまでは考えていないんですよ、多分。もし駅周辺の商店の前の排水なんかも考えて工事するのかどうか。まずそれ1点伺いたい。

それと、私、先般観光バスをチャーターして友達連れて伊豆市内歩いたんですね。けれども、大型は使えないよ、南口しか行かないよというので、ちょっと変なあれですけども、小型にして北口へ友達をおろしたという経緯があるんですけども。じゃ、この大型バスは南口だよということは、市民に公表しても構いませんか。いいですね、当然そうなっているんですからね。それをまず確認したい。

これはずっとあれかな、款ごとに全部一遍に質問しなきゃだめ。

○議長（杉山 誠君） 款ごとです。

○14番（森 良雄君） 地方債も入る。地方債も質問したいんですけども。

○議長（杉山 誠君） 今の建設部関係だけで一回切ってください。

○14番（森 良雄君） 切っていい。

○議長（杉山 誠君） はい。

○14番（森 良雄君） ありがとう。じゃ、以上。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 先ほどの答弁の、ちょっと自分も確認なんですけれども、7工事1委託残っていますということを言わせていただきました。そのうち2つまだ発注が残っていますよと言いましたので、その一つは工事が1工事、委託が1委託、発注がまだ残っているということで、6工事は発注済みです。この6工事発注済みの中に、駅南側の道路の舗装の打ちかえをやります。そのときに、舗装と同時に排水路の敷設がえもしますので、今森議

員御指摘の排水路についても直りますというのが1つ目の答えになろうかと思えます。

南口には、観光バス等をとめるスペースをつくってあります。そのために、そういうバスも来てとまって、ずっと長くとまるのではなくて、お客さんの乗降のためのスペースとして1台つくってありますので、そちらを使うようにお願いをしているところです。ですので、市民の皆様にもそういうPRを森議員からしていただくのはまことにありがたい話です。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○14番（森 良雄君） ここはこれで終わります。次に移りたい。

○議長（杉山 誠君） 次なんですけれども、地方債から総合計画まで一緒にお願いします。森議員。

○14番（森 良雄君） 次へ移らせていただきます。

大体わかったんですね。そうすると、エリアについてお聞きしたところ、50メートル四方ですか。ということですが、そうすると基地局は、例えば温泉場周辺までずっと駅からつくるとか、そういうことになるんですかね。

それと、これはハードの整備だと思うんですが、利用するためには防災にしろ観光にしろ、通称アプリと言っているやつですよ、そういうのいわゆる汎用的なアプリはあるんでしょうけれども、伊豆市の防災、伊豆市の観光、伊豆市のおいしい水がどこにあるとか、伊豆市の名所旧跡はどこにあるとかという、そういうアプリの開発は進めているのか、計画があるのかどうなのか。さっき言ったようにハードばかり実施しても、これはソフトがないとなかなか利用できるものじゃないと思うんですね。そこも含めて、ソフトはどうしているんだということをお伺いしたい。

次、社会体育施設整備事業は、これはもうできているということで理解してよろしいですね。

続いて、総合計画ですが、いまいはっきりわからないですね。ここで何をしたいのか。市長の施政方針ではいろいろやりたいということが書いてありますけれども、もう一度この総合計画ではこういうことをやりたいんだということを御説明いただきたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、公衆無線LANのソフトの部分でございます。

議員おっしゃるとおり、この事業はハードということで基地局を設置するものでございますが、当然、行政情報や観光情報、またいろんな災害の場合は避難誘導などのソフトのものは今後検討してまいります。今回につきましてはハードの事業ということで御理解いただきたいと思えます。

地方創生の関係でございます。

現在、総合計画ということでは平成26、27年度で計画をつくっているところでございます。

が、地方創生に係る伊豆市版の総合戦略、これは現在骨子を検討しておりまして、この補正予算を繰り越しをさせていただいて、それをまず総合戦略の計画をつくります。その総合戦略を実行に移すためのアクションプランということで、今回1,000万円の補正をお願いしているものでございます。

修善寺グラウンドにつきましては、教育委員会になりますので、すみません、よろしくお願ひします。

○議長（杉山 誠君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 修善寺グラウンドの改修工事につきましては、事業所管が教育委員会ということで、私のほうから説明をさせていただきます。

工事のほうは、スケジュールどおり年度内完成ということで、現在、検査日程の調整をしております。年度内完成です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まず公共無線LAN拠点施設整備事業ですけれども、地方債補正も含めてですね。最初の質問でちょっと触れましたけれども、まず、光ファイバー網は修善寺地区はもう完了しているんですね。それと、次、中伊豆、天城、土肥については進行状況はどうなんでしょうか。予定なら予定で結構ですけれども、いつまでに終わるかということですね。

それから、これは希望ですけれども、ハードの整備も結構ですけれども、ソフトを早くやらないと、これ利用価値がほとんどないんじゃないかと思えますから、ぜひソフトも、もしソフトをいつまでにやるというようなお考えが決まっているんだったら、お答え願ひたい。

総合計画策定事業、説明を求めたいですけれども、計画自体がちょっと頭の中で曖昧模煇なもので、また改めて総務部長のところへお伺ひして、これは説明していただきたいと思ひます。

以上で私の3回目の質問は終わります。

○議長（杉山 誠君） 森議員、光ファイバー網整備は補正予算ではないもので、出ていないもので、それを除いた答弁を。じゃ、答弁お願ひします。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） Wi-Fiステーションのソフトの部分、先ほど申しましたこれは有効に活用していかねばならないということで、当然、防災情報、観光情報、これはしっかり使えるようなものをつくり上げていくという計画を今後詰めていきます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。次の項。

森議員。

○14番（森 良雄君） じゃ、議案第1号で最後の質問をさせていただきます。



わくわく旅行券交付事業補助金、非常に1万6,000人の需要が見込めるということだと思わなければならない、主体は観光協会だということですね。そうすると、前回の観光商品券とはちょっとやり方が違うのかなと思いますけれども、大手旅行代理店ですかね、旅行者に対する働きかけとかなんか、その辺どうなっているかお伺いしたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） お答えいたします。

前回とは違うというところで、今の御発言の中に大手旅行代理店との関係ということですが、現在、このわくわく旅行券交付金事業については、外枠を決定し、先ほど私が説明したような趣旨で提案をさせていただいております。観光協会を予定していると、私申し上げたとおりでございます、まだ観光協会の理事会のほう等の決議をいただいておりますので、予定をしておるといってよろしいかと存じます。

もう1点、大手の旅行会社との窓口ということで、それが冒頭の説明で申し上げました静岡県が実施する宿泊補助、それを大手の旅行代理店が扱いますので、それにかぶさっていいという考え方であります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 1号についてはこれで最後にします。

県と伊豆市が多分一緒にやるようなお話なので、これは、もし3,000円と2,500円が一緒できると、1万円の宿泊に対して半分ぐらいで宿泊できると僕だったら考えるんだけど、非常に魅力的な商品券だなと思うんですけれども、その辺はどのように、別々ですか。伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 実は、この旅行券の取り扱いですけれども、今、森議員がおっしゃったような使い方ができないもので、こういう枠組みをしています。あくまでも県が実施する宿泊の割引、これに伊豆市がさらに宿泊の割引という形は、この制度上できないということで確認をさせていただきますので、冒頭申し上げたとおり、伊豆市では宿泊は県へ乗ってください、それで来て、市内でお店ですとか、施設ですとか、それとかタクシーであるとか、そういう利用を促進していただきたいと、そういう趣旨でございます。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、本補正予算に対しまして、2点質疑をさせていただきます。

まず最初に、旧湯ヶ島小学校施設改修工事というものでございますが、これは、目的は何かということですが、どういう目的で湯ヶ島小学校施設改修するのか。目的と、それからどこをどのように改修するのか、予算が1,500万円ということですが、そこら辺を説明いただきたいと思います。

次、2番目、総合戦略アクションプラン作成業務委託料ということなんですけれども、ただいま森議員からも質疑があったわけですが、どのような方向で進めるかということなんですけれども、この総合戦略アクションプランというのは、地方創生ということで国から全国の自治体にお金が来て、地方創生しなさいと、そういう戦略を立てなさいということでお金が来ている。伊豆市においては1,000万円ですかね、来ているということなんですけれども、この地方創生の総合戦略というのは、国で主導、言っているわけですが、この中身については、国で言っている中身については4つあるということなんですけれども、1つは地方の人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切る。2つ目は、人口減少克服、地方創生に正面から取り組むと。この中には、東京圏における人口の過度の集中を是正するとか、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するとかあるわけですが、それから3つ目には、まち・ひと・しごと創生と好循環を確立するというのを、これが地方創生会議ですか、で国が言っている総合戦略なんですね。

それで、国ではこういうことを言っておるんですけれども、伊豆市ではどのようなことを検討するのか。今検討に入ったばかりだというようなことをおっしゃったんですけれども、伊豆市においてはどのようなことを、今言った3つの点から考えるんでしょうけれども、特に伊豆市においてはどのようなことを検討するのか。

そして、ただ、この1,000万円というお金を、ただ委託費で、業者に委託料で渡してさあこれをつくってくれよというじゃないと思うんですよね。どういうふうに役場で検討体制、検討体制ということは、これとはかく人口減少というのは全庁的、全市的に取り組まなければならない事業ですから、どのような体制で、あるいは特別チームをつくるのか、そういうことをするのかどうなのかということをお伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に説明させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、西島議員の質問にお答えいたします。

まず、旧湯ヶ島小学校施設改修工事の目的でございますが、市としましては、旧湯ヶ島小

学校、閉校してから2年間経過してございますが、ここを湯ヶ島小学区、この地域の拠点というふうな位置づけを考えて、有効利用していきたいと思っております。

今回の補正ですが、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生の先行型の交付金を一部活用しましてこの校舎を改修するというもので、湯ヶ島地区の地域づくり協議会や地域の方の活動拠点というふうな使い方を考えております。

改修内容ですが、主には1階のトイレの改修、あと若干漏水等が見られますので、給排水設備を改修と。あと、子供が出入りしていました昇降口、玄関のげた箱付近ですね、ここを事務室として、また活動のオープンスペース、展示等ができるスペース、このような場所の確保のための改修を予定しております。

次に、総合戦略アクションプランの策定業務でございます。

まず、先ほど森議員の質問にもお答えさせていただきました、現在伊豆市のまち・ひと・しごと、この総合戦略の骨子を検討しております。これをもとに平成27年度、伊豆市版の総合戦略計画、これを策定していきます。これにつきましては、庁内の体制としまして地方創生本部、市長をトップとしました地方創生本部というものを立ち上げて、その中で検討しております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

最初の旧湯ヶ島小学校につきましては、地域の拠点ということで、会議室とかそういうものをつくるということですので、それについてはわかりました。

2番目の総合戦略アクションプランですけれども、これは国で地方創生会議というものを立ち上げて、民間の有識者にいろいろ御意見を出させている、出ているようでございますが、この会議の座長が増田寛也元総務大臣という方ですね。この人が、本にもなっておりますが、言っているのには、とにかく日本国中人口が減ってしまうということなんですね。中には、東京のように大都会、ふえる都市もあるわけですけれども、多くは減るということで、今から25年後の西暦2040年には、今日本には1,800の自治体がありますけれども、そのうちの896、およそ半分が消滅してしまうということを言っているわけですね。これは、増田座長さんが言うには、おどしでも何でもなくて、現実にならんと。これは、不都合ではあるけれども、現実だと言っているわけなんですね。

伊豆市においても、合併以来、合併時には人口は3万8,000人、現在は3万3,000人を切っていると思うんですけれども、10年間で5,000人減少しているわけですね。それで、今後の予測としても、6年後にはまた1年間に500人ずつ減って3,000人減ると。6年後に3,000人減って3万人を割ってしまうというようなことですね。これがまた、あと25年たてばどうなるかということになると、恐らく私は2万人を、人口がですよ、伊豆市の人口が25年後には

2万人いるかどうかと、そういうような瀬戸際に立たされると思うんですよね。

なぜそんなことが起こるかといいますと、結局、若い世代がどんどん流出してしまうと。早い話が、伊豆市に住んでいる子供さん、高校を出て大学へ行く方もあれば、就職する方もあるけれども、ほとんど伊豆市には残らないというような状況ですね。この人口流出というのは一番大きな要因だと思うんですけれども、ぜひ皆さんで、伊豆市中の皆さんで、これは伊豆市にとって、ほかの市にとってもそうなんですけれども、伊豆市にとって危機なんですよ。大変なことがこれから10年後20年後には起こってくるんですよね、現実的に。そこをどういうふうに、このままでいけばそういうふうになっちゃうということで、どういうふうにやっていくのか。そういうところを見越してやっていかなきゃならないということなんですけれども、それで先ほど私言いましたけれども、国から来た1,000万円をただ委託料で、委託費で業者にやってやればいいというじゃなくて、もっと真剣にここは考えてもらいたい。市長さんも数年前には全てを人口減少問題にかかわってくるのだというようなことをおっしゃっていましたが、市長さんはこのことについてどういうふうに、人口減少問題、その対処についてどういうふうにお考えなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 増田先生が座長をされて整理されたもの、何度も拝見していますし、それから直接お話を伺ったこともございます。

地方消滅というのは、人口がゼロになることではないんです。その行政機関が機能しなくなる程度に人口が減るということ。それは、そうなるというのではなくて、このままのトレンドで、このままの傾向でいけばそうなるので、今対策を打ちなさいということなんです。そこが大事なところなんです。

我々は、東京から2時間圏内、これから道路も整備されていく中で、そのまま衰退するわけがないです。それだけのポテンシャルは十分にあるでしょうということから始まっているわけで、そこで今伺っていて、大きなやっぱり認識の違いがあるなと思ったのが、今議員が危機がこれから起こってくるとおっしゃいました。そこが違うんです。もう起こってきたんです。何度も申し上げますけれども、私は全国の人口が減る傾向にある、それはそのとおり、ましてや伊豆市のような中山間地が人口が減る、自然減は大きい、それはそのとおりなんです。うちの問題は、伊豆市が持っているポテンシャルよりももっと衰退しているというところが問題なんです。

全部ではないけれども、その一つの大きな理由が、非常に伊豆市に不利な都市計画であることは、ほぼ間違いありません。ですから、かつてこの議論をしたときに、議員から御指摘があったように、都市計画は見直してはならない、企業誘致はすべきではない、それはまさに真逆であって、伊豆市がちゃんと生き残れるような都市計画の見直しをし、伊豆市に合った企業誘致をし、観光交流事業を総合産業として位置づけることによって、若者の雇用、今

いる市民の所得、それから定住促進をしていこうということ、私は5年間ずっと申し上げているわけです。そして今、3月6日に予定をされていますけれども、日本のトップレベルの専門家の方々から都市計画の見直すべき方向について提言をいただくことになっているわけです。

この基本的な考え方については、先週木曜日に内閣府にも相談申し上げましたけれども、担当の次長の方から、中部ブロックの担当の方ですけれども、伊豆市がやっている方向は正しいと、このまま一緒に頑張りましょうということで、確認もさせていただきました。

そのように、この7年間でちゃんとステップは踏んできていて、何をすべきかということも、これまでも議会で申し上げたとおり。ただ、その間に人口は減り続け、産業は下がっていることは、ですから、今一番ギャップが大きいんです。何度も申し上げているとおり、今から平成32年までがまさに勝負の年なんですね。これはもう全く変わることなく、これまで申し上げたとおりでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私は、市長にただ単に純粹に聞いているわけであって、何もそんな市長さん、あなたけんか腰で、西島が言ったことは今は違っているなんて、そんなことを言うことはなんですよ。とにかく、地方創生、それから伊豆市がどうやって人口衰退に伴う市の衰退が食い止められるかということをお聞きして、それは、いろいろあれはあるんでしょうけれども、考えの違いはあるかもしれませんが、何もそんな最初からけんか腰にやることはないと思いますよ。

とにかく、人口は合併以来5,000人減って、これが6年間にも3,000人減るとい、そういう現実ですよ。ですから、とにかく市長さん、衰退しているのは現実だと、衰退というか人口が減っているのは現実ですから、それをどうするかということをもっと。それでは何で今までやってきた10年間、これからの6年間、減少するのかということで、もっと、ただ単に企業を誘致すればいい、都市計画を見直せばいいと、そういうだけのものじゃないと思いますから、とにかくこれから皆さんでこれは考えていかなければならないという問題で、それには、今は言いませんけれども、どうやって市民が子育てしていけるか、若い人が子育てして人口を減らさずにいくかということ、学校問題なんかもありますし、そういうところをぜひこのアクションプランに入れていただきたいと思うわけです。

以上、質問を終わります。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 平成26年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第2号 平成26年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算、土地売却収入3,538万8,000円、ちょっと金額が大きいので具体的に。説明は聞いたんですけども、よくわからない。それで、この売った土地がどのように使われるのかも含めてお伺いしたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） ただいまの議案第2号に対する森議員の御質問にお答えさせていただきます。

この売払いの収入につきましては、議会初日の提案理由の補足説明でも申し上げましたとおりでございますが、まず、一般会計への売り払いと静岡県への売り払いです。一般会計につきましては、3筆合計455.7平方メートル、金額ですが3,417万7,500円。あと、静岡県、これ国道用地でございますが、こちらが1筆で16.14平方メートル、金額が121万500円でございます。

あと、一般会計のほうの詳細につきましては、建設部長のほうにお願いいたしますので、私は以上で終わります。

○議長（杉山 誠君） それでは、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、森議員の用地特会の関係ですけれども、3,417万7,500円、これは建設部が買いました。このところの跡地利用という質問になろうかと思うんですけども、まず、うちの伊豆市の建設部では、横瀬の寿広場を買う予定でした。実際そこを買うために地権者との交渉に入ったわけですけれども、その地権者の方が、今静岡県が進めている136号国道の道路改良の道路用地に該当しています。その方は移転しなければならないという中で、今の特別会計で持っている土地、そこへ行きたいという希望がありまして、そのために、うちの寿広場の用地とここの公共用地の特別会計の用地との交換を地権者の方が希望されましたので、うちがここの土地を建設部が買収をして、寿広場とここの土地を交換をしたということになります。ですので、跡地利用としましては、そのところは136号の国道用地にかかった方がそこへ移転するということになります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

そうしますと、寿広場は現在伊豆市の土地になったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） これは、登記の日にならうかと思うんですけども、12月をもって寿広場が伊豆市の土地になりました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 寿広場、なくなるんですかということがまず第1点ですね。横瀬の方がそれで了承したのかどうなのかというのが第2点。それと、ちょっと出てきましたので、今136号線、伊豆長岡方面からずっと拡幅していますね。あれが最終的にはどこまで行くのか、もし御承知ならお伺いしたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、1点目の寿広場がなくなるかという御質問ですけども、これは2番目の質問にもあろうかと思う、横瀬の方が了解しているかということですけども、全然方向が違います。横瀬の方が希望をして、要望をして、そして建設部のほうで寿広場を、今までは個人の土地だったものですので、それを建設部で求めて、今までどおりの公園で使っていくということになります。

そして、3番目ですけども、ちょっと議題からは外れるかと思えますけれども、今、136号の改良ですけども、横瀬区のところで、うちのほうの交差点も含めてですけども、そのところに歩道がありません。そのために歩道ができる。NTTのビルを過ぎたところから歩道があります。あそこから大伊豆さんと言っていいですかね、大伊豆さんのところまで歩道がありますので、そこまでの歩道をつなぐということとあわせて、うちのほうの横瀬大平線の交差点の改良ができるということで、伊豆市とともに静岡県さんのほうで進めてもらっている事業になります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）までの5議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第6号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第6、議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第6号、平成27年度一般会計予算案について質疑を行います。

10款、収入のほうです。これは、説明資料じゃなくて、9ページという、本予算案のほうです。地方交付税についてお尋ねします。

総務省が合併算定替制度終了に伴う影響額を見直す措置をいたしました。一部は平成26年度から始まっておりますが、3年間にわたって3分の1ずつ加算するとした今年度の額は幾らでしょうか。

それに伴うことなんですが、市民へのサービスを維持する、いわゆるよく言われている我慢をするという、交付税が減るから我慢をすると市民に、その我慢をする割合を、3年間で限りなく我慢をゼロに近づけることの対策はどのようにお考えでしょうか。

それから、歳出の関係、これは総括的な問題になりますので、ページはありません。

伊豆市の将来を展望したとき、最も大切な政策のかなめは、自治体を構成する基礎である生活のある地域、集落と言ってもいいんですが、その地域で持続可能な生活空間をいかにつくっていくかと私は考えておりますが、提案されている予算案は、将来の伊豆市の形をつくっていくと思われるコンパクトタウン構想、この構想に基づいた新中学校を核にした整備計画が提案されております。それは、修善寺駅を中心に都市機能を集積すること。また、中伊豆、天城、土肥も集落の中心拠点を設置するとしております。

また、活力ある将来を築くための新たなチャレンジ計画をしていくとして、幾つか例を挙げますが、高齢者などへの買い物支援対策事業、商工業振興のために、仮称とっておりますが、産業力強化会議の設立、地域おこし協力隊推進事業などの予算を計上しておりますが、これらの事業は全市的な事業で、コンパクト構想や拠点とは違う内容と私は捉えましたが、市発展のために両者——両者というのは、1つはコンパクトタウン構想的なもの、もう一つは全市的なものということですが、この両者の関係をどう捉えているのか、市長の所見を伺



います。

3款、予算説明資料20ページからになりますが、各種団体補助金についてお尋ねいたします。

社会福祉協議会や商工会、伊豆魅力プロジェクト、外国人観光客誘致促進等々、いろいろと補助金というのはあるわけですが、経年的に見ますと、今年度の率というのは均一ではありませんが、今年度の予算の補助金をつける基準は何でしょうか。

次に、7款、56ページです。修善寺温泉公衆無線LAN拠点施設整備事業について、この事業について、外国人観光客受け入れの対策との説明でしたが、それだと土肥・天城・中伊豆地区への外国人観光客受け入れの環境整備対策は何でしょうか。

6款、45及び51ページ、地域おこし協力隊推進事業についてお尋ねいたします。

その趣旨はいろいろ述べておりましたが、都市圏の人を対象に募集するということでありますが、その意味は何でしょうか。この地域おこし協力隊に市民や近隣住民としないというふうに私はとったんですが、何らかの理由があるのでしょうか。お尋ねします。

最後です。6款、50ページ、林業振興事業及び森林整備事業についてです。

この件については、予算や決算のたびに質疑を行っておりますが、私はこれは都会でやりたくても絶対できない不可能な産業であるというように思っています。伊豆市を、地域を活性化する将来にわたって重要な産業と捉えているから、何度も質疑しているんですが、こういうふうに捉えたときに、市です、伊豆市の林というか、市有林を再生可能な山にしていくために、今年度は将来の計画の中のどの位置まで到達させる予定でしょうか。市有林だけではなく、当然面積的にも広い民有林についても同様な展望のもと、行政からの持続的な支援は欠かせないと思っておりますので、中心点は当然提案されているように市有林を中心にして質疑をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私からは、基本的な考え方だけ申し上げ、あとはそれぞれ担当する部長から説明をさせます。

まず、最初の御質問について、私がこの質問を伺ってやはりどきっとするのは、我慢という言葉ですね。市民の皆さんに大変に厳しい我慢、御負担、御苦勞をこの7年間も含めておかけしてまいりました。その中で、市有施設の再編成、公共料金の統一、学校の再編成等々、これは心理的にも社会的にも大変厳しい事業だったと私自身考えております。

全体としては、総務省が合併に伴う交付税の減額、全国総額で9,000億円以上を見込んでいたところが、まだ決まってはいませんけれども、6,000億円ぐらいは回復するような報道がなされていますので、将来不安がなくなるわけではありませんけれども、それが確定すれば、もう少し具体的な将来の絵が描けるのかなと思っています。

そういったことを前提に申し上げますと、これから修善寺地区の小学校の再編成と中学校の課題が出てまいります。既に小学校の再編成が終わった土肥、天城湯ヶ島、中伊豆地区の中で、これ以上厳しい縮小とか衰退という意味での我慢というものは、大体もうめどが立ったのではないかと考えています。

土肥南小学校を活用した、地元の皆さんの要望に基づく土肥南小学校を活用するための地域づくり協議会もつくっていただきました。湯ヶ島地区の地域づくり協議会もつくっていただき、文学の郷事業が進み、そして湯ヶ島文学館の将来構想の前段階としての小学校の改編も今回盛り込ませていただきました。八岳小学校区はまだちょっと、実はまだ申し上げられないことはあるんですが、少し動きも出ておりますし、大東小学校も、少なくとも誰もいない廃墟のままということではなく、一部地元の企業に使っていただいている方向でございます。

そのような中で、これからどのような地域をつくっていくかということ、これ御質問の2番目になるんですが、市というものは、無機質では当然ございません。市の地域、市の山、市の施設でございますが、一番の主役は市民ですので、私は、そういった意味では、市のあり方というものは人間の体と同じだと思っています。頭がどこにあるのか、心臓がどこにあるのか。医学的にいえば、脳と心臓がとまると死ということになりますけれども、しかし、じゃ通常足がなくていいのか、手がなくていいのかと、そういう議論には当然ならないわけですね。

それで、修善寺を中心としたコンパクトタウンの形成ということは申し上げておりますけれども、じゃ頭はどこなのか、心臓がどこなのか。やはりそれを考えると、市役所があって日赤があって駅があるということは、当然中枢に近い機能がある。しかし、だからといって、足がなくていいのか、指がなくていいのかは当然なりません。よく言われるように、足の裏のポンプアップ機能があって初めて血液は循環し、器用な指先があって初めてすばらしい工芸品ができるわけですから、土肥も、湯ヶ島も、中伊豆も、その地域特性や文化に合った活力ある地域をつくっていきたい、このように考えているわけです。

したがって、申し上げたいことは、比喩になってしまいますけれども、体と同じように、パーツ、パーツにふさわしいあり方はあるけれども、しかし、どの部分もちゃんと活力ある身体であるように、そのようなことを目的に掲げて、あとは具体的に総合戦略等アクションプランの中で整理をしていきたいと、このように考えています。

○議長（杉山 誠君） 初めに、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） まず、木村議員の議案第6号に対する御質問、総務部関連のところで回答させていただきます。

まず、地方交付税についてです。

今年度の額は幾らかということですが、合併算定終了によります交付税の見直し、この影響額ですが、この見直しは、合併前の旧町の役場を支所とみなして、支所に要する経費を交

付税の算定に反映させるというものでございます。

伊豆市では、修善寺以外の土肥、中伊豆、天城のこの3支所分ということで対象となっております。平成26年度から3年間かけて1年につき3分の1ずつ加算されるという、議員がおっしゃっているとおりでございます。市では、加算額を1年間約2億3,000万円程度を見込んでおります。平成27年度は2年目に当たりますので、約4億6,000万円程度となる見込みです。

しかし、この加算額は一本算定に加算されるもので、合併算定替の需要額に加算されるものではありませんので、先ほど申しました2年目4億6,000万円がそのまま交付税として加算されているというものではございません。平成27年度の交付税額につきましては、そのようなことから、余り大きなそれによる影響は出ていないと考えております。

また、平成27年度予算編成につきましては、大型事業が完了しておりますことや、若干新規事業の抑制、これなどによって5億7,100万円減額となっておりますが、市民サービスの維持には努める、そういう予算編成となっております。最終的に交付税の減り幅、当初見込んでいた額よりも少なくなるような見通しですが、減額されるという方向は変わっておりません。予算執行に当たっては、事業の選択と集中を行うだけでなく、仕事の進め方についてもしっかりと見直しを行っていき、市民サービスのレベルが下がらないように努めてまいりたいと思います。

次に、3款の各種団体補助金についてでございます。

1点、もう1点、すみません、コンパクトタウン構想と将来を築くための新たなチャレンジ計画につきましては、市長申したとおりでございます。

各種団体についてでございます。

これまでも、市では補助金、負担金等の見直しを各団体に求めてまいりました。今年度は、やはり財政厳しいということもありまして、例年の予算編成方針よりも厳しく各団体と予算編成に向けて検討してくださいというお願いをしてまいりました。補助金の必要性や役割、効果などをしっかりと見直し、事業を精査するなど、各団体と協議を行ってきました。その結果としまして、基本的に補助金を予算編成のとおり減額させていただいているということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、私のほうから7款、6款の3項目ですか、これについて御説明をいたします。

まず、最初の修善寺温泉の公衆無線LAN拠点施設整備事業でございます。

この事業につきましては、先ほど補正の議案第1号でちょっと話が出ました。3月補正予算、こちらで総務省の観光防災Wi-Fiステーション整備事業、こちらの補助制度を活用して、市役所や支所、避難所、観光案内所等にWi-Fiの拠点整備が行われるという御説

明がありました。これを補完する事業であるということで御理解をいただきたいと思います。

修善寺温泉地区については、昨今、外国人観光客の増加が著しく、かつまた平成28年1月には自転車のアジア大会の開催等、インターネット環境の整備が急務であると私どもは考えております。

冒頭述べました国の事業では、温泉街の4カ所にW i - F i のステーションの整備を行うというふうに聞いております。しかしながら、エリア全体でやっぱりW i - F i の環境を整えることが、外国人のみならず、一般観光客の災害時の避難誘導、そのほか観光情報の提供にも効果的であるという判断から、まず最初に修善寺温泉のエリアにこの事業を導入して整備を実施するというところでございます。

そして、土肥・天城・中伊豆地区はじゃどうするんだというお話でございましたが、冒頭述べました伊豆市の公衆無線LANの整備計画、こちらに基づきまして、まずは各地区の防災拠点、それとか広域避難所、観光案内所、こちらに順次整備を進め、それを補完する形で観光サイドでエリア化を検討していきたいというふうに考えております。

2点目の地域おこし協力隊についてでございます。

なぜ市民や近隣住民を対象としないかということでございますけれども、これは、地域おこし協力隊については、総務省において制度化をされまして、その推進要綱がございます。そちらに、生活の拠点を3大都市圏を初めとする都市地域から過疎、山林、離島、半島等の地域に写し、住民票を異動させたものである者を対象にするということが定義をされておまして、よって、市民及び近隣住民は対象にならないということで御理解をいただきたいと思っております。

そして、3点目の林業振興事業、森林整備事業、こちらについては木村議員から何度も御提案等をいただいておりますが、森林については、従来私が申し上げているとおり、生物の多様性の保全であるとか、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供等、極めて多くの多面的な機能を有しているということでございます。それが、要は地域住民の生活と深くかかわるものであると認識は十分しております。

その森林が8割を占め、そのうち林産資源として利用可能な時期を迎えた人工林が多く存在する私どもの市では、林業振興と森林整備というものは、まして車の両輪であるというふうに考えておまして、従来から利用間伐等の適切な林業施業、また間伐を行ったところに対して針葉樹、広葉樹の混交林であるとか、複層林化等の育林、それらも取り組んでおまして、資源としての持続的な利用、多様な森林資源の整備を着実に推進していかなければならないというふうに考えております。

御質問にありました市有林の件につきましてですけれども、平成27年度におきまして御提案をしている林業振興事業予算、こちらにつきましては、平成25年度から平成32年度まで、間伐施業を具体化した伊豆市特定間伐等促進計画というものがございます。これに基づきまして、415ヘクタールの市有林の間伐計画を着実に実施するために、国や県の補助制度を活

用して、平成27年度は平成26年度に引き続きまして40ヘクタールの利用間伐を推進していくというふうに考えております。

2つ目の民有林についても同様の展望からということで、これは欠かせないものであると私は十分理解しております。

平成26年度予算において、林業事業体への高性能林業機械等の補助をいたしました。平成27年度は、そのあたりについては事業体からの要望がございませんでしたので、提案はしてございません。ただし、提案がありますれば、当然その林業事業体の機械整備等に活用するための補助申請であるとか、その辺はやっていくという考えでおります。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

地方交付税についてお尋ねします。

平成27年度、今年度予算の中に、加算額は4億6,000万円になりますということなんですが、部長の御説明あったように、じゃ一本算定によることによって、どれだけ減るのかということがわからないんですよ。プラスマイナスですからね。

お尋ねしているのは、今までは国のほうでやろうとしておる、今までやってこなかった、全国の合併自治体からいろんな要望があったんでしょうけれども、今1つ例で挙げたように、支所に要する経費を何とか見ましょと。今までなかったことですよ、一本算定ずっとやるよといったときには。それから、人口密度などによっている需要の割増しがあるでしょう、消防とか保健とか福祉サービスに対する経費というのは、広くなったんだから一概にぼんと切り捨てられないでしょうということで、これも加算しましょと。それから、交付税の算定に用いている標準団体の面積を何かいろんなことで配慮したという、大きくこの3つがあって、そして質疑の中で冒頭、私がちょっとやったように、支所の経費については平成26年度から始めますということがわかった。そこはわかるんだけど、じゃ具体的に支所経費というのは、いわゆるちょっと整理して、今までこういう加算をした合併した自治体は一本算定でどんどん減らすというんじゃないくて、これじゃ大変だよということでプラスしてあげましょということが地方交付税の中に加算されようとしている。

そうすると、平成27年度は、じゃその一本算定で本来は減るであろうといったところは、加算されることによって幾らになったのか。それから、当然もう一つの土台である一本算定によっている額は幾らなのか。一本算定でマイナスされた分と、それから加算しましょと言った4億6,000万円、足して初めてプラスマイナスして平成27年度の交付税額が一本算定のときの平成27年度の額と違いが出てくると思うんですよ。そこのところをちょっとお尋ねしたい。というのは、これが3年間続きますということですよ。そうすると、当初予想したよりも地方交付税がある意味では減らないわけだから、だから、冒頭お話ししたように、

我慢するところが少し緩やかになったというのは変だけれども、地方交付税がプラスになって、その分を何とか活用して3年間の対策はできませんかという質問なんです。その点をもうちょっと具体的に教えてください。

それから、もう一つは、私のほうでわからないもので、じゃその4億6,000万円の中で支所経費幾らなのか、人口密度による需要の割増しは幾らなのか、その他の計算は幾らなのかということはわかりますか。2番目、細かいところです。お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 支所経費等で加算される額とか一本算定の額ということでございますが、一本算定の額を申しますと、31億6,800万円を見込んでおります。加算額が16億9,200万円加算されていると見込みます。ですので、マイナス分というのはその16億9,200万円の1割が合併11年目、加算額の1割を減らすということです。平成27年度は、ですので、16億9,200万円の1割、1億6,900万円程度がマイナスされるということです。

先ほどの4億6,000万円の加算につきましては、一本算定の31億6,800万円に4億6,000万円が足されますので、細かく言いますと、実際には加算額がもう少し減ってくる。一本算定分が4億6,000万円上がりますので、合併算定替の金額との差が小さく、4億6,000万円分小さく実際にはなってくると。ですので、4億6,000万円ですと、加算額が10%見直しされるということだと、単純には4,000万円ぐらいがその戻ってくるというか減り分が少ない、当初よりも減り分が少ないという見通しです。

一本算定に加算されていますので、合併算定替と一本算定の差が少し小さくなってきますので、その分1割減るに対して4,000万円ぐらいが当初よりも減額が少ないというふうに見込んでいます。

それと、人口密度による需要の割増しとその他の経費につきましては、まだどれぐらいの金額かというのが示されておられませんので、特にそのところにつきましては見込んではいません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 聞いていて頭が混乱しています、今。また整理してゆっくり聞きたい。要は、単純に聞きますね。一本算定、これ加算をしません、加算をしない前の平成27年度の交付税は幾らと予想していて、加算されることによって幾らになったんですか。ここは幾らになるんですか、ここに五十何億円と書いてあるからわかるんだけど、それでいいのか、当初で。

それから、シミュレーションをやったのがあるんですね、いろんな財政のことで。こういう考え方でいいのか。

もう1点、地方交付税の見直しについて、伊豆市の将来の見通しの中でよく説明されていた資料なんですけど、これを見ますと、これは考え方だけで額は結構です。臨時財政対策債が平成28年度で終了するんですよね、今の国の方針だと。ちょっと前だから、今回どうなったかわからない。今年度はわからないんだけど、この臨時財政対策債を加えた実績の交付税と見ているんですよ。そういうふうにして、この中にも、ましてやこの中に、資料の中には地方交付税の中に普通地方交付税と特別交付税というのを一緒にして、そしてそれにまた臨時財政対策債を加えて、例えば平成25年度は62.5億円でしたが、これが少しずつ減っていきますよという、そういう説明なんです。

そうすると、市のほうは、臨時財政対策債を加えた分として交付税措置を見ているのか、額がすごく狂ってくるんですよね。というのは、将来にわたって、予想ですからなかなか難しさはあるんだけど、国が考えている地方交付税の措置の問題について正確に、ある程度正確に捉えていかないと、ましてや自主財源が残念ながら少ないこの伊豆市において、大きな財政、どういうふうに割り振ろうかというときに、大きな狂いが生じるかもしれない。余分に来たら来たで喜ぶというわけにはいかないだろうし、ちゃんとした見通しを持った財政計画を、ある意味では地方交付税措置がどうなるのかということ、正確にある意味では私は見る必要があると思いますのでね。

冒頭質問した中には、この臨時財政対策債というのはなくて、僕、ずっと計算したんですけども、たまたまこれを見たら、臨時財政対策債を含めた交付税措置として計算しているんですよ。そうすると、ちょっと狂いが生じてくるのかなと思うものですから、最後に、ごめんなさい、ごちゃごちゃしているな。私は、今回の地方交付税が予算化、予算として提示されたときに当然国の地方財政計画に基づいて地方交付税はこういうふうに計算してくださいよということで、具体的な県のレクチャーを受けながら、こういう予算を立てたと思うんですけども、そうすると、冒頭お話しした3年間にわたって3分の1ずつ加算するということについては、私は支所経費とか人口密度の需要の割増しとか、いろんなことが計算されて、そしてトータルとして4億円だったかな、今回、というふうに加算額が出たのかなと私は思ったんですけど、そういう計算は国のほうでじゃなくて、今のところまだわからないということですか、具体的に加算額の内容については。3つ、すみません、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1点目の臨時財政対策債、シミュレーションでの関係ですが、この交付税の臨時財政対策債は、通常普通交付税の財源不足による起債ということで、平成28年度が終了となっております。この臨時財政対策債の措置分については、普通交付税として予算編成上加味してございません。また、加算の額が決まっているのかどうかということですが、先ほどの支所経費分につきましては、1年間2億3,000万円程度、3年間でその3倍になるわけですが、その他のものにつきましては額が決定していないということで、この予

算の中では見込んでございません。国は、この合併算定替に伴う減額を5年間で今の7割程度は戻そうかというようなことも示しておりますが、そこら辺につきましても、詳細はまだわかっておりません。当然、平成27年度以降、消防費とか清掃費、また保健衛生費などが交付税で見えていただけるようなことですが、予算としては反映しておりません。

以上です。

〔「プラスマイナス教えてよ」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 一本算定……

〔「一本算定と加算が幾らになるの」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 一本算定を、先ほど申しましたが、31億6,800万円を一本算定としております。算定替による加算額、これに対して加算額を16億9,200万円程度加算されるものと見ております。ですので、その加算額が基本的に段階的に1割3割5割、7割9割というふうに。ただ、先ほど申しましたこの一本算定の額に今ははっきりしている支所経費分が2億3,000万円ずつ3年間乗ってきますので、6億9,000万円がその一本算定に加わってくる。だから、その分加算額が減ってくる。その分だから加算額は減りますので、減る影響が少ない。そういうことで御理解いただきたいと思うんですけれども。

○議長（杉山 誠君） すみません、ちょっと暫時休憩、ここで入れます。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

再質疑、次は3款から木村議員、ありますか。

○16番（木村建一君） すみません、地方交付税だけとこれは一緒ですか。すみません、議長。2回です。2回に割り振って……

○議長（杉山 誠君） 3回目……

○16番（木村建一君） ここ何もしゃべっていないんですけれども。地方交付税、地方交付税で、ここは総括的なことで質疑しているもので。これ収入じゃないもの、こっちの下は。

○議長（杉山 誠君） 失礼しました。では最初の3回目の質疑ということになります。

○16番（木村建一君） 次の分ですね。

○議長（杉山 誠君） はい。

○16番（木村建一君） コンパクトタウン構想と、それから、それぞれの今冒頭、質疑の中でお話しした幾つかの事業についての関連性について、市長の考えは今聞いたら統一的にということなんですけれども、地方創生の国が考えているところは、私は選択と集中と捉えたんです。そうしますと、どういうことかという、財政も厳しい、人口が減っている、大変なんだから、日本の将来は全ての集落に対して十分な対策を行う財政的余裕がないんだか



ら、きゅっと集めましょうということに私は受け取ったんですけども、どういうふうにまちづくりをするのかということで、それはどうも違うのかなと私は受け取ったんですけども、地方創生の一つの考え方は、私はこういうふうに受け取ったもので、お尋ねします。

今回の予算の中にも地方創生のいろんなメニューが入ってきているんですけども、1面は、地方にできることは自分たちで考えながら政策づくりをやりましょうということがあるんですよ。もう一つ、なかなか表に出てこないのは、今お話しした選択と集中によって、それによって人口減少対策の問題とか財政の対策をとりましょうということになると、一言で言って、周辺部というか、不便なところはいいですと、棄民政策で捨てる、民を捨てるということに私はとったんですけども、そういうとり方は、今回の国の補助金等々を受けながら、地方創生の中にはそういうことはやれないということなんじゃないでしょうか。

それから、ちょっと具体的にお尋ねします。

高齢者の方々が買い物したくても、例えば商店がないとかいうところで、それでは商店がそこに行きましょかとか、逆に高齢者の方々、交通弱者の方々、商店においでませじゃなくて、行きましょかとか、そこに。あなたのところにということで、移動販売をする事業者に対しては補助しますよと私は受け取ったんですが、何を補助しようとするのかなということなんじゃないでしょうか。

あとは、またちょっと詳細になりますので、また委員会に傍聴しながらお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 余りうち伊豆市の場合には、現在の政府が石破大臣のもとに地方創生推進本部をつくり、それがやっているから伊豆市もということではなくて、うちは先行的にやっているわけですね。私が市長になった7年前から、今のままで行政を過去の延長線上に置けば、全域がひとしく衰退してしまうので、それで新しい将来づくりを考えながら、いろんなことを仕組んでステップアップしてきたわけです。たまたまそのタイミングでこの2年間、地方創生ということが話題になって、そこの流れが合っているものですから、うちはあえて国が進めている地方創生等に向かって流れを変える必要がないということですね。

その中で、選択と集中というのは2種類あって、その1つはハード整備ですね。それから、あとは市民に対する行政サービスで、ハード整備をするときに、これは選択と集中、場所的な選択と集中が必要になります。やはり修善寺駅があるところ、土肥のフェリーがあるところと、残念ながらないところで、同じハードを整備することは、これは結果として全域にひとしく少しずつお金を予算を措置するということは、効果的でもないし、恐らく結果として地域の活力にはつながらないということだろうと思います。

したがって、地理的な競争力のあるところに一定のハード整備は集中せざるを得ない。他方、光ファイバーのようなものは、どこかにあればいい。今まで修善寺はあったわけですね、

駅前と温泉場に。そこだけあれば済むかという、光ファイバーのようなものは、これは全域に網羅的に整備して初めて伊豆市としては意味があるものになる。実は、これは水道事業も同じであって、私が選択と集中、コンパクトタウンと言いつつも、小下田、八木沢の水道整備は今度終わったわけですね。それは、日本に住んで、先進国日本に住んで水道がありませんなんて、それはあり得ないでしょうと。

ですから、ハード整備の中でも集中すべきものと全域に必要なものと、それは違うと思うんですね。そこはしっかり見据えてやらなければ、まさに棄民でこの地域は住めなくなる。まさか伊豆市でこの水道やめますというわけにいかないですよ。ただ、今整備途中の下水道については、認可区域の中でもここはもうやらないという選択肢はあるだろうなと思っています。

したがって、これからの水道事業の維持補修と下水道の整備については、上下水道課ではなくて、今総務部長に既に指示はしているんですが、そういった市民サービス、生活に直結するハード整備については、全庁的な検討をこれからさせます。それと、より魅力ある産業の振興のため、あるいは定住促進のためのハードの整備というものは、地域を集中せざるを得ないだろうと、このように考えています。

それから、もう一つ、今度は行政サービスのほうなんです、市が予算を投じてやるべきサービスなのか、あるいは地域の皆さんに主体となって、ある意味、ある分野においては、可能なものはボランティア的な活動も含めてやっていただくか、これは当然差が出てくると思っています。なぜならば、全体として予算が潤沢にあれば、全て行政サービスで税金であればいいんですが、それは、地方交付税の減額措置が多少緩和されても、財政の厳しさにおいては伊豆市は変わりません。そこはもうやむを得ないと思っています。

その中で、今度は税金をどこに集中するか。ハード整備ではなくて、貴重な財源をどこに集中するかということは、これは大きな政治的な選択だと思っています。地域の皆さんにやっていただけるものは地域の皆さんにお願いせざるを得ない。これは、もう過去こちらの3町では何十年も前からやっている公共事業の中の材料支給もそうですし、それから、先般あるところで、バスですね、コミュニティーバスのようなもの、買い物車、移動販売車じゃなくて、買い物とか病院に行くものをやったらどうですかとちょっと言ったら、そこの方、ある地域は、いや、今それは自分たちで話し合っているから、自分たちで病院に行く、買い物に行くのはお互いに車を出し合おうというのをやっているから、それはうちでやるからいいよというようなところもあるわけです。

そうすると、それを全部なけなしの予算をそこに回すかという、やはり投ずるべきところと、地域の皆さんにお願いするところと分かれてくるだろうなと思っています。そういった意味で、選択と集中の中にも2種類の異なった質の選択と集中があるだろうと、このように考えています。

ただ、加えさせていただければ、伊豆市は先ほど申し上げたような、水道事業だけではな

くて、バス路線の維持のためのお年寄り用のバスと通学の補助金、それから子育ての支援、それから特養整備が4カ所終わりましたので、旧町に特別養護老人ホームを整備して、介護も以前より一定程度進んでいるし、それから、小下田地区には今度はドクターヘリのヘリポートも整備しますし、厳しい予算の中でも、市民の皆さんにとって必要不可欠な、あるいは地域の生活利便性が低くならないような事業というものはしっかりやってきたつもりでありますので、予算を見据えながら、これからも着実に進めていきたいと考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか、今度3款です。

○16番（木村建一君） すみません、何を補助するんですかとお尋ねしたんですが、1つだけ、高齢者の移動販売の自動車。何の補助か、それだけお答えください。

○議長（杉山 誠君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 高齢者などへの買い物支援ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、県の補助金、地域商業パワーアップ事業というのがございます。その中に、買い物弱者ということで、高齢者だけではないんですが、買い物弱者支援対策事業というものがメニューの中にあります。このメニューは、店舗の改修及び車両の購入、それから改造費ということで、要は販売車両の購入費に充てることができるという要綱がございませう。それを用いまして、今年度、後ほどですが、西島議員の質問にもあるわけですが、地区を絞りまして、車の購入をされる方の補助という、移動販売の補助というふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。次お願いします。

○16番（木村建一君） 補助金についてお尋ねします。

トータルでいいですから、どこどこでとなると、委員会のほうでなるものですから、よしますが、予定どおりに減額したというお話だったんですが、いや、ふえたところもあるのかなと思いつつも見ていたんです。というのは、例えば農業振興対策、特別栽培米推進事業、50万円プラス。前年対比ですよ、予算に対して。それから、森林整備事業で地域活動支援事業が若干ふえている。商工会の補助金はマイナスと。商工会の地域振興事業は前年度と同じとかということなんですね。若干バランスが、全部一律ではなくてそれぞれ政策的にやったのかなということで私思ったもので、もう一度お尋ねするんですが、プラスマイナスが若干その補助金の中であるんですけれども、その事細かなこと全部、総務部長わかればいいんでしょうけれども、もう一度最後に、社会福祉協議会もマイナスなんですね。マイナスした分とプラス分と、横並びというか前年度と同じという、こういう、私が10ぐらいの補助金のところを対象をちょっと調べたところ、そういう状況だったんですけれども、そのあたりの補助金に対する今回平成27年度の基準というのは、あったでしょうか。お尋ねします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 平成27年度予算では、まず原則各種団体の運営補助、これにつきましては、やはり長年問題でありました本来自立していきべき団体に対して補助をしているわけですが、それがなかなか見直しができなかったということで、団体の運営補助につきましては協議をしてくださいと、事業計画をしっかりと見て、削減できるものについては削減してくださいという方針でございました。

また、栽培米とか新たな事業に対する補助金というのは、当然新規のものもありますし、若干ふえているというものもありますが、基本的に団体運営に関するものについては、計画をしっかりと見て見直しをしてくださいという方針でございました。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 次へいきます。結構です。

修善寺温泉公衆無線LAN拠点施設整備事業をお尋ねします。

いろいろと調べてみましたら、何か15ぐらいポイントを置くような話、提案の中でされたんですけども、ほかの自治体を見ますと、外国人が来ますと無線LAN、Wi-Fiを使って、その中に全部情報が入ってくるから、買い物をするとか、観光コースとかを調べられるということで、私は受けたんですが、それを、今回提案されているのは修善寺エリアに限って、防災も当然必要でしょうから、そういう関係して修善寺をとりあえずやってみると。行く行くは、いつになるかわからないんだけど、今のところ土肥とか天城は後年度、途中でひょっとして補正できるかわからないけれども、当初予算については置いておいて、いずれは天城や土肥についても同じようなシステムを取り入れるという、そういう展望のもとでの今回の提案ということでよろしいでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） ただいまの木村議員の質問でございますが、まさに議員おっしゃるとおりの進め方をしていきたいと私どもは考えております。具体的な事例を申し上げますと、先進地の箱根地区等では、このような基盤整備によりまして、いろいろな外国人の観光客のサービス並びに地域の消費拡大というところで効果を上げておりますので、それらを参考にしてやっていきたいというふうに考えております。

エリア化という部分については、やはり総務部長の説明にもありまして、Wi-Fiステーションからの1つのカバーできる範囲は半径約50メートルということですので、そのポイントポイントだけでなく、全面で今度散らばすことによって、さらに効果が上がると、このあたりも箱根の事例を参考にして今回県に提案した次第でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） じゃ、次に移ります。

地域おこし協力隊推進事業というのが、国の施策かと思いつながら聞いたんですが、お尋ねします。国の補助金受け取るには、こういう方法、選択しかないのかなど。いわゆる地元とか近隣をやっちゃうとそれはだめよと、補助金返せと、こういう仕組みなのかなと思うんですが。そうすると、今回いわゆる地域おこしということに2つ提案されていますよね。中身は関連するようで別の道を歩もうとしている。そうすると当然、考え方だけ聞かせてください、市内の若者だってやりたいという人には、片方は外から来るとちゃんと補助が来るんだけれども、中でやると補助が来ないということに、予算執行するといふそういうふうなことに市の姿勢としてはなるんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○16番（木村建一君） すみません、ごめんなさい。ちょっと6款続けないと、終わりますので、すみません。

林業、森林一緒に、当然部長言われるように極めて密接な関係ありますので、お尋ねします。

振り返ってみて、ずっと議事録を読んだんですけども、1つは、森林組合の体制の問題が出てきました。それから、もう一つは森林整備事業を永続的に進めていくためにということで、中間土場を設けましたとかということで、二、三年振り返って議事録等々、私が何を質問したのかということもわからないまま推測でやるから、答弁をちゃんと受けとめながら今回質疑に立っているんですけども、全体としては少しずつ前に行っているのかなどというのはわかるんですが、どこに目標を持っているのかということでお尋ねします。

平成24年度の9月議会でも部長がお話しなされたんですけども、これは平成23年度に伊豆市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針ということを立てましたと。これに基づいてという話をもう一度改めて読み直したときに、いろんな課題が、ぶつかる課題じゃなくて、いろんなチャレンジする内容になっているんですね。いわゆる県内産じゃないけれども、市で切った木を公共物に使おうとかいう中身にもなっているんですけども、そうしますと、当然木を切って使う方向と、木を切るだけじゃなくて使う方向、それからもう一つは、バイオマスの問題も少し触れています。

そういうふうに見たときに、どこの目標に向かってやっているのかなどいうところをお尋ねしたいのと、それから、もう一つ、整備計画が当然出てくるんですけども、全体として監査のこともちょっと触れていましたけれども、読ませていただきましたけれども、伊豆市監査報告書という、平成26年5月30日付、いろんなこととお話しなされている。監査は監査として考え方を述べただけけれども、今回四百何十ヘクタールで40ヘクタールだと、40ヘクタールを云々と言ったんですけども、全体の市有林、市の持ち物というのは約5,200ヘクタールぐらいありますよね。

そうすると、県があつたり財産区があつたり私のもの、民有林があつたりということで、

全体として2万ヘクタールぐらいかな、2万2,000ヘクタールのうち、そのうちの約4分の1が市のもの。当然、部長言ったように私の山についても、民間林業者が6社くらいありますかね、それを活用して機械を導入したということはわかったんですが、そうすると、全体で山を本当に有効的に活用して、いわゆる仕事ができ、一定程度林業で稼げる人たちをつくっていくと展望したときに、今年度はその遠い目標に向かってどこまで来ているのかなということをもう一度お尋ねします。前もお尋ねしたんですが、ちょっとその点の把握というか、わからなかったもので、お願いします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁を求めます。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） まず、第1点目の地域おこし協力隊、内と外の違いという部分でございます。協力隊を使う場合には、先ほど私が説明したとおり、この制度にのっとってやらなければならないという形で、3大都市圏並びに都市地域からの住民票の異動に伴う移動ということになります。じゃ木村議員おっしゃるように、じゃ中にいた者でその事業をやりたいのはどうするんだと。例えば農業ですと、農業については新規就農の支援制度もございます。そのほかの商業ですとか、そういうのは私どもで創業支援とか、いろんな手段はパーツとしては持っております。

たまたま今回この地域おこし協力隊については地方創生の流れの中で、これ非常に浮き出てきた事業なものですから、私どもはこれを活用していくと、農業と林業について活用していくと、そういう考えでございます。決して中の方々をおろそかにするとか、そういう気持ちでは絶対ございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、2点目の林業全体の目標というようなお話だと御理解をしております。

林業については、従来から私が答弁をさせていただいて、課題が非常に多い事業。ただ、それなりに課題が多い中で、発展性はまだある事業であると私は認識しております。

市有林についても、先ほど5,200ヘクタールということでしたけれども、それについても、やはり市有林という位置づけの中でも、貸し付けであったりというところもございます。それらは非常に権利関係が複雑になっておりましてということで、市が直接できるところということでまず平成27年度には40ヘクタールを整備を進めると。これは市が持っている計画の中で進めております。

平成26年度にも私、説明をしたかと思うんですが、森林経営計画というもの、これは各林業経営体並びに所有者がつけることができます。それにのっとって補助制度が活用できると。市といたしましても、市有林は各所に点在しておりますので、それらを軸にして、逆に森林計画に参加する形であるとか、逆に市が森林経営計画をつくるであるとか、そういう形に今後進めていきたいなというふうに思っております。

全体的には、議員おっしゃるように中間土場ですとか、林業事業体への各種林業機械の導入支援であるとかということを進めておりまして、今までやってきたのがようやくここで

具体化してきたのかなという感覚でおりまして、じゃそれが全体の目星の中の何%かと言われる部分については、お答えはいたしかねる部分でございます。まだまだこれからの事業ということで緒についたところというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） すごく広大な面積を占めている中で、そして放置されているところがたくさんあって、そう簡単にさっさかさっさいかないと重々承知しているんですけども、私は、地域創生じゃないけれども、見たときに、林業というのがすごく持続可能な極めて重要な位置づけをやっぱり伊豆市はする必要があるのかなと思いつつながら、ずっと毎年のごとくお尋ねしているんですけども、より具体的に、余りやっちゃうと一般質問になるからよしますけれども、今年度の長期計画の中で400ヘクタールのうちの40ヘクタールというのはわかったんですが、5,000ヘクタールちょっとあるんですよ、市だけでも、市が持ち分だけでも。そうすると、例えて言えば、それぞれの地籍調査のような形までいかないけれども、本当に今どこまで来ているんですかと、市の山の中で、伊豆市が持っている山の中で、どこがちゃんと整備されて、切り出してもいわゆる採算が合うような山はどこかというところが、少しずつ少しずつだけれども広がっていくような展望というのは、持てないのかなと思って、いつも思っているんですけども。平成27年度はそういう目標のもとで持っているのかどうかだけ、最後お尋ねします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、あと議案質疑と、できれば一般質問でまた続けていただきたいんですが、私の立場から基本的なことだけ申し上げたいのですが、さっき部長がありましたように、全体のスケジュールの中でどこまで行っているかというのは、把握できません。ただ、私が市長として考える理想的な姿から見ると、30%かなという自分でめどを持っています。というのは、伊豆市の中の人工林が2万ヘクタールあって、針葉樹林が1万ヘクタール、20年に1回間伐して利用したとすれば500ヘクタール、1ヘクタールから100立米出すと5万立米か、大体オーストリア、ウィーンだと160立米から170立米ぐらい出しているんですよ。ですから、500立米出して1万円で売れば5億円ということで、伊豆市の森林は5億円のポテンシャルがあると言っているわけですね、森林組合には。

しかし、現状を見ると、大体、森林組合だけで1億円からうまく行って2億円行くか行かないくらいですよ。そうすると、さっき森林組合に聞くと、いや、1ヘクタールから100立米はとても無理です、30立米ぐらいですと。30立米ぐらい。そうすると、大体私が言っている数字と合ってくるんですね。だから、マクロで見た数字と現状がそんな乖離がない。だから、我々は今市が持っている山の、もちろんいい山、悪い山あるんですが、フルに行ったときの3割ぐらいしか今出せていなくて、現状森林組合の事業費がそんなところかなとい

う感じがしているんです。ですから、これは相当時間がかかるとは思いますけれども、今部長からもあったように、決して楽なものではない、課題はたくさんあるけれども、理想的にやっていたら5億円の事業規模となるようなポテンシャルがあると。それに比べれば、現状は30%くらいだなということは考えております。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

次に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について質問させていただきます。

この予算は、市長の施政方針から進んだものだと思いますが、先ほども少し言いましたけれども、あの施政方針は実現可能なんでしょうかね。コンパクトタウンだなどとおっしゃっていますが、何のことはないじゃないですか、あれ。現在伊豆市に、唯一とは言いませんけれども、市街化区域そのものにちょこっと中学校をくっつけただけでコンパクトタウンと言えるのかどうか。現在の市街地をそのまま言っているだけじゃないですか。ましてやですよ、これから発展の余地があるのかどうなのかですよ。皆さん、地図を持っているんでしょう、あの丸く書いたコンパクトタウンの地図を。半分は開発不能でしょう。真ん中近くに狩野川がずっと走っていて。

〔「議案質疑をしろ、議案質疑を」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） \_\_\_\_\_

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） \_\_\_\_\_

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 議案質疑しているだろう。

○議長（杉山 誠君） 議案の内容と、質疑の内容と離れていますけれども。

○14番（森 良雄君） 全然……

○議長（杉山 誠君） 議場の秩序を乱すことになりますけれども……

○14番（森 良雄君） これが伊豆市の議長なんだよな。

○議長（杉山 誠君） 森議員、よろしいですか、今の発言を取り消してください。

○14番（森 良雄君） 何を。

○議長（杉山 誠君） 取り消したほうがいいですよ。

○14番（森 良雄君） 取り消さないよ。コンパクトタウンから出発しているんでしょう、これ。ずっとあるじゃないか、都市計画推進事業が。

○議長（杉山 誠君） 質疑の最中に不穏当発言しましたけれども、質疑の最中ですので。

○14番（森 良雄君） 君は不穏当発言が大好きだな。

○議長（杉山 誠君） 議事録に残りますけれども、取り消したほうがいいですよ。



○14番（森 良雄君） 取り消さないよ、何も。

○議長（杉山 誠君） 取り消しませんか。

○14番（森 良雄君） 取り消さないよ。

○議長（杉山 誠君） それでは、今の発言を取り消しいたします。

質疑を続けてください。

○14番（森 良雄君） これが、いいですか、皆さん。コンパクトタウンって何だかわかって  
いますか。開発可能地域は半分もないですよ、1キロ圏内に修善寺駅から。

○議長（杉山 誠君） コンパクトタウンは質疑してありませんけれども。

○14番（森 良雄君） 都市計画事業は関係ないのか。

[発言する人あり]

○議長（杉山 誠君） 光ファイバーですけれども。

○14番（森 良雄君） 余分なこと言う必要はないんだよ、君は。

○議長（杉山 誠君） 議長に反論するのも不穏当発言ですけれども。

○14番（森 良雄君） 何を言っているんだ、君が変な発言しているからじゃないか。これ  
が伊豆市の実態だ。いいですか、傍聴者の皆さん。

じゃ、地方債いこうか。

光ファイバー網整備補助事業1億5,200万円。この内容、私先ほども少し質問しましたけ  
れども、多分修善寺地区はでき上がっているんだろうと思うんだけど、これはどこへ行  
くのか。できれば将来構想、中伊豆や天城や土肥はいつごろまでにできるのかまでお答えい  
ただきたい。

次、2款、電子計算費148万8,000円、同じく673万7,000円がのっています。附属資料の11  
ページには同様なことが書いてあります。

次に、光ファイバー網整備補助事業というのが2億900万円あると。よくわからない。こ  
れもW i - F iが入ってるのかなと思うので、もし入っているんだったら、ハードだろうと  
思いますけれども、ソフトも入っているかどうか。入っていないね、多分。ならば、ソフト  
はいつごろまでに開発するつもりなのかお伺いしたい。

次、3款、認定こども園整備事業補助金3億110万2,000円ですか。大体場所はわかっ  
ているんですけれども、場所や施設の概要、事業者等の事業の説明を求めます。この施設の総額  
はどのぐらいの認定こども園ができるのかどうかも含めてお答えいただきたい。

次、4款、広域処理施設整備事業3,500万円がのっておりますけれども、何に使うのかで  
すね。土地の購入費だけなのか、設計なんかも始めるのか。事業のこの3,500万円で何を  
やるのか説明いただきたい。

次に4款、汚泥再生処理センター管理事業8,644万3,000円だと。これ10万円の事業ですよ。  
初年度に8,600万円も。この事業は真っ黒なんだよね、私から言わせると。何が何だかさっ  
ぱりわからない。それはそうですよ。説明済みだなんて議会だよりに載っているけれども、

議会だよりの委員長さん、載っていますよね、議会だよりに説明済みだと。説明なんか何もしていないんですよ。あんなこと議会だよりに載っけていいんですか。だってそうでしょう。市から来た書類見たら真っ黒になっている。何も説明なんかしていないです。そういう疑惑の事業所に8,600万円を支給すると。私は、たしか前は5,000万円以上かかるだろうとは言っていましたけれども、どういうことなのか。

次、7款、ジオパーク推進事業。多分これは修善寺総合会館のところにつくるんだらうけれども、あそこは、この間場所が悪いと言った方がいたよね、そこにね。場所が悪いところに何をつくるんですか、これ。まあ場所が悪いとは思いませんけれども、少なくとも伊豆市では一等地ですよ、あそこ。修善寺温泉村のど真ん中みたいところに。ただ、地下へもぐるということは、ちょっと厳しいかな。しかし、地下へもぐるか。この間だから新宿へ行ってラーメン食べようと思ったら、いらっしやい、どうぞと地下へ案内されちゃったりして、やり方なんです。ジオパーク推進事業、ここで何をやるのか。何せこれあれでしょう、県の事業、何か伊東市のほうへ場所等、ジオパークは推進協議会が修善寺へできるというようなことで、ただメンバーは県からも大分来るし近隣からも大分来るようで、その辺ジオパーク推進事業、しっかり説明してください。

それから、土木費、市道整備事業、河川維持改良事業、急傾斜地、ここで事業名が出ていない工事で場所等の工事が決まっているものがあれば、その工事の説明を求めます。

次、都市計画推進事業、ここなんだよね。都市計画で何をやろうとしているのか。私は、市長さんは何か企業誘致だ何だかんだと言っていますけれども、企業誘致なんてやったら来ませんよ。伊豆市の企業誘致、市長さんの言っている企業誘致、成功したところを見てください。中伊豆のグラウンドを潰して場所をつくった、あれなんかもう来る前からもう来たいと手を挙げているところなんです。東京ラスクにしたってそうでしょう。もう伊豆市へ来たいと言って、接待まで受けちゃった人いたみたいだしね。

そういうこの予算書を見ていると、農地をばかばか潰しているんですよ。次に中学校の再編がありますけれども。まず、し尿処理場をつくるのに田んぼを潰すでしょう。それで焼却場つくるのにまた田んぼを潰す。それでここでまた中学校をつくるのに田んぼを潰す。僕が思うのは、伊豆市のこれからの生きる道というのは1次産業なんです。1次産業の基本は田んぼじゃないですか。それを潰していったら、伊豆市の生きる道はないですよ。都市計画推進事業、何をやろうとしているのか。市長、ぜひあなたの考えを聞かせてくださいよ。

次、中学校再編事業。これも今ちょっと言いましたけれども、伊豆市の破壊ですよ。おとといあたり、読売新聞に載っていたけれども、人口減少と学校の閉鎖した数が載っていましたね。僕はあれを見て、ああこれは学校潰したら人口減少が加速化するなと思いましたけれどもね。それはいいとして、多分、日向へつくるんだらうと思いますけれども、潰す農地の面積はどのくらいあるお考えですか。

次、有害鳥獣被害対策事業。お一人亡くなったと。これ刑事事件になったんですよ、き

つとね、市長。なっていないませんか。ここに3,000万円からの予算が計上されている。近隣市町の様子を見ても、そんな町ないと思いますね。臨時職員が300万円、ハンター保険、保険料が51万円、業務無線機借り上げ料223万円、射撃場使用料75万円。まず、臨時職員、何に使うんですかね、これ。ハンター保険。現在保険は皆さん個人で入っているんじゃないですか。業務無線、どういう業務無線。借り上げてお貸しするんですかね。GPS機能はついてるんですかね。私、前にちょっと言ったことありますけれども、モニターをどこか置いておかないと、GPSついていてもちょっと宝の持ち腐れ。どういう無線機を1台幾らで何台ぐらい借り上げようとしているのか。それから、射撃場使用料。射撃場でもつくるわけじゃないでしょう。民間の射撃場を借りるのかなと、借りて何するのかなと。僕なんか素人が見ると、あれ、クレ射撃場でも借りるのと。我々は鹿やイノシシを対象にしているのにクレ射撃場を借りてどうするのかなと。どこのどういう射撃場を利用しようとしているのか。何のために利用しようとしているのか。

私は前にも言ったけれども、この人身事故は装備をよくしたからとかというものじゃないですよ。基本的には作戦のミスだ。鉄砲の前に人を置いたらいつかは必ず当たるんだ。この間は七、八十メートルらしいけれども、100メートル先に人を置いたって、200メートル先に人を置いたって、その人の方向に鉄砲を打てば、いつかは必ず当たる。そういうことを考えているのか。

それから、ここで一番大事なのは、伊豆市で幾ら鹿やイノシシをとっても、近隣市町と協力しない限り、伊豆市が減ったって近隣市町の鹿やイノシシが逃げて伊豆市に来るんですよ。近隣市町との共同を考えているのかどうなのか。そこまで含めて考えてくださいね。

教育費。これは修善寺の郷土資料館を潰したために出てきたことだと思っただけけれども、まず収蔵品薫蒸業務委託費、153万円のっています。この間の説明会で、僕は薫蒸はやっているのかと聞いたらば、やっていないと言っただけけれども、ここでまた薫蒸業務委託費が出てきたと。どこでどんな薫蒸をやるのか。

次に、玄関ポーチだ空調設備だと583万円のっていますね。多分中伊豆の資料館なのだろうけれども、いいですか、修善寺の資料館で場所が悪いと言っているんだ。言った議員がいたけれども。どう思いますか、教育長。もしそうなら、中伊豆へ行ったらもっと場所悪いんじゃないのかな。それから、どんな施設にしようとしているのか。工事期間及び玄関ポーチと空調設備だけなのか。それだけじゃできないよね、展示用のスペースもつくらなきゃいけないだろうし。前にガラスを張るとか張らないとか、棚も必要だろうし。どういう工事、この583万円でどういうことをやろうとしているのか伺いたい。

次、災害復旧費。この予算書では災害復旧費が見えない。そうすると、平成26年度の台風災害についてはどのように考えているのか。やろうとしているのか。この予算書の中に入っているのか、それともやる気は全然ないのか。少なくとも、私毎回言いますけれども、ここから大平へ行こうとして本立野を通っていくと、土のう袋なんか置いてあるところもあるわ

けだね。そういうのを災害対応しようとしているのか。あそこは小規模だからやりませんか、全然聞いていませんとか、何でもいいです。それから、あそこだけじゃなくて、ほかにはないのか。やろうとしているのかどうなのか含めて、お答えいただきたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ここで議事の都合により昼の休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

なお、この昼の休憩中に議運を開きますので、委員の方は参集してください。場所については追って連絡いたします。時間は30分後、40分からお願いします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時11分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

#### ◎発言の取り消しについて

○議長（杉山 誠君） まず、午前中の森議員の質疑の最中に不穏当発言があったことについて、議運を開かせていただきました。その中で、不穏当発言の部分については、やじに対する反応で、—————というような非常に暴言に近いような発言がありましたので、そこについては会議の中でも議長から伝えさせていただきましたけれども、取り消しをさせていただきます。

また、その後の森議員の議長の注意に対するさまざまな反論がありましたけれども、会議中は、議長に対する反論というか、そういったものは許可されておりませんので、議事進行に従っていただくように、この場において森議員に注意をさせていただきます。

以後またこのようなことが繰り返されますと、議場の秩序保持という議長の義務がありますので、それを執行させていただきますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。

それでは、午前中に続きまして、答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から説明させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、初めに総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私から、2款に関するところの答弁をさせていただきます。

まず、第3表地方債の光ファイバ網整備補助事業でございますが、平成26年度から3年間の継続事業として計画しております中伊豆地区、天城湯ヶ島地区、土肥地区、この3地区の光ファイバー網の整備事業の補助、これの平成27年度は2年目に当たります。平成26年度に

中伊豆局と青羽根局を整備しております。平成27年度は湯ヶ島局の整備に係る事業の補助金、これの合併特例債、こちらを1億5,200万円使う予定で計上しております。

次に、電子計算費についてですが、13-40委託料ですが、これは、市が所有しております地域公共ネットワーク、この設備の保守委託料になります。ネットワークの通信機器の保守、また機器等の増設による設定変更、これらが対象となります。

次の86ページの13-51、これも同じく市の所有しております地域公共ネットワーク、この光ケーブル、市の保有している光ケーブルの保守業務になります。設備改修や小さな災害等が起きた場合の復旧に対応するための予算となります。

次の2の光ファイバ網整備補助事業2億900万円ですが、先ほど申しました湯ヶ島局の整備に当たる補助金、これを2億900万円予定しております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから認定こども園の関係を説明させていただきます。

場所ですが、旧月ヶ瀬小学校、月ヶ瀬408-1番地でございます。それから、施設の概要ですが、定員150名の認定こども園です。鉄骨コンクリートづくり、一部2階で面積は1,617.55平米です。それから、事業者ですが、社会福祉法人春風会ということになります。それから、総額ですが、建物全体のこども園の総額は4億4,599万2,000円という形で県のほうへ申請をしております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、私のほうからは、広域処理施設整備事業についてです。

今回の議会に議案として上程しております伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を設置し、当該一部事務組合の議会で組合予算の議決をいただき、その一部事務組合に対し、伊豆市分として支払う負担金でございます。内容といたしましては、組合議員の報酬、管理者等の報酬、それから、あと派遣職員の人件費、それと、あと地質調査とか、測量、施設の基本計画策定業務などの新施設整備事業となっております。

続きまして、汚泥再生処理センター運営事業につきましてでございます。

この汚泥再生処理センターを稼働していくための事業費となり、電気料等の需用費や委託料等を計上しております。

委託先は、汚泥再生処理センター運営事業委託につきまして、伊豆市の長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づいて、契約をクボタ環境サービスと結んでおり

ます。その他の契約先は、現時点ではまだ決まっておりません。

委託の内容でございますが、汚泥再生処理センターの運転保守管理業務、それからあと薬品等のユーティリティーの管理、それからあと施設内の整備、法定点検等でございます。それからあと自主及び定期点検などが委託の内容となっております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、私のほうから担当します6款7款について御説明をいたします。質問順にお答えをいたします。

まず、最初に7款のジオパーク推進事業からお答えをいたします。

森議員におかれましては、これまでもジオパークの推進にいろいろ御意見、御提言をいただいておりますが、伊豆半島ジオパークが世界の仲間入りをするためには、まだまだ取り組まなければならない課題がございます。その一つが、半島全体の活動の情報発信と研究拠点の機能を持つ中央拠点施設の整備でございます。平成27年度におきましては、関係する市町とともに修善寺総合会館への中央拠点施設整備に係る負担金として300万円を拠出しますほか、伊東市役所内にごございます伊豆半島ジオパーク推進協議会の運営事業に係る負担金200万円、そして、平成27年度に国内で開催されるジオパークの国内大会への担当職員の派遣、PR、ネットワークの構築に努めるための経費が17万8,000円ということで、552万7,000円を計上いたしております。

続きまして、6款の有害鳥獣被害対策事業について御説明をいたします。

有害鳥獣被害対策事業は、御承知のとおり、有害鳥獣による農林水産物、生活環境及び生態系への被害を防止することを目的として推進しておる事業でございます。伊豆市の有害鳥獣捕獲隊による鹿、イノシシの捕獲及び農林水産業者を対象にした電気柵、防護柵の設置に対しての材料費の助成等を行っております。

御質問の中にごございました臨時職員の賃金、これにつきましては、死亡鳥獣の処理、またわなによる有害鳥獣捕獲業務、電気柵等の防護柵設置補助事業に関する現地確認及びその事務に従事する臨時職員2名分の賃金として308万1,000円を計上してございます。

続きまして、12-40ハンター保険の保険料でございますけれども、これは、去年の有害鳥獣捕獲業務中に発生しました事故を受けまして、また田方猟友会からの有害鳥獣捕獲従事者の作業中の事故に対する処遇改善、行政としての補償等の要望を受けまして、有害鳥獣捕獲隊員の方が万が一の事故に遭われた場合の対応と補償をするために、これは市として民間のハンター保険に加入するものでございます。これが61万2,000円ということでございます。

続きまして、14-40業務無線機借り上げ料でございます。これにつきましては、有害鳥獣捕獲隊の隊員が銃猟を行う場合、現在は隊員個人が所有しておりますアマチュア無線、これを使用しております。しかしながら、このアマチュア無線の使用については、市が実施する有害鳥獣捕獲業務は市の業務であり、この作業にアマチュア無線を使用することは電波法に

抵触するのではないかという御指摘をいただきまして、私どもも総務省東海総合通信局に照会をかけました。そうしましたところ、やはり判断が有害鳥獣捕獲業務は趣味ではなく業務であり、アマチュア無線愛好家とのトラブルを避けるためにも、簡易無線機、業務用無線機ですね、これに切りかえを実施すべきとの指示を受けまして、市が業務用無線機を借り上げ、捕獲従事者に貸与することとして、その借り上げ料として223万2,000円を計上した次第です。

14-41射撃場の使用料でございます。これにつきましては、先ほど申し上げた昨年の有害鳥獣捕獲業務中の事故、これを受けまして、捕獲隊員の猟銃の取り扱い及び射撃技術の向上並びに安全な射撃を再確認するために、近隣の射撃場において隊員の実射訓練を行うための費用として75万円を計上した次第でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、私のほうから8款と11款についてお答えをいたします。

まず、市道整備事業ですけれども、これは工事名が載っていないところが国・県関連事業というところにあるかと思えます。ここのこの関係ですけれども、今現在伊豆市の中で国交省の工事、静岡県の工事等が数多くあります。この工事にかかわる市道の附帯工事ということになるかと思えます。ただ、なるべく原因者がうちではなくて相手方ですので、なるべく国・県にやっていただくんですけれども、やはり向こうもその事業で見れない部分というのがありますので、事業をスムーズに行うために伊豆市で計上してやる部分になります。したがって、場所と金額等はまだ決まっていません。

続きまして、河川維持改良事業ですけれども、この維持補修工事ですけれども、1,000万円というところが工事名が載っていないと思えます。ここについては、各地区からの要望書、要望がありますのでそれに対応するための補修工事分というところで御理解をいただきたいと思えます。

続きまして、急傾斜地崩壊対策事業ですけれども、これは資料の66ページのほうには載っているんですけれども、本立野一町急傾斜地対策事業といたしまして、修善寺東小学校の下の斜面、ここの工事ということになっています。もたれ擁壁というコンクリートの擁壁ですけれども、5メートルから7メートルの高さで、延長が21メートルで計画をしているところになります。

続きまして、都市計画推進事業ですけれども、これは全部で4つ、大きく分けて4つあります。まず土地利用基本構想策定業務、これが平成26年度から始めていまして平成27年度で終了ですけれども、伊豆市の都市計画を見直すために、伊豆市の新しい都市計画検討委員会、これを平成26年に設置しまして、平成27年度に最終答申をもらう予定です。3月6日の日には市長のほうへと中間答申ということで答申をする予定になっています。

続きまして、中心市街地まちづくり道路体系検討業務、これは、修善寺駅前の交通渋滞緩

和と安全安心の歩行空間の確保ということで、平成26年度にプローブ調査、交通損失調査というものをやっています。今年度は、さらに今度柏久保線のナンバープレートの調査と、平成26年度に行われた調査結果をもとにしてデータ分析、対策の検討を行い、コンピューターによる信号調整などのシミュレーション作業を行い、より渋滞の少ない駅前の交通システムを考えるという業務になっています。

続きまして、都市計画基本調査業務、これは平成27年度に実施をする予定の業務委託ですけれども、内容は、静岡県が平成32年に行う予定になっている田方広域都市計画区域マスタープランの見直し作業に伴うもので、建物の用途の現状調査、こういうものを行う調査になっています。

最後に、4つ目ですけれども、景観計画策定業務になります。これは、平成26年度に景観計画に関する基礎調査を実施しました。平成27年度、平成28年度の2カ年で景観条例の策定を見据え、景観計画の策定を行おうとするものです。

以上の4つになります。

続きまして、11款ですけれども、伊豆市では、災害は私はやる気満々ということでお願いをします。そのために、平成26年に災害がありました。それを平成27年度の新年度予算へのせない、これがやる気満々なんです。なぜならば、平成26年度の補正で対応しています。そうすることによって、災害は3年間で完了しなければならないというルールがあります。そのうちの平成26年に起こったものを平成26年の現年災ということで実施することによって、補助残についての起債の充当率が10割、100%もらうことができます。それが平成27年にやりますと、過年災ということで、起債の充当率が90%に落ちます。そういうことで、さらに、静岡県は雪なし県ということで、日本全国を見たときに、現年災で直そうと思っても直せない雪あり県があります。そのために配分等が雪なし県にどんどん来ますので、それに対応して平成26年で対応するというので、平成27年についてはまだ平成26年の分を計上しないということになります。

それと、土のうが積んであって、あれ直すのか直さないかという質問がありましたけれども、立野のところの土のうについては、雨のときに水路があふれてしまったということで、今現在土のうを積んであるんですけれども、それは平成27年度の河川維持の、先ほどの補修以外のところで、もう工事名を上げて直す予定になっています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） それでは、私のほうから10款教育費に係ります質疑の答弁をさせていただきます。

最初に、予算書336ページ、中学校再編事業についてでございます。

当事業の予算は、新中学校新築工事の基本設計業務を委託する予算として2,451万6,000円



を計上させていただいております。

中学校の候補地は、修善寺駅より1キロメートル圏内で計画している4ヘクタールの確保と適正な形状を有する土地等を条件に、2カ所の農地を選定し、適地としての調査を行いました。教育委員会としては、総合的に審査し、日向地区の農地を候補地として選定させていただきました。その日向地区の候補地は、8ヘクタールほどを有する農地で、想定されます生徒数、クラス数、部活動数などを根拠に、施設規模、施設敷地面積を具体化した構想をもとに、新中学校建設の基本的な設計を策定の委託を行うものでございます。

中学校周辺につきましては、市長からも話ありましたとおり、コンパクトタウン&ネットワーク構想のエリア内でございます。そういったことから、その構想との連携や整合性、そちらを図りながら進めてまいりたいと思っております。

続きまして、予算書362ページの郷土資料館管理事業のうちの収蔵品薫蒸業務委託費153万8,000円についてでございます。

この業務は、現在の中伊豆歴史民俗資料館、4月からは伊豆市資料館という名称になりますけれども、こちらに収蔵されております民俗資料や古文書などの資料を害虫、微生物、カビ等から守るための作業で、2年に一度実施をしてございます。建物を密閉し、特殊な薬剤を気化させ、48時間いぶす、こういったことで殺虫、消毒を行うという業務になります。

続きまして、玄関ポーチの改修工事46万5,000円でございます。

こちらにつきましては、現在の中伊豆歴史民俗資料館の玄関、主に玄関から右側に向いてですけれども、そのれんがといいますが、インターロッキングといいますが、そういったものが陥没をしているという状況がございます。その陥没している箇所を改修する工事ということでございます。建物の躯体に対してポーチといいますが、そういったものがあって、ここがぐんと陥没しているという状況がございますので、そちらを改修するという工事になります。

続きまして、空調設備の改修工事583万2,000円でございます。

この工事は、現在の中伊豆歴史民俗資料館で使用している空調設備を改修する工事でございます。こちらのほうは、昭和62年度にこの同館の開館以来使用しておりまして、老朽化が著しく、修理用の部品もないという状況がございます。そういったことから、展示品や収蔵資料を保全するためにも、空調設備の全面改修が必要であるという判断のもとの実施でございます。工事期間につきましては、おおむね2カ月間を予定をしております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 2款まで続けていっていいかな。

それでは、まず資料の11ページなんですけれども、ここに予算額が3億8,599万7,000円となっています。一般財源が1億7,695万6,000円と。そうしますと、一般財源、これを使うの

はいいんですけれども、これに対して国庫補助というのはあるのかなのか。あるんだったらどのぐらいなのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 県の補助金は、事業費全体で1億6,638万円です。

○議長（杉山 誠君） 森議員、ちょっと整理、すみません、自分も整理ができていなくて。2款の総務費のところまで今。光ファイバー網整備と電子計算費、このことについての再質疑ですね。

それでは、すみません、改めて答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 2款、特定財源として国の支出金653万6,000円、あと負担金と諸収入の内訳ということでよろしいでしょうか。

〔「一般財源1億7,695万6,000円は、これは全額伊豆市負担なのか」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） この一般財源につきましては、市の負担ということで、また特に先ほどの事業の2の光ファイバーにつきましては起債を使うと。あと一般財源につきましては市の負担ということでお願いします。

〔発言する人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 財源内訳のところまで、国庫支出金653万6,000円。財源内訳として、国、県、その他ということでそれぞれ、あと一般財源ということになっております。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） この1億7,600万円、伊豆市市単で負担というのはちょっとしんどいので、また後で聞きに行きますので教えてくださいね。

それで、光ファイバーなんですけど、平成26年度、青羽根まで行ったと。平成27年度は湯ヶ島だと。そうすると平成28年度は土肥だというふうに考えてよろしいですか。それで完了だと、伊豆市は全部光ファイバー網が整備されたと考えていいか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） そのとおりでございます。平成27年度湯ヶ島局、平成28年度に土肥の土肥局と八木沢局、これで3年間で完了するということです。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 認定こども園について伺います。

この事業は4億4,000万円ということなんですけれども、伊豆市の負担はこれで終わりか

どうなのか、もしまたこれから負担があるようだったら、どのぐらいあるのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 建築事業につきましては、これでおしまいです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） そうすると、運営か何か別の負担がこれからも続くのかどうなのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 今回ではなくて、何回も議会で説明したと思うんですが、私立幼稚園、保育園が、こども園も含めてですが、運営するには国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで運営費の補助を出しております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 次にいきます。

広域処理施設整備事業、4款に移ります。

まず、これは焼却場ですね。一部事務組合へ負担するということですが、それはそれでいいんですけども、それじゃ、し尿処理場のこれから事業がいろいろ始まってくると思うんですけども、例えばまず土地を購入するようなことになると思うんですが、それはいつごろ、幾らぐらいかかるのかお聞きしたい。

それと次、汚泥再処理センターなんですが、クボタにということ、多分クボタへ行くんだろうと。クボタさんは大変な、建設費は10億円かもしれないけれども、恐らく8%、8,000万円は恐らくクボタへ行くんじゃないかと思うんですけども、クボタへは幾らで発注するつもりですか、いわゆる管理事業ですね。お伺いしたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） まず、広域処理施設の関係で、土地の購入は幾らかということでしょうか。今回の予算の中には、土地の購入の経費については出ておりません。これから不動産鑑定等をやりまして、そちらのほうで、そちらを基準として考えていくということでございます。

以上です。

それから、あともう一つ、し尿処理センターの関係でございますが、クボタのほうに管理費として幾ら行くのかということでございます。これにつきましては、運営事業委託料とい

うことで、5,993万3,000円でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まず、新焼却場のほうなんですけれども、土地代についてはこれから調べるということですね。そうすると、土地の購入というのは、平成27年度でやるのかやらないのか。それともその後になるのかということがまず1点ですね。

それから、今度し尿処理場のほうですね、新し尿処理場のほう。クボタへ5,900万円ですか、約6,000万円近く行くんですけれども、今まで伊豆市のし尿処理場というのは、全部恐らく市内の業者に委託しているんだと思いますけれども、私は常々言っているように、これ機構的には大した設備じゃないんだよね。早い話が家庭の浄化槽と原理的には変わらない。非常にクボタさん、これから毎年6,000万円近い管理費が入ってくると。これ後から、来年あたりもっと上がるんじゃないかと思うんですけれども、そういうあれはないですか。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） まず、広域のごみの関係でございますが、土地の購入ということでございます。平成27年度でやるのかというところでございますが、やはり、今土地所有者とこの1月で地元とも協定を結ばせていただいたところでございますので、今後、平成27年度に向けて早急にこの土地の購入のほうができるように進めていきたいというふうに考えております。

地元の説明会の中では、地権者との説明会の中で、土地の購入を平成27年度で考えていきたいというような話をさせてもらっております。なるべく早いうちにこの辺の購入をしていきたいというふうに考えております。

それからあと、し尿処理場の関係でございますが、来年から管理料が上がるのかという御質問だと思います。これにつきましては、長期継続契約を結ばせていただきました。それによって、平成27年度、また平成28年度についても同様の金額というふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まず、新焼却場のほうなんですけれども、3,500万円……

○議長（杉山 誠君） 森議員、3回終わりました。

○14番（森 良雄君） 終わっちゃった。

○議長（杉山 誠君） はい。

○14番（森 良雄君） じゃ次にいかなきゃいけないの。じゃあれだね、一般質問のときに聞かなきゃいかん。

まだ2回でしょう、もう一回あるんでしょう。

○議長（杉山 誠君） 次のです。

○14番（森 良雄君） 次のなの。

○議長（杉山 誠君） はい。

○14番（森 良雄君） ああそう。

じゃ、ジオパークね。何だ、何かあったらはっきり言え。7款いくよ。

ジオパーク推進事業。ぜひとも成功させてもらいたいんだけども。中には、あそこは場所……、まず確認しますけれども、あそこですね、修善寺総合会館の地下らしい部分。それを確認しましょう。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 中央拠点については、先ほど私が述べましたとおり、総合会館の現在郷土資料館の部分でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 伊豆市のこの552万円ですけれども、総額、これは協議会でもって恐らく改造するわけですよ。総額でどのぐらいの改修つもりなのか伺いたい。それで、期間も平成27年度中にやるのかやらないのか、平成28年度まで行くのかどうなのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 現在、協議会のほうから私どもがいただいている内容でございますが、工事については事業費が約1億円で、県が3分の2の補助、残額を市町で負担するという形でございます。

以上です。

〔「期間は」と言う人あり〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） 期間ですか。期間については平成27年度中にとということです。

○議長（杉山 誠君） 次になりますけれども、再質疑ありますか。

○14番（森 良雄君） いや、再質疑じゃなくて次に移るわ。

○議長（杉山 誠君） 次の款になります。

○14番（森 良雄君） 次の款に移る。

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） いいですか。

ジオパークについてはぜひ成功するように。場所が悪いと言う方もいらっしゃるけれども、僕はいいところだと思っていますので、頑張ってください。ただ、僕が危惧しているのは、三島・沼津の人的支援がどのくらいあるのかですね。やっぱり人材はあの辺が一番そろっていると思っていますので、頑張ってください。

8款の土木費は、これはわからない面もありますので、また直接お伺いします。

都市計画推進事業、8款なんですが、まず4本あって、そのうちの1本が土地利用だということですね。土地利用、この計画ができ上がるのはいつごろか。それと、なおかつ、当然土地利用ということになると、農地の転用なんかも当然考えているんだと思いますけれども、そういうのの手續が終了するのはいつごろというふうに考えているか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 土地利用基本構想策定業務、これについての御質問ということで、いつごろできるのかということですが、この業務委託は平成27年度で完了です。これは、伊豆市の新しい都市計画を考えるということで、提言をいただくものです。この委員さんの中には、都市計画の日本の本当にトップの方、それと国土交通省、静岡県の関係者が入っていただいているところです。これはあくまでもうちの事業でありまして、こういうことがあったということで、静岡県のほうへとこれをどんどん出していきます。この委員さんの中にも、静岡県の都市計画の課長さんも入っていらっしゃいますので、内容は十分御理解をいただいているものと思います。ただ、許可をするのは国なり県ですので、そこについては、いつその許可が出るのかということは、今ここではちょっとわからないということです。

ただ、こういうアクションをしっかりと伊豆市は起こしているということを静岡県のほうにはしっかりと訴えていきたいというふうに考えているところです。

そして、今農地の転用とかということですが、これはあくまでも都市計画としての伊豆市の将来のあり方についての提言をいただくという業務であって、農地を転用とか、農地の転用の許可とか、そういうものではないということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再質疑は、都市計画推進事業についてはこれで終わりにしたいと思いますが、できたら市長さん考えてくださいよ。あなたは少なくとも農地を住宅地とか工業用地に変えたいんでしょう。そうじゃないんですか。それは、この中では考えていないんですか。もし答えられるんだしたら教えてください。いいよね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は農地が嫌いなわけでも水田が嫌いなわけでもありません。伊豆市

の中で水田を含む農業というものはしっかり位置づける必要があると思っております。ただ、先ほど申し上げたとおり、要するに頭というのは首の上になければいけない、右腕というのは右肩の先になければいけない、そういったような常識的な適切な土地利用に現在なっていないということが問題なわけです。それを1つは整理するというのと、それから、中学校の学校の編成計画というのは教育委員会ですが、それをどこにどのようなものをつくるかということになると、市長部局も絡んでまいります。

私は、天城湯ヶ島町の先人の悪口を言うわけではありませんが、当時は多分いろんな御事情があったのでしょうか。しかし、山を切り崩し、自然破壊という意味では山を切り崩す、水田を埋めるのも一長一短あるかと思いますが、一番問題なのは、町の中心地になり得ない中学校をつくってしまったということだと思えますね。中学校というのは、やはり新たに位置づける場合には、その周辺に都市整備がなされなければいけない。単独で学校というのはあり得るにしても、今我々がやろうとしているのは、単独の学校整備、単独の住宅整備、単独の社会インフラ整備ではなくて、総合的に最も効果的で適切な土地利用をしようとしているわけです。

したがって、駅から1キロ圏内、一番伊豆市の都市機能がそろっている1キロ圏内に、どこにありますかということなんです。今から柏久保のあの山城の跡を切りますか。今から日向の山の上の、あの昔の桑畑のところに中学校をつくりますか。常識的に考えれば、駅から1キロ圏内で都市機能がそろっていて通学がしやすいところでは、そうすると農地になってしまう。そういった苦しい選択をしながら、将来のために何が最もよい行政かということを考えているわけでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ここは3回終わったんだね。

○議長（杉山 誠君） はい。

○14番（森 良雄君） 随分僕と違う考え方があるものだなと思っていますけれども、伊豆市から農地をなくしたら、伊豆市の将来はないですよ。

10款の中学校再編事業、日向地区に8ヘクタールを耕地として確保したいというふうに考えているというふうに考えていいですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 日向地区に新中学校建設用地としての予定は4ヘクタールで、コンパクトタウンを全体の敷地が8ヘクタール規模あるということで、中学校に関してはおおむね4ヘクタールを予定をしているという状況です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ここでまだしていいね。

市長、コンパクトタウンとして8ヘクタールで足りるんですか。僕はコンパクトタウンとして開発しても成功するとは思えませんけれども、その辺どういうふうに考えているのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

では、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） このコンパクトタウン構想の一環として、日向地区に中学校を核としたこども園とか定住促進の地域を設ける。その部分が8ヘクタールということで、コンパクトタウン全体が8ヘクタールということではございませんので、日向に限っていえばあそこの農地8ヘクタールを利用したいと、そういう構想でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで森議員の質疑を終わります。

[発言する人あり]

○議長（杉山 誠君） 失礼しました、6款があります、あと。

森議員。

○14番（森 良雄君） 4ヘクタールか8ヘクタールかについてはまた後で伺いますからね。直接聞きに行きます。

次、6款、有害鳥獣なんですけど、ハンター保険については、臨時職員もよくわからないんだよね、何をやるのか。でも、例えばこの間、船原峠の手前に鹿が2頭死んでいたもので、農林のほうへ死んでいるよと言ったんですけども、ああいうのを処理する方が臨時職員というふうに考えているのかということ、まず1点。

それからハンター保険、ハンターは今現在それぞれ皆さん保険に入っていますよね。それとは別に、伊豆市の有害鳥獣被害対策事業に参加するとき、もう1本保険に入るといことなのか。そうすると、これ伊豆市のハンター全員分ここへ入るのかなど。それとも、いわゆるハンティングに携わったときだけ適用される保険なのか。

それから、業務無線ですが、アマチュア無線に入っているということですが、純然たるアマチュア無線じゃないはずですよ。全員アマチュア無線のあれ持っているのかどうなのか。恐らくグループで持っているんであろうと思うんですけど、どのぐらいの、具体的にじゃ例えばGPS機能はついているのかとか、大体値段を聞けばわかりますから、幾らぐらいの無線を何台ぐらい借り上げるつもりなのか。

それから、射撃場なんですけれども、近隣の射撃場だと。そうすると、クレー射撃場ではないということですね。やはり1発弾を撃つような射撃場で練習するというふうに考えているのかどうなのか。どっちなのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。



[発言する人あり]

○議長（杉山 誠君） では、市長。

○市長（菊地 豊君） せっかくの本会議ですので、私のほうからちゃんと基本的なことを申し上げて、個別のことはまた委員会なり何なりで確認をいただきたいのですが、そういう個別の縦割りの行政で物を考えるというのも、ぜひ払拭していただきたいんですね。有害鳥獣対策というのは、今もう全国で極めて深刻な問題になっているわけです。

先般、うちの職員も参加していますけれども、全国ジビエサミットというのが鳥取県であって、石破先生がたしかその連盟の会長になられたと思いますけれども、伊豆市の場合にはいち早く、いち早く、有害鳥獣対策というのは深刻な問題であって、総合的に対処しなければいけないことに着手しているわけですね。その一環として、今度富士宮市でも、私はいろいろ赤字ですよという説明はしたんですが、もうやはり猟友会が耐えられないということで、食肉加工センターを富士宮市にもつくるそうです。そうやって、まず動物の命を尊重するということと、あわせて猟友会の負担を少なくするということ。

それから、ハンター保険であっても、その他の射撃場の使用料についても、猟友会の皆さんが個人負担をやっていた。そこを国の狩猟税の減免なんかも含めて総合的な政策の中で、猟友会の会員の皆さん、駆除隊の皆さんの負担を軽減するという政策なんです。まずそこを御理解いただかないと、これは何だ、あれは何だという話になるわけですね。その中に、今までは個人で入っていたいただいたハンター保険も一括して市が入りましょうと。

射撃場についても、富士市の岩本山ですけれども、近くにつくろうとも思いましたが、ここから1時間で行けますので、そこにはゴルフ場の練習場を挟んでクレー射場とその反対側に25メートルだったかな、50メートルだったかな、ライフルの射場があるんです、小さな。そこをもうちょっと整備すべきだと思いますけれども、まずはそこで訓練をしていただく。その中には、さっき議員がクレーだけのことをおっしゃいましたけれども、動物を出して、別の動物だったらとめるような、そういった基本的な訓練もできるような仕掛けも多少なりともしてあるんですね。私はその射場はもう少し整備したほうがいいと思っていますけれども、そういったものを総合的にすることによって、猟友会の負担を下げるとともに有害鳥獣対策にしていくという政策の中の予算づけですから、それぞれ予算を計上しているわけです。

また、無線機については、現在、さっき部長からありましたように、総務省から御指導いただいて電波法上問題があると。ですから、今は暫定的にこういったものを法律に抵触しない形にするために借り上げて貸与するということですが、4月の下旬に改めて全国市長会林政問題研究会でうちの職員が企画してくれた新たなシステムを提案をして、全国市長会の名前で政府のほうに申し入れます。それは新しい、先ほど議員が御指摘のあったGPS機能もつけた新しいセット、通信機器、そういったものをこれから政府に提案をしていく今準備をしておるところです。

それから、臨時職員については、先ほど部長からも幾つか例示をされていました。その中の一つに死亡鳥獣の処理も含まれていると、こういうことでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 有害鳥獣についてのことですが、今市長はようやくこれは市の業務だと言いましたね。言いましたよね。市の業務と言いながら、人1人死んでいて、誰も責任とらないんですよ。僕は前にも言ったと思うけれども、市長とか捕獲隊長は責任とるべきだと思いますよ。その結果の対策なんでしょう。我々、対策はどのような対策ができていのかさっぱり知らされていないんです。何ですか、市長会で発表するというんだったら、その発表資料を出してくださいよ。総務部長、出してくれますか。伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 有害鳥獣対策事業に3,062万円の中には、私が申し上げた事業費は入っておりません。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

〔「これで終わりなの」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 10款終わりました。

次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第6号につきまして質疑を行います。

まず最初に、歳入の部ですね。ふるさと伊豆市寄附金ということで、ふるさと納税ということなんですけれども、これは予算が平成26年度は10万円、要するに寄附金が10万円入って来るよと、ふるさと納税の寄附金入ってくるよと。それで、平成27年度は1,000万円。100倍にふえているわけなんですけれども、これはどういう、ふえるのは結構なことなんですけれども、どういう方法でふやしていこうとするのか。

また、このふるさと納税というのは、寄附金を払う人は主にお土産というか、寄附をした見返りに何かお土産をくれるから、それが欲しいということで寄附をする人が多いと思うんですけれども、そのふるさと納税謝礼品が180万円、これは支出のほうなんですけれども、歳出のほうなんですけれども。180万円で1,000万円の寄附金が集まるのかどうなのか、そこをまず第1点お伺いします。

それから、歳入の2番目、食肉加工センター収入金ということで、これも平成26年度は要するに鹿肉とかイノシシ肉を持ち込んだやつを売るという、その収入なんですけれども、平成26年度は917万円、当初予算の平成27年度が870万6,000円。ちょっと減っているんですけれども、前に、この食肉加工センターを数年前につくるときに、1頭1万円で買って2万円で売

るという計画で、その差額の1万円で運営費を出すんだということだったですね。それで、年間2,000頭くらいとって、どんどん売りさばくと。これの食肉加工センターの目的は、黒字にすることではないけれども、市長が頑張ってトップセールスを行って、首都圏や中京圏へ売り込みに行き、どんどん売ってくるから、赤字黒字は収支とんとんになると、こういうことを言っていたわけですが、これじゃさっぱり食肉加工センターの収入金ふえていないわけですね。

支出でいえば、平成26年度は2,558万9,000円、この食肉加工センターの運営費、平成27年度は2,718万3,000円。若干増になっているんですけども、増のほうはそれはいたし方がないとしても、収入のほうを何とかふやす取り組みはしているのか。それとも、このままずっと大体こんなものでいくのかどうなのか。そこら辺をお伺いをいたします。

次に、歳出へいきますけれども、旧月ヶ瀬小学校の校舎解体工事、それから旧土肥南小学校校舎解体工事ということなんですけれども、これは御存じのとおり数年前に廃校になったわけなんですけれども、これだって貴重な校舎、伊豆市の財産だと思うんですけども、これを何も取り壊さなくても、保存して何かに使うと。この前新聞に出ていましたけれども、旧月ヶ瀬小学校の校舎でサバイバルゲームの何かをやって、あれで観光客を呼び込むんだというような記事も載っていましたが、旧とはいえ校舎をサバイバルゲームに使うのはいかなものかとも思うんですけども、いずれにしても、何でこんな早くといいますか、校舎を解体してしまうのか。解体する理由をどういうわけで、何か使い道、方法がもう決まっているとか、そういうのがあるのかどうなのか。私はそのまま残して、今後の何年か後のときに備えて、あるいは住民の避難先とか、災害があった場合の避難先とか、そういうのに使えるんじゃないかと思うんですけども、これはどういうわけで解体工事をするんでしょうかということですね。

それから、その下ですけども、新中学校周辺整備基本構想策定業務、これが2,000万円。それとあと、検討調査業務というのが610万円あるわけなんですけれども、これは先ほど来からコンパクトタウン、コンパクトタウンというお話があったわけなんですけれども、これはコンパクトタウン構想の一環みたいな気がするんですけども、それでは1つお伺いしますが、何でこの新中学校周辺整備基本構想と、こういうネーム、名前にしたんでしょうかということなんです。コンパクトタウン構想、修善寺駅から1キロ以内を整備・開発するというんだったら、何でそのコンパクトと、修善寺駅周辺コンパクトタウン構想とかそういうのにしないんですか。何で新中学校周辺整備と、こういうふうにしたのか。それに、何だかこれは意図的なものがあるんじゃないかなという気がするわけなんですけれども。

それで、この前、伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想というパンフレットをもらったんですけども、これは具体的にどういうことをやるか。ここに書いてありますのは、修善寺駅から徒歩圏内約1キロメートルを中心に都市機能を集積するとともに、中伊豆、天城、土肥とともに集積中心点を設置し、効果的なまちづくりをするということなんですけれ

ども、これじゃ何をやるんだかわからない。中学校のことだけをやる、だからこういう名前にしたのかどうなのか、ほかにやることは何もないのかどうなのか、お伺いします。これが1点。

それから、敬老会事業等補助金ですけれども、これは予算が300万円くらいふえていると。今まで敬老会といえば大体において、つい数年前までは年間予算が1,500万円くらいしていたんですけれども、それがどんどん減ってきて、今じゃ幾らですか。非常に少なくなっていると。700万円くらいですかね。ちょっと今資料ないですけれども。なっているから、ふえるのは結構なんですけれども、その中に、19節に補助金というのがあるんですけれども、630万円というのがあります。これは、平成26年度は負担金として300万円だったんですけれども、これは敬老会に出席したお年寄りに対して1人1,500円を補助するというごさいます。これは、結局どうということなのか、何でここで300万円が630万円にふえたかということなんですけれども、どういうわけでしょうか。例えば、お年寄りの数が来る人が倍になったとか、あるいはそうじゃなくて、その地域の人のお手伝いの方にも1,500円あげるとか、あるいは単価をもっと高くするとか、わかりませんが、そこら辺を御説明をお願いいたします。

それから、移動販売車購入費補助金ですけれども、これも先ほどからお話も出ているわけですけれども、これは高齢者が買い物等ができないから、移動販売車の購入した人に対して補助をするという、伊豆市、県、それから事業者ということで3分の1ずつですか、補助するということなんですけれども、これはもうやる人は決まっているのかどうなのか。ある程度めどはついているのかということをお伺いいたします。まさか何も決まっていなくてやるというわけじゃないと思うんですね。

それから、これはやるとしたらいつごろからやるのか。それから、売るもの、販売するのはどういうものを、日用品とか、昔農協で農婦ちゃん号というのをやっていたけれども、あんなようなものなのかということ。それから、先ほど説明で地区を絞ってというお話がありました、地区というのはどういうところを走るのかというようなことを、その4点ですね、お伺いをいたします。

それから、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合負担金でございます。これは、先ほども御質問が出たわけですが、測量等、それから人件費等に使うというようなお話ございましたが、これは伊豆市からは職員が何名行くのでしょうかということが1点。

それから、負担金の使途として、測量というお話がありましたけれども、例えば環境アセスメントとか、そういうのもこれに入っているか。それから、組合議会の費用ですね。組合議会は当然つくると思いますが、組合議会の費用等も入っているのかをお伺いいたします。

それから、同じく4款ですけれども、一般廃棄物収集運搬業務委託料ですけれども、これは要するに家庭の皆さんがごみを出すについて、それを収集運搬するということなんですけ

れども、これが平成27年度当初予算は1億4,613万2,000円ですね。平成26年度は1億1,241万3,000円。3,400万円、30%くらいですかね、ふえているということで、どういうわけでふえているのでしょうか。

それから、その次、ごみ焼却施設運転管理業務委託料、これも今年度が平成27年度が4,100万円、平成26年度が3,600万円、約500万円近くふえているということですが、これについてもどういう理由でしょうかということですね。

それから、その下、施設改良工事につきましては、これはごみ焼却施設の施設改良工事ですけれども、この工事内容につきまして、この工事といいますか、これは2年、1年半くらい前ですかね、もう2年になりますか、6億何千万円とかかけて柏久保の焼却施設を修繕したわけですが、それはそれとして、とにかくどういう修繕を行うのかということをお伺いします。

次に、汚泥再生処理センター運営事業委託料ということで、ただいまクボタ環境サービスが行うとお伺いしたわけですが、それは大体わかったわけなんですけれども、これは、柏久保において行っていたときは、職員なんですけれども、職員が行っていたわけですね。汚泥再生処理センター、し尿処理施設の運営は職員が行ったということで、まず職員、多分2人とか3人とかで行っていたと思うんですけれども、職員はそのまま汚泥再生処理センターへ2人なり3人なりが行くのかどうなのか。予算書を見ますと、職員人件費がのっていますから、多分行くじゃないかなと思うんですけれども、先ほども出ましたが、委託料が5,993万3,000円という大変大きな額なんですよね。

それで、平成26年度はこのし尿処理施設に幾らかかったかということ、柏久保では3,088万5,000円だったですね、予算が。それが、平成27年度へ来て8,600万円余かかっているわけですね。ですから、委託料がそっくりそのまま上乘せされたという勘定になるわけですが、ちょっと多いような気もするわけですが、とにかくその職員はどうなのかということをお伺いをいたします。

それから、その下、汚泥運搬処分業務委託料ということなんですけれども、汚泥運搬というんですから、汚泥再生処理センターということですね。汚泥再生処理というのはどういうことかということ、私も余りよく理解できないんですけれども、これはうっちゃっちゃうじゃなくて、再生処理して何かに利用するだということで、汚泥再生処理センターという名前にしたんですよね、し尿処理施設を。

しからは、どういうことで再生処理をするんだと、その当時、昔、聞いたところ、いやこれは助燃材になるんだと。助燃材。要するに、ごみを燃すのに、助燃材ですから、それを燃すときがよくなるかそういうことで、私はそんなことは考えられないと思うんですよね。だって、含水率が60%くらいあるわけですから、含水率が60%あれば、そんな普通余りよく燃えるとは思わないから不思議だとは思ったんですけれども、いずれにせよ、汚泥を再生処理するということなんですけれども、これは、1,296万円かけてどこかへ持っていこう

とするですけれども、そんな、どこへ運搬するんでしょうか。お伺いします。

それと、どういうふうに再生処理するのか。今の柏久保のし尿処理施設では、汚泥運搬は243万円なんですよね、予算として平成26年度は。実際は100万円くらいだと思うんですけれども、決算としては。10倍くらいになっているわけですね、これが。柏久保の場合は肥料をつくっていましたがそんな、乾燥をさせて肥料をつくっていたからそんな汚泥は出ないにしても、出ないにしてもちょっと金額的に高過ぎるんじゃないかということと、どこへ運搬をして、どういうふうに助燃材にするのかどうなのか、お伺いをいたします。

それから、次のページ、柿木処分場管理業務委託料ということなんですけれども、これも前年度のあれを挙げますと、平成26年度は管理業務委託料、これが962万1,000円。平成27年度は1,388万6,000円。400万円以上ふえているわけですね。これ何か理由があるんでしょうけれども、その理由を教えてくださいと思います。

次に、有害鳥獣被害対策事業ということで、先ほど森議員のほうからも質問がありましたが、要するにハンター保険、それから無線、射撃場と、新しいのが3つ出ているんですよ。ここへ来て新しいのが3つ出ている。それで市長は、これは市の業務だから市がやるのが、こういうのを整備、お金を出すのは当然だというようなことをおっしゃったわけなんですけれども、それにしても、例えばハンター保険ですけれども、これはハンター1人当たり幾らくらい払っているかということなんですけれども、数千円ですよ、1年間数千円。ここに資料がありますけれども、G型というので3,500円、1年間払っていると。

ハンターは1年間で3,500円で、有害鳥獣駆除というのは月を決めて何月から何月までやってくださいよと、1年間に何回かあるわけなんですけれども。そのほかに、通常といいますか、ハンターがやっている猟期がありますし、県の管理捕獲というのがあるわけですね。有害鳥獣のやる期間というのは数カ月ですよ、1年間のうち。この例えば今言ったG型3,500円について、これを1人全額払っちゃうのか。そうすると、猟期じゃない部分、そんな小さいことは言うなといえそうかもしれませんけれども、そういう人もいるかもしれませんけれども、だけれども、市のお金を、税金を使っているわけですから、ここは確かめおかなければならないということで、そういう自分たちの趣味のために、趣味あるいは県の管理捕獲のためのハンター保険、その分まで伊豆市で払ってやるのかどうなのか。ここを1点お伺いします。

それから、そのハンター保険ですけれども、これは例えばわな猟をやっている人もいますよね。鉄砲を持っていない人で、わなをやっている人。こういう人たちにも払うのかどうなのか。それもあわせてお伺いいたします。

それから、無線につきましてはいろいろ当局側、総務省の指導ですか、あったと思うんですけれども、これもさっき言ったように、どういうふうに貸し出していく。1年間貸しっ放しじゃちょっとおかしいといいますか、それはサービスのし過ぎじゃないか。それとも、そのときだけ、有害鳥獣のときだけ貸し出すのかどうなのかお伺いします。

それから、射撃場につきましては、射撃場といったって、それはいわゆる射撃が向上するのは、技量が向上するのは、それはそうしなければならないでしょうけれども、今まではみんな自費でやっていたんですよ、自費で。1回行くと2,500円と。入場料が2,500円、1発撃っても100発撃っても2,500円ということでやっているわけですから、それをやって、それまでお金を出すというのは、私はやっぱりちょっとおかしいじゃないかと思うんですね。

それで、有害鳥獣捕獲には報償金が出ているわけですよ。1頭について7,000円だけ、ちょっと値段はわかりませんが、8,000円だけわかりませんが、報償金が出ている、報償が。そういうのを使ってみんなやっていたんですよ。報償金はもらうは、そっちのほうも面倒見てくれよというのは、これはちょっと虫がよ過ぎる言っては申しわけないけれども、ちょっとおかしいじゃないかと。それだったら報償金減らすとかいうあれになると思うんですけれども、報償金のほうは反対にふえているわけですよ。ちょっと今資料持ってこなかったからあれですけども、とにかく報償金はふえちゃっているよと。3割くらいふえているはずですよ、平成26年度と比べて。そこら辺はちょっとどういうふうにお考えなのか伺います。

それから、修善寺温泉公衆無線LAN施設整備ということで、これは午前中からいろいろお話が出て、私も非常に参考になっているわけですけども、ちょっとわからないのが、これは、公衆無線LANというのは補正予算でたしか出てきましたですよ、補正予算で。補正予算で出てきたやつを、それを繰越明許して当初予算にのつけるということ。それはそれでありかもしれませんが、公衆無線LANの補正予算につきましては、総務費で出ていたわけですよ、総務費で。款項目でいえば2-1-10で出ていたわけですよ。電子計算費、総務費の。それが、当初予算になると7款商工費、観光振興費ですか、になっていると。これどういうわけで最初総務費で、何で当初予算になったら観光のほうにスライドしちゃうのかということがちょっとわからない。それを1点伺いたしたいと思います。

それで、補正予算のときには、防災何カ所でこっちが観光拠点が何カ所、全部で15カ所くらいというようなことを言っていました、どうもここへ来ると、修善寺温泉公衆無線LAN施設整備とこう書いてあるわけですから、修善寺温泉だけしかやらないのか、どうもそこら辺がよくわからない。何で修善寺温泉と載つけたのか。ほかのところはどうするのか。何かやるようなことを言っていたけれども、後からやるようなことを言って、よく分からない、そこら辺が。それはどういうことなんですか。実際やるのはどこなのか、15カ所というのはどこなのか教えてもらいたと思います。何で途中で公衆無線LANの拠点施設整備事業が修善寺温泉公衆無線LANになっちゃっているのか。どうもよくわからない。それで何をやるのか。何をやるというか、どこへ設置するのかよくわからないから、それは教えていただきたいと思います。

それから、それについて、その無線LAN施設整備、私も全然というかよく知らないけれども、この1日2日のにわか勉強であれしたんですけども、どこか例えば総合会館なら総

合会館につけるとか、総合会館だけじゃ、そういう公共的なところじゃないところはどこへつけるのかとか、それなどもある程度決まっているのかどうなのか。これをお伺いいたします。

次に、海外プロモーション事業ということで、資料によりますと何かシンガポールとタイですか、行くというようなことが、それは観光的なあれで行くというようなことだったんですけれども、これは一体、市長が行くんでしょうけれども、確かめるわけですから、誰が行くんでしょうか。役場の職員が行く費用なのか、市長が行く費用なのかということをお伺いします。

それから、去年とかは何かみんな団体で行ったような感じ、負担金というか、旅費は徴収したんでしょけれども、それが何でそんなのと、そんなのと一緒に行くと言うのは変ですけれども、そんな人と行ってどういような効果が。今回もそうするのか。それで、行ったらどういような効果があるのか。要するに海外からお客さんと呼んでくるというようなことでしょうかけれども、どうもそこら辺が269万3,000円も使うわけですから、ここら辺を御説明をお願いしたいと思います。

それから、もう1点お伺いしますが、これは海外プロモーションじゃないんですけれども、市長は海外プロモーションがうんと好きなようですけれども、日本ではこういうことを、日本のプロモーションでどこか1年間に何回か行くようなことがあるかどうか、これは市長さんにお伺いします。

次、アジア自転車競技選手権大会事業ということで、これは何か日本で何年かぶりかわかりませんが、自転車競技をやると、選手権大会をやるといことなんですけれども、これは伊豆市も400万円負担金を出すということで、県も出したり近隣の市も出したりするようすけれども、何で出さなきゃならないかというのは変ですけれども、どういわけ伊豆市がこの負担金を出すようになるのか、そういう経過を、経緯をお伺いしたいと思います。

それから、これは平成27年度のいつにどこでやるのかもあわせてお伺いをいたします。

それから、その下ですけれども、教育費のほうですけれども、中学校再編事業基本設計業務委託料ということでのっているわけですから、まず、どうもこの議会での話を聞いていますと、いかにもというか、伊豆市の中学校、土肥は別にして修善寺、天城、中伊豆中学校を統合するということに決定したようなことを市長以下皆さんずっとこう言っているわけですから、どこでどういふう決定したんですか。それも日向にということ。

別段、教育委員会はそういうような方法でやるというように決めたようすけれども、やっぱりこの中学校、3つの中学校を統合するということは、これは伊豆市の教育の、中等教育の根本にかかわる大問題なんです。伊豆市民全員がかかわっていることでもあります。言ってみれば、前にも昔言ったことがあるんですけれども、たかだか4人か5人の教育委員が決めるべきことじゃないんです。とにかく合併するという、そういうような構想



があったら、それをちゃんと市民に知らせて、市民にこういう案があるけれどもどうだということアンケート調査するとか、そういう会議をつくるとか、そういうことを何でやらないんですか。これは絶対おかしいと思いますよ。

例えば修善寺は、修善寺は地区によってあれですけども、柏久保が日向になるというんだったら、ちょっと危惧するところもあるかもしれないけれども、便利なところもあるかもしれない。だけど、天城、中伊豆にとっては、大変な問題じゃないですか、教育に対する。これをみんな、はいはい、わかりました、わかりましたと言っていいんですかということ、そこら辺を教育委員会はどういうふうに住民の意見を吸い上げているのかどうなのかということをお伺いをいたします。

それから、最後ですけども、美術品管理・調査業務ということであるわけですけども、デジタルミュージアム制作とか、ポジフィルムデジタル化とか、こうあるんですけども、これについて、内容について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から説明をさせますが、1つだけ、ちょっとやっぱり法律の解釈が誤ったところがありますので、これは私が担当している担当していないということではなくて、伊豆市議会における法律の解釈ということですので、確認をさせていただきますが、かつて、別の事業について西島議員から地方自治法に市長の権限は列挙されているので、それを超えるものは違法だという御指摘がありましたけれども、当然そのようなことは規定されておりません。地方自治法の解釈の中には、いずれもあくまで例示であって、市長というのは幅広く託されているということが、これはもう確定された地方自治法の解釈でございます。

ただし、その中に、別の法律で明記されているものは除くと書いてあるんですね。これは学校設置なんです。これは明らかに別の法律によって、教育委員会ということに決められているわけですね。ですから、そこについては市長は口を出せないということなので、定められた教育委員会委員さんが決めた教育委員会で機関決定したものについて、市長が予算執行するということですので、これは明らかに法律の解釈を誤っておりますので、確認をさせていただきます、その他についてはそれぞれ担当する部長から説明をさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） この後担当部長から答弁がありますけれども、ここで休憩をとりたいと思います。50分まで。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時52分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

初めに、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 西島議員の議案第6号の質疑に対しまして、総務部所管の部分について答弁させていただきます。

まず、歳入のふるさと伊豆市寄附金、いわゆるふるさと納税の予算額の増額の理由ということですが、予算のとおり、前年比990万円増の1,000万円を見込んでおります。これにつきましては、従来、伊豆市への寄附金の方法なんですけれども、申し込みをいただいて、郵便局の取り扱い票を送って、郵便局で振り込んでいただくという、ちょっとそういう複雑な、面倒くさいような手続でした。これを見直しまして、パソコン上でインターネットを利用して簡便な手続で申し込みと寄附を行える。また、当然郵便局での振り込みも残しておきます。そのように利用される方の利便性をもう少し変えていきたいと。それと、国のほうでも地方税制の改革によりまして、特にふるさと納税の特例控除額の上限の拡充、それと申告手続、今まで確定申告をしなければいけなかったんですが、申告手続の簡素化ということで、ワンストップ特例の創設など、国のほうでも改正が見込まれております。

このような内容をしっかりPRしていくことで、寄附していただける方の増額を見込んで、増額の計上をさせていただいております。また、条例改正でも提案させていただいておりますように、活用事業、これを見直して、地域づくり事業の追加も行っておりますので、この点でも増額を見込んでおります。

あと、歳出の旧月ヶ瀬小学校の校舎の解体工事についてですが、旧月ヶ瀬小学校につきましては、既に事業化されております認定こども園と、併設されます障害者の福祉施設、この計画がされています。この計画に一部支障が出ているということと、敷地内を将来的には通り抜けられるような道路を計画したいと、そのようなことから、校舎がそういう計画に支障があるということで、今回取り壊しをする予定となっております。

次の土肥南小学校の校舎の解体、こちらにつきましては、土肥南小につきましては平成21年度末をもって閉校しております。既に5年が経過しておりますが、有効利用の申し出もなく、また耐震性も低いということで、市としても利用計画がございません。また、ここのグラウンドにつきましては地元の地域づくり協議会が活動の拠点ということを計画しておりますので、市としましては、この校舎を来年度取り壊すというものでございます。

次の新中学校周辺整備基本構想策定業務でございます。

コンパクトタウン構想と関係があるのかということでございますが、前の全員協議会でも報告させていただいた市の都市のあり方、都市構想としてコンパクトタウン&ネットワークというものを提案させていただいております。その全体の都市のあり方の一環として、日向

の地区に新中学校を核とした新こども園や公園、また定住促進地域などを整備するための基本構想ということでございます。

また、この名称についてですが、コンパクトタウンというのは伊豆市全体の都市構想を意味しておりますので、ここで基本構想を策定するのはあくまでも日向の8ヘクタールの部分、新中学校を核とした部分の基本構想ということで、予算上の名称を新中学校周辺整備基本構想というふうにさせていただいております。

私からは以上になります。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、私のほうから、まず歳入の食肉加工センターの収入金について御説明をいたします。

御質問に収入増の取り組みはしておるかということでございますけれども、食肉加工センターについては、御承知のとおり、狩猟者の捕獲意識の向上並びに負担の軽減、捕獲された鹿、イノシシを地域資源として有効活用するために食肉加工センターを設置し、その運営に係る歳入増についての取り組みということでございます。

公営で衛生的な施設で加工された安心安全な食肉として、イズシカブランドとしての定着はしつつあるのは御承知だと思います。また、商工会のメンバー等で構成をされましたイズシカファンクラブ、こちらを中心といたしまして、研修への参加やイベント等を通じ、新たな加工品の開発、提供のほか、皮や角を利用した装飾品等の製品化等にも取り組んでいただきまして、ブランド化、周知、販路拡大に努めております。

そのような状況でございますけれども、あと産業廃棄物として処理をしておりましたトリミング肉とか心臓、肝臓等をペットフードへの原材料としての利用を進めておりまして、このような取り組みで食肉加工センターの販売収入の増加とあわせて廃棄物の処理量の低減、これを今取り組んでおるところでございます。そのように御理解をください。

それで、歳出のほうですが、移りまして有害鳥獣の被害対策、これについてお答えをいたします。

基本的な考え方については、先ほどの森議員のところでも市長がお伝えしたとおりでございます。西島議員のほうからは、保険の内訳というような具体的な質問がありました。この保険については、議員がおっしゃっているG型というんですか、それと同じような形で、私どもが考えておりますのは、保険については年額ハンターの保険でございまして、賠償責任が1億円、死亡保険金が100万円、医療保険金が日額3,000円というハンター保険、3,060円というもの、これに200人を想定をしております。

議員がおっしゃっていた期間限定でやるべきだろうと、私は旅行保険とかそういうものをイメージしたんですが、もしもそういうものが保険として存在しているならば、ぜひとも御教示いただきたいと思っております。そちらのほうがこの3,060円、私どもが考えたものより安価であれば、当然のことながらそちらへの保険の加入という形になります。

もう一つ、保険について御指摘がありました。有害以外の管理捕獲とか狩猟のときというお話でしたけれども、これはあくまでも有害の期間、市の業務として行う有害の期間についてこの保険を適用してくださいということで考えております。個人で掛ける保険とはまた別にこれを掛けるということで御理解をください。

次に、無線ですが、この貸し出し期間と考えておりますのは、私どもが積算しているのは4カ月でございます。

射撃に対する考え方は、市長が森議員のところでも述べたとおりの考え方でございます。

次の修善寺温泉の公衆無線LAN施設整備工事ということですが、これは先ほど木村議員のところでも私も御説明をしましたが、この補正でやるものは総務部管轄の防災観光の基幹整備でございます。それをあくまでも補完する形で、平成27年度当初予算にこれをのせたということで私も説明をしたとおりでございます。

それと、次の海外プロモーションでございますが、平成27年度の海外プロモーション、プロモーション先についてはこれまでの活動を踏まえまして静岡県の観光誘客事業とも緊密に連携をとりながら進めたいと考えております。

訪問先ですが、東南アジアの経済文化のコンベンション拠点であるシンガポール、それと経済発展が進み訪日客が急増しておるタイ、2カ国でのプロモーションの実施を予定しております。いずれも、静岡県が持っておりますシンガポール事務所、こちらとの合同PR事業として実施するという予定でございます。

目的は、県と連携し、富士山やカーフェリー等、周遊型の観光旅行商品に伊豆市内の宿泊施設や観光施設を盛り込み、旅行博等の会場で商品の販売を行うというようなことを考えておりました。このために伊豆市のインバウンド推進プロジェクト事業とも連携、実施をいたしますが、特にタイへのプロモーションは市長によるトップセールスを予定しております。それぞれ担当職員の派遣を予定しております。

どのような効果があるかという御質問でございましたが、海外プロモーションの目的といえますのは、いかに現地の人に伊豆を知っていただき、知名度を上げるということに尽きると思います。そのためには、首長みずからが訪問することにより、行政間の交流促進や現地のメディア等による情報発信、これが期待され、今後の民間・市民レベルでの交流にもつながります。全国各地で海外からの観光客の誘客に成功している地域は、何年もかけてこうやって地域をPRしておるということでございまして、私どものほうでもより効果的に観光情報を発信し、待つという姿勢ではなく、売り込むという姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

最後のアジア選手権です。私のほうは最後になります。

アジア選手権の負担金の根拠ということでございますけれども、アジア選手権については、アジア自転車競技連合及び日本自転車競技連盟が主催し、東京都並びに東京都の大島町、静岡県、伊豆市、これの共催により、平成28年1月19日から30日まで開催をされます。東京都

の大島町ではロードレース、こちらを行われまして、1月19日から24日までの6日間、伊豆ペロドロームのほうでは1月26日から30日までの5日間にわたりまして、トラックの部門を行います。そこでアジアチャンピオンが決定するということになります。

大会の事業費については、主催する自転車競技団体の負担金を初めといたしまして、参加費、協賛金及び開催地の負担金で競技の運営、大会の運営が行われるということになります。

今回の伊豆市のペロドロームがトラックの会場になりましたことから、トラック会場に係る運営費の一部を先ほど申し上げました静岡県並びに私ども伊豆市、近隣市町として伊豆の国市、伊東市、それぞれに負担金の拠出をお願いして運営をしていこうということでございます。

今回の負担金総額は1,600万円と予定しておりまして、県が800万円、残りの3市で800万円という予算措置をお願いしておるところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民環境部長。

失礼、順番間違えました、ごめんなさい。すみません、訂正します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから敬老会の補助金と、それから移動販売車の購入補助金について説明をさせていただきます。

敬老会につきましては、本年度から、平成26年度から地区開催という形にいたしました。その関係で、初めてということで、区長さん等戸惑いもあったということで、アンケートを実施させていただきました。その結果、役員の手当が少し面倒を見てほしいだとか、欠席者にも記念品をあげたいとか、そういう意見がございました。その関係から、微額なんですけど500円を増額しまして、1人当たり2,000円という形で、その金額につきましては、使途は各地区にお任せをするというふうに考えております。

今年度、台風等で中止になったところもあるんですが、40%強の出席見込みがあったということで、75歳以上の高齢者、約6,700人ぐらいいらっしゃいます。そのうち300から400の方が施設に入っているということで、6,300人の対象者の50%を見込んで、掛ける2,000円で算出したということでございます。

続きまして、移動販売車の関係なんですけど、先ほど木村議員の質問にちょっとお答えしたとおり、県の補助金を利用させていただくということで、事業者についてはまだこれからということで、公募で決めていきたいというふうに考えております。

それから、次に地区はどこだというような質問があったんですが、これにつきましては、初めての事業になりますので、土肥の小下田、小峰とか小土肥地区ということで、土肥を循環するというような販売地域というふうに考えております。

それから、車両によって何を売るのかということなんですけど、一応想定としましては、日

常生活物資等ということで考えておりますので、それから、事業者については公募で募集していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、私のほうから4款に対する質問の回答をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合負担金の使途についてということで、当該一部事務組合の議会の運営費、先ほど森議員のほうの質疑に答えさせていただきましたが、議会の運営費とか組合事務の執行費、それから組合の監査委員の費用、それから2市で整備する広域一般廃棄物処理施設の整備を行うための業務委託費となります。

それからあと、先ほどの質問で、伊豆市のほうから職員が何人行くのかという御質問でございますが、一部事務組合への職員派遣一応3名というふうに考えております。

それからあと、環境アセス、この業務の中に入っているのかという御質問でしたが、この施設の基本計画策定業務の中に、実は環境アセス自体じゃないんですが、生活環境影響調査用概要計画資料の作成ということで、生活環境調査の予測とか評価を行うために必要となるさまざまな基本書面について概要設計資料として取りまとめるという内容でございます。

それからあと、組合議会の関係は入っているのかということで、先ほど答弁させていただきましたように、入っております。

それから、その次でございます。一般廃棄物収集運搬業務委託料の予算増の理由についてということでございます。これにつきましては、主に労務単価の高騰がその理由となります。労務単価の高騰により、パッカー車の運転経費とかダンプトラック運転経費、それからあと普通作業員の値上がりということで、労務単価の値上げと。業務内容についてはほとんど変わっておりません。

それから、その次でございます。ごみの焼却施設運転管理業務委託予算の増というところでございますが、これにつきましても、先ほどと同じように、同様に労務単価の高騰によるものでございます。約1.3倍ほどになっているんですが、こここのところは、委託の事務業務員のちょっと見直しをさせていただいて、それによって若干下がってはおりますが、総体的には増ということになっております。

それから、施設の改良工事の工事内容についてというところで、どういう工事内容、修繕かというところでございます。これにつきましては、焼却施設周りの舗装補修工事、それからあと施設内のガス冷却室の点検用ほろ及び排ダクト点検用ステップの設置工事など焼却施設に付随した設備と、それからあと混練機点検整備、空気圧縮機点検整備、バーナー点検整備、それからダストコンベアチェーン点検整備などの施設点検工事を予定をしております。

汚泥再生処理センター運営事業委託の内容につきましては、汚泥等の受け入れから水処理等の過程を経て放流まで行う運転保守管理業務、それから、運転管理上必要な自主水質検査、施設の清掃等の環境整備業務、それから、消防設備保守点検等の法定点検業務が主な内容となっております。

それからあと、先ほどの質問で柏久保センター、職員が行っていたと。今度は新しい施設をどうするのかという質問ですが、新しい施設、田代にできる施設については、職員は置きません。ただし、清掃センターに今度は所管事務が変わります。センターのほうには担当職員を置くというふうに考えております。

それから、すみません、続きまして汚泥運搬処分業務委託についてでございます。

まず、金額については試運転時に処分を行っている事業者からの見積もりによって計上しております。また、搬出先につきましては、当該汚泥を伊豆市以外の市町村で処理することになるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、処分先の市町村と事前協議することとなっております。したがって、この手続を進めながら搬出先を決定していくこととなります。

それからあと、先ほどの質問の中で、汚泥再生処理センターということで、再生処理どうするのかという御質問でございます。御承知のとおり、助燃材として考えております。当初、新焼却施設のほうができて、そちらのほうで助燃材として使う予定で計画しておったんですが、新焼却施設のほうもう少し先だということで、とりあえずはこれにつきましては、この汚泥を最終的には焼却処分をするというふうに考えております。

どこへ持っていくのかという話でございますが、これにつきましては、今検討をしておりますが、今試運転をやっております。これが試運転の中では汚泥は助燃材として焼却処分、これ県内にある事業所のほうへ今運んでおります。最終的には焼却をして埋め立てをするということで、その灰のほうはまた県外のほうへ運んでいるという状況でございます。

これらを参考にしながら検討をしていきたいというふうに考えております。

それからあと、最後になりますが、柿木の処分場管理業務委託の予算の増ということでございます。これもやはり労務単価の高騰によるものでございます。それに加えまして、場内で使用します重機ですね、大型油圧ショベル、これを委託費に含めて持ち込みとしたことによる増というものでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） それでは、私のほうから10款教育費につきまして、西島議員の質疑に対する答弁をさせていただきます。

最初に、336ページ、中学校再編事業基本設計業務委託料の中学校再編の経過についてお答えをいたします。

第2次学校再編計画に基づきまして、修善寺、中伊豆、天城の3中学校を再編する新中学校建設の候補地として、昨年5月、加殿地区、日向地区の2地区の地区役員さん、それから地権者様にお集まりをいただきまして、その選定事由と計画概要を説明をさせていただきました。その後、6月には地権者の皆様に用地提供について御意向を伺う調査を実施してございます。

教育委員会では、候補地を絞るため、その意向調査にあわせ学校用地としての環境、それから生徒の通学環境、計画地の法的規制、農地法とか都計法とかという法的な規制、それから災害時の避難場所としての役割、そういった視点で調査を行いまして、比較検討をしてまいりました。

候補地は、第2種農地で市街化調整区域のため、農地法、都計法の法的規制を受け、県や市の担当者との十分な協議が必要であり、指定の解除に向け事業の計画方法、スケジュール調整などを教示を受けてまいりました。こうした話し合いや調査結果を踏まえ、教育委員会において総合的に慎重審議し、その結果として日向地区が適地との意向をまとめさせていただいたものでございます。

また、このエリアは新中学校の候補地を含めた周辺の新たなまちづくりを進める計画が提案され、候補地選定に伴う関係各課とのさまざまな協議を進め、構想策定に時間を要し、このたび2月15日に地権者、それから2月21日に候補地周辺の地域住民を対象に候補地選定の報告と計画概要を説明をさせていただいたところでございます。

なお、新中学校の建設につきましては、平成27年度から基本設計の策定、法規制の解除を開始し、学校用地の交渉を経て造成工事、続いて建設工事を着工し、第2次学校再編計画に基づく平成30年4月、遅くとも平成32年4月の開校を目指しまして、専門家との協議、市民や保護者の皆様への説明や意見聴取、そういったものをする機会を設けまして、よりよい学校環境が整うよう進めてまいります。

以上が経過説明とさせていただきます。

続きまして、予算書360ページ、美術品管理・調査事業の新規事業、デジタルミュージアムの開設について御答弁申し上げます。

デジタルミュージアムは、伊豆市が所蔵します美術品、現在のところは日本画を考えておりますけれども、美術品をデジタル化としての保存、また一元的な管理、整理を行うとともに、その情報をインターネットにより広く発信し、美術品と伊豆市の文化を紹介することを目的としております。

きょう皆様のお手元に両面刷りの資料を1枚配付をさせていただいてございます。その中のパソコンの絵の、タブレットとかスマートフォンのついている紙面をごらんいただきたいと思っております。この中で、検索機能として右上に作者名で探す、作品名で探す、年代で探す等とございます。この例えば作者名で探すをクリックしますと、伊豆市で所蔵しています横山大観とか安田靉彦とか小林古径とか、そういった作者名がずらずらっと出てきます。その中



の例えば横山大観をクリックしますと、横山大観の一覧が出るということで、さらにその中のこの作品を見たいといった場合に、そこをクリックしますと、裏面のようにその見たい作品が出て、そこには解説もついているというような、こういったものを作成していきたいということでございます。

今回、そのシステムを構築するための制作業務委託料として49万3,000円、それからポジフィルムデジタル化業務委託料として30万8,000円で、それに係る著作権料というものが8万7,000円、データを民間サーバーに格納しますので、そのサーバー使用料が13万円ということで、今回お願いをしているものでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、歳入の部ですけれども、ふるさと納税ということなんですけれども、1,000万円、ふるさと納税寄附金を集めるということなんですけれども、さっきも言いましたが、100倍ですよ。10万円から一挙になったということなんですけれども。さっき私が言ったのは、その謝礼品ですよ。ふるさと納税謝礼品。これが180万円で何ができるかということなんですけれども。

私ちょっと聞いたところによりますと、商工会のほうでそういうのをどうかというようなあれもあるとかいう話があるんですけれども、さっきも言いましたが、多くの寄附する人はお土産、謝礼品が目当てだと、目的だということで、例えば西伊豆町なんかは、私は紹介の資料で見たんですけれども、西伊豆町なんかは半分近くは謝礼品に使っているというようなお話も聞いているわけなんですけれども。

さっきお話をいろいろ聞いたわけなんですけれども、聞いたわけなんですけれども、どうもそれじゃ1,000万円集まるかと。集まるんだというのは何か机上の空論みたいな感じするわけなんですけれども。例えばどうですか、ふるさと納税謝礼品180万円じゃ足りないから、まだ当初予算決まっていないわけなんですけれども、もっとふやすとか何かしなければ、私はちょっと1,000万円集めるのは無理じゃないかなと思うんですけれどもね。

例えば焼津なんかは何億円も集めているなんていう話もありますけれども、あれも謝礼品がいいから来るわけですし、ですからそこら辺は、これは総務部関係だけでできることじゃないと思うんですけれども、これはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 謝礼、お返しということで180万円見込ませさせていただいております。実際、平成27年2月末、今年度ですが、35件で今322万円ほど寄附をいただいております。予算上は10倍なんですけれども、現在の実績からすると約3倍になるわけですが、当

然、今お返しの品も含めて見直しをしています。議員も商工会等々の名前が出てきましたが、市としましても、商工会を通じたり、漁協を通じたり、またJAさんとか、各団体でお返しを取り扱っていただけないかというような今打診をしております。

西伊豆町さんは海のもので半分ぐらいのお返しということですが、伊豆市もその辺のルールづけを今検討しております。ただ、今回の税制改革の中でも、国からも申されていますが、本来のふるさと納税の趣旨に反するような、そういう過度のお返し、それには十分注意しながら伊豆市としてのお返しをしっかりと検討していく、そういう段階でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） じゃ、続けていきます。

次の食肉加工センター収入金ですけれども、結局収入と支出のバランスが非常に悪い。支出が収入の3倍ぐらいかかっていると、こういうことなんですよ。ですから、さっきも言いましたが、トップが中京圏、首都圏で売ってくるというような意気込みを示したわけですから、これはさっき部長のほうからいろんなことはやっているというふうにも伺ったわけですけれども、もう食肉加工センターをやって何年もたっているわけですから、なかなかそれだけでは限界があると思うんですよ。市長さんおっしゃったように、そういうトップセールスをやるようなお考えはありませんか、どうですか。お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 予算については先ほど部長から答弁をしたとおりです。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） どうも答えたくないようで、やる気がまるでないようなんですね。

じゃそんな程度でしょうね、市長の考えというのは。

では、次へいきます。

2款ですけれども、新中学校周辺整備基本構想、コンパクトタウンの関係ですけれども、どうも今聞いていますと、コンパクトタウンといっても、新中学校の建設というのはどうか、いかがかかと私は思っているんですけれども、とりあえず新中学校のことについてだけということなんですかね、今のところ考えているコンパクトタウン構想というのは。そこから辺はどうなんですか、確認です。それはいかがでしょうか。ほかにはやらないのか。お話を聞いていても出てこないから、ほかにはやらない、ただ中学校のことだけやっているのか。どうですか、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど市の全体の都市構想ということでコンパクトタウンということをお話しさせていただきました。この新中学校周辺整備というのは、その全体のコンパクトタウンの中の一環として日向地区に新中学校を核とした整備をするということで、コンパクトタウンがこの事業だけなのかということではなくて、あくまでもコンパクトタウンの中の一つを、日向地区を今回具体的に実行に移すために計画していくと、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） わかりました。

コンパクト構想の一環だということですが、とりあえずその一環しかないから、ほかには何もお考えないようですから、これをやると10年後か20年後やるかは知らないですが、とりあえずはこれをやると、そういうことでしょうね。

それから、じゃ3款へいきます、3款。

敬老会につきましては、これは大変いいことで、単価を2,000円にするということですね。大変結構なことじゃないかなと思うんです。

それから、移動販売車についてなんですけれども、地区は土肥だというお話ですが、土肥もそうかもしれませんけれども、こっちの修善寺の温泉場の上のほうだって、もうとにかく商店、店屋がなくなっちゃっているんですよ。修善寺温泉駅の上なんていうと、もう商店、食料品とか日用雑貨を売っているところなんていうのはもう全部閉まっちゃったですよ。だから、そういうところもひとつ、八木沢、小下田といわず、ぜひそっちのほうも考えていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。それが1点。

それから、事業者はまだ決まっていないということなんですけれども、予算が全体、県が100万円、市が100万円、事業者が100万円ということなんでしょうけれども、何台分を予定しているんでしょうか。お伺いします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 県の地域商業パワーアップ事業を利用させていただくということで、これにつきましては1年間に1件というふうに聞いています。そういうことで、今回は土肥地区を選定させていただいたということでございます。

公募式ということですので、3分の2の補助をするということで、限度額が200万円ということですので、事業所のどのような提案になるかわかりませんが、1事業所が例えば300万円じゃなくて、逆に2台購入するとか、いろいろ提案があると思いますので、その中で一番いい条件という言い方をしたらいいんですかね、そこを選定するというふうに考えています。ですので、例えば同じ1台でも巡回の回数をふやすであるとか、例えば週に1回

巡回しますという提案なのか、週に2回というふうな形になってくるのか、その提案を踏まえて、条件の一番いいところを指名させていただくというふうには考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、地区は土肥に限るといようなお話だったんですけども、事業をやる人だって、やっぱり商売ですから、こっちに行ったほうがたんと売れそうだと思うところへ行きたいわけですよ、どうしたって。土肥は土肥で結構なんですけれども、例えば土肥ではなかったらほかのところでも考えるか、どうですか、そこら辺は。お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 当然、手を挙げてくれる方がなければ、対象を伊豆市全体に考えを変更するという事はあり得るかと思えます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、4款へいきますけれども、この予算増の理由が労務単価の値上がりということで、どうも大分労務単価というのは値上がりしているんですかね。こういうことでどうもぼんぼん3割も4割も委託料が上がるというのは、本当にこれはちょっとゆゆしき問題だとは思いますが。

それで1つお伺いしたいのは、汚泥の焼却ということなんですけれども、助燃材にすること自体が大体無理な発想であって、それで助燃材にするから汚泥再生処理だというのは、これは何かこじつけも甚だしいような気がするわけなんですけれども、結局、前に聞いたところによると、どこへ運搬するかということなんですけれども、先ほど静岡県とありましたけれども、長野県なんていう話も聞いたですけれどもね。

結局のところ、もう本当に助燃材として焼却するのかなのか。本当にというのはこれ悪いけれども、そこら辺をひとつ1点お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 先ほど議員のほうからもありましたように、含有率60%という話でしたが、実は汚泥のほうは70ということなんです。これにつきましては、含水率70という、一般的に何かぐじゅぐじゅっというような感じにとられるんですが、実は土をつかんでぼろぼろっというような感じぐらいのものが含有率70というふうに私ども聞いております。ですので、この程度のもので、助燃材として使うというものは考え方は変わりませんというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは次にいきます。

6款ですけれども、有害鳥獣被害対策事業ですけれども、先ほど来、ハンター保険、業務無線、射撃場なんていう話も出ましたけれども、私、さっき聞きましたのは、そうやってハンターの会長からそういうお話あったのかどうか知りませんが、猟友会の会長がそういうお話あったのか知りませんが、結局報償費を、有害鳥獣駆除の報償費は支払いしているわけなんです、1頭について7,000円とか8,000円。今度はあれがふえていますからね。報償費が有害鳥獣捕獲報償、去年は、平成26年度は757万5,000円、それが1,184万円になっているわけですよ。300万円以上、400万円以上ふえているんですよ。

こういうお金をもらっていたとか、支給しておいて、またさらにこういうのをやるというのは、だからこういう人というのは、要するに善意の第三者、善意の人でやっているんですから、公務員じゃないわけなんです。商売じゃないわけなんです。商売でやっているわけじゃないんです。公務員のいわばボランティアみたいなのがやっているんです。それで1頭について7,000円とか8,000円だかわかりませんが、支払っている。

だから、当然そういうものはそちのほうから出してもらったほうが妥当じゃないかな、当然じゃないかと思うんですよ。そうしたら、だんだんエスカレートして、やはり鉄砲が壊れたから買ってくれよとか、そういうことにもなりかねないわけですよ。だから、この報償費、有害鳥獣駆除報償はどう考えているんですか。何のために支払っているんですか。お礼の意味ですか。どういうことなんですか。お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども別の回答で申し上げましたけれども、有害鳥獣問題というのは、今全国の中山間地で大変大きな問題になっているわけです。多分もう農水省本署では100億円を超える予算づけがなされておるとは思いますが、それでもまだ悲鳴やまず、まさに伊豆市で直面しているような大きな問題になっていて、この事業のじゃ受益者は誰かということなんです。これ特定の方ですか。伊豆市の中山間地の農業専業の方、兼業の方、それから趣味程度にやっている方を含めてほとんどの家庭と、それから先般有害鳥獣対策を中止したときのように、通学路に出てきて子供が危ない、お年寄りが危ない、交通事故が危ない。それを考えると、この受益者というのは恐らくほとんどの市民ということになるんでしょう、明らかに。あのときも10月までの間とにかく早く再開してほしい、何とかしてほしいという声があったのは、恐らくほとんどの議員の皆さんは耳にされたことだと思います。

そのような中で、受益者が不特定多数で圧倒的多くの市民、つまり伊豆市の問題であると考えれば、しかるべく税を充てるというのは私は妥当なんだろうと思っています。それを

具体的に予算化するときに、どれを充てるかということについて、今個々にお諮りをしているわけです。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 市長がそういうふうに言っておるわけですがけれども、いやしくも税金を使っているわけですから、やっぱり一番妥当に使わなきゃならないと。こればかりやっ  
ていていいかということもあるわけなんです。そこが問題じゃないかなと思うわけですね。  
だから、ちょっとあれしますけれども、さっき私が聞いた有害鳥獣駆除の報償費、それは何  
のために支払っているんですかということをお答えしてください。それが1点。

それから、今6款ですよ。じゃそれですね。何のために支払う、どういう名目で支払っ  
ているんですか。有害鳥獣駆除の報償費、これふえましたよね、1,180万円。

それともう一つ、これ何でこんなに400万円もふえたんですか。300万円ですか。三百何十  
万円、400万円ですかね。何でふえたかをあれしてください。たしか、有害鳥獣は平成26年  
の場合は3月1日からやっているはずですよ。だけど、今はやっていないですよ。やって  
いないし、始まるのは5月なんて聞いたことがありますけれども、期間は少ないわけですよ。  
何でこんなに報償費がふえているんですか。お伺いします。報償費をなぜ配っているかとい  
う、支給しているかという理由と、何でこんなふえちゃっているのかと、2つお伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 1点、誤認がございますので御説明を申し上げます。

現在、有害鳥獣捕獲をしていないと、5月からということでしたけれども、銃猟について  
はやっておりません。わな猟については許可は出しております。そのあたりを御認識をいた  
だきたいと思えます。

そして、有害鳥獣の捕獲報償ですがけれども、単価そのものは前年と変わりませんけれども、  
本年度もくろんでいるのは鹿の800頭、イノシシ300頭ということで、1,100頭を捕獲目標に  
掲げております。そのような関係から予算が増加しているというふうに御理解ください。

〔「報償費の性格」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 性格だそうです。何のために。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 報償費については、その捕獲に対する報償で、読んで字の  
ごとく報償でございますので、それで御理解をいただきたいと思えますけれども。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 読んで字のごとしということですがけれども、多くの猟友会の皆さん  
は、それによって賄ってやると、そういうふうを考えていると思えますよ。現実的に本人の  
ところへ行くのは、報償費が行くのは少ないじゃないですか。みんな猟友会のほうに行くん

じゃないですか。まあいいです。2回目。

○議長（杉山 誠君） 終わりました。

○10番（西島信也君） じゃ、次の議会でね。わかりました。

じゃ、次に7款へいきます。

修善寺温泉公衆無線LAN施設整備ということですがけれども、私がさっき聞いたのは、名前が違っていたのはなぜですかというのをたしか聞いたと思うんです。はっきりしたお答えなかったね。何で名前が違っちゃったの、何で総務部からこっちへ来ちゃったのと。そんなこと大体あり得る。説明する、した。それが1つと、それから、要するに防災というのをやるのか、ここの5,000万円でやるのかやらないのか。それを後でやるのか、いつやるのか。だって、あのかのときの補正予算の説明じゃ、総務部長が説明したのじゃ観光が6カ所で防災が7カ所とか、わかりませんけれども、言ったでしょう。防災はやるの、ここで。やるのかやらないのか、それをお伺いいたします。

それから、海外プロモーション、さっき市長に聞いたのは、市長が国内でもやるつもりはあるのかということ聞いたの。幾らインバウンドだといって外国へ行っても、絶対的数量じゃそれは日本人の国内のほうが多いに決まっていると私は思いますから、日本でもやるんですか。どこか東京とか大阪とか行って、やらないんですか。ばかに外国へ毎年行っているから、何回も行っているから、好きだからね。何か不規則発言は取り締まってください。だから、そこら辺を市長に直接お伺いしますね。

それから、最後のアジア自転車選手権、これ400万円。その400万円、出すはいいですよ。だけど、サイクルメッカ伊豆へ今年度の平成27年度予算でも1,100万円出しているわけ、一千百何十万円と出しているわけですよ。それで、あの中の1,100万円の、去年幾らか知りません、おとし幾らか知りませんが、その中の内訳を私見たことがあるんですけども、ブランド創出に400万円とか、そんなのがあるんですよ。何でこっちのブランド創出なんかのお金をこっちへ使えないのか、アジア自転車競技へ。余りに自転車ばかり、自転車自転車といって、それでことしのサイクルメッカのあれで1,100万円で、これが400万円で、1,500万円もやっているわけですよ。そこら辺の工夫はしないんですか。これは市長さん、どうですか。これは市長さんのあれでやっているんでしょうからね、大体において。お伺いします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、私の説明が悪いようですので、もう一回説明をさせていただきます。

補正で総務部長が申し上げた事業と、私が平成27年度当初予算で上げている事業とは、これ同じLANと書いてありますけれども、別物です。あくまでも別物です。だから、木村議

員の質問のときに私がお答えしたように、平成26年度補正で上げた防災観光拠点整備、それに上乘せをして、修善寺温泉だけ面的に整備をするために観光のほうでやっていると、そういうものですから、名称がすりかわったとか、そういうことではございませんので、それは御理解をいただきたいと思います。

あともう1点、本来市長がお答えすべきものですがけれども、海外プロモーションについて、市長が海外が好きで国内はどうというお話でしたけれども、国内については私ども担当レベル、それとかイベントであるとか、もろもろの機会を通じてやっておりまして、市長も出るべきときには出てプロモーション活動をやっているということで御理解をいただきたいと思います。

それと、自転車の負担金の件ですがけれども、これについては私が説明をしたとおり、今回のアジア大会については、アジア選手権ということで東京都並びに静岡県という形でおりにきたものですから、その辺の予算を計上してあるということで御理解をください。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） すみません、勘違いをして失礼いたしました。金額が似ていたから、私も変じゃないかなと思ったんですがけれども。

それでは、最後ですね。10款ですがけれども、中学校再編事業ということなんですけれども、先ほど部長さんのほうから、局長さんのほうからお話、説明があったんですがけれども、それは加殿だ日向だ立野だなんて地権者に話をするのは、それはそうなんでしょうけれども、私が聞いているのは、私が聞きたいのは、伊豆市の市民にどうやって説明をしてこんなことに決まったのかと、そういうことなんです。伊豆市の市民、これ知っているんですか、みんなあそこへ、日向へ来るといふこと。それは、あれは去年かな、説明会を何回か伊豆市でやったことは私も知っていますよ。知っているけれども、それはただやったというだけで、人数だってそんな全市民が来る、全地区の人が来るわけじゃないし、全然コンセンサスは得られていないんですよ。

だから、それをここへこうやって予算にのっけてやるということは、余りに早過ぎる。拙速というものですよ、そういうのは。誰も、誰もというか、それはいいことだ、ぜひやってくれという声がほとんど半分以上とか何かになれば、それはそれでいいんでしょうけれども、そういうアンケートとかなんかとしてはいいんでしょう。

私が心配するのは、それは教育委員会でそうやって決めたからというんじゃないで、やっぱり市民に対してどうやってコンセンサスを取得するのか、御理解をいただくかということが大事なことじゃないかなと思うんですよ。

私が今思い出したのは、平成、あれはたしか25年ですよ。今度ごみの焼却場が佐野へ決まったわけですよ。その前は伊豆長岡のスポーツワールドというところへ建てるというあれをしていたんですよ。誘致すると、スポーツワールドへ。平成25年の望月市長が、伊豆の



国市長が、こう言うては悪いですけども、市長が任期が来る前にごみの伊豆長岡のスポーツワールドの誘致というか建てるについて、環境アセスメントをやったんです、そこで。幾ら使ったと思いますか。はっきりした金額知りませんが、伊豆市から450万円くらい出していますから、恐らく1,000万円くらいだと思うんですね。スポーツワールドの跡地、何もスポーツワールドだめになっちゃったじゃないですか。それで1,000万円のお金をどぶにうっちゃったと同じことですよ。そんな決まってもいないところへお金を投入して、委託料だか何だか、基本設計だかつくるといのは。

だから、私はもっと市民の了解を得てから、了解を得て市民の大方の人が納得するだったら、それはそういうことをやらなきゃならないけれども、何も市民は知らなくて、知っちゃいなくてやるというのはおかしくありませんかということを知りたいわけね。申しわけないけれども、お願いをいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） ただいまの御質問ですけども、議員おっしゃるように、平成25年度から第2次学校再編計画等に基づきまして、修善寺だけでなくそれぞれ4地区、いろいろ話をさせていただきました。広く市民にということ当然これから進めます。ただ、地権者あるいは地元の方、日向の、あるいは加殿、そういった地権者の方々のある程度の同意といいますか、概要の理解を得た後に、市民に出してお示しをしていくと、御理解をいただいていくという形の進み方だと思いますので、当然、教育委員会としましても平成27年度もう早々から、地区といいますか、広く市民に説明会等を設けていく、そんなつもりでおります。よろしく願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、局長さんがお話しですけども、そういうやり方もあるかもしれませんが、私はそれには反対です。先に市民にやっぱり了解をとるべきだと思うんですけども、これは考え方ですからあれですけども。

以上、終わりたいと思うんですけども、最後に指摘しておきたいのは、先ほど市長から地方交付税が減るから、地方交付税が減るから市民に負担を強いると、学校、小学校の再編……

○議長（杉山 誠君） 西島議員、申しわけないんですけども、質疑のときには意見を述べることはできないということが議会規則で第55条でうたわれておりますので、質疑が終わりましたら速やかに終了していただきたいんですけども。質疑をしますか。

○10番（西島信也君） します。しますよ。地方交付税がね……

○議長（杉山 誠君） 10款ですけども、10款。

○10番（西島信也君） 10款ですよ。そうですよ、10款。

○議長（杉山 誠君） 10款に関してですか。

○10番（西島信也君） 10款ですよ、そうですよ。

今、中学校再編事業のことを言っているわけですけども、それに関してなんですけれども、それについてなんです。市長は先ほど地方交付税が減るから市民に負担を強いていると。その一つは学校再編だと言いましたよね、そういうことを。言ったよさっき。それで、いいですか、地方交付税が減るからじゃないんですよ。学校が減れば地方交付税は減るんです。減らされるんですよ。学校が減れば地方交付税は減らされる。幾ら減らされるかは御存じですか。市長がわからなければ総務部長でもいいですよ。中学校が1つ、あるいは小学校1つ減れば幾ら地方交付税が減るんですか。何万円減るか。

○議長（杉山 誠君） 中学校再編事業の基本設計業務委託に関してですけども。地方交付税のことは今回の予算に入っていますか。財源のことで問いたいわけですか。

〔「財源です、財源」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 財源で問いたいわけですか。財源の通告にはなかったですけども。なかったですけども、通告に。また委員会とか別の機会にお願いします。

以上で西島議員の質疑を終了いたします。

これで10分間ほどこで休憩をとります。再開を4時10分といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○議長（杉山 誠君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前の質疑で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第7号～議案第22号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第7、議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第22、議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの16議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第10号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計予算について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第10号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計について質問させていただきます。

この介護保険特別会計で介護保険を利用している事業所、事業で、高齢者が利用できる事業所、事業の説明をいただきたい。その施設で利用できる設備、利用できる人数も知りたい。

ちょっと舌足らずで申しわけないんですけども、ここで言う高齢者、いわゆる介護保険を利用している方もそうですが、いわゆる介護保険が適用されない、端的に言えば健康な人が利用できるような、この特別会計での事業があるのかどうなのか伺いたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に説明させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから森議員の質問にお答えをいたします。

森議員おっしゃるとおり、介護保険自体が介護を要する人が利用するということになっていきますので、健康的な方は一般的には利用できないということでございます。

多分、森議員のおっしゃるのは、今までやっておりました現行、平成26年度までの介護予防、一次、二次の予防対象者ということによろしいのでしょうか。そういう方は、議案書の83ページにあります地域支援事業の（1）の介護予防・日常生活支援総合事業の中でサービスを利用するということでございます。それから、平成27年度からサービスが変わるということで、利用できないのではないかとというようなことで心配なされているんだと思うんです。ただ、制度が変わりましても、ケアマネジメントであったり、配食、それから通所、訪問へのサービスはございますので、利用できるということでございます。

ただし、一番最後の質問にあります施設で利用できる設備、利用できる人数も知りたいということなんですが、この事業は平成27年4月1日切りかえということでございます。ですので、事業所の指定、申請等は4月1日申請・認定という形で事業展開をしていくということになります。ですので、現時点ではある程度移行をしていただけるという事業所は幾つか承知はしておりますが、まだ事業施行前ですので、はっきりとした人数、設備についてはわからないという現状でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○14番（森 良雄君） ありません。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第12号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第12号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算と議案第14号 平成27年度伊豆市水道事業会計予算について質問させていただきます。

議案第12号のほうには下水道料金徴収事業手数料というのが載っておるんですが、いろいろ予算書を見ましたが、議案第14号のほうについては見当たりません。もし載っているんだったら、あそこへ載っているよというふうに教えていただきたい。多分ここでも料金徴収業務を委託するんだらうと思うんですけども、他会計と同一業者か説明をしてください。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 今の森議員の質問、議案第12号、議案第14号について答弁を求めます。市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第12号、議案第14号についてお答えをします。

まず、議案第12号ですけれども、下水道料金の手数料1,302万2,000円についてですけれども、これは、水道料金等徴収業務委託にかかわる下水道としての経費の負担分ということになります。ですから、議案第14号の答えにもなるわけですけれども、まず水道料金で検針をして料金徴収をします。そのときに、水道のメーターの検針が下水道料金になります。その件数が下水道分としては6,200件ほどあります。この検針業務を行うことによって下水道料金が確定します。水道料金と下水道料金合わせて徴収を行っています。そのために、下水道の料金を徴収するに当たって一緒に水道で集めていただきますので、水道会計へと手数料として振り込むものです。ちなみに、料金全体のうちの下水道の占める割合としましては、28%になります。

今度、議案第14号ですけれども、まず、他会計と同一業者かという部分ですけれども、他会計というのは今の下水道事業、そして簡易水道事業、そして農業集落排水事業、さらに温泉事業、これらがあります。これらをとにかく大元締めである水道事業会計で徴収業務の委託をして、それぞれに合わせて水道料金をいただきながら、下水道料金とか農業集落排水、また簡易水道なんかも一緒に検針もやっけてしまいますので、その業務のそれぞれの同一業者で行いまして、その負担割合で水道料へ手数料をいただくという形をとっております。

簡易水道の占める割合が8%、下水道は先ほど言いましたように28%、農業集落排水事業が4%、温泉事業で5%ということで、合わせて全部で他事業が45%、水道会計のほうで55%がこの委託の負担という形になります。

そういうことで、平成27年度からがらっと変わって、料金徴収をアウトソーシング、外部委託をして収納率のアップを図るということを狙っているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まず1つは、水道会計のどこにその徴収業務が出ているのか。ちょっと私見つからなかったもので、教えていただきたい。

それと、料金徴収業務については、新年度からスタートするのかどうなのか確認したい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 予算書のどこに載っているかということで、これは提案理由のときにも説明はさせていただきましたが、議案書の121ページ、支出の営業費用、1款1項営業費用、この中に含まれていますという説明をさせていただきました。

また細かいことについては、委員会等でさらに説明資料のほうでも説明があろうかと思いますが、予算書のほうではここに載っているということと、もう既に移行に関して件数が相当多いものですので、移行に関して中伊豆支所のほうで準備室というものをつくっていただきまして、そこで移行に対してのもう作業を進めています。そして、平成27年度4月当初からもうスタートということで、業者についてはもう既に決まっています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○14番（森 良雄君） じゃ、委員会でしっかりお聞きします。終わり。

○議長（杉山 誠君） これで議案第12号並びに議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第16号 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算、短縮するために持越だけにしましたけれども、財産区の特別会計でいつも気になっていたのは、この財産区の財産のほとんどは森林財産だと思うんですけれども、それによる、今年度の説明書には人件費などが載っているようですので、財産管理が行われているのかなとは思うんですけれども、7財産区があってどこにも森林関係の財産収入がないんだけれども、その辺はどうなっているのか。全く利用して収入を得るといことは考えていないのかどうか伺いたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 森議員の議案第16号 持越財産区特別会計予算の質疑にお答えいたします。

持越財産区、この森林管理の状況ということですが、国、ここ近年は予算をつけて森林の管理というのは特に行っておりません。持越財産区につきましては墓地の管理は毎年経費をつけてやっているんですが、なかなか森林の施業というところまでは行っていない状況です。そのようなことから、歳入につきましても不動産の貸し付け、鎌倉女学院への不動産の貸し付け65万6,000円が主なものとなっておりますが、森林による売り払い収入とか、そういうものは特にございません。なかなか仮に利用間伐等を計画しましても、どうしても運び出しとかそちらの経費を考えると、なかなか収入として見込めない状況もございますので、これからは検討していかなければならないというふうには考えておりますが、平成27年度予算では計上してはございません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○14番（森 良雄君） ありません。

○議長（杉山 誠君） これで議案第16号の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの16議案については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第23号～議案第41号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第23、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第41、議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの19議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について質疑を行います。

この改正ですけれども、総務部を一部分離して総合政策部というのをつくるということが

1つあるわけですがけれども、この事務分掌条例の改正後と改正前を見比べると、総合政策部が新しくできるわけですが、内容についてはほとんど以前の今の総務部の4、5、6、秘書、渉外及び広報広聴、重要施策の総合的な企画及び調整、まちづくり戦略の調整と、ほとんど変わりがないわけであります。

この総合政策部が条例上はほとんど変わりはないわけですが、総合政策部が新規に新しくこれは行うよというような業務があるのでしょうか。あったら御説明をお願いします。それが1つ。

それから、その総合政策部内に課とか室とかそういうのを設置するのかということですね。そこら辺はどういうふうにお考えなのかということが1つ。

それから、3点目ですがけれども、国民健康保険、それから後期高齢者医療保険について、市民環境部の所管だったのを健康福祉部へ移すという、その理由をお伺いいたします。

それから、ここには書いていないんですが、もう1点、国保等を健康福祉部に移すについて、国民健康保険税の賦課徴収については、これはどこで行うのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、基本的なところを私から御説明申し上げます。

私が市長になるまで7年前には企画部というのがありました。それを廃止して総務部に吸収させたのですが、企画部企画課があることによって、各部各課が企画機能を持たなくなることを危惧したわけです。通常の行政がルーチンとして遂行される場合には、必ずしもそういった組織は悪くないだろうと思います。ただ、これから5年間、私が市長就任以来ずっと申し上げてきた平成32年までの極めて大切な時期、まさにその大切な時期に今直面しております。

来年、ことしまた中間提言はいただきますけれども、平成28年と平成32年の大きな都市計画の見直し、それから、それに伴う新たな中心地となるコンパクトタウンの形成、それからネットワークによる伊豆市内の活力の維持、新たな中学校を中心とするまちづくり、それから産業競争力強化会議、すなわちこれまでそれぞれ余り強くない経済団体がそれぞれ、市役所も含めてですね、それぞれ個別に動いてきたものを経済産業界一体となって競争力を維持するような新たな施策、それから、先ほども一部質問にございましたが、来年1月以降、アジア自転車競技大会を初めとして、国際大会がめじろ押しになってまいります。そのようなベロドロームを中心とした国際的な自転車競技会をどのように活性化に持っていくのか等々、新たな業務が出てきたので総合政策部をつくるのではなくて、伊豆市がそのような新たな時代、全く今まで経験したことのない新たな業務に、しかも重たい課題に、複数同時並行的に

取り組んでいくわけです。

そうすると、新たな業務ではなくて、新たな機能が必要になってくるんですね。それは何かというと、市長の指針に基づいて伊豆市の中の行政全般を統括する機能です。あるいは総合調整する機能です。そのために、総務部の中に政策推進課はつくってきたのですが、これは端的な話、市長・副市長の事務秘書、政策秘書の機能であって、市の業務全般を統括するような機能ではございません。

そこで、総合政策部、これは名前は企画部でも戦略部でも何でもいいのですが、総合政策部を新たに設置をして、組織上は他の部と横並びという組織になりますけれども、しかし、そこには市長の指針に基づいて政策全般を総合調整し、全体のスケジュールを統括していくというような機能を持たせます。それによって、これからの5年間に、最も大切に最も厳しい時代を乗り越えると、そのような構想でございます。

細部については総務部長に説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 西島議員の議案第23号の質疑ですが、総合政策部の新規事業というか、行う業務につきましては、先ほど今市長が申したとおりでございます。

2つ目として、同部内に課等を設置するのかということでございますが、1つの課、1つの室、これを設けるという予定をしております。

3つ目の市民環境部から国保等を健康福祉部へ移す理由でございますが、現在、健康福祉部で担当しています介護保険に新たに国民健康保険と後期高齢者医療保険の資格の得喪と給付を加えます。これによりまして、保険事業を集約することができ、被保険者の利用の利便性を図る、このようなことを目的に、移すこととなります。

もう1点、国民健康保険税の賦課徴収はどこでということですが、現在税務課が行っておりますので、同じく賦課につきましても市税と同じ部署で担当します。徴収につきましても市税の徴収する部署で行うということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○10番（西島信也君） ありません。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

次に、議案第32号 伊豆市営住宅条例の一部改正について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第32号 伊豆市営住宅条例の一部改正について、について質問させていただきます。

法律に該当するような方の入居条件はどのようになっていますかということなんですけれども、この条例改正は、いわゆる外国人の方が急に入居したいというようなときに適用され



るのかなと思います。どういう場合に条例が適用されるのか。

あとそれから、伊豆市の市営住宅は保証人がたしか2人必要だということになっていたと思います。こういう場合は、保証人はどうなるのか。短期だったらいいですけども、継続してということもあり得るんじゃないかと思うんですけども、そのようなことを考えているかどうか伺いたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第32号 伊豆市営住宅条例の一部改正についての質問にお答えします。

まず、森議員は誤解をしているということですのでお願いします。まずは、この該当するのは外国人ではなくて、中国残留邦人、日本人の入居条件ということですので、まずは日本人であるということになります。

そして、さらにその残留邦人の配偶者、特定配偶者というんですけども、その方の入居も認めるということになります。

それと、保証人のところで2人というところも、議員まだ誤解してしまして、私のところで前回、前回というか前に議員のほうから保証人何とかならないかということで、近隣も調べたという結果、今伊豆市では1名以上ということでやらせていただいていますので、要旨等は変わらないんですけども、1名で保証人はできるということになっているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 質疑じゃないけれども、僕は2名というのでいつも常々気になって、それが1名になっていたと。ありがとうございます。終わります。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの19議案については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第42号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第42、議案第42号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第43号、議案第44号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第43、議案第43号 市道路線の認定について及び日程第44、議案第44号 市道路線の変更についての2議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号 市道路線の認定について及び議案第44号 市道路線の変更についての2議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第45号、議案第46号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第45、議案第45号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について及び議案第46号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置についての2議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について及び議案第46号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置についての2議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第47号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第47、議案第47号 田方地区消防組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号 田方地区消防組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第48号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第48、議案第48号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

### ◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は3月12日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

今定例会での一般質問は8人であります。3月12日の一般質問初日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序6番の大川明芳議員まで行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時43分

平成27年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年3月12日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	飯田勝久	局長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成27年第1回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（杉山 誠君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は、8名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。

本日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序6番の大川明芳議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 森 良 雄 君

○議長（杉山 誠君） 最初に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

まず、疑惑の入札。

し尿処理場の入札方法、施工、処理方式について質問します。

田代に建設している、し尿処理場について伺います。

この質問は、過去一昨年の6月議会から質問、毎回質問しています。いつもまともな答弁はありません。2年がかりの質問です。

菊地豊市長、あなたはね、私の前回の疑惑の入札で、「資料にて報告済み」という答えです。あなたの出した資料は、これですよ。市長、見なさい。なぜ見られないの、これが、ええ。市民の皆さん、これが伊豆市の実態だよ。議会も何だ。資料にて報告済みだ、これが議会だよりだ。こんな議会だよりなら発行するな。うそっぱちじゃないか、これ。杉山誠君、君も同罪だぞ。

もう1回見せる。これが伊豆市の入札資料だ。インターネットでごらんの皆さんもぜひ見ていただきたい。こんな入札資料を出している市町村がどこにあるかだ。伊豆市だけだよ。疑惑は高まるばかりだ。官製談合と言われたくなかったら、全ての資料を出しなさい。それ

は答えようとしなから、隠そうとするからです。答えないということは、隠そうとしていることと同じです。伊豆市を隠し事のないまちにしませんか。透明で公正な隠し事のない伊豆市をつくりませんか。

議員が一般質問で、こんなことを言うようなまちではどうしようもない。隠そうとするから官製談合だと言われるんだ。それが嫌なら、全てを公表すりゃいいんだ。何で公表しないんだ。業者との話し合いだ。菊地豊君、業者と話し合いをしたなら、いつ、どこで、どんな話し合いをしたか公表しなさい。

12月議会で「疑惑の入札」として質問しました。議会だより43号では、市長は「資料にて答弁済み」、あなたの出している資料は真っ黒ですよ、何ページにもわたって。いいですか。市長、何で見られないんだ。

○議長（杉山 誠君） 前を向いて質問してください。

○14番（森 良雄君） 何を言っているんだ、君は。

○議長（杉山 誠君） 議場の秩序を乱しますか。

○14番（森 良雄君） ふざけんじゃないよ。君がこれを書いたんじゃないか。

○議長（杉山 誠君） 従ったほうがいいですよ、森議員。

○14番（森 良雄君） いいですか、市民の皆さん……

〔「品格を重んじろよ」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 品格じゃないよ。何だい、これ。木村君か、品格を重んじろと言ったのは。誰だ、言ったのは。

〔「失礼じゃないか、何も言ってもしないのに」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 言ってなきや、言ってないって言えばいいんだよ。

〔「失礼だな、むちゃくちゃだな、あんたは」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 「入札については、答弁資料提出をお求めですが、既に文書で議員にお渡ししてあります」、市長の出した資料というのは、これだ。これじゃ、何が何だかさっぱりわからないです。これが伊豆市議会だ。資料で答弁してないから質問しているんです。提供された資料ではわからないことばかりです。議長はしっかり答えさせてください。議会の秩序を守りたいなら、しっかりした議会運営をしてもらいたい。何かあれば、すぐ、議会の秩序だ、議会の秩序だ。いいですか、議長はしっかりと答えさせてくださいよ。

議会だよりの編集者は、市長は答えていると思っているんですか。市長は、品確法第8条などわけのわからないことを言い出し、真実を隠しています。市長の提出した資料では何もわかりません。品確法は品質を確保するための法律です。私が受け取った資料は、真っ黒な議事録ではありませんか。

杉山誠君、議長はこれをどう見ますか。議会の秩序を守るなら、まともな議会運営をしてください。議会だよりの編集委員は、この真っ黒な資料で答えていると思いますか。この議会だよりでは、討論でも同様なおかしい賛成討論を掲載しています。梅原議員の賛成討論で

は、この施設が疑惑で真っ黒なのを承知してないようです。230万円の運転経費の中身を承知していますか。運転テストのためなら、民間では業者がテスト費用を業者が負担してもおかしくないんです。正常に稼働することを確認しましたか。正常稼働を確認してから施設を受け取っていただきたい。

確認しますが、受け渡しは済みましたか。いつでしたか。受け渡しが済めば、今まで真っ黒で判読できなかった資料を黒塗りでなく、書いてあるがままを公開しますか。

さて、この施設の処理方式ですが、何度も尋ねていますが、膜分離高負荷生物脱窒素処理方式で間違いありませんね。

公表できないと業者からの申し入れですが、クボタ環境サービスからの文書では、非公開については、1つ、個人情報、2つ、一般要求事項提案設計図書、3つ、特定要求事項提案設計図書の3件です。これ以外にもありますか。あったら教えてください。

わかりやすく言えば、個人情報と特別な設計図を公開しないでくれと言っているのではありませんか。私は、設計図を公開しろと言っているのではありません。入札に関する資料を求めているのです。設計図などの図面や計算書を求めているのではありません。なぜ、真っ黒な資料を出してくるんですか。疑惑で真っ黒だからではありませんか。

次、空き家対策について。

廃墟のような住宅の空き家対策について伺います。

この質問は、人が入居できるような、生活できるような住宅について質問しているのではありません。明らかに崩壊しそうな危険な住宅や美観上好ましくない建物について質問しているのです。

過去にも質問したことがあります。最近では他の自治体でも対策に取り組んでいます。新しい法律もできたようです。効果が期待できる事例もあります。

遠藤橋の上流側の県道沿いの空き家、人が住むことは困難な家。伊豆市の入り口、狩野川大橋の伊豆市側の公園の向かい側の荒れ果てた建物群など、危険この上ない建物、景観上好ましくない建物群について対策を考えていませんか。

他の自治体では、成果を挙げているところもあるようです。対策は考えていないようでしたら、これから考えませんか。

次、トレイルランニングレース。

ことしも3月15日に計画されているトレイルランニングレースについて、レースはことしも実施しますか。実施団体はどこですか。トレイルランニングは自然破壊を起こします。自然破壊は誰でも想定できます。できないのは市長だけです。伊豆市議会も、自然破壊を想定できていないようです。できますか。

環境省は、このトレイルランニングレースについて自然破壊の可能性を想定しています。静岡理学部の増沢武弘特任教授は「自然はただではありません。今のままで自然を保てるのか考えてほしい」と言っています。自然破壊の可能性がありませんか。考えられませんか。

市長、あなたはこのコースを歩いたことがありますか。議員諸君も、このコースを歩いたことがありますか。歩いてないようなら、大会の前後に歩いてみませんか。コースの自然破壊があるかないか実感してみてもいいですか。

次、安心・安全のまちづくり、防犯カメラのことです。防犯のハイテク化を進めませんか。

子供の事故が多発しています。下校途中の連れ去り事故がありました。連れ去られたり殺されてしまうケースもあります。子供の安心・安全が重大な関心を集めています。市民の通勤や児童の登下校時の安心・安全について伺います。

この質問は12月議会に引き続きするものです。子供の事故、事件に巻き込まれる事故が後を絶ちません。通学や通勤のため、道路の安全、子供の周辺環境を守るために、伊豆市の暗さは半端ではありません。真っ暗くなる道路を把握していますか、伺いたい。

こんな真っ暗ところが至るところにあります。街灯を管理する担当課に照明の設置をお願いするのもたびたびですが、全く実現しません。市民からの声は届いていませんか。なぜ街灯の設置が進められないのでしょうか。本当のことを言えば、もう市民は言ってもだめだと、あきらめちゃっているんですよ。1年に10カ所でも設置できれば、10年たてば100カ所となります。少しは伊豆市も明るくなるでしょう。

市長は、道路の安心・安全についてどのように考えますか。ちゃんと教えてくださいよ。

千葉県では、対向車の車載カメラが事件の早期解決をした事件がありました。防犯カメラが事件の解決を進めるケースは多いようです。防犯カメラが事故防止に、犯罪防止に役立っています。一挙に700台の防犯カメラを設置をしようとする自治体もあります。防犯カメラは犯罪の抑止効果もあります。それは、犯罪の摘発に効果が大きいからです。

最近の川崎の事故でもそうですね。まず、防犯カメラに写った人が調べられます。

コンビニの防犯カメラ以外にどのくらいの防犯カメラが設置されているか把握していますか。十分な台数が設置されていると思いますか。事故防止のために、防犯カメラの導入を進めませんか。市長の考えを伺いたい。市長、あなたの考えを伺いたいんですよ。

修善寺郷土資料館の展示物はどうなりますか。

修善寺郷土資料館の展示物の行き先がどうなるのか伺います。

貸し出す。中伊豆の資料館に展示する。修禅寺に展示する。中には美術館を建てようなんて声もありますね。いろいろ案はあるようですが、修善寺郷土資料館の資料の展示については具体的にどのように考えていますか。案なのか、具体的な考えができているのか、貸出先の日程など決まっているのか、ただ、考えがあるだけなのか、計画があるのか伺います。

市長は計画に対し、どのような支援を考えていますか、伺いたい。

学力テストの取り組みについて。

誰だ、あくびしているのは。学力テストの主要な目的は、子供たちの学力アップです。全国学力テストの目的は何でしょうか。伊豆市では、どのように考えていますか、伺いたい。成績のいかに問わず、学力の結果を問われているのは仕方のないことです。成績の内容、



是非を問われるのは仕方のないことではないでしょうか。

学校間の格差、序列につながるという意見もあるようですが、学校や生徒の努力で成績アップを図るのは教育ではないでしょうか。平成26年度は大きな成果を上げたようです。

平成27年度の学力テストに向けた伊豆市の対策はありますか。どのような対策をとりましたか。平成27年度の成果の目標はいかがですか、伺いたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、し尿処理場につきまして御質問が、受け渡しはいつですかということですが、施設の受け渡しは建物及び処理設備の設置は完了しております。現在、試運転を行っており、2月末に性能試験を行い、3月13日に伊豆市による完成検査を行う予定でございます。

公開しますかは、後で申し上げます。

それから、方式は、このとおりで、それから、一般要求事項、提案設計図書、この内容が発注仕様に対する施設概要や基本の能力等の仕様、フローチャートなどが一般要求事項提案設計図書であり、また、特定要求事項提案設計図書の内容が車両や人の動線計画、安全、環境対策、維持管理計画などとなっております、ここは公開できないということでございます。

書いてあるがままを公開しますかということですが、これはもう議員もよく本当はおわかりだと思えるんですけども、適法にやっているわけです。

御質問を伺っていると、要するに、官製談合だとおっしゃっているんですが、前から申し上げているとおり、官製談合と疑われる合理的な疑義がどこにあるのでしょうかということなんです。これ私は余り議会ですので、比喻を言いたくないんですけども、議員のこの2年間の活動は、まちを歩いていて全く関係ない方に、「おまえの名前と住所と何月何日に何をしたか説明しろ」と、「そうでないと、おまえは犯罪人だ」と、こう言っているのと法的には全く同じなんです。合理的な疑わしさが、まずどこにあるかを説明をして、そこに対して要求をしていただきたい。我々は合法にやって、法令に基づいて事業者の技術情報を守れという法律にのっとっているわけです。この2年間同じことを繰り返しているのは、恐らく意図的に議員は、これは法的には我々の疑義を崩せないで、同じことを繰り返していると思えない。そのところを、議員の皆さん、議会の皆さん、これは同じことを2年間やっていますので、ぜひ議会のほうでもご検討いただきたいと思います。

繰り返しますけれども、合理的な疑わしさがどこにあるのか、まずは具体的に主張していただきたいということです。

次に、空き家対策については、本年5月26日に完全施行される空家等対策の推進に関する特別措置法により、市では国の指針に沿った空き家対策計画をつくってまいりたいと考えて

おります。

それから、トレイルランですが、ことしも実施をし、実施団体は、伊豆トレイルランニンググレース実行委員会、実行委員長は、齋藤省一松崎町観光協会長がお務めでございます。

自然破壊の可能性がありませんかということですが、自然破壊をしないように配慮をしながら実施をいたします。私はこのコース、70キロのコース全体を通して歩いたことはありませんが、箇所、箇所については承知しておりますので、その自然を大切にしたいと思っております。

それから、安全・安心のまちづくり、ここも大分価値観が異なるのですが、子供さんの通学路の安全対策とか、あるいは交通事故対策等々、大切だと思っております。ただ、非常にその県の中でも治安、要するに防犯という意味では治安の非常によい伊豆市の中で、本当に市民の皆さんは、まちじゅうを防犯カメラだらけにしたいんでしょうか。確かに市にとって深刻な不法投棄のためには、カメラを設置しているところもあります。しかし、私はやはり市民が、住民が力を合わせて通学を見守ったり、暗いところは区長さんと相談をしながら、必要な街灯設置をしたり、そういった市民の力をいろいろ工夫をしながら、力を合わせて防犯システムを構築していくというのが伊豆市のありようだと思っているんですね。全部疑わしいから、全部が危ないから都市部の、言いわけはちょっとよくないかもしれませんが、いろいろな種類の方々が特定できない活動、そして、治安も事実上乱れているところと、伊豆市のような本当にもう日本の古きよき社会をまだ維持しているところと同じではないのかと、こう思っているわけです。

郷土資料館については、修善寺美術館はいずれ整備をしたいと思っております。これは、これも何度も申し上げていることですがけれども、御寄附いただいたときの修善寺町のお約束ですので、ことし、来年というわけにはいかなくても、私が市長の間には修善寺美術館をちゃんとしっかり整備をする方向はつくっておきたいと、このように考えております。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。

それでは、森議員の郷土資料館の展示物はどうなりますかということについて、まず、お答えをさせていただきます。

これまで修善寺郷土資料館では、日本画、それから、民俗資料、大仁金山資料、土器などの資料を展示公開してまいりました。修善寺郷土資料館廃館後のこれからの資料の展示場所についてですが、日本画は、市外の美術館に貸し出しを行い、作品を大勢の方にごらんいただくとともに、伊豆市の文化をあわせて知っていただければというふうに考えております。

現在、日本画の貸し出しについてですが、決定している美術館は静岡市美術館で、平成28年度に特別展を開催する予定となっております。その他、二、三の美術館と話を進めている状況でございます。

なお、特別展を開催する場合には、準備期間は3年ぐらい必要となるというふうに考えています。

なお、現在9月の半ばごろから宇都宮の美術館で安田靉彦の作品が、そちらの美術館で展示されるということで案内はいただいています。

次に、修善寺地区に特にゆかりの深い資料につきましては、寄託者の意向を確認しまして、修禅寺の宝物館に展示させていただくということになっております。

次に、大仁金山の資料などにつきましては、これはジオとのかかわりが非常に強い資料がありますので、それにつきましてはジオの展示に活用していただくよう、ジオ担当者側に要請をしております。

その他、土器、民俗資料につきましては、中伊豆の資料館、新たな資料館のほうに展示する考えでございます。

続きまして、学力テストの取り組みについてということでお答えします。

全国学力・学習状況調査ですが、この調査の目的につきましては、教育施策の成果と課題を検証しまして、その改善を図る。そして、さらに学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるということは、これは文部科学省でも示しております。伊豆市教育委員会におきましても、同様な考えに立っているということは12月の議会でもお伝えしたとおりでございます。

対策についてですが、学力向上対策として調査の結果を踏まえ、各学校に自校の結果を分析し、分析の結果を校内研修等で研修して課題を見出し、それに基づいた生活指導や授業改善の方向性を共通理解するよう指導しております。実際に、その各学校から研修の成果、研修をどういうふうに進められているかということを確認はしている状況でございます。

学力を向上させるためには、多岐にわたる教育ニーズがあるという昨今ですので、個に応じた指導ができる体制、これは必要だというふうに思っております。きめ細かな支援ができる体制づくり、これができるよう、より一層の御理解、御協力をいただけるよう、お願いをいたします。

今後も学力・学習状況調査の結果を総合的に捉えて、個々の児童生徒が知徳体、バランスよく成長できるよう、学校・家庭・地域と連携を図りながら教育施策を進めてまいります。

平成27年度の目標はということですが、その狙いにありますように、今年度の結果を分析しまして、その課題が幾つかありました。その課題を、その来年度ですね、平成27年度に改善を図ると、図られたという状況が、これを目標として挙げております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市長、あなたがね、まず、し尿処理場だね。証拠を出すというようなことを前にも言ったことありますけれども、きょう、あなたが言った、出さないものとい

うのは、その打ち合わせ資料はあるんですか。あるんだったら出してくださいよ。私が出してもらった、12月議会で質問した以降、出してもらった資料はこれだけだ。市長が言ったようなことは何も書いてないよ。どこに書いてあるんですか、お答え願いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） すみません。今の質問でございますが、12月以降に書類を提出したものがあのかということですか。

〔「市長が言ったようなことは何ももらってないよ」と言う人あり〕

○市民環境部長（山口一範君） 12月以降の書類については、森議員に提出した書類というのはございません。開示請求があつて、提出した書類があれば、その書類になると思いますが、特に森議員のほうに書類を提出したものはないと思いますが。

〔「それが答え」と言う人あり〕

○市民環境部長（山口一範君） えっ、何でしょうか。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 私がもらっているのは、クボタ環境開発が出した平成24年12月20日の資料と平成25年1月31日の資料だけです。そこに書いてあるのは、私がさっき質問したことが主な内容です。市長が答えたような細かいことまでは書いてあるものはない。だから、市長はどこでそれをクボタと約束したのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 議員のおっしゃる平成24年のときに開示請求をして、業者のほうから意見聴取、意見をいただきました。これによって、技術提案について開示することは非開示にしてくれということで、書類を渡してあるものでございます。それ以外に特に議員のほうに出したものはございませんが、実は議員のほうから情報公開のほうの審査請求というものを、情報公開によりまして議員から書類を開示するよということ、その結果を審査会のほうにかけまして、その書類について議員のほうに書類をお渡しをしております。その中に公開しないことの文書は情報公開の審査会答申の審査会の判断理由の中に、技術提案資料について市が入札参加者へ開示の可否を確認した上で、市として非開示と判断していると、このような文書を資料として議員に提供してございます。情報公開の審査会の答申書というものを議員のほうに渡してございます。それでよろしいでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） いろいろ資料はもらっているんですよ。だから、先ほど来言っているでしょう。市が出してくれたものは、いわゆる主なところは真っ黒になっているわけです。

そんなものもらったって何もわかりませんよ。あの真っ黒なところは文脈からいったら、開示できないものではないはずです。私はそう判断します。クボタからの書類で開示しないでくれと言っているのは、入札参加資格申請と一般要求事項提案設計図書と特定要求事項提案設計図書なんです。市長が言っているのとは全然違うんです。だから、市長が言ったことは、いつ、どこで、誰がそういう相談をしたのか。それが文書に残っているのかどうなのか。残っているんだったら、それ見せてくれと言っているんだ、僕は。何で見せられないんだ、答えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市議会で、ここで事業者の技術内容を議論しても市民には何の利益もないですよ。官製談合だと言っているんだから、一体その15億円の予定価格が10億円になったことの中に、どこに市民の不利益があるのか、あるいは完成品の中に、どこに技術上の問題があって、市民の不利益になっているのか。そういった問題を具体的に言ってくれと言っているんですよ。クボタ環境サービスの技術が、どこが、どういうものかということ、市民の利益に全く関係ないことをここで議論しても仕方がないですよ。だから、まず、この議論の出発点を示してくれないと、我々答えようがないです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） これだよ、これで私はどうやって判断するんだ。あなたの言っているなんてこと、動線だとか何だかって、ここには書いてないよ。ここに出ている言葉が何なのか、あなたが説明しなきゃ、私はわからないんです。官製談合じゃないって言うんだったら、なぜこれ出せないの。1ページだけじゃないじゃない、ずっとだよ、これ、真っ黒だよ、これ。クボタが言っているのは図面は出さないでくれと言っているんだ。私は図面を見たいなんて言っていないんだ。あなた答えて、ちゃんと出しなさいよ。

○議長（杉山 誠君） 市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しますけれども、一体市民にどこが不利益があるんですか。今、市民に対して、どういう不利益を我々は起こそうとして、あるいはどのような危険性があるのか、技術の中身のそこに企業が秘匿としてくれという技術内容を議論することに、一体市民がどのような利益があるんですか。まず、市民がどのような不利益をこうむっている可能性があるのか、先にそこを主張してくださいと、そうしなければ私たちとしては答えようがありませんと申し上げているわけです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） どこに官製談合があるか、不利益、官製談合があれば市民は損害をこうむっているんだよ。そんなことわかんないの、あなた。官製談合の疑いは十分にあるじ

やないか。何でこんな真っ黒なんだよ。官製談合がないんだったら、あるがままの文章を公表をなぜできないんですか。談合があれば、それだけで市民は損害をこうむりますよ。大体当初の予定価格が14億円だ、次が11億円だ、約10億円で受注しているんですよ。ことしの予算は幾らですか、8,000万円近いじゃないですか。10億円として8,000万円出したら、運転管理が8%もかかるんです。私は疑惑がないとは思えないね。どこの会社で10億円の機械買ったら、毎年、毎年8,000万円の運転管理費がかかる。そんな機械買いませんよ。それが一般社会の常識じゃないかと思いますよ。そう思いませんか、市長。それよりもだね、出してくださいよ、なぜ出せないんだよ。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 先ほど議員のほうから提示されている、その黒い部分でございます。これにつきましては、前から話をさせていただいておりますように、技術提案書の部分でございます。これにつきましては、品確法、これも何回か議員のほうにお示しをさせていただいておりますが、この品確法の中でうたっております、技術提案書については事業者独自の創意工夫や工事施行上の詳細なノウハウが記載された文書であることから、発注者は民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること等のその取り扱いに留意するというので、以前から何回もお話しをさせてもらっております。本技術提案書類の著作権が入札参加者に帰属するため、情報公開に基づいて私どもは意見照会を行って、第三者である入札参加者へ開示の可否を問っているわけです。その中で、入札参加者のほうから、そここのところについては自社の技術、ノウハウであるから非開示にしてくれというところの部分なんです。ですので、その部分を黒塗りにしてあるというふうにご理解いただければと、黒い部分はその部分であるということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 全く言っていることがでたらめだ。私は業者と、どういう打ち合わせをしたか、打ち合わせ資料をくれと言っている。それで出てきたのが、これですよ、平成24年と平成25年の、そこにはそんなこと書いてないですよ。その技術のどうのこうのと言っていますけれども、ろくな技術言っていないじゃないですか。パイプの指示金具の位置を倍増するなんて、技術として、秘密事項になるのは我が社のパイプ指示金具は1メートル間隔でつくりますと言っているのを、これを50センチ間隔にしますと、その根拠はと、そういうんだったら、技術情報として開示しないとダメですよ。そんなことはクボタは何も言っていない。

いいですか、じゃ、ここだけで時間とってもおもしろくないから、また質問しますから、

今、部長がおっしゃっているようなことのクボタとの打ち合わせ事項を書類で、また出していただけますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 書類につきましては、情報公開の手続によって請求していただければ、書類は出します。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） また、じゃ、情報公開の手続します。私はこれで何千円ってお金使っているんですよ。何千円で済んでいるからいいですけどもね。

空き家対策、市長に聞いてもだめだね、これね。ことし、空き家対策法が施行されると思いますが、それにのっかって我がまちはこういう危険な空き家を何とかしようとしませんか、伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 申し上げたとおりで、何とかしようとしているのかしてないのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 法律の施行に伴い、さっき検討すると申し上げたんですが、これは私権の制限ですので、今までは大変厳しいところがありました。ただ、中には確かに先行的に景観条例等で、これは景観でやる場合と防犯でやる場合とあるんですけども、条例を制定をして行政代執行で、地主がわからない場合とか、あるいはいくら申し入れてもやってくれない方にやっていたような市町もございます。

伊豆市は、まだそのような強制権限を持った条例を制定しておりません。したがって、議員御指摘のところは地主の方に何度も、何度もお願いはしてきたんですけども、御理解をこれまでのところいただけていないというところがございます。行政の優先順位として、ほかに難しい課題がたくさんございましたので、景観条例は少しおくれてまいりましたけれども、今、景観条例をこれから制定をするところで、防犯の要素も含めて、先ほど申し上げましたような空家等対策の推進に関する特別措置法と整合がとれる形で整備をしてまいりたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市長、特定空き家って何だかわかります。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 法律用語の中で正確に承知しておりません。

〔「じゃ、だめだ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 特定空き家がわからないんだったらね、ここでいくら議論してもわかんない。行政のトップじゃないですか、あなた。空き家対策法に特定空き家というのはわざわざ書いてあるんだ。

副市長、条例、この当然これは固定資産税もらっているんだから、誰が持っているかはわかってますね。それに対して、この方たちに早く取り壊せ、ないしは市が取り壊す、そういう条例化する考えはないですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、私もとぼけていて、ちゃんと事務方が準備してくれてあったんですけども、特定空き家等、等がついていますね。特定空き家等とは、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、2、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3、適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態、4、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等をいうと、すみません、このように明確に記されております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） これを何とかしませんかと言っているんです。全然そのスケジュール決まってないんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（鈴木伸二君） この特措法の中に、こう書かれております。除去や修繕、流木、竹の伐採等の措置の指導、助言、勧告・命令、こういったことがございますので、当然これは条例で規定していくということになりますので、これは条例制定を考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。



○14番（森 良雄君） 遠藤橋の上のほうの家、もう半分崩壊しているんですね。危険この上ない。狩野川公園の前の建物、伊豆市の入り口じゃないですか。早急にやるつもりはありますか、条例化を早急にやるつもりは。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この特措法に基づきまして、まず、市として空き家対策計画、法律上も努力義務として規定されております。まず、この伊豆市としての法律にのっとった空き家対策計画というものをつくってまいりたいと。当然緊急性のあるものについては、この法律の中で立入検査とか、その危険度を調べるといこともできますので、まずはそういう計画をつくるとともに、優先的に危険であるものについては法律、5月26日に完全施行されますので、所有者の方に立入調査等のお願いをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） もう既に条例化して、対策を立てている市町もあるんですよ。条例化しなきゃ、立入検査なんかできないんじゃないんですか、できるんですか、伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 法律の中で立入検査とか調査、あと所有者の調べですね、そういうのは法律の中でできるようになっております。ただし、必ず立入検査するときには、所有者の方に通知するというようになっております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 5月になりましたら国から指針が出るようです。ぜひ危険性も景観上も、伊豆市の最初に取り組まなきゃ、事案だと思しますので、5月中に出るようですので、ぜひ実施していただきたい。

次に、トレイルランニングレース、これは観光経済部ですね。観光経済部の部長さんは歩いたことあります、ここ、伺いたい。今は歩けないね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） お答えいたします。

コースの分の伊豆市部分、それについては私は経験長いもんですから、何回かは歩いております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ここ1日で1,500人も歩いたら自然破壊が起こるとは思いませんでしたか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 自然破壊という部分についてお答えをいたします。

議員がおっしゃっている部分については、その全国的なトレイルランニングレース、これの増加によって自然破壊が起きるんじゃないかならうかということが議論されまして、環境省のほうでも、本年の2月15日付でその取り扱いについての概要というものが出されております。それにのっかっていきますと、私どもトレイルランニングレースの実行委員会で今までやってきた取り組み、これは間違っていなかったということで、その環境省の取り扱いについての概要を読んでいきますと、主催者である者に対して事前の調査、そして、開催後の調査、これを対策として求めているというところが趣旨でございますので、やっていることについては間違いはないというふうに判断をしておます。

昨年は雪で中止でしたけれども、過去の大会についても、前に議会で御報告をしたとおり、環境省並びに県のほうも、この報告でいだろうということで御理解はいただいているということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 3月15日にやるんですねということが1つ。

それから、3月15日の事前調査をしたのか。3月15日以後の事後の調査もするのかどうか、予定を伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 実施日については3月15日、これは先ほど市長が申し上げたとおりでございます。

事前調査という部分と事後調査という部分、残念ながら、私、現在日程を把握しておりませんので、いつやるということはお答えはできませんが、実行委員会のほうでは、この環境省の取り扱いについての概要の指針ですか、それに基づいてやるということは聞いておりますので、実施はされるというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 今、最後がよくわかりませんが、これも事前調査の内容、それから、事後調査の内容、後で伺いに参ります。

それから、協議会が主体だというようなことを言っていますけれども、やっている、ただ、これ会費が、参加料が1万何千円かするわけですね。それどこが取っているのかとか、そう

いうところが僕は主体だと思うんですけども、これも後で伺いに行きますから、教えてください。まだあるな。よろしくお願いしますね。

次に、安心・安全なまちづくり、今ね、事故が起きたら、まず防犯カメラですよ。市長は全くやる気がないようですけども、中には国の補助金もらって設置している市町もあるんですね。もう防犯カメラの設置は市街地とか大きな自治会なんかあるところだったらいいですけども、我がまちはそんな自治会で防犯カメラつけようなんていう、そんな金持ちは、あるところはあるらしいですけども、ないと思いますんで、やはり市が積極的に取りつけないと、防犯カメラのないまちになっちゃうと思うんですね。これは犯罪抑止力も相当あるらしいですけども、やる気がないですか、もう一度伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私はやはりここで生まれて育てて者の身として、防犯カメラのようなものに依存するのではなく、市民のお互い見詰め合い、支え合い、助け合っていく、その中で防犯というものもしっかり確保していく、そのようなまちでありたいと思っています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市長の言う防犯で犯罪が防止できるならいいですけども、ちょっと危なっかしくて、次に、郷土資料館に移ります。

この郷土資料館、もう壊されるのは時間の問題。これはあれですかね、博物館法は適用されているんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 博物館法に指定されているか、ちょっときょう手元にございませんで、必ず連絡させていただきます。大変申しわけございません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 博物館法は、こっちから出さなきゃ、恐らく適用されていないと思いますよ。でも、館長なんかいるんですね。学芸員もいるんですか。いる、この間の方は学芸員ですね。

そういうことで、この資料館を壊すということは教育委員会が決めたんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） これにつきましては、ジオの拠点施設ということで、教育委員会だけで判断ということではありません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 前回ヒットラーのこと言ったら、不適切だなんて言っていましたけれども、欧米のいわゆる王様とかトップクラスの人は、みんな美術品、芸術品は愛しているんですね。だから、集めるんですね。ヒットラーもああいう行為をとったわけです。まあ、ごちゃっぺはこんなことぐちゅぐちゅ言っていますけれども、教育委員会ではそういう市民に芸術品を見せるということは考えませんでした。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 市民になるべく多くの方に、伊豆市には大変貴重な美術品等がございますので、多くの市民に見ていただきたいという努力は今までもしてまいりました。これからもしていくつもりです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問、時間ですので、まとめてください。

○14番（森 良雄君） 市長、確認しますが、あなた任期中に美術館つくるんですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、これは前も申し上げたことがありますけれども、私が市長の間にできるかどうかは非常に難しいですが、私が市長の間に建設できる道筋はつけておきたいと、こういうことを繰り返し申し上げているわけです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まあ、あなたが言ったことで、まともなことは、まず実現できていないんだ。

○議長（杉山 誠君） 以上で森良雄議員の質問を終了いたします。

ここで35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 西 島 信 也 君

○議長（杉山 誠君） 次に、10番、西島信也議員。

[10番 西島信也君登壇]

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は2点、市長に一般質問をさせていただきます。

まず最初に、人口減少対策についてでございます。

現在の伊豆市の人口は約3万3,000人でありまして、平成16年の4町合併時より約5,000人減少をしております。このまま推移すると、近い将来、高齢者も含めて人口が急激に減少する深刻な事態が予想されます。

地方の人口減少の最大要因は、若者の大都市、特に東京圏への流出だと言われております。地方からの若年層流出がこのまま続くと、人口の再生産力を示す20代、30代の若年女性が2040年までに50%以上減少する市町村が、現在日本全国自治体1,800ありますが、そのうちの約半分896に上ると推計をされております。これらの自治体は、いくら出生率が上がっても、将来的には消滅するおそれが高いと言われております。

ちなみに、伊豆市では、日経新聞の調査によりまして、減少率は、この減少率というのは20代、30代の若年女性、この減少率は2014年と比べて減少率が64.6%減少すると言われておまして、大変危険な状態にあると言わざるを得ません。

そんな中、市長の施政方針がこの前行われましたが、最初の1番目の「伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのをおっしゃいましたが、そのことについて次のとおりお尋ねをいたします。

1番目、伊豆市の人口減少の要因について、どのように市長はお考えでしょうか。

2番目、人口減少対策には何をすべきか、この2点をお伺いいたします。

次へいきます。

天城ミュージアムの入場料の行方についてということでございます。

今般、天城会館条例が改正されまして、天城会館における指定管理者制度が廃止されました。天城ミュージアムは、この3月をもって営業を打ち切りとなります。平成23年度から支出されてきた、年2,000数百万円に及ぶ指定管理料、これは今まで4年間で7,500万円でございますが、この指定管理料の税金からの流出も、これでようやくストップすることができたということでございます。これは市長のいわゆる英断に、まず敬意をあらわすものであります。

そこで、平成25年12月に天城会館の指定管理につきまして、住民監査請求が市監査委員に提出され、その監査結果は「天城ミュージアムの展示業務は、観光協会の自主事業であるから、観光協会は、伊豆市へ報告書を提出する義務はない」というものであります。これが、住民監査請求への監査委員の報告であります。

ところが、昨年6月と9月定例会で私の一般質問に対する答弁では、市長、監査委員ともに「天城ミュージアムの展示業務は、天城会館条例第14条に定められた指定管理の本来業務である」と、自主事業ではないというふうに明言されております。いわば考え方を変更したということであります。

この天城会館条例第14条の別表第2には、管理に係る施設名として展示館と食体験施設が

あげられ、業務の範囲として「ア、市の特産物の展示及び販売事業」「イ、観光振興及び誘客対策事業」のこの2点しかあげられておりません。

そこで、次のとおりお尋ねをいたします。

展示館では、入場料、これはお一人さん500円ということですが、指定管理ということになりますと、利用料ということになりますが、この入場料を徴収しておりますが、入場料の額及びそれを指定管理者の収入とするかどうかを、なぜ、この天城会館条例で定めていないのかを、まず1点お伺います。

2点目、入場料は、誰が収納しているかをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（杉山 誠君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、地方の人口減少の最大要因は、大都市に集中しているという御指摘がありましたけれども、そもそもこの日本の人口減少は社会の産業の大きな構造の変化がやはりベースにあって、私ごとですが、私の母は9人兄弟、私は4人兄弟、私は子供が2人で孫が2人、そういう子供の数になって、これはほぼ先進国で共通なんですね。ドイツの出生率は日本よりも低い。ですから、いろいろな構造の変化の中で起こってきたことを我々がどう分析して捉えていくかということが課題なんだろうと思っております。

減少対策は、私がかねてより申し上げているとおり、雇用、所得、定住ということがございます。若い人たちが伊豆市に残れる雇用の創出、若い人たちが結婚し、子育てができる所得の向上、伊豆市の人たちが近隣市町に流れることなく、まだ近隣市町からも伊豆に住みたいと思っただけのような環境整備による定住促進、この3本柱で進めていきたいと思っております。

2つ目については、観光経済部長から答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、2つ目の天城ミュージアムの入場料の行方についてお答えをいたします。

本件については、現在、訴訟の中で争われておる関係もありますので、答弁は次の限りとさせていただきます、裁判所の指揮のもと、訴訟の中で明らかにしていきたいと思っております。

まず、第1点目の、展示館では、入場料を徴収しているが、入場料の額及びそれを指定管理者の収入とするかどうかを、なぜ本条例で定めていないのかという御質問でございますが、展示館では確かに入場料を徴収しておりますが、このことは御指摘のような条例に抵触することはないと考えております。

2つ目、入場料は誰が収納しているかでございますが、指定管理者が運營業務委託をして

おります展示業者、こちらに収納しておるということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、人口減少対策についてということですね。私、先ほど一般質問で人口が現在3万3,000人、伊豆市の人口は3万3,000人、約3万3,000人ということを申し上げましたが、市報を見ますと、3月号の市報を見ますと、平成27年2月1日現在で3万2,901人になっている。どんどん減っているわけですね。

それで、私が先ほど市長に聞いたのは、伊豆市の人口減少の要因について、どのようにお考えを持っているかということを知りたいんですけども、先ほどおっしゃいましたけれども、それは全国的なことと、もう市長がおっしゃいましたよね。伊豆市の場合、人口減少の要因をどう考えているか、伊豆市の市長なんですから、伊豆市についてお答えください。伊豆市は人口減少、それは全国と同じようなことあるかもしれませんが、伊豆市独自のことで、独特のものだってあるかもしれませんが、そこをひとつお考えをお伺いしたいと思います。市長のほうに。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、世界の先進国、あるいは日本の中の産業構造、社会の変化等、伊豆市は、まあ極めて類似している、あるいはその中にあるということで御理解いただけると思って発言したんですが、かつて御承知のとおり、土肥、持越は金山があることによって、小学校は何百人、1,000人近かったんですね、昔は。そんな一大産業であった時代があり、これが終わりました。そして、農林業が、むしろ競争力が高かったんですね。面積当たりでいけば米なんか広がった、また、技術革新もできないときには、なかなか東北、北海道でも米が余りお金にならなかった時代、伊豆市のシイタケとかわさびというのは、極めて商品価値の高い産業で、シイタケで相当な数の雇用が確保されていて、私が聞いたところでは、市内にあるかつての業者さんでも単独で40億円程度の事業をされていたこともあったと聞いております。

また、60年代、70年代の観光においては、大量に若者が首都圏に集中し、そして、月給3万円、4万円の時代、年に1回、伊豆に来れば家族が幸せであった時代の観光産業と今日ではやはり異なる。そういった産業構造の変化の中で、伊豆市の産業というものが新たな産業を構築できていなかった。それから、モータライゼーションとか、あるいは産業構造の変化の中で東京に出やすい、それから、三島、沼津に出やすい、そのようなこともあった中で、都市計画の制約が非常にきつくて、修善寺というのはベッドタウンにもすることができなかった。そのような大きな産業の変化等、社会の変化の中で伊豆市の人口は減少してきたんだ

ろうと。ですから、そのような構造というのは日本全国、あるいは他の先進国とやはり類似している構造の中で人口減少がしてきたんだらうと、このように考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 市長は、産業構造の変化ということで日本全国変わらないというよ  
うな、伊豆市も同じようなものだということをおっしゃっていましたが、私、先ほど  
20代、30代の若年女性が2040年までに64.6%減るということを使ったんですけども、これ  
を言ったのは誰かという、市長よく御存じの増田寛也さんという元総務大臣が言っている  
わけですけども、全国1,800の自治体の中の約半数が消滅してしまうと、その要因は若い  
女性がいなくなっちゃうということですね。

伊豆市はどうかというと、伊豆市は64.6%減っちゃうということで、人口はどうかとい  
うと、人口は25年後には約2万人になってしまう。子供の数はどうか、これは今の約3分  
の1になってしまうと、こういうことが25年後には来ると、今のままだと来るよとい  
うことを言っているわけですね。これは日本地方創生会議の中で取り上げているわけなん  
ですね。

それで、このことについて市長も当然御存じだと思いますけれども、どのように考えま  
すか。このままそうなっちゃう、もうやむを得ないか、それとも何とかして人口減少とめる  
のか、どういうふうに市長はお考えですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのようにさせないように地方創生戦略を今、構築しているわけ  
でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） させないようにということで、じゃ、具体的にどういうふうにさせ  
ないのかということなんですけれども、市長は施政方針演説の中で、これは「伊豆市まち・  
ひと・しごと創生総合戦略」ということを言っているわけですけども、これは国の言っ  
ていることと全く同じなわけですけども、2番目に、新しいまちづくりについてとい  
うことで、「伊豆市においては人口減少は少子高齢化が進む中、定住促進に向けた魅力ある環境  
づくりや、よりよい教育環境を整備するために中学校の再編成、子育て支援体制の充実などが  
喫緊の課題となっています」、こう言っているわけですけども、まず最初に、具体的にお  
伺いしますよ。定住促進に向けた魅力ある環境づくりと、これは具体的にどういうこと  
をお考えなんですか、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのほかのところでも申し上げてきましたけれども、基本的な事業と



してコンパクトタウン、構想として、将来の姿としてコンパクトタウン&ネットワーク、つまり鉄道の駅、しかも、15分に1本出ているという都市交通とも言える修善寺駅を活用した中心地を再構成するということと、そして、中伊豆、天城湯ヶ島、土肥が疲弊しないように、そこに旧役場、小学校等を拠点とした小さな拠点を形成をして、そことの間は道路整備でネットワーク構築をしていく、すなわちコンパクトタウン&ネットワークと、こういう構想で定住促進をしていくということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、コンパクトタウンというお話ありましたが、私はこのコンパクトタウンというのは、ますます修善寺駅を中心としたのに何か集中してきて、ほかのところは全部疲弊してしまうんですよ。周辺地域って書いてあるじゃないですか。全部周辺地域になってしまって、疲弊してしまうんですよ。

それで、今、廃校となった小学校の跡地を何とかするとかおっしゃっていましたが、まず、次に、よりよい教育環境を整備するための中学校の再編成と、どうもこの文脈から見ると、人口減少、少子高齢化を阻止するために、よりよい教育環境を整備するための中学校の再編成と、中学校の再編成が、要するに修善寺、天城、中伊豆の中学校を1つにまとめることが人口減少、少子高齢化を食い止めるんだと、そういうふうな文脈ともとれるんですけども、中学校の再編成と人口減少問題と、どういう関係があるんでしょうか、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会でも何度も申し上げていますが、学校の設置は教育委員会なわけですね。これも、ひょっとしたら議員と認識が違うのかもしれないけれども、法律的に学校の設置は教育委員会になっているわけです。教育委員会は、まさに1年前のこの議会で中学校の統合という計画を議会に説明されたわけですね。市長は何をするかといったら、中伊豆町と天城湯ヶ島町から本当に中学校をなくすんですかと、もし、そういうことを子供のためにせざるを得ないのであれば、すばらしい中学校をつくりたいと、こういうことを今、検討しているわけです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私が質問したのは、中学校の再編成と人口減少問題とどういう関連があるかということを知りたいんです。中学校の再編成すれば人口減少のストップがかかるのか、どうなのか、それとも人口減少が加速するのか、そこを知りたいんです。そこはどうお考えですかということを知りたい。中学校、学校の再編成は、それは確かに教育委員会の事務事項かもしれませんが、ただ、人口減少問題と、市長も言っているわけ

じゃないですか、こうやって施政方針で、そこをどうお考えになるかということを知っているんですよ。教育委員会がどうじゃないです。人口減少問題について学校再編成がどういう関係があるかということを知っているんです。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、小学校、中学校は、高校も含む教育って一番大切だと思いますよね。恐らく親御さんにとっても一番の関心あるところだと思うんです。いい中学校をつくりましょうということと、そこそこの中学校という言い方はありませんけれども、どうですかね、2つ中学校、今ある中学校がある、あるいは新しいある中学校が、その教育の中身もいい、施設もいい、どちらがいいですかね、私は施設も中身も整った、いい中学校のほうが私はいいと思いますけれども、おかしいでしょうかね。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私が知っているのは、いい中学校、悪い中学校、そんなことを知っているんじゃないんですよ。人口減少問題について知っているんですよ。答えられないんですか、その要するに、どっちなんですか。人口減少につながるのか、それとも人口に歯どめがかかるのか、それとも人口がふえるのかと、再編成は、そこを知っているんですよ。そこを教えてくださいよ。そんないい悪いじゃないんですよ、そこなんですよ。そこを知っています。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当然いい教育環境を構築するということは、定住促進につながると確信はしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 市長の今のお話ですと、そういういい中学校をつくれれば人が寄ってくるよと、人口減少にストップがかかるというようにも聞こえましたが、果たしてそうなんでしょうかね。いいですか、今から12年前の伊豆市の子供の出生率、12年前、ちょうど今、小学校6年生が生まれたとき、出生数は235人なんです、伊豆市で235人。じゃ、6年たって、菊地市長が就任したときに幾らになったと、223人、12人しか減っていないんですよ、子供の数が。それから、菊地市長さんは、もう7年近く市長をやっておられると。その間に、12校あった小学校を5校減らす、土肥南小、八岳小、大東小、湯ヶ島小、月ヶ瀬小の5校を廃校にしたわけですよ。これは教育委員会が、そう決めたとおっしゃるかもしれませんが、5校廃校にしたわけですね。

それで、今から6年前、223人の出生者、昨年は何人生まれたか、164人ですよ。57人減っ

ている。まさに激減ですよ。前の6年間は12人しか減っていないのに、菊地市長になってから57人減っていると。57人減っているうちに、天城、中伊豆、土肥、これはいずれも1校になっていたわけですよ。天城、中伊豆、土肥が57人のうち45人が天城、中伊豆、土肥で減っているんですよ。学校をなくすことが、その地域の子供の出生率が低下するという事は、こういう実績があるじゃないですか、こういう実績。要するに、学校をなくすことがその地域の活力を奪うと、人口減少につながるという証明じゃないですか。

したがって、今はもう廃校になっちゃったから、またもとに戻すというのは無理かもしれませんが、小学校の廃校、それから、中学校、今度は中学校ね、3つの中学校を1つにして、それでその後には修善寺の4つの小学校を1つにしようという、そういう計画ですよ、教育委員会の計画としてはね、それでいいんですか。

この学校をなくすことが、その地域の子供の出生数が低下するという事について市長は、今、事実を私は、事実ですからね、これは教育委員会の資料に基づいて私が書き出してきたもんですから、この事実について市長はどうお考えでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 前にも同様の御質問をいただいたことがありますけれども、学校があれば人口がふえるとは思っておりません。4つの中学校、12の小学校があったときにも、大変残念ながらいろいろな複合的な要素の中で伊豆市の人口は減ってきたわけです。そして、大変に厳しい学校再編成事業を今、教育委員会が進めているわけです。

ただ、もちろんつらいことではありますけれども、これまでの学校再編成の中で子供たちは、もう圧倒的にやはり学校が一緒になってよかった、友達がふえた、友達の範囲が広がったということなんですね。問題は、これからの中学校と修善寺地区が残っていますけれども、コンパクトタウンというのは駅周辺1キロ、おおむね1キロ圏内と言っていますので、中学校を統合するとすれば、その地域になるわけですね。そこから、いわゆる周辺地区と呼ばれているところを衰退させないということ。逆に言えば、土肥と中伊豆と天城湯ヶ島地区の小学校は絶対に維持をしていくということことなんですね。それがコンパクトタウン&ネットワークなんです。

修善寺だけよくなって、ちょっと時間が答弁長くなるかもしれませんが、消滅というのを増田先生が言っているのは、人口がゼロになることではないんです。人口が余りにも減り過ぎて、行政機能が維持できなくなるということを消滅と言っているんですね。そうすると、極端に言えば、そこだけを捉えれば、修善寺だけに2万、3万人が集まって、そして、周辺の行政機能だけを維持するという事もないではないんです。しかし、それはうちはやらないと言っています。修善寺にコンパクトタウンはつくるけれども、中伊豆、湯ヶ島、土肥の活力も維持をすると言っているんですね。それは、各地区に何としても小学校はしっかり維持をしたい。私は市役所の中で言っているのは、土肥で元気な1クラスができる20人、湯ヶ

島と中伊豆でクラスがえのできる40人程度の子供たちを維持しながら、修善寺地区にもしっかりしたセンターをつくって、そして、全体が活力がある地域を維持をしたいと、こう言っているわけです。

ですから、学校さえ残していけば、そこはある意味、自動的に人口がふえる、維持できるということではないと思っておりますので、教育政策、産業政策、社会政策を総合的にしっかり発揮をして、人口減少対策に臨んでいきたいということは、これは再三申し上げているとおりでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 市長はそういうふうにおっしゃっていますけれども、もう現実が、現実に学校がなくなったところは、もう衰退していくんですよ。土肥でも20人の生徒、1学年20人というけれども、去年生まれた子供が11人ですよ、土肥は、11人ですよ。それはしようがないといえばしようがないかもしれませんが、どんどん衰退していくのは、これはちょっとやむを得ないけれども、何としても食いとめなければならない。それには学校が私は必要じゃないかと言っているんです。学校が必要じゃないかと、そういうことを言っているわけですよ。ですから、この施政方針演説の中のそれは定住化促進の環境もいいですよ、子育ての環境整備もいいですよ、だけれども、新中学校建設はいかがなものかということ、私は人口減少の立場からそう言っているんです。そこをよくお考えいただきたいと思うんですね。

それでは、こればかりやっているわけにいきませんから、次へいきます。

次に、天城ミュージアムですけれども、今、先ほど部長から裁判中だから、答弁は差し控えると、裁判の結果を待つという、これは前からそんなことを言っているわけですね。まるで、念仏かお題目みたいですよ、裁判中だからという。私が聞いているのは、公の施設である天城会館の条例に入場料を徴収しているのに、何でそれを指定管理者の収入とするかどうかを、何で本条例で定めないかということを知っているわけで、それは裁判中だから言えない、それはおかしいじゃないですか、裁判中だから言えないって。何で裁判中だから言えないんですが、ちょっとお伺いします。何で裁判中で言えないの。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、本来はこれは議会で御議論いただくべきものだと思います。天城会館の活用、対策、何度も申し上げているとおり、私は申しわけないけれども、先輩には、コンセプトが違っていたのではないかと、事業として継続するのが極めて困難もしくは不可能ではないかということで、議会にお諮りをし、議会の承認をいただき、こういった形をとってきたわけでございます。

ただ、大変残念なことながら、これが法廷のほうに移され、そして、今、手元にございま

すのが、ことしの3月6日、原告訴訟代理人弁護士から提出された準備書面ですが、この証拠説明書というのがあるんですけども、その中に証拠、幾つか裁判になると証拠を出すんですけど、その中の作成者が訴外西島信也となっているんですね。ですから、原告は別の方ですが、西島議員、議員みずから既に裁判の当事者になっておられますので、残念ながら、議会ではここは議論を既にもうすべきではないと、争いの場が法廷に移されているということだと判断をさせていただかざるを得ません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それは、私が写真を撮って、天城会館の写真、内部の写真を撮って、それで何枚かを欲しいというから撮って、やっただけの話ですよ。何も当事者でも何でもありませんよ、私はそんな裁判の。当事者は鈴木初司さんという元市議会議員ですよ。私はただ、頼まれて撮っただけですからね。何をそうやって決めつけるんですか、おかしいですよ。

市長が、先ほど森議員の中の答弁で、し尿処理施設の答弁で、合理的な疑わしさがあったのなら、どこにあるのか主張してくれと言った。言いましたよね、さっきそういうことを。だから、だからというわけじゃないけれども、私の主張はそういうものだと思うんですけども、合理的な疑わしさがあるんじゃないですか。裁判と、これとは何も関係ないですよ、裁判とは。だってね、この条例ができたのは平成16年ですよ、合併のときですよ。それで、平成23年に一部改正をして、指定管理者の制度をやるよということをやったんですよ。当然そこに、これが天城会館の事業が自主事業でなく、自主事業でないと言っているんですから、本体業務、本来業務だと、そういうふうに市も、監査委員も言っているわけですよ、本来業務であると。本来業務なら、何で条例で決めないんですか。

いいですか。地方自治法の244条の2に、ちょっと言いますよ。公の施設の設置、管理及び廃止ということですけども、普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならない。内容は、この8項に、244条の2の8項に、普通地方公共団体が適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設、天城会館は公の施設としているんですよ。公の施設の利用にかかる料金、次項において利用料金というを当該指定管理者の収入として收受させることができる。前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。これは地方自治法に、そう書いてあるんですよ。

だから、載ってないのは変ですねと、何ですかと私はお聞きしているんですよ。この裁判の始まる、ずっと前にこの条例は定められたんですよ。何で裁判と関係あるんです。何も関係ないじゃないですか。それでどうですかと聞いても、また、裁判がどうだこうだと言うんでしょう。

じゃ、ちょっとお伺いしますが、執行部にお伺いしますが、指定管理者になっている、いわゆる入場料とか、そういう利用料金ですね。これはほかにもいろいろありますよね、指定管理者となっているところ、例えば修善寺が虹の郷、天城の温水プールであるとか、それから、天城のふるさと広場であるとか、全部、たくさんありますよね。その指定管理者をやっているところについて、入場料を取るものについて、条例で定めているんですか、いないんですか。ほかのところはどうなっていますか、それをお伺いします。これは市長が全部知っているわけじゃないからね、誰でもいいですから言ってください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、私の所管の部分についてお答えをいたします。

ただいま議員の御質問にありました、天城ふるさと広場でございますとか、そのあたりについては条例で料金が定められております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、観光経済部長さんが代表してお答えしていただいたんですけども、全部定められているんですよ。定められていないければ違法なんですよ。違法で、条例で定められていなければ、指定管理者、指定管理制度をとってなくても同じですよ、使用料だって同じですよ。使用料、利用料については条例で定めなさいと地方自治法に載っているじゃないですか。何で載せていないのかということをお伺いしているんですけども、それは裁判中だから答えは差し控えるということですね。非常におかしいと思いますね、おかしいんですよ。先ほど市長が言ったように、合理的な疑わしさがあつた場合は主張してくれと、私、今、主張しているんですよ、そういうふうに。合理的でしょう、これは。別段むちゃくちゃを言っているわけじゃないと思いますけれども、何で裁判と関係あるんですか、何も裁判と関係ないじゃないですか。おかしいですね。

それで、私はこの条例を制定した平成23年のときも議員だったから、私はこの議案に対して、条例制定の議案に対して反対しましたが、そのときの理解では、これは余りよくはつきり内容的にわかんなかったから、どういうものをするのかわかんなかったらあれなんですよけれども、平成24年の9月定例会に、2年半前の定例会で、さっき裁判をやっていると云った鈴木初司さん、その人は元議員ですから、そのときの議員の質問で、これどうなっているんだということを言ったところ、部長さんは何と言ったかという、何と答弁したかという、「この展示事業は業務仕様書に基づき、有限会社フィガロに請け負わせることにより、入場料や販売収入は指定管理者の利用料金収入としての位置づけはいたしてございません。天城地区の観光振興及び誘客対策を目的に、同社の展示業務に必要な収入の一部としてこれを取り扱い」、だから、要するに入場料、販売収入はフィガロには取っていいよという

ことを自主事業だからね、ということを行っているわけですね。「これを補う部分を観光協会が指定管理料から支出している」と、「特に地方自治法に抵触するものではないという考え方」としておりますね。

それで、それを受けて住民監査請求の監査結果では、何て、もう時間がなくなってきたね。言ったかという「本件指定管理は」、これは住民監査請求の結果ですよ、報告結果ですよ。「伊豆市と観光協会の間で契約が締結されているものであり、観光協会が自主事業として実施している天城ミュージアム展示運營業務委託は観光協会とフィガロの間で契約が締結されているものである」と、こう言っているわけですよ。ここではっきり自主事業と言っているんですけども、それがどういうわけか知らないけれども、ここへ来て、この半年間の間に変わっちゃったということで、大変おかしいと、市長は前におかしいと言っていましたけれども、おかしき事務ですね、これは、そういうことで、以上、終わります。

○議長（杉山 誠君） これ以西島信也議員の質問を終了いたします。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（杉山 誠君） 次に、9番、小長谷順二議員。

[9番 小長谷順二君登壇]

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

通告してある2件について伺います。答弁を市長に求めます。

1つ目の質問の件で、議長に許可を得てA3の資料を配付させていただいておりますので、参考にしてください。

1、広域一般廃棄物処理施設計画案について。

平成26年12月21日、伊豆市佐野地区での施設建設に対する同意をいただき、12月23日に伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会で建設地が決定いたしました。

平成27年1月27日に基本協定調印式が行われ、懸案であった広域一般廃棄物処理施設建設に向けて動き出しました。議員による全員協議会、周辺地区説明会等で事業計画や今後のスケジュールが明らかになり、ことしの4月から2年かけて施設基本計画の作成を行う予定となっております。

1つ目として、他市の事例で、ごみ処理施設整備検討審議会を設置し、新しいごみ処理施設を整備するに当たり、「当市にふさわしいごみ処理施設のあり方について」諮問をしています。施設基本計画検討委員会等の設置は行いますか。

2つ目として、両市の現状のごみ処理量は1日74トンとのことですが、韮山反射炉世界遺産登録、伊豆半島世界ジオパークの認定、東京オリンピック、インバウンドの推進等で観光客は増加をします。1日85トンの算定根拠について伺いたいと思います。

3つ目、伊豆市、伊豆の国市両市の最終処分場の残容量について伺います。

4つ目、暫定案では焼却方式とのことですが、両市の一般廃棄物処理基本計画の中にスラ

グ化などの資源化の可能性について調査研究を行うこととなっています。焼却方式と溶融方式の利点や課題点について伺います。

2、ふるさと納税推進で活性化する地域づくり協議会。

ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について、(5)番、地域づくりのための事業が追加され、生まれ育った地域に恩返しをするという、ふるさと納税本来の目的に沿ったものだと思います。

1つ目の質問といたしまして、この条例の一部改正で、その地域出身者の寄附金の増加が見込まれると思いますが、地域づくり協議会としてみずから営業した場合の支援策について伺いたいと思います。

2つ目、平成27年度予算でふるさと納税謝礼品として180万円が計上されております。謝礼品、振興(感謝)券等の選定の進捗状況について伺います。

3つ目、こちらは提案となりますが、市役所内に部・局を超えた、ふるさと納税推進チームを立ち上げ、税収アップを図り、伊豆市独自のふるさと納税システムを構築し、地域づくり協議会の活性に取り組んでみてはいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長(杉山 誠君) ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

まず、さきにごみ焼却施設のほうですけれども、1つ目の施設基本計画検討委員会等の設置、これは施設基本計画においては、ごみ処理方式などの専門性の高い内容となっておりますので、有識者を含めた委員会の設置を予定しております。

また、次に、キャパシティの問題ですが、過去の実績値をもとに算定をしておるんですが、可燃ごみが1日約78トン、災害ごみが1日約1.3トン、河川の除草が1日2.7トン、剪定枝が2トン弱ですね。それから、し尿処理施設の汚泥が1トン弱、このような過去の実績を参考にして施設規模の85トンというものを決めております。大ざっぱに言いますと、日々伊豆市、伊豆の国市が出している量に、災害時、あるいはその観光の繁忙期等々を加えても85トンあれば何とかなるのではないかなというようにして規模を決めております。

それから、伊豆市、伊豆の国市の最終処分場の残容量については、伊豆の国市が約2万2,000立方メートル、伊豆市が約1万5,000立方メートル残容量があるということです。

それから、方式については、一応暫定案というのは溶融も含む焼却方式というものを暫定案として検討していて、ストーカーに決めたわけではありません。焼却方式の代表であるストーカー式の焼却炉の場合は、利点としては採用実績が多く、安定性にすぐれている。化石燃料である助燃剤の使用料が少なくて済むなどの長所があります。課題としては、焼却残渣である焼却灰等の最終処分の必要が残るということ。



それから、溶融方式は、助燃剤としてコークスなどを使用することにより、あらゆる廃棄物を高温で、1,500度ぐらいと言われていますが、高温で溶融可能となります。焼却灰を発生させることなく、スラグやメタルの資源回収が行えることが利点となりますが、その反面、助燃剤にコークスなどを使用することによりコストが増大となり、また、資源回収されるスラグなどの有効利用先の安定的な確保が課題となっております。

次に、ふるさと納税ですが、1つ目の地域づくり協議会としてみずから頑張っていた場合、これはこれからの制度の中で基本的に地域づくり協議会という枠組みの中で納税を集めていただいたところには、地区指定をすることによって、その頑張っていた、集めていただいた地域づくり協議会に市を通してふるさと納税を、何というんでしょうか、集めてくれた地域づくり協議会に回らせていただくということも制度設計したいと思ひますし、その中では基本的に納税と言っても、これは寄附金ですから、一般の寄附金も地域づくり協議会のほうで頑張っていた分については、より集めていただきやすくなるような制度設計もしていきたいと思ひております。

それから、謝礼品の見直しについては平成27年度は、特典の内容や手続内容などを見直していく予定です。

また、これとあわせて、ふるさと納税の推進チームを立ち上げたらいかかということですが、これはちょっと原則論なんですけど、非常に悩ましくて、私は本来はやはり本籍地税だと今でも思っているんですね。義務教育まで出してくれて、進学・就職することによって市外に出ていった方々がふるさとを思い、支えていただくというのが、やはりあるべき姿だと思ひていて、なかなかフルスピードで方向を変えることができないのは、何となく特産品の販売合戦のようなあり方というものが、本当にこの行政目的のあるべき姿なのかと考えると、非常に悩ましい。ただ、他方、そういったやり方で3億円、4億円、その半分とか3分の2とかを納税という形で集めているところもありますので、観光地であり、かつ特産品も多い伊豆市が、そういったことをやらないという選択肢もない。そこを少し整理をしていきたいと思ひています。

政府からも、著しく趣旨に反したような特産品販売競争のようなものは抑制するようという指示も出ておりますので、そこは現実的な納税の集め方とともに検討したいと思ひております。

そこで、専門チームをつくる前に、まずは極端に言えば、事業のつくり方として、そういった魅力ある特産品等でお金を集めるということを主目的に置く場合、あるいは伊豆市の出身者の本来目的にむしろ沿った形での伊豆市出身者に、より今まで以上にアクセスをして、伊豆市の情報発信をして、そして、地道ながらもしっかりとふるさとを思ひていただける方々をふやしていくとか、そういう方向もあるかと思ひておりますので、そのあたりから検討するチームをつくっていききたい、あるいはそういったチームをつくって検討すべきか、あるいは現状の体制の中でそういった検討ができるのか、それも含めて考えていききたいと思ひ

っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） それでは、まず、1番の質問について再質問をさせていただきます。

今の市長の答弁にもありましたけれども、基本的に専門家によって、そういう検討をしていくということですが、市の希望として、どこに重点を置くかということをやはり示す必要があると思います。

ちょっと今治市の検討審議会の内容をちょっと調べてみたんで、ちょっと報告させていただきましても、新施設に関する基本的な考え方ということで、環境保全対策を優先する施設であるとか、ごみを安全かつ安定的に処理できる施設、資源の循環とごみの持つエネルギーの有効利用にすぐれた施設、周辺環境と地域に調和する施設、経済性にすぐれた施設と、こういうふうに大まかな筋を出して、その中から検討していったら、今治の場合には、焼却方式、要するにストーカ方式と焼却プラスチック融炉、そして、ガス化溶融炉の3つに絞られて、その中から先ほど市長が言ったように、利点とか留意点を出して、最終的にはストーカ方式が望ましいということの結論を出したそうです。

なお、焼却灰の資源化方法としては、セメント原料化を基本として検討することが望ましいというふうに判断をしたというふうに書いてありますので、いろいろ検討されてから決めるということなんで、まず、伊豆市がどこに重点を置くかということをしつかりと専門の方々に説明をされて、その中で決めていただくと、より市民が求めているものに近い形の焼却施設ができるんじゃないかなと思いますので、まだメンバーは決まっていませんよね、これからですよ。ちょっとそのことだけお聞きします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも非常にタイミング的に悩ましくて、今から十分な時間があるのであれば、むしろバイオ発電とあわせて、ごみ焼却場をつくるのではなくて発電所をつくると、そこには間伐材も入るし剪定枝も入るし、可燃物も入れて、むしろこれはごみの処理ではなくて伊豆市にふさわしいバイオ発電所というものですと本当は言いたいんですが、今もうちも伊豆の国市も今の焼却場がいっぱいいっぱいで、何としても早くしなければいけないものですから、基本的な考え方をスタート時点から変えることができない。そうすると、伊豆市、伊豆の国市はいかに早く安全なごみ焼却施設をつくるかという事業でスタートしていますので、重点としてはそこに置かざるを得なくなっています。

あと、よくよく配慮すべきものとしては、安全対策はもとより、場所が場所ですから、周辺に対する景観だとか交通網だとか、そういったものを配慮しなければいけませんけれども、基本的には安全で効率的な広域一般廃棄物の処理ということになります。

ただ、そこでこれから考えなければいけないのは、今、議員から御指摘があったように、

うちが単独でその溶融も含めて資源化するというのをやるのか、あるいは伊豆市、伊豆の国市はストーカでやって、ほぼ同じ時期にストーカ方式でつくる、ごみ焼却場をつくる市もすぐ近傍にありますので、じゃ、焼却灰のほうはセットでほかのところとさらに広域でやるという、あるいは焼却灰で悩んでいるのは全部どこも一緒ですから、伊豆半島、県東部、もっと視野を広げて県東部伊豆で何かその焼却灰の処理のような事業を考えるのか。ここはまだ少し時間がありますので、基本構想の中で考えていきたい。まだ選択肢はその程度は広く持っておりますので、専門家の皆さんに御議論いただきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） そうすると、メンバーはまだ決まっておらずこれからということよろしいですね。はい、わかりました。

続きまして、そのごみの算定基準というか、85トンの根拠についてちょっと改めて質問させていただきますけれども、私が大平の地区説明会に行ったときに、小野登志子市長からも、ちょっと質問したら答弁があったんですけども、分別等なるべくごみを減らしてという答えだったんですけども、でも、伊豆市も伊豆の国市も政策として人口減少を食いとめて、確保していくという政策を一方でやっています。これによって爆発的に人口がふえるとはちょっと思えないんですけども、そういう政策を行っているのと、あとやはり観光客の増加がこれからは非常に見込まれると思います。

それで、観光客が、ごみの分別というのを丁寧にやるかということ、それはちょっと普通の燃えるごみと燃えないごみに分ける程度のことでありますので、なかなか分別といっても、住民はもちろんできるでしょうけれども、難しいのかななんて思ったものですから、質問させていただきました。せっかくなので10年後にうれしい悲鳴で足りなくなっちゃったなんていったら困るものですから、この辺の議論もしていただきたいと思います。

そして、すみません、最終処分場の関係なんですけれども、今、数字で言われてもちょっとぴんとこないんですけども、このままのペースでいった場合には、あと何年ぐらいでいっぱいになるのかということをお聞きしたいんですけども、もしその辺がわかっているならば、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 最終処分場の残容量ということで、先ほど市長のほうから話がありましたように、残容量といたしましては1万5,000立米ほどございます。大体1年間で埋め立てをするのが約1,200立米でございます。市のこれでいきますと、あと10年ぐらいもつかなというところがございますが、実はこれも県のほうの許可をいただいております。量と、それから、期間がございまして、期間のほうは平成28年度末ということになっております。それから、量のほうは最大の許可量が2万4,206立米ということになっておりまして、

今、累積で2万1,581立米ですので、残りが2,600立米ぐらいなんです。そうすると、量のほうでいきますと、平成29年の途中で県のほうの許可が終えてしまうということなんです。この辺を当然まだ残容量がございますので、県のほうに延伸の申請をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

最終処分場の受け入れ能力というのは、どこでも逼迫しているということで、非常に大きな問題だと思いますけれども、最終処分場の延命策として、既に埋め立てられている焼却灰を掘り起こして溶融スラグ化して再生する方法があるということも出ていますので、これから施設を検討するに当たって、そんなのも参考の1つになるのかななんて思っています。

で、ちょっとこれ1つ聞きたいんですけども、一般的に言われているのが焼却方式の場合は、大体10%、溶融の場合には二、三%だということですけども、この辺の数字についてはおおむね一般的には間違いない数字なのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 灰溶融にしますと、灰は確かな数字じゃないんですが、10分の1になるということは聞いていますが、その辺もちょっとはっきりした数字を、またちょっとつかんでいきたいとは思いますが、そのような認識でおります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 少し調べてみました県内の様子を、静岡市と島田市の取り組みについてということで、島田のほうについては参考資料の右側に載っていますので、そちらを参考にしてください。静岡市なんですけれども、環境への負荷を低減する資源循環型社会の構築を目指すというのを大前提にして、ごみ処理過程で溶融スラグを製造し、最終処分場の延命化及び建設資材等への有効利用に取り組んでいるということで、連絡をしたら、丁寧に教えていただきまして、ちょっと読み上げます。

市内には2つの清掃工場があります。平成7年7月、旧日本鋼管製のストーカー方式、こちらが1日600トン、建設費が265億円ほどです。そして、同じ敷地内に平成16年3月に日立造船製のプラズマ溶融方式ということで、1日120トンの炉をつくって、こちらが建設費が63億円、ランニングコストは平成25年度の決算で15億4,000万円だそうです。そして、西ケ谷というところに平成22年3月に、これ新日鉄製、資料がありますけれども、シャフト炉式のガス溶融方式ということで、1日500トンのごみを処理できる機能のものをつくったそう

です。建設費は180億円、ランニングコストは平成25年度決算で12億3,000万円ということで、両工場において運転上の大きなトラブルは発生していないという御回答をいただきました。

島田に関しては、やはりこの資料にもあるように、田代環境プラザでは、平成23年度にスラグ2,078トンを生産して、そのうち公共事業に724トン、1,476トンを民間企業へ売却しているということになっています。

ちょっとスラグの再利用について調べてみたんですけども、左側の資料がゴルフ場のフェアウェイであるとか、最近では熱海、下田、奄美大島などで手づくりで自分たちの漁師さんたちが漁礁をつくって、それを海に入れて海草のつきなんかを実験しているということで、非常にいい結果が、成果が上がっているということです。

溶融スラグというのは、高温溶融処理をする無菌骨材であり、施工性が良好なことから、雑草抑制効果があるとか海藻も非常につきがいいということになっていますので、こういうものが手に入れば、地域づくり協議会なんかで自分たちで型枠をつくって、漁師さんなんか海に沈めて漁礁なんかもつくっていけるのではないのかななんて思って調べてみました。

改めて、このガス溶融炉にこだわるわけではないんですけども、このスラグの有効活用について見解を伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） スラグの有効利用ということで、焼却方法については、今後当然検討してストーカ炉とか溶融とかということで検討していくわけですが、スラグの利用法、実は議員も県内の自治体のほうを調べていただいたようですが、私のほうもちょっと調べさせていただきました。

今、溶融方式をやっているのが、先ほど話がありましたように島田とか袋井とか、浜松、静岡、その焼却施設、溶融方式でそのままやるシャフト式、それとあと、灰だけの、灰溶融というような処理方法もございます。県内には6カ所ぐらいですかね、溶融をやっているところがございます。

スラグの利用方法というところがございますが、最近いろいろな利用方法があるということで聞いております。藻場ですね、先ほど話がありました藻場、これについては近くで南伊豆とか熱海あたりで実験をやっているということでございます。それからあと、道路用の骨材、それから、コンクリート用骨材、それから、地盤、土質改良材、それから、管渠基盤材等土木基礎材、それから、埋め戻し、盛り土とかに利用されているようでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問あります。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

静岡市でもいろいろインターネット等でも出ていますけれども、ごみの減量の推進化とい

うことで、こちらのほうを非常に推進してしまして、公共事業だけで足りないような状態だ  
そうです。島田のほうは余っているんで、一般にも販売しているということですが、  
市のほうで製造責任というのをしっかりと負って、何かあったときには市が責任を負うとい  
うことでガイドラインをつくっておりますので、スラグに関してはそんなに害がないのかな  
と思います。

スラグの方法でいろいろありまして、あんまり使えなくて、やはり最終処分場に埋めてし  
まうというスラグもあるそうですので、だんだん性能がよくなってきていると思いますので、  
これからの検討課題の1つかなということでございます。

今後、長い間使用する両市の大切な焼却施設ですので、綿密な計画のもとに取り組んでい  
ただきたいと思っております。

続きまして、ふるさと納税について再質問をさせていただきます。

地域づくりの枠がふえたということで、まだどの程度支援するかというのはどうも決まっ  
てないようなんですけれども、西豆地区地域づくり協議会では、もう非常にスタートしたく  
てエンジンを吹かしている状態で、区長さんなんか私のほうへよく来るんですけれども、  
何とか早く取り組んでほしいという意見をここで述べさせていただきます。

先ほど市長がおっしゃられたように、出身者が地域に帰るとというのが理想、これはもうも  
ちろんわかっております。今は特産品合戦になるということもわかっておりますのを踏まえ  
て再質問をさせていただきます。

地域出身者に電話や手紙でふるさと納税をお願いした場合、賛同していただける可能性と  
いうのは少なくないと思います。自分の親戚であるとか友人など、里帰りや同窓会のときな  
どに地域の現状を話して応援してもらうことというのは、そんなに難しくないんじゃないで  
しょうか。出身者も自分の故郷というのは心配してくれています。何とかしろよと言われる  
ことはたびたびあります。それならということで、スマホでふるさとチョイスのホームペー  
ジを見せるとか申込用紙を渡すとか、伊豆市もこんなに頑張っているよとPRして、寄附を  
してもらう。相手もふるさとを応援した満足感が得られると思います。

そして、地域出身者に対して直接アプローチすることによって、この事業が成功してきて、  
ある程度の金額が地域に還元されたならば、地域づくり協議会の活動資金というのはふえて  
きます。そして、疎遠になっている出身者との交流もひよっとしたら新たに生まれる可能性  
もあるんじゃないのかと思います。

2月の研修で大変勉強になった徳島県の神山町、NPOグリーンバレーの大南氏の話なん  
ですけれども、創造的過疎による地域の再生ということで、人口が減るのは、もうこれは当  
然であるので、その中からどうやって内容をよくしていくのかという、そういう勉強会でし  
たけれども、空き家対策にも触れました。そして、この地域づくり協議会が出身者等、交流  
が近づけば近づくほど、空き家であるとか未利用地の活用なんかにも御尽力をいただけるん  
ではないかと、もう使っていないから固定資産税の倍ぐらいの金額で貸してもいいよなんい

ということになれば、その空き家対策とか地域の再生にもつながってくると考えられます。

そして、この事業がうまく活用した場合に地域が活性化されて、地域づくり協議会を立ち上げていないほかの地区でも、自分たちでもひよっとしたらできるのではないかという思いが生まれ、伊豆市全域に地域づくり協議会の立ち上げの機運が高まったりということで、それぞれの地区がふるさと納税の推進をすることで伊豆市全体が、この周りのほうから元気になってくると思いますが、その辺については改めて御見解を伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まだ細かい制度設計のことが、ここで言えなくて申しわけありません。確かに、今のふるさと納税の手続というのは、非常に煩雑というか手がかかるものですから、インターネット等を利用して当然クレジット決済、こちらは納税者の方、寄附者の方の若干手数料は出るわけですが、わざわざ郵便局に行かなくてもいいような、まず、手続的に簡素化したいと、当然今回条例改正を上程させていただいて、まず、地域づくりのためというメニューを設けさせていただいておりますので、本当に地域の出身者の方、また、同窓会等で帰省される方に積極的にその各地域づくり協議会なりでPRしていただければ、寄附される方も多いのかな。ただ、当然そういう方にもお礼というものはほかの方と同じようにお礼というものはしていく予定ですので、そのまた細かいお礼のやり方とか、その辺をまだ今後検討していきたいと考えております。

そういうことによって、ほかの地区でも交付金は地域づくり協議会、上限500万円というものを設けてございますが、ふるさと納税によって、その500万円ですり足りない事業もひよっとしたら、その地域づくりのための寄附ということで上乘せということも今後考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 伊豆市商工会からも要望書も上がっていますが、4月から住民税の所得割が1割から2割に引き上げられるということと、確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合には、ワンストップで控除が受けられる、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創出されることによって、ますますこの制度を活用する方はふえてくると思います。今がまさにチャンスなんですね。逆に、市内の方が他の自治体に寄附をすると、伊豆市の税収は下がってしまうということになります。

2月12日に西豆地区の地域づくり協議会の役員の方と今ふるさと納税で大ブレイクしている西伊豆町役場へふるさと納税の勉強会に行ってきました。2人の担当職員が親切丁寧にいろいろ説明をしてくださいましたが、3名の職員が中心となり、役所内に25名のプロジェクトチームを立ち上げ、わずか1年で3億円以上の寄附を集めたそうです。時流ですね。時の

流れを捉えて軌道に乗ったら、一気にここまで来たという話をしておりました。

特産品としては、干物であるとかいろいろあるんですけども、干物が一番人気だったそうです。あと、独自のものとしては大漁旗であったり遊覧船の貸し切り、メッセージつき花火の打ち上げ花火、あと御先祖様の見守り隊、お墓の掃除ですね、こういうものがあると。あとは、ふるさと納税の感謝券、旅行券で20件ほどのホテル・旅館・民宿と提携して使用することができるということになっております。寄附者には半額の感謝券や特産品をお返ししているということで、役所に入った寄附者の情報をパートナー企業に出しまして、発送のほうはそちらから行っているということで、相当の数が入っても役所がパニックになることはないということでした。3億4,000万円というと、1日に何千件と恐らく入ってきたと思うんで、それをさばいていたということでした。

そして、商品の撮影も役所の人間が撮影をしまして、それでふるさとチョイスというページにアップをしているので、そんなにお金はかからないということで、全部この写真は役場の職員が撮ったものだそうです。

それで、ちょっと1月31日の情報番組で、ふるさと納税の特集があったんで、ちょっと参考までにお話しをしますけれども、長崎県の平戸市、人口3万4,000人、ここは住民税が9億6,000万円、ふるさと納税が13億2,000万円ということで、住民税を超えたということです。何がそんなにいいのかなと思って、よくテレビを見ていましたら、ポイント制ということで期限を決めずに、ためてからいろいろなものをもらえるという、そういう工夫をされて、すごい住民税以上にふるさと納税が入っているということと、もう一つこれは非常に参考になったんですけども、北海道の東川町というところがあります。東川町ですね。ふるさと納税を株主と、納税してくれる人を株主さんとして扱うということで、中心地に宿泊施設を用意して、1万円以上の納税で年に6回そこに泊まることができる。道外から来た方に関しては、飛行機代も補助をして町に来ていただいて、町民と交流をされているということで、本当に北海道の真ん中の町なんですけれども、税収をふやすよりも町に来ていただくことに力を入れたということで、この7年間で7,800人の人口が8,003人と200人が増加している。これは成功例だと思うんですけども、ここへ来て、東川町に来て、ここに住みたいということで若い家族連れが大変ふえていると、そんなテレビの特番をやっていました。

それで、またちょっと話はもとに戻しますけれども、パートナー企業ですね、西伊豆町というパートナー企業、そこの連携とか契約というのは、今、伊豆市は財務課の職員が行っていますけれども、とても足りないと思います。政策推進であるとか地域づくり、観光振興、農林水産等、いろいろな課から応援をいただき、ちょうど地域づくり協議会のサポートの職員というのが、各地区に5人ぐらいずつ決まっていると思うんですけども、その中あたりから選定をして、地域づくりとあわせて一気にこの事業を構築してみてもどうかという、これは提案なんですけれども、もう地域からメンバー決まっていれば、その方たちに入ってきて、一気にこの事業を進める。そして、定期的に会議を開いて、ほかの自治体の成



功事例を勉強しながら、どんどん新しいものを入れていく。そういうことによって、より活性化されて税収も上がってくるのではないかと思います、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員の研究されたことと御主張はもっともだと思うんですが、まさにそのとおりで、非常に小さなコミュニティのところで、ある程度その特産品も集約できるところは、まさにそういった機能が発揮できると思うんです。伊豆市がやる場合、もし、伊豆市役所がそれをやろうとしたら、まさに今やっているような地方創生とか都市計画の見直しとか、状況によってはオリンピック準備とか、それぐらいのチームをつくらなければ、多分土肥から湯ヶ島から中伊豆から修善寺から全部というのは、やはり対応できないんだらうと思います。

市の優先順位とは、今まさに中学校を中心とした新しいまちづくりプラスコンパクトタウンプラス都市計画の見直し、さらに状況によってはオリンピック準備等々がある中で、一番機能しやすいコミュニティである西豆村の地域づくりコミュニティ、そこが今まさに、ここを今、一生懸命お考えの状況にあるわけですから、そこを市がしっかり支援していくということは、平成27年度にも十分にさせていただくことができると思っています。ただ、同様のチームを市役所の中につくって、市役所の中の主たる事業としてできるような状況には、残念ながら伊豆市の状況がそういう状況にはないというように考えております。ですから、ぜひ西豆村のように、みずから積極的にやっていただくところが、ほかにも手を挙げていただければ、そこも応援させていただきますし、ぜひ地域づくり協議会という枠を、制度をフルに活用していただければと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） そうしますと、どうしたらいいんでしょうかね。西豆地区の方は本当にもう自分たちで手づくりで、こういうものをつくってきて、これでやりたいって、そこまで言ってきているんですけども、やはりこれ納税なんで、市がある程度やっていただかないとできないわけですね。再三にわたって、うちのほうにも来られて、写真がないであるとか、そういうことでいろいろ本当に考えていて、もうやりたくてしようがない中で、今の答弁ですと、ちょっと私も地元へ帰って非常に答えが困ってしまうんですけども、これを解決するには、やりたいということに対してどうしたらいいんでしょうか、改めてお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、多分西豆の協議会の方がいろいろ考えているのは、そのお礼

の品のことだと思っうんですね。積極的に西豆の地域づくり協議会へ寄附された方には、自分たちでこれだけメニューがあるからお返ししたいよということだと思っうんですが、今、市ではパートナーシップ企業という話もございましたが、なるべく商工会とか西伊豆で言えば漁協組合とか、そういう団体にある程度返礼の事務というかをお願いできないかということで今、協議をしております。

じゃ、西豆の協議会に来たものについては、じゃ、それを協議会で全部やっていただけるのかどうかという問題もありますし、やはり市に対しての納税の市からのお返しですので、何でもかんでもいいというものでもないで、なかなか難しいとは思っていますので、そのあたりはお礼の仕方、当然食べ物だけじゃなくて、先ほど議員おっしゃられた宿泊等、観光のほうにも使えないかどうかということは検討はしていきますけれども、市としてはなるべく職員の負担、市の職員がそれを全部、返礼品から何から、とても事務できませんので、やはり団体にある程度の返礼品の品物をピックアップしていただいて、その中から納税者の方に選択していただくという方法を考えております。ですので、西豆のほうでも、もし、協議会のほうで幾つか品物を挙げていただいて、それを返礼、お返しするというシステムがしっかりできれば可能性はあると思っうけれども、現在、市では今のところ、各団体へお願っいしようというふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

私も行財政でも提案したんですけれども、伊豆市ブランドを認定して、その中から特産品の選定としてやるのが一番平等性があるのかなと、やはりそれは商工会であるとか農協であるとか、漁協であるかなと私は思っっております。ただ、そういうアイテムがないと、ふるさとチョイスにもクリックをすると、ばあっと商品が出るのに関して何にもないと、これじゃ、地元出身者にも、何もないじゃんということで営業ができないんですよね。ですから、そこを早く、どんどん更新をしていくなり、変えていけばいいわけですから、早くその特産品の契約をパートナー企業と結んでいただいて、スタートできるようにしていただきたいと思っいます。

今回の予算でもインターネットサイトのシステム料というのが計上されていますので、準備は進んでいると思っいますので、いち早くそのパートナー企業と契約を結んでいただいて、もう一度改めてふるさと納税の再構築を行っつていただいて、今回、条例制定された地域づくりのための事業を地域全体で活用できれば、そして、伊豆市独自のその特産品だけではなくて地域出身者にも、これだけのものを用意しているよというアイテムを用意していただけるのと同時に、地域づくり協議会もどんどん立ち上がっつてもらって、地域から活性していただければと思っいます。

以上をもって質問を終了します。

○議長（杉山 誠君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時59分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（杉山 誠君） 次に、2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） 通告に従い、2番、三田忠男、一般質問いたします。

通告書と若干文章変えておりますが、内容的には同じですので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、件名1の修善寺駅舎等改善の取り組みについてお伺ひいたします。

現時点で駅利用者等からの苦情、要望はいかがでしょうか。ありましたでしょうか。また、あった場合、その対応はいかが対処いたしましたでしょうか。なかった場合、現状での改善すべき事項はあるという認識があるでしょうか。また、新規取り組みは予定されていることがありましたら、お伺ひしたいと思います。

次に、件名2の修善寺駅前交通渋滞緩和策についてお伺ひいたします。

いろいろな議員からたびたび質問がわたっております。新聞等、あるいはこの議会でも調査活動等、緩和改善について取り組み中だということは認識しております。今後、短期的なもの、中期的なもの、長期的なもの対策はいかに実施していくのか記載しておりますが、今すぐできること、今の渋滞を今すぐ改善することは何かについて具体的に検討されているのか伺ひたいと思います。

次に、件名3の旧中伊豆町の白岩地区にあります橘保育園跡地活用について伺ひます。

白岩の橘保育園と八幡地区にあります、さくらこども園統合が、八幡地区に移転後の橘保育園の跡地についての活用方法について考えていることを伺ひたいと思います。

4番目としまして、件名4で福祉・介護・医療等の将来像について伺ひたいと思います。

非常にこの分野は矢継ぎ早に改革が提起されていますが、その結果、伊豆地域の福祉・医療・介護等の現状認識と、今後その結果として伊豆市の将来像についてどのような姿を描いているのか伺ひたいと思います。これは括弧書きですが、改正介護保険法、子ども・子育て支援法、介護医療推進一括法、生活困窮者自立支援法、第4期伊豆市障がい者福祉計画、

高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険計画等を踏まえての答弁を願いたいと思います。

次に、件名5として、虐待防止の取り組みの現状について伺いたいと思います。

伊東市の痛ましい児童虐待事例とか、東京都の無届けマンションによる、高齢者マンションによる拘束事例等を踏まえて、伊豆市の児童、障害者、高齢者各虐待関係の取り組み状況を伺いたいと思います。

6番目として、この書き方が適切かどうか迷うところもありましたが、過去の質疑に対する答弁で検討させていただき課題として認識しているということについてのその後の進捗状況、あるいは検討結果について伺いたいと思います。

例えば、平成26年第4回定例会時のウッドスタート宣言についてはいかがとか、分収林の見直しをもっとやって森林開発を促進しませんかとか、行政の都合による公共施設等の解体後の利用者団体の利便性をもっと高めるような柔軟な取り扱いができないかとか、伊豆スカイラインの無料化等に伴う近隣生活者の利便性の向上を図れないでしょうかとか、平成26年度の第3回定例会時には保育サービスの柔軟性を求める夜間保育の延長の問題とか、質を高めるための福祉サービス第三者評価を受けませんかとか、広域で取り組んでいます発達障害者の療育支援施設の進捗状況はどうでしょうかとか、あるいはサービスの質、あるいは効率のよい介護保険制度充実のためにリハビリ職の活用を図ってはいかがとか、あるいは障害者の優先調達法を全庁で取り組んでいただけませんかとか、さまざまなことを聞かせてもらっております。

平成26年第2回定例会時では、椎茸生産奨励事業継続についていかがでしょうかとか、土肥地区の避難タワーに伴う避難案内表示をもっとわかりやすくできませんかとか、さまざまなことを質問させてもらっていますので、さまざまな会議の中で答弁いただいたこともあります。改めて6点にわたり、市長及び教育長に伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず初めに、修善寺駅ですが、これまで苦情として、自転車に乗ったまま通行する人がいるので、危険が発生しており対策をお願いしたいという苦情がありました。

また、要望は、体が不自由な方から、他目的トイレ以外のトイレも便座をウォシュレット付のものにしてほしいとの要望があったと聞いております。

今後の改善方向ですが、まず、自転車での通行については、実際に危惧されていたことであり、伊豆箱根鉄道と相談して、注意看板などを設置する予定にしております。

また、トイレの便座のウォシュレット化は、これも完成したばかりで、すぐというわけにはいかないんですが、もともと便座は使用頻度が高くて交換時期が比較的早いものですから、次の交換のタイミングで改善できればと考えています。

さらに、冬にあの広い構内の通り風といいますか、防風、守るほうの意味の防風対策といいますか、冬場の強風時に、駅舎内を通り抜ける風がかなり強くて、特に寒い風がお客様に迷惑になっているようです。現時点では、駅舎の南側で半分、西側の前面のシャッターを閉めて何とかしのいできましたけれども、駅舎構内の待合場所の防風対策について伊豆箱根鉄道と検討していきたいと思っております。

また、これ以外にも観光バスの駅北広場乗り入れ等の要望が一部にあったようですが、平成27年度末までに修善寺駅周辺整備事業の事業事後評価を実施しますので、この中で分析検討してまいりたいと考えております。

次に、駅前の交通渋滞ですが、これももうずっと懸案になっておりますが、平成26年度に調査をした結果、かなり具体的な課題が浮き上がってまいりました。その中で、すぐにということですが、なかなかすぐにはできること、伊豆市がですね、単独でもできることでもございまして、今後、浮き彫りになった課題について静岡県沼津土木事務所、大仁警察署等と協議する中で、できるところからやっていくということを現在考えております。

具体的には、道路形状とか信号のタイミングなどですが、いずれも市が管轄しているものではありませんので、また、明らかになって検討結果は御報告をしたいと思っております。

それから、橘保育園の跡地ですが、これは現時点でまだ決まってはおりません。ただ、市長として、これ計画というよりも思いということになります。近傍に白岩の交流センター、これは社会体育館と白岩グラウンドと交流センター、そして、プールのフレップがありますので、子供さんのスポーツコンプレックスとして、あの土地も活用できればと、こう思っております。

それから、4番目と5番目は、これはいずれも具体的な施策と取り組み状況については健康福祉部長より答弁をさせたいと思っておりますが、いずれも共通点がございまして、やはりこの社会でコミュニティをどうやって維持していくかということなんだろうと思っております。国の事業としての医療・介護だけでは、これからの2025年問題を見据えて限界がある。それから、子供の虐待についても本当は子供を一番愛すべき親の虐待という、非常に私たちの世代では理解が難しい、ちょっと想像を超える現実が起こっている中で、社会全体として支援をする必要のある方々、お子さんであれ、高齢者であれ、障害のある方々であれ、社会全体で支えていく新たな仕組みが必要なんだろうと思っております。その社会の構造というのは、近くでも伊豆の国市や三島市と伊豆市では違っていると思っておりますので、国の事業も、県の事業ともしっかり連携をさせながら、伊豆市ならでの社会のあり方、地域コミュニティのあり方、そのようなものは新たに構築していく必要があるだろうと思っております。なかなか難しい課題ですが、現状については、後ほど健康福祉部長から説明をさせたいと思っております。

それから、最後の過去の質疑に対する検討課題については、それぞれ担当する部長から答弁をさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、三田議員の地域の福祉・介護・医療の現状認識と伊豆市の将来像のうち、子ども・子育て支援法にかかわる部分についてお答えをさせていただきます。

子ども・子育て関連3法が成立しております。子ども・子育て支援制度が来年4月から、それに基づいて本格的に実施されてくるわけです。その中で、地域の実情に応じた子ども・子育て支援として、特に放課後児童クラブの充実があげられております。

現在、市内7小学校には、民間を含め、全て放課後児童クラブが設置されております。昨年12月議会において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する設置基準を定める条例による施設整備やサービスのさらなる向上、今回上程しております、利用者負担金徴収条例による負担金額の明確化と減免制度の創設など、利便性を考慮した制度の導入に取り組んでおります。

今後、放課後子ども教室を含め、総合的に小学校の放課後対策を進めるためには、保護者、学校、地域、放課後児童クラブの事業者、こども課など、関係者による話し合いや情報を共有する機会が必要であり、修善寺地区の小学校の再編時期、それと整合性を図りながら、組織の立ち上げについて順次進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、虐待防止の取り組みの現状について、教育委員会の立場からお答えをさせていただきます。

児童虐待についてですが、日ごろからこども課、家庭児童相談室と学校、それから、教育委員会等が情報交換を密にしております。要保護児童対策地域協議会や個別ケースに、教育委員会からは指導主事とスクールソーシャルワーカーが参加し、情報の共有を図っております。

虐待は早期発見・早期対応が重要だというふうに認識しております。教職員の虐待に対する意識の高揚と、通告に対する正しい理解が進むように今後も指導してまいります。

続きまして、過去の質疑に対する検討課題の進捗状況について、教育委員会に御質問されたことについてのお答えをさせていただきます。

まず、ウッドスタート宣言でございます。

木育について、教育委員会、これは社会教育課が担当しておりますが、としましては昨年の12月には静岡グッド・トイ委員会が主催したウッドスタート研修に参加し、取り組み方を学びました。来年度は、小学生を対象としました「ふるさと学級」の中で、昭和の森にあります森林博物館の見学や市内の木工業者さんの協力を得ての木工へ触れ合うことを学習メニューとして実施したいというふうに予定しております。また、図書館では、緑の日に木に関する本のコーナーを設置したいと考えてもおります。

今後、子育て支援担当のこども課、また、林業担当の農林水産課などの関係部署とも連携をとり、子供を初めとする全ての人たちが、木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かな暮ら

しを送ることができるよう環境整備を図ってまいります。

続きまして、公共施設解体後の団体利用料金の柔軟な扱いということでございます。

この件につきましては、さきの一般質問で旧中伊豆中央公民館利用団体の支援充実という御質問の中でお答えしましたとおり、使用される施設の規定により使用料でお願いしたいというふうに考えております。特に柔軟な取り扱いについて現在は考えていない状況です。

続きまして、ロータンドの活用についてです。

昨年第1回定例会で、議員からロータンドの活用について御質問をいただきました。今までロータンドについては、図書館、それから、生きいきプラザ等を利用する市民の誰でも利用できる共有スペースであり、行政財産の一部であるが、施設の性質上、伊豆市公有財産管理規則に基づく行政財産の使用を想定していませんでした。

図書館としても有効利用していきたいと考え、行政財産であることから財務課と話し合い、昨年5月、改めて施設の使用許可について明確にし、伊豆市公有財産管理規則第19条に「図書館の利用促進を目的とした活動や事業」を許可の対象に加えたということですね。加えて、一般の方から使用したいという申請があった場合、要件に合えば使用していただけるよう、手続等について取り決めをしてまいりました。

今年度は、具体的には7月に修善寺東保育園の児童がシルバー人材センター会員と一緒に収穫した野菜の販売を行いました。また、夏のプール遊びについては、今までの市役所のこども課や健康増進課の事業に加え、一般のグループも使用しております。

図書館では、講座やおはなし会で使用するほか、11月は「チャリティ古本市」、これの会場として、「子ども読書フェスティバル」ではカードづくりや、また、親子の昼食場所として利用をロータンドでしております。また、2月7日はチャリティ古本市に合わせ、田方ゆめワークがパンの販売もそこで同時に行っております。

このように、ロータンドの利用に関しましては、図書館でも積極的に進めているところで

す。現段階では、ロータンドは、市民等が自由に使える広場、図書館の活動の場所、そして、新たな使用目的等の要件に合えばイベント等の使用ができる施設として活用していきたいというふうに考えております。

なお、放課後子ども教室につきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） それでは、4番、5番と6番の関連する項目について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから福祉・介護・医療等の将来像についてということにお答えをいたします。

まず、現状についてお答えをいたします。

障害福祉につきましては、現在、発達障害児の療育支援や放課後デイサービス等、そういう特に障害児のサービスを求める声が大きくなっています。

次に、介護ですが、どうしてもひとり暮らしの高齢者、それから、認知症の高齢者が急激に増加している中、介護保険制度の改正もありますが、在宅で生活を望んでいる高齢者がふえてきています。

それから、子育てですが、育児休暇後の保育園等の入園希望というのが、要は未満児の入園希望が伸びているということがございます。

それから、医療につきましては、市内の診療所の医師の高齢化または閉院というものが、ここ数年ふえております。当然経営の悪化が懸念されているということがございます。

次に、将来像ですが、まず、地域福祉ですが、住民主体で自助・互助の推進、それから、社会全体で共存の取り組みをいたします。それから、この4月からは生活に困窮している方、要は生活困窮者の自立支援につきましては、社会福祉課のほうに窓口を設けて行っていくということになっております。

それから、介護保険の関係ですが、これも介護保険の改正に伴いまして、介護予防、それから、日常生活支援の総合支援事業を充実させまして行っていきたいというふうに考えております。当然ですが、地域包括システムの構築を図り、地域全体で支えていく体制づくりというものを進めてまいります。

それから、子育て支援ですが、保護者のニーズに対応できるよう子育て支援の充実、経済的負担を減らして、各年齢200人いうものを目指していきます。

それから、最後になりますが、医療関係ですが、どうしても医療、衰退をしているわけですが、国、県の動向を見ながら、行政と、それから、田方医師会伊豆支部、それから、市内の医療機関と連携を図って、市民の受診のしやすい環境づくりをしていきたいというふうに考えております。

次に、5番の虐待の関係ですが、まず、児童虐待の取り組みですが、こども課のほうに家庭児童相談室を設置し、行っております。

虐待の情報についてですが、保育園、小学校、中学校、それから、児童相談所、病院、民生委員等から報告をいただくということになっており、対応については、例えば学校であれば学校と関係機関と連携して行っております。また、最近では市民から直接、例えば泣き声が聞こえるというような通報がございますので、その場合は職員が直接現地に向かって事実確認をしております。

それから、要保護児童の保護や支援なんですが、関係機関である伊豆市要保護児童対策地域協議会を設置しまして、実務者会議や個別のケースの検討会をしております。

また、緊急のケースにしましては、県の東部ですね、児童相談所と連携して、児童の一時保護等を行っております。



それから、障害の関係ですが、平成24年に伊豆市障害者虐待防止センターを設置しまして、社会福祉課のほうで事務を行っております。虐待通報ですね、平成24年度から7件あり、うち6件については虐待と判断をしまして保護をしております。

ケースによっては、当然大仁警察署、それから、地域包括センター、それと福祉サービスの事業所等がございます。それと保健所等とケースの検討をしまして、長期的にかかわっているということがございます。

それから、高齢者におきましても、当然包括支援センター等を中心に、伊豆市高齢者等の権利擁護及び虐待防止推進協議会を設置しております。そんな関係で、当然長寿介護課のほうで担当しておりますが、こちらにつきましても保健所等々、連携をとりまして緊急なケースにつきましては市内の特別養護老人ホーム、そちらのほうに一時的に避難をするという形で現在進めております。

今後につきましても、早期発見、敏速な対応ということを大事に考えております。当然ケース・バイ・ケースになりますが、各機関とより一層綿密な連絡をとり、対応していきたいというふうに考えております。

それから、6番目の過去の質疑ということなのですが、まず、休日・夜間保育の対応についてですが、現在は行っておりません。職員の配置が必要なために、天城湯ヶ島地区の3園が閉園になります平成28年度より実施していくということで、現在検討しております。

それから、夜間保育につきましては、今現在6時半までの延長保育、これの時間延長ということで対応していきたいというふうに考えております。

それから、福祉サービスの第三者評価、これにつきましては県のほうへいろいろ問い合わせ等をさせていただきました。その結果、ある程度の1園の基準単価等も把握しております。ただ、現在、天城湯ヶ島地区は民営化が平成28年度から決まっています。それから、今年度といたしますか、平成27年度から東と熊坂をこども園化するというようなことがございまして、平成28年度から順次行っていくということで現在進めているところでございます。

それから、発達障害者の療育医療支援施設整備についてですが、これは伊豆市長が、うちの市長が会長を務めます東部市長会、それから、東部の町ですね、町長及び発達障害の支援を考える議員連盟で平成26年3月に県知事のほうへ陳情を行いまして、「医療行為ができるよう早急に動きます」という回答をいただいているんですが、現在は実現に至っておりません。

現在、11市の担当者レベルの検討会議、それから、情報交換、情報交換につきましては、県を交えて行っております。3月25日にも開催予定で、どうしても医療面の人材確保、医師の確保が難しいというような話を県のほうですしているところでございます。

また、発達障害支援センターの所長の助言をいただきながら、担当者も含めて、これは担当者というのは保健師というふうに考えていますが、勉強会も同時に行っていきたいということで考えております。

ただ、事務局はうちの市長から平成27年度、御殿場市のほうに引き継ぎます。そういうことで事務局は今うちのほうの社会福祉課でやっていますが、引き続き御殿場市のほうでもやっていただけるという話を伺っておりますので、継続をしていくというふうに考えております。

次に、リハビリ職の活用ですが、介護予防の運動機能の教室とか介護予防ボランティアの養成講座にリハビリ職を活用させていただいております。そういうことで、高齢者の自立に向けた指導・助言等をいただいている状況でございます。

今後は、介護保険制度の改正に合わせ、介護予防の機能強化を図るということから、介護事業所の職員、それから、地域ケア・サービス事業者担当者会議等でボランティア等の会議も含めまして、リハビリ職に講師等をお願いして助言をいただくということで積極的に活用していきたいというふうに考えております。

それから、優先調達法の関係ですが、伊豆市では、平成25年4月から法律施行後、調達方針を策定し、公表しております。昨年度は203万円、それから、平成26年度につきましても180万円ほどを見込んでおります。昨年度というか、平成25年度が伸びた理由としましては、市制10周年の記念品であるとか、それから、民生委員の退職記念品にこちらを使わせていただいたということでございます。

また、ごみの販売につきましては、中豆授産所、それから、障害者支援施設のえーる、それと中伊豆リハビリテーションセンターあゆみの3カ所から申請がありまして、取扱店となっているということでございます。

今後とも市のホームページ等に掲載して、情報提供や積極的な活用を図ってきたいというふうに考えております。

最後になりますが、子育て支援の他市町との比較資料ということなんですが、これにつきましては、作成はしてあります。ただ、公表はしていないというのが現状です。理由としましては、子ども・子育て支援法が変わりまして、幼稚園、保育園の保育料等が変わってくるということがありまして、こちらにつきましても、また、園に関係ない、例えば健康増進課でやっている子供の関係も少し載せていきたいというふうに考えておりますので、それができたらホームページのほうで公表していきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、過去の質疑に対する状況ということで、4点お答えさせていただきます。

まず、分収林の割合見直しということでございます。

議員から4対6から3対7、2対8などへ見直しということでございます。

実情を調べてみますと、分収林契約ということで市と地区で分収しているのが、中伊豆地

区と土肥地区になります。中伊豆地区につきましては、杉、ヒノキ等の人工林については3対7、また、クヌギ等の雑木につきましては2対8となっております。土肥地区につきましては、人工林については4対6、そのほかの造林につきましては2対8ということで、全てが4対6ということではなくて、逆に3対7、2対8のほうが多いということでございますので、合併前からの約束事を引き続けている状況でございます。

次に、公共交通についてでございますが、公共交通につきましては、国、県と協働しながらさまざまな観点から、伊豆市にふさわしいあり方を模索しております。

現在、伊豆市に限らず、特に西伊豆地区、南伊豆地区を含めた伊豆半島になるわけですが、現在この関係6市町と県と国で法定協議会を、この3月に発足させます。この協議会の中で交通網形成計画というのを策定しまして、平成28年度にはその路線の再編成を実現するための交通網再編計画というのを、その協議会の中で策定していく予定でございます。また、これは伊豆市というよりも西伊豆地区、南伊豆地区を含んだ伊豆半島の中ということでございます。

伊豆市におきましても、平成26年4月からは、バス事業者と協力して、修善寺駅発の最終バスの時間の9時台へおくれさせております。今後も少しでも利用者のニーズに合った運行形態となるように検討してまいります。

また、わかりやすい避難案内表示についてでございますが、平成27年度建設予定の津波避難タワー、これへの避難誘導看板について、どなたにでもわかるよう地元の方と協議して、工事完成に合わせて設置できればと考えております。

また、津波避難タワー自体には、階段、手すりに夜間でもわかるよう蓄光性の素材を張り、ソーラー式の照明灯の設置も考えております。

今後も一時避難場所への誘導看板、海拔表示などについてわかりやすい形で設置できるように進めてまいりたいと考えております。

最後に、苦情等情報の共有化についてでございますが、平成25年6月議会で議員から御指摘、御提案いただきました後に、職員の使っているパソコンで、その庁内を共有するグループウェアというのがあるんですが、そちらのグループウェア内に「市民問合わせ管理」ということで、そういうメニューを設けてございます。そこで各部署で受け付けた苦情やその関連部署の対応・改善した結果などを情報として残しまして、全職員が情報共有できるような形としております。

また、月2回開催しております課長会議の中で、各課に寄せられた苦情等とその対応の報告を求めている、こういうことで情報の共有化を図っているということでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、三田議員の6番目、過去の質疑に対するという部分の

伊豆スカイラインと中大見八幡野線についてお答えをいたします。

前は伊豆スカイラインの無料化という御質問でしたので、それについては道路法の道路ではなくて運送法の道路ですので、無料にはなりませんというお答えをさせていただきました。

この件につきまして、平成26年12月25日に静岡県道路公社本社に直接確認を行ったところですが、同様の回答をいただいたというところです。

このときに、現在、道路公社では地権者には通行証を出し、世界真光文明教団、中伊豆リハビリセンターの職員及び天城高原地区の住民には、道路公社として最大限の割引優遇措置を行っているという回答をいただいたところです。ただ、これでは限られた人になりますので、伊豆中央道とか修善寺道路のような半額回数券、こういうものが出ませんかというあわせて、そういう要望もさせていただいたところです。

これからも引き続き、無料にはなりませんので、それでは、安くするという方向で要望活動を行っていききたいというふうに考えています。

続きまして、中大見八幡野線の拡幅工事ですけれども、これも静岡県のほうへ確認をしたところ、現在、道路改良の計画はないということですが、維持補修で対応していく予定だという回答をいただきました。

これも平成26年12月25日の日に静岡県交通基盤部道路局道路企画課に直接要望してまいりました。この道路は伊豆横断の一部にもなるということと、その道路沿いの地権者は伊豆市ですので、道路改良に協力しますから道路改良をお願いしますという要望をしてきたところです。ここについても、これからも引き続き要望活動をさせていただく予定でいます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、私のほうからは2点、椎茸の生産事業並びに小川の巨峰発祥の地ということで、こちらについて御回答いたします。

椎茸の生産奨励事業の継続ということですが、御承知のとおり、福島第一原発の放射能漏れ事故、これによって大きな被害を受けました。伊豆市の基幹産業でございます、シイタケ産業の維持、発展を図ることを目的として、伊豆市椎茸生産奨励事業補助金交付要綱、これを作成し、これに基づきまして平成24年から平成26年までの3カ年、シイタケの種駒の購入費の一部助成を実施してまいりました。

しかしながら、いまだに風評被害による販売価格の低迷が続く中、国の補正予算において森林整備加速化・林業再生事業、こういう枠組みがございます。こちらに原木しいたけ再生回復緊急対策事業費補助金というものが創設をされております。これを受けまして、静岡県、市の椎茸組合、JA等、関係団体と連携をとりまして、シイタケ生産者に対して、この補助金の制度を活用していただいて、平成27年度の植菌分の購入費用の一部を補助金として受け取ることが、ようやくとできるということになりました。しかしながら、当該補正予算額の

範囲では1駒当たり、従来は1駒1円で市はやっておりましたが、1駒60銭程度ということでございまして、市としましては、基幹産業であるシイタケ産業の維持発展、シイタケ生産者の経営支援を行うということを目的に、平成27年度の当初予算において1駒1円となるように40銭分、これを補助金として計上してございます。

次に、小川の巨峰発祥の地の活用についてということでございますけれども、小川の巨峰ブドウ発祥の地、こちらの観光資源としての活用は非常に可能性があるものと考えておるといことで御答弁をさせていただいたところです。

これまでも、観光協会やグリーンツーリズム等、それとか「伊豆市文学散歩」という観光パンフレットがございまして。こちらには紹介はしてございますが、まだ十分とは言えない状況でございます。

今後は、伊豆市で今、取り組んでございます着地型の旅行商品づくり、具体的には中伊豆ワイナリーと連携したウオーキングとか、そういうものになろうかと思っておりますけれども、それに特産物である、わさび、シイタケ、これらも連携しながら地域の活性化につながるように観光協会等の皆さんと協調して取り組んでまいりたいと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） いろいろ聞かせてもらいました。私が認識していない分野でかなり進捗しているということを確認させてもらいました。

それでは、ちょっと若干時間もありますので、伺わせてください。

まず初めに、修善寺の駅舎についてですけれども、自転車のこととウォシュレットとかがありましたが、先ほど寒さのことも聞いたんですが、具体的に寒さよけ対策で風よけとか、何ていうんですかね、都会的な駅舎になっていて、田舎風のドアで閉めるとか、そんな構造物の変更は考えてはいないんでしょうか、いわゆる寒さ対策をどうするかということですけども、コンセプトがどうも私もいまいまいちつかみかねているところなんですけど、私は逆に温泉観光地の入り口だということで、もっと温泉風情を出せるようなものがないかと思いつながら、まきストーブか何かを真ん中にやってみんな暖まると、間伐材を利用していいのかということも考えたりもするんですが、いかがでしょう、寒さ対策、すみません。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 風という部分で寒いというところの認識を持っているという中で、まだ市民の皆さんの駅舎を使った場合の満足度調査、こういうものを平成27年度で実施しますので、その中でドアをつけて本当にいいのかどうなのかという部分になろうかと思っております。電車というのは相当のお客さんが一遍におりてきますので、そのときにドアで対応できるかどうかという部分もあろうかと思っておりますし、何よりも一番考えなければならぬのは安全、

ここを考えさせていただくところになります。やはりまきストーブで子供がやけどしても困りますので、そういう部分での利用者の安全ということを配慮しながら、また、市民の満足度ということを意識しながら、今年度その調査をしてまいりますので、その中で検討させていくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） そうなりますと、次の質問もちょっとその答えに近づくんですけども、夜間の照明が暗いというような声を聞くんですけども、南口が今後改良されるかと思うんですが、今現在のところで段差があって、またつまずいたりするというようなことで、何て言うんですかね、あのちかちかしたものがついて、一応配慮しているみたいですけども、この前見たら何か切れているような気もしたんですけども、いわゆる夜間照明とか夜間の安全策についてはどのように認識していますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） この前、照明工事を発注したばかりです。ということで、西広場、今、更地になっている部分のところが通路になっているわけですけども、そのところが、まだ道路改良が一部終わっていませんので、そのところの照明、それと、駅の南側、バスがいっぱい回っているところですけども、あのあたりも暗いです。今はそこに暗い中で段差があって、ちょっとゼブラみたいな形のものを入れてあるんですけども、あのあたりも駅南広場のシェルター工事とか、広場の工事を発注しました。シェルターはまだなんですけれども、駅南広場の舗装関係についても発注しましたので、そのあたりで照明等も考えていきます。

1つ、これは余談というか外れて申しわけないですけども、修善寺駅舎はフーという照明を使っています。照明方法にフーという照明を使っています。これはなぜかというと、直接的に明かりを当ててまぶしく明るくするのではなくては、間接照明を利用しながら暗ぼったいけれども、しっかり見えるというようなことでちょっと雰囲気を出している駅舎をつくらせていただきました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） それは高齢者にもしっかり見えるんですか。ちょっと私もわからないもんで、すみません。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 特に修善寺駅は誰もが使えるようにということで、高齢者だけで

はなくて、要は体の不自由な方もしっかり使えるようにということで、きょうもトイレのところには、もう点字の女子トイレであるとか、男子トイレというあたりの点字の案内もつけてあるところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 案内所の機能強化について伺いたいと思うんですが、この前、新聞で何万人ということが出ていましたけれども、掛川の新幹線の駅でしたかね、駅舎の真ん中に観光案内所みたいなのがあって、そこに人がいて、誰でも簡単に近寄れる。個人的には私はあの待合室、ドアが閉まっているもので、ちょっと入りにくいなというように感じるんですが、あるいはもうちょっと先ほどから言っていますけれども、観光地ということで踊り子姿で何か対応するとか、何かそんな考えというのはないもんかななんてことも考えたりするんですが、とにかく土日あたりの「踊り子号」で来たお客さんについて、むしろ自分たちから出て行って観光案内をしたりするのもいかがかなと思ったんですが、ちょっと私はあの観光案内所、入りにくいかな。寒さとの関連でいくと、むしろあっちを、そんな寒いときは待合室でちょっと使ってもらってもいいのかなと思ったりするんですが、いかがでしょうかね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 駅からおりたお客さんに対して、伊豆市の今ある駅舎の観光案内所が一番いいポジション、位置にあると考えています。そういうところで、見やすいところ、公共交通機関のほうへ出ていくところ、動線とか目線を意識した中で一番いいところに観光案内所を設置をさせていただきました。ただ、踊り子さんの姿というのは、観光経済部長のほうに答えていただいたほうがいいのかと思いますので、よろしく願います。

○議長（杉山 誠君） それでは、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 御提案のありました踊り子さんの姿とか、特徴のあるものというふうに理解はしております。今、位置的なものについては建設部長が申し上げたとおり、一番お客様がおりて正面に位置するというので、非常に立地的には私はよろしいのではないかと思います。

三田議員のおっしゃったように、じゃ、お客様が来たときに、外へ出てとかということですが、現実的に「踊り子号」が着いたときが一番利用頻度が大いわけです。そうすると、あそこのスタッフというのは現在、常駐2人の体制でやっております。そのような関係から、なかなか出て行ってということは、まず不可能に近いというふうに御理解をいただきたいと思います。

あと、入りやすくとかという部分ですけれども、これからWi-Fiの整備とか、そういうのが進んでまいります。実際、伊豆箱根、修善寺駅にはもうじきWi-Fiの整備がされ

る予定でございます。そういうところから、あそこの認知度が上がってくれば、必然的にあそこへとお客様が流れてくるというふうには考えております。いつでもオープン状態ですので、寒さよけにあそこを利用されることは、やぶさかではございませんので、そんな答弁でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 修善寺駅舎等の改善ということで、駐車場のことをちょっと聞かせてもらいたいんですが、利用実績と改善要望等出てないのかどうか、この前、どこかで誰かの質問で答弁があったかと思いますが、改めてすみません、お伺いしたいんですが。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 駅北の駐車場ということでお答えをさせていただきます。

最初のころはなかなか使ってもらえなくて、管理費ばかりかさむ赤字の駐車場でしたけれども、だんだん夏過ぎごろから使う方がふえまして、そこそことんとなってきたかなというところがあります。

正式には聞いていないんですけれども、やはり車を入れた途端にバーが上がります。車の下のバーが上がって、車どめになるわけなんですけれども、場所によっては無料期間の間はバーが上がらないというような設定もされるようにはできます。我々は利用者の方の安全ということを考えまして、あるとき急に、知らない間にバーが上がってきて挟まれたちゃったというのは困るものですので、入ったときにすぐ上がるというような形をとらせてもらいました。そして、無料20分以内であれば、お金の精算機のところへ行って、ボタンを押していただくとバーが下がるようになるんですけれども、もう少し考える余地はあるのかなというふうには考えているところです。無料期間の間はバーは上がらないでもいいのかなと。

もう一つは、なかなかあいているというか、車がとまっていない空車の状態の駐車場がありますので、駐車場のコンセプトとしては多くの方に使ってもらいたいということで、上限1,000円みたいなのをつくらなかつたんですけれども、そういうのも余りにもあいているものですので、そういうのもやっていくのはどうなのかなということで検討には入っているところです。ただ、やはりお金と集金との問題、スペースの問題、駅舎の駅のすぐ横の駐車場というところで、送迎の方の利用、そういうところを優先させながら検討してまいります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） この質問の趣旨は、まさに1日の上限設定、もしスロープの下あたりであいていけば、そういうのも一つの増収策かなと思ったわけなんですけれども、利用率が高まれば別段構いませんけれども、ここの部分の最後に、西口広場は今後活用していくと思うん



ですが、具体的なスケジュールとか、どのような活用、私は先ほど言っていましたけれども、何かイベントやって、観光伊豆の風情、情緒を出すような仕掛けにそこを使って、「踊り子号」で来た人が、まずそっちにぱっと見に行行って、何かあればいいななんていうことをいつも思っているもんですから、西口広場の活用について改めてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 西口広場につきましては、今は更地ということで、周りを取り囲いで入れない状態にしています。そのところを伊豆箱根さんから伊豆市が借りて、そして、そのところを芝生広場的なものにしようというふうに考えています。その芝生広場には通路がありますので、その通路が今度は自転車置き場の方が短い距離で駅舎に来れるような通路になろうかと思えます。そして、そこが広場になりますので、そのところについて建設部はイベントは下手ですので、観光経済部あたりのところでイベントを仕掛けてもらうような形になっていくというふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 私は先ほども言っていますけれども、温泉の蒸気でも出ているといいななんて思ったりもしていたんですけども、それでは、次に、交通渋滞のことで、平成13年度から伊豆市中心市街地交通問題検討会とかで議論して、新聞によりますと、信号がいくつもあってなかなか難しいと、さらに検討を加えるということですがけれども、先ほど申しました短期、中期、長期以外に今すぐ警察等の話し合いによるんでしょうけれども、信号機の時間調整を、何ですか、今、中伊豆方面からと修善寺橋から同時に青になるんですかね。それを手前みそですけども、中伊豆方面のほうを先にしてもらって、若干時間を置いてもらうと右折ができやすいんじゃないかなと思うんですけども、そういった今すぐお願いできるようなことは難しいでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まさしく我々もそのところを狙ってしまして、今年度、また調査をかけます。去年というか平成26年度は時間がどのくらいかかるのかというような、日本語でいうと渋滞損失調査というようなものをかけました。プローブ調査といいますけれども、A点からB点まで行くのにどのくらいかかるかというのをやりました。そして、あわせて静岡県さんでは、その道路のビデオ撮りをやったりしていただいています。

今年度、平成27年度なんですけれども、今度はナンバープレートの調査をしたり、それと今、三田議員御指摘のように信号の現示、青の時間を変えた場合にどうなるかというあたり

を、その交通量をはめ込みながらシミュレーションをかけます。実際にやって渋滞を起こしてしまうと皆さんに御迷惑かけますので、数とか時間とかがわかっていますので、それからコンピューター上でシミュレーションをかけるということをやります。

当時、当時というのは今の修善寺土木の修善寺所長の前の方の支所長のときに、伊豆市が修善寺駅で相当頑張っているもので、県としても何らかの応援をしていきたいということで、あそこを3車線化の絵を描いていただきました。そこは市道にも影響がありますので、うちもあわせて絵を描いたりしながら、県と協議をしているところなんですけれども、今回まだ非公式ですけれども、平成26年度の調査をした結果、どうも3車線化だけでは物は解決しないというようなことがわかってきました。というのは、横瀬の信号現示の関係で、それが修善寺駅まで影響していますので、いくら3車線をして横瀬からの渋滞が響いてしまって、影響があるというような結果も出ているところです。そういう意味からも、信号現示によってどう変わるかというのは、すごい興味のあるところということです。

それと、すぐできることはないかということなんですけれども、まずは平成27年度、そういうところを実際にやると皆さんに御迷惑かけますので、コンピューター上のところでシミュレーションをかけてやるというような調査をしようというふうに考えています。

そして、それが終わった後なんですけれども、短期、中期、長期ということではいろいろ修善寺駅のところの道路を考えているところです。その短期のところでは信号現示、サイクルの変更というのをやっていくというのが割とハード面が少なく済むものですので、短期的には可能というふうに考えています。

また、用地を伴わないような3車線化、要は歩道を狭めて車が何とか右折のスペースがとれるというようなやり方も短期になろうかと思えます。

中期では、まさしく交差点改良ですね。今の3車線化とか横瀬の交差点改良というのは中期になろうかと思えます。

それで、長期ではどうするかと言ったら、長期はもうバイパスですね。もう駅とか横瀬に車を来させないで別ルートの道路ができて上がっているというようなバイパス、これが長期になろうかと思えます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 議員になったから頼まれた要望に、ここがかなり重点を占めているものですから、本当にスピードアップでぜひ信号のところなんですけれども、時間の調整等よろしくお願ひしたいなと思えます。

あと、私の発言時間は残っているんですが、何となく皆さんの予定時間の1時間を超えて恐縮なんですけど、橘保育園の跡地の活用について、これはまださくら保育園等が見通しが無いものであれでしょうが、先ほど市長のいろいろな思いがあるということですが、これは質

問してもよろしいことなんでしょうかね。さくらこども園の事業の業者の申し込み状況等については、ちょっと外れていますか。もし差し支えなければお願いして、そうしますと、予定どおりって、そうしますと、いつごろ橘保育園はいわゆる工事等に入れるのか、あるいは更地にしちゃうのかとか、園舎は取り壊すのかという質問をしたいんですが、議長いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 今の取り組みだけ。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 今のところ、事業所は募集が来週ですか、20日の日というふうになっていますので、今のところ手元には届いておりません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） じゃ、橘保育園は、いわゆる決まってないからあれですが、今、建物の園舎等も全部壊すような予定になっているかということはいかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 建物につきましては、月ヶ瀬もそうなんです、移れば順次壊していきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 地元の方にいろいろ跡地はどうでしょうかと聞いても、なかなか答えがないもんですからね、また、これは今後地元の議員としてはしっかり取り組ませていただければありがたいなと思います。

あと、4番目の医療・介護・福祉等については、国の大きな方針が地域の中で多種目によって包括的に支えようと、もう入院医療とか施設入所等では財源的にやっていけないということで、大きな方向が来て、その中に伊豆市もその方向を歩むかと思うんですが、そうしますと、その際、いわゆるサービス等で困らない人が出ないように、ぜひ万全な体制で制度設計に入っていただければという思いで質問させてもらっています。

この中で新しい総合支援事業になって、いわゆる支障が出るような部門というのは、業者等からの声とかあったんでしょうかね、利用者等が何か心配事がこんな声が届いているとかいうようなことはおありでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 今のところ、利用者等からはそういう声は聞こえておりませ

ん。私どものほうも民生委員、それから、包括を通じて利用者の方は何も変わりません。制度は変わりますよということで御説明をさせていただいております。利用者というか事業所のほうにつきましては、4月1日ということで2月に国保連合会の方も交えて事業者を集めて、こういうふうになるという説明会をやっております。それから、今月も24日に事業者説明会を行いますということで、まだ4月1日からということなんで、事業者の実数というものは正確には把握していないんですが、今現在やっている事業所よりは多く伊豆市でやっていただけるというような形で聞いております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） この新しい制度のいわゆる介護保険等の制度は、いわゆるサービス量をふやしたければ自己負担をふやす、保険料をふやさないという、そういった相関関係なものですから、足りないからどんどんつくって、じゃ、保険料も上がってもいいかという、なかなかそうもいかない財政事情もあるかと思っておりますので、それでどの辺に設定するかというようなところの合意を得た上で、その保険料とサービス、あるいはサービスの質を本当に伊豆市にとっては何が必要かというところを議論しながら進めていかないと、やがて破綻してしまうだろうと。第5期の介護保険事業計画では、1号者の平均で4,100円でしたっけ、そして今回が500円アップの4,600円になるということで、これを続けると、どんどん5,000円とか7,000円になってしまうということでしょうけれども、いわゆるその分を今度は地域住民との協働関係、あるいは御近所のつき合い等の中で、いろいろ総合的にソフト面も充実する必要があるかと思っておりますし、認知症等の見守り活動ですか、そちらのほうにも力を入れていく必要があると、そういった住民が手を加えれば、協力すれば保険料等の値上げも抑えられるみたいな、何ていうんですかね、その制度の仕組みの中でもうちょっと住民に情報が行くと、また考え方も若干変化するのかなとも思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいなと思っております。

虐待防止については、障害者の方が7件あって、6件というのはちょっと私、驚いたんですが、そうしますと、児童とか高齢者についてはどういった実態になっておりますでしょうか、ちょっと実数が聞けなかったもんですから、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 昨年の実績ということでよろしいですか、今現在まだ平成26年度は進んでおりますので、よろしく申し上げます。

平成27年2月28日現在なんですが、児童につきましては、平成26年度の相談数ですね、全部で1,462件です。これは電話で繰り返しというような形のも同時にカウントしておりますので、これが全て実数ということではありません。それから、家庭関係で相談件数が665件、

それから、学校関係ですね、153件、それから、性格とか生活習慣、この関係が6件、それから、虐待の関係が438件、それから、心身障害というんですかね、その関係が186件、それから、非行等が4件ということで、合計で1,462件の相談があったということでございます。これは延べ件数ですので、電話等、それから、職員が出向いた等も入っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） こういった虐待防止等の情報が行き渡ると、相談等がどんどんふえてくるかと思えます。その際、いわゆる虐待の認定とか、その措置等は非常に苦慮すると思うんですが、逆に疑わしいけれども、虐待じゃないと認定して、伊東のようになってしまうなんてことの事例は、死亡っていう意味じゃなくて、ちょっと判断が間違っ、ちょっと重篤になってしまったような事例というのはございますですか、それとも判断が適切だったというような状態になっているんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 児童の関係ですが、相談があれば、学校等からあれば、そこに当然家児相、それから、うちのほうの家庭児童相談所、それから、県、それから、当然学校の関係等々で話し合いをしながら訪問、それから、ケース会議等をやっております。今のところ、そういうことで措置をしたというケースはございません。ネグレクトというんですかね、育児放棄の関係での措置は現在ございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 高齢者についてお願いできますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 高齢者につきましても、虐待等の相談はございます。今現在ですと、包括等を通して上がってくるケースが一番多いのかなというふうには考えております。その関係も民生委員等、それから、虐待だけでなくて包括の関係ですと、例えば権利擁護等があります。昨年ですと、平成25年の関係でよろしいでしょうか、虐待等の関係の包括等への相談が245件、それから、権利擁護、成年後見人の関係が1,056件、合わせて1,301件、そのほかのものを加えれば包括の場合は何千件になってしまいますので、それだけに絞ると以上の件数になります。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 虐待防止で通報制度というのがあって、もし、知っていて、逆に通報しないと、その方がという制度になっているものですから、またその周知を徹底していただいて、虐待のない伊豆市になっていただければありがたいなと思います。

6番目の過去の質問についての検討の進捗状況をということでしたけれども、本当に多岐にわたって答弁いただきありがとうございます。ここで二、三、ちょっと時間をください。

ウッドスタート宣言をしませんかということなんですが、取り組み状況はわかったんですが、そのぐらいやっていたら、もう宣言しちゃってもいいんじゃないかと私は思うんですが、何か宣言することに支障があるんでしょうか。この前の勉強会に職員出たというところに私も行かせてもらったんですが、どういった感想を持って、その宣言まだしないのかなというような素朴な質問もあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） さきの研修等ウッドスタート、当初2つとありますが、生まれたときに記念品として木のものをあげる、進呈するとか、あるいはその木を使った遊具、そういったもので活用していくというような部分で、子供たちに木と触れ合わせる交流といたしますか遊び、そういったものを主な研修として出かけたと思っております。その宣言に関しては、今現在、具体的に検討していこうという部分の立ち位置まではちょっと行っていないという状況でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 私は、ここでの趣旨は景品にどうのこうのじゃなくて、伊豆という森林等の地域柄、ウッドスタート宣言を一番先にやるということが意味があるという意味で、よそがやってからやっては何ら注目されませんので、伊豆市を注目させる意味でも、これはぜひ必要かなと、そんな意味で言っていますので、御検討をお願いします。

同じく森林の分収林の割合ですけれども、2対8が多いというのは聞いたんですが、それならばちょっと見直してもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。見直してもいいというのは、2対8に近づくように変更することは可能じゃないでしょうかという質問ですが、いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 特に中伊豆の場合で申し上げますと、合併する前の旧中伊豆町のときの平成15年3月に、中伊豆町の歩合林歩合率改正委員会という組織から答申をいただきまして、その中で4対6だった歩合率をそれぞれヒノキとかの人工林については3対7、雑木につきましては2対8ということで、平成15年3月のときから昔の分収林の契約を見直して分収率を4対6から3対7、2対8にそれぞれ見直しているということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 私は昭和34年ぐらいの契約書の4対6を言っていたんですが、じゃ、それは契約書がなくても自動的に3対7と理解してよろしいという意味でしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） そのときにしっかり契約も見直されていると思います。変更契約されたかどうか、ちょっと記憶にはないんですが、間違いなく平成15年の見直しのときに、それぞれ各地区の歩合林率は見直されていると、ですので、今、申し上げましたように全てが4対6ではなくて3対7、2対8になっているというふうに解釈しています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） この質問の前に行政の窓口及び地元の俗に言う年配者の方に聞いたんですけれども、今の答弁というのは初めて聞いた事項なものですから、私どものところには古い契約しかなくて、その前提でどういうふうに間伐するかという議論していたんですが、新たに3対7というのは、公表してるんですかね。実はあさっても総会があるんですが、何と言っていいんでしょうかね、契約がされているかどうかもここではちょっとわかりにくいと思いますけれども、3対7ということを私、今後これからは使わせてもらうということをお願い、お願いというか、させてもらいます。

すみません、シイタケの種駒の話、私は予算書の中には40銭と入っていたものですから、3年契約で見直して、それでもさらに延長して40銭なったのかなという気がしたんですが、県と合わせる1円、今までどおりだという理解でよろしいでしょうか。それとも今までの1円は市が単独だったということですか、それに合わせて1円という、これは非常に助かっているということですので、私は評価していきたいなと思います。

あと、時間の関係もありますので、いろいろ懸案だと思っていたことが少しずつですが、進捗しているということを確認させてもらって、私の質疑は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで三田忠男議員の質問を終了いたします。

ここで2時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時20分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 山 下 尚 之 君

○議長（杉山 誠君） 次に、4番、山下尚之議員。

〔4番 山下尚之君登壇〕

○4番（山下尚之君） 4番、山下尚之です。

通告に従い、市長に大きく2件について質問いたします。

大きな1件目として「地方創生」に向けて地方版総合戦略への伊豆市の取り組み方について。

平成27年度、国の重要政策である、まち・ひと・しごと創生法案が平成26年12月閣議決定されました。全国自治体で地方版総合戦略が策定されていきますが、他市町村を圧倒するプランづくりに向けて伊豆市の取り組み方について伺います。

①として、この創生法案についての概要を伺います。

法案の説明を求めるのは、一般質問として余り好ましくないことではありますが、広く皆さんに御理解していただくために、あえて質問をいたします。

法案の目的はどのようなことで、交付額に限度額はありますか。認定され、支給されるための条件はどのようなものですか。事業年度の指定はあるのでしょうか。交付金の補助率は一定の率なのか、事業別に違うものなのか、どうなっているのでしょうか。法案の内容について、このようなことを踏まえて説明をお願いいたします。

②として、事業提案の具体的な案とその理由は。

市長の施政方針にもある雇用・所得・人口の安定を図るために観光、農林水産、商工業、サービス業、まちづくり等、いろいろな切り口の戦略を考えているのか。戦略の方向性または具体的な案がありましたら、その理由と効果についてのお考えはどのようなものか伺います。

また、1市での複数の提案、要望ができるのでしょうか。近隣市町が連携しての道路や観光といったネットワークづくりのり伊豆半島広域での提案は許されますでしょうか。できるならば、そのようなことを提案するお考えはありますか。

3番目として、提案書策定事務担当部署はどこになりますか。

機構改革での総合政策部の新設との関連性は、また、部局を超えたプロジェクトチームの成立は、また、外部委託等のお考えはどうでしょうか。具体的な組織体制はどのようなものになるでしょうか。

4番目として、計画から事業着手までの今後のスケジュールはどのようにになりますか。

地方版総合戦略作成に向けて、志の高い、やる気のある地方の自治体と見てもらうために、

⑤として、事業認定に向けての意気込みとその手段と効果はどのように考えていますでしょうか。

2件目として、光ファイバー網の環境整備について。

平成26年度から3カ年をかけて市内全域で環境が整備されていきますが、市民への周知と



今後の利活用について伺います。

①3カ年の事業概要、工事の内容と範囲、エリア、契約の内容、方法と業者選定はどのようにされていますでしょうか。工事金額、年度ごとのものと全体ではどのようになっていますでしょうか。それには工事金額等の補助率等もあわせて簡単に説明をお願いいたします。

②として、工事内容の周知、加入促進に対する事前PRが足らず、市民が何をしていた、どういう効果、また、利点があるのか、家庭に引き込むのにどのような契約をしたらいいのか戸惑っていることがあろうかと思いますが、この事態についてどうお考えでしょうか。また、今後どのように対処していくつもりでしょうか。

③として、ある一定の加入が達成されないと市の負担があるとも聞きましたが、加入率のノルマ、ペナルティーはどのようなものでしょうか。

④として、環境整備に伴い、今後の行政サービスはどのようなことが想定されているのか、また、その取り組みをどうお考えか、それぞれ市長の見解と担当部長の説明をお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの山下尚之議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 御質問のうち、地方創生の②の部分のみ私から答弁申し上げ、その他については、いずれも総務部長から答弁をさせます。と申しますのは、これ非常に大事な話であって、まずはその地方版総合戦略の戦略とは何かというところから始まるんですね。戦略というのは、将軍がつくるから戦略であるとか、総理だから戦略だとかいうことではありません。これは物の考え方であって、目的を明らかにして、その目的を達成するための目標を確立する、その思考方法を戦略的思考というわけですね。

伊豆市の、まさに先ほども議論ありましたけれども、これからの地方創生戦略の目的というものは、伊豆市を消滅させないということでございます。消滅させないという定義は、行政機能を維持する、あるいは市内の活力を維持する、いろいろな考え方があるわけですが、行政機能を維持するだけであれば、極論すれば、修善寺にだけ3万人集めて、活力を維持して、行政機能を維持するというものでもありません。しかし、それはとらないということでもあります。つまり市内の活力を維持するというのが、この戦略目的になります。

そのためのこの目的を達成するための目標として、シンボリックな目標として、小学生以下の各年齢人口200人というものを掲げているわけです。その内容は、小学校を維持をすると、土肥でも1クラスになるかもしれないけれども、小学校を維持をすると、中伊豆、天城湯ヶ島では2クラスの小学校を維持したいと、そういうことを目標として掲げているわけです。そのためには、やはり子育て世代の人たちが伊豆にいななければいけない。伊豆の若い人たち20代、30代の人たちはなぜ出るのか、雇用がないから出るのか、雇用があるけれども、そこの職場では嫌だから出るのか、雇用はあるし、そこで働いているけれども、生活利便性

が悪いと思って出るのか、ここをしっかりと分析しなければいけません。

また、伊豆市の中にいらっしゃって、職場もあって、しかし、結婚しない方もいらっしゃいます。この方々は所得がなくて結婚しないのか、所得はあるけれども、何か別の理由があって結婚しないのか、そういったものを分析をしなければなりません。

また、雇用に戻れば、どうして伊豆市の中に職場があっても、そこに就職はしたくないのか、サービス業はどこも長い間従業員不足、旅館さんもゴルフ場さんも医療も介護も募集はしているけれども、集まらない。ここのところ、製造業も調子がいいものですから、伊豆市内の町工場では有効求人倍率が2前後という、つまり職場がないわけではないけれども、そこでは仕事はしたくない。じゃ、その職場環境を改善できるのか、生産性を向上することができるのか、生産性というのは時間当たりの所得ですから、つまり給料を上げるということが生産性の向上なんですね。

そういったことを解決するために、1つは、産業力強化会議というものを今、立ち上げる準備をしているわけでございます。そういったものを論理的に分析をして、検討して、政策として整理をしていく、これが地方版総合戦略、伊豆市版総合戦略でございます。まだ検討作業の途中でございますので、これは少し時間かかりますが、また、6月議会のころには中間報告ができるかと考えております。

その他の部分については、総務部長から答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、まず、地方創生に向けてということで、1番、3番、4番、5番についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の地方創生法案の概要等についてでございますが、まち・ひと・しごと創生法、これは我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京への一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが大切であり、そのために、まち・ひと・しごと創生を総合的かつ計画的に実施するということを目的としている法案でございます。

地方創生に係る国の交付金の関係でございますが、国の平成26年度補正予算として措置されました、即効性のある取り組み、これに対して地域住民生活等緊急支援のための交付金、これが交付されるものでございます。地域における消費喚起対策、これを対象としまして、地域消費喚起・生活支援型の交付金と地方創生先行型、この2つの区分になっております。

この交付金の限度額についてでございますが、これは補助率ということではなくて、交付税の算定等に用いる基礎的な数値、これに基づいております。例えば、人口とか財政力指数、就業率等々をもとに計算されております。

伊豆市におきましては、この地域消費喚起・生活支援型、これについては5,029万2,000円、

地方創生先行型につきましては4,668万5,000円、これの内示をいただいております。

また、この交付金につきましては国の補正予算、これで措置されておりますので、今年度中には最終決定はされる見込みとなっております。このたび3月補正予算におきましても、この地方創生がらみの予算を計上させていただいております。また、大部分を平成27年度へ全額繰り越すと、このような補正をさせていただいております。

平成28年度以降につきましては、国のほうではまだ正式には決定されておられません。

3番目の提案書策定事務担当部署でございますが、この3月議会で事務分掌条例の一部を改正する議案を上程させていただいております。その中で、新しく設置する企画部門、これに総合政策部を予定しております。この部を地方創生の一応担当部というふうに考えております。また、横断的な庁内の組織としまして、既に市長を本部長としてます地方創生本部、こちらを設置しまして、総合戦略計画、これの検討を始めております。

4番目の計画から事業着手までのスケジュールでございますが、伊豆市のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、先ほど申しましたとおり、地方創生本部会議で方針を検討しております。平成27年度に入ってからには市民代表の方や有識者の方の御意見も伺いながら、内容を精査し、平成27年の秋ころまでには総合戦略として策定したいというふうに考えております。

また、この総合戦略をより実効性のあるものとするために、平成27年度中に並行して総合戦略アクションプラン、これの策定を検討いたします。これにつきましては、委託料ということで平成27年度当初予算のほうにも計上させていただいております。国の地方創生予算もにらみながら、速度感を持って取り組んでまいりたいと思います。

5番の事業認定に向けての意気込みとその効果でございますが、人口減少対策につきましては、これだけやればという即効性があるというものもなかなかすぐには見つかりません。さまざまな施策を総合的かつ長期的に取り組まなければならない、こういう課題だと認識してございます。

伊豆市は、平成21年6月に人口減少危機宣言、これを発令し、雇用の創出、所得の向上、定住の促進、こういった具体的な施策に取り組んでおりますので、この地方創生の流れを追い風として捉え、より効果的な施策を多方面から知恵をいただき、皆さんの御意見等も伺いながら、まさに総力を挙げて総合戦略としてまとめ上げていきたいと、これから伊豆市にとって最も大事な5年間、この5年間の取り組みを具体化していきたいと考えております。

伊豆市版の総合戦略につきましては、地方で独自に策定し、独自に取り組む、こういう考えでございますので、計画自体を国が認定すると、そのような制度ではございません。国の地方創生の動きについても的確に把握していきながら、有利な制度は積極的に活用できるよう、情報収集や庁内の情報共有、このような体制も整えて取り組んでいきたいと考えております。

次に、光ファイバー網の環境整備についてでございます。

まず、1点目の3カ年の事業概要等についてでございますが、この事業は、平成26年度から平成28年度までの3年間で中伊豆、天城湯ヶ島、土肥のこの3地区に静岡県光ファイバ網整備事業、これを活用しまして、県と市の補助事業により超高速ブロードバンドサービスが利用できる環境を整備するという事業でございます。

事業者の選定につきましては、公募により募集をしまして、その中で審査をして業者を決定しております。

工事及び5年間の維持管理に係る経費を事業費としております。平成26年度は中伊豆局と青羽根局で6億2,900万円、平成27年度、湯ヶ島局で3億700万円、平成28年度の土肥局、八木沢局で4億5,900万円、これを見込んでおります。この事業費に対する補助ですが、県が工事費のうち県には補助対象事業費がございますので、その4分の1を県の補助金、また、市の補助金につきましては、先ほど申しました事業費から県の補助金を差し引いた額、それから、5年間の事業者の収入、この見込み額を差し引いた額、これを市が補助してございます。

2点目の事業についての市民への周知についてでございますが、この事業は整備対象地域で超高速ブロードバンドサービスが利用できるように、電気通信事業者、これに補助金を出して整備をしていただいております。利用者加入のための勧誘、これは事業者の営業行為ということになります。今年度は利用促進を図るためのサービス開始に合わせた説明会、これの開催通知を対象地域の各戸に配布させていただいております。説明会については、昼間2回、夜3回、このようなことで各戸配布した案内に従いまして説明会のほうを開催しております。

3点目の加入率のノルマ、ペナルティーについてですが、先ほど申しましたとおり、加入促進、これは事業者の営業行為でございますので、事業者のほうが責任を持って行うことになっております。

4点目の環境整備に伴う行政サービスについてですが、光ファイバー網が整備されますと、画像情報など、大量の情報を遠距離でも瞬時に送受信できるようになります。電子申請などの各種行政手続のオンラインサービスの充実や地図情報、このサービス提供など、今後検討してまいりたいと思います。

また、市民サービスの向上以外にも防災面での安心・安全対策、企業誘致等による産業振興、観光情報の発信等、さまざまな利活用が期待されます。

既にインターネット環境が整備されておりますが、今回の光ファイバー網の整備に伴いまして、情報通信量の大容量・高速通信が可能になりますので、無線Wi-Fiの環境整備により、災害時の非常時には防災面で、平時には市民や来訪される観光客に対して必要な情報がスムーズに提供できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、地方創生関連からお願いしたいと思えますけれども、この事業の概要説明いただきまして、私も大分感違っていたのかなというところがありますけれども、今回の平成26年度の補正の関係で、黒の星印をつけていただいて、こういう国の地域住民生活等緊急支援のための交付金関連の事業だよというようなところで、詳しい資料をつけてもらってあるんですけども、詳細については歳入で9,600万円、歳出のほうで湯ヶ島小の改修が1,700万円、定住促進事業が531万円、地方創生の検討会議36万3,000円、総合戦略アクションプランづくりが1,000万円、地方資源の掘り起こし事業が1,200万円、販路拡大が370万円、店舗のリフォームが500万円、わくわく旅行券5,000万円、土肥南の体育館改修が800万円と、これで歳出の合計が1億1,137万3,000円という平成26年度の補正が提出されまして、この今、何件か述べましたものが地方創生の先行型の交付事業の対象なのかなと思っていたんですけども、今の何件かの1億1,000万円については生活支援、緊急支援のための交付金事業だということではよろしいんでしょうか。先行型は別にまだあるんでしょうか、そこだけちょっと伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しました今年度の国の補正予算、これが地域消費喚起・生活支援型が補正予算では5,000万円で、地方創生先行型に4,600万円、これを計上させていただいております。地域消費喚起型につきまして、わくわく旅行券、これのみが対象となります。地方創生先行型につきましては、そのほかのそこに星印をつけさせていただいているものです。ただし、その事業費が満額交付金の対象とはなっておりません。どうしてもある一定の枠がございますので、例えば学校改修につきましても、交付金を一部使うんですが、その予算が丸々交付金ということではなくて、国のほうの今、計画書を出している最中ですが、ハードとソフトの割合というのも今回、計画の中で大分言われておりますので、丸々改修工事が全額交付金ということではなく、その一部を見込んでいるということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） これが緊急支援のものと先行型のものとに分かれているというのは、今、説明の中でわかったわけですけども、事業を見ますと、いろいろな部門の多種多様な事業があるわけですけども、何でもござれ的に見えるんですけども、これを申請して、認定された、その経緯、何か示されてきて、先行型と生活支援ですから、もう簡単な書類でこの事業が認定されてしまったのかなとも見受けられるんですけども、そこらの考え方は、そういうことでもいいのかなと、次に向けての平成28年度以降は、この自分の考えですと、総合戦略アクションプランづくり、これ1,000万円、今回補助金を受けて、地方の自治体でこ

のプランづくりをして、次の補助金、それは先行型でなくて何ていう名称かちょっとわからないんですけども、次の補助金へ向けて、こういう作業をしていくという事業なのかなと理解していたんですけども、何かちょっと違うのかなという中で、今回の先行型と支援のためのいろいろな事業なんですけれども、これを選んだ理由といたしますか、その手続の国との仕方みたいなのはどうなっていたんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、地方創生戦略、伊豆市版総合戦略をつくってきなさいと、もう報道されているとおり、石破大臣のところから指示があるわけですね。そして、平成27年度中につくりなさいと、これ当然、平成28年度の予算執行を考えているわけです。ですから、そこについては今からつくって来年度予算に反映できる、ことしの平成27年10月ころまでに出さないと、平成28年度の予算組めないわけですから、国は。そういったものを今からお金も支援するし人も支援するからということで政府は示されたわけです。そして、伊豆市としてはわかりましたと、お金は大体計画づくりだけで1,000万円ぐらいかかります、あるいは国から人材も派遣をしていただきたいということで、そこはそこで進んでいるわけですね。また、今から着手をするということです。

ただ、それに先んじて、先に補正で伊豆市の場合、9,600万円つけますよということなんです。これは、大臣から直接伺ったわけではありませんけれども、現状を見れば消費税を上げたことによって国内消費が一気に冷えたので、これを早くリカバーしたいということなんだろうと、これは容易に推測されるわけです。そこで、政府としては箱物はだめだからソフトでやりなさいと。これは担当の方に伺うと、箱物だと今から設計して、発注して、1年、2年かかるので、すぐに支出できて、すぐにそのお金が回るソフトでやりなさいということなんです。伊豆市の場合には市民の消費を上げるよりも観光地ですので、やはり観光振興のほうにつけたいということで5,000万円つけたんですね。これの効果がより上がるように、単独でやるのではなくて、県の事業に乗っけることによって、より実効性ある効果を狙ったというのが、わくわく旅行券のほうなんです。

もう一つのほうは、もともと伊豆市は、国が今いろいろ言っているコンパクトタウンとか小さな拠点、これは国の言葉ですけども、しかし、伊豆市はもともとそういうことを着手してきたわけですね。そして、小学校区ぐらいの地域づくり協議会をお願いしてあったところを、西豆村で既にできた。湯ヶ島で既にできた。そして、地元から土肥南小学校の体育館を使いたい、湯ヶ島小学校を使いたいという既に要望が出ていた。そこにうちほうまくはめ込んだということなんです。ですから、国の狙いと伊豆市の政策をちょうどうまく合わせて、今、国に調整をさせていただいて9,600万円の予算編成が終わったということなんです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君）　　そういうことで先行型とこの生活支援の事業を補正にかけて行っていこうということでしょうけれども、この補助金9,600万円については、国で9,600万円の割り当てがあったのか、また、こういう事業、こういう事業がさっき言いましたけれども、必要だから9,600万円になったのか、また、その事業の要綱的なものにはまれば何でもよくて、要するに限度額がないような形で示されていて、伊豆市は今、必要な1億1,100万円というものを考えたのかどうか、そこらはどんなでしょうか。もっと多くを望めたかどうかも含めて、申請できたのかどうかも。

○議長（杉山 誠君）　　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君）　先ほど交付金の限度額について、これは補助率ではなくて交付税の算定などに用いる基礎的数値、人口とか財政力指数、消費等に関する計数、就業率等々踏まえて、国のほうで消費喚起型は伊豆市は当初、概算5,000万円ですと、地方創生先行型は4,600万円ですと、国のほうでこれらの数値を用いて内定したものです。ですので、これ以下ということは当然いいんでしょうけれども、限度額ですので、これ以上ということはありません。

以上です。

○議長（杉山 誠君）　　再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君）　　わかりました。その算定の仕方がそういう財政力指数とか人口とか、いろいろな交付金の決算方法等で示されていると、それに基づいて事業を計画したということで、さまざまな事業なんですけれども、事業要綱的なもので、上げてあるんですから、この事業が認定されたんでしょうけれども、その縛りみたいな、こういうのはいいですよ、こういうのはだめですよというようなところはどんなになっていますでしょうか。

○議長（杉山 誠君）　　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君）　それぞれ消費喚起型と地方創生先行型、使えるメニューといえますか、政策パッケージというのは国から示されております。消費喚起型でいえば、一番広く行われているのが商品券、プレミアム商品券というのが多分全国的に一番多く取り扱われている。その中で伊豆市としては、商品券ではなく、そういうわくわく旅行券と、観光の面での旅行券というものを選択しております。そのほかには、メニューとしては低所得者への灯油の配布とか、そういう消費にかかわるものがある程度限定されておりました。その中で使えるものを伊豆市としては選択したと。

地方創生先行型、これにつきましても、いろいろな政策パッケージが示されておりました。地方に仕事をつくるとか子育て支援とか、いろいろなメニューがある中で市として当然、定

住促進については市が単独で今までやってきたわけですが、この3月の補正に限り、この先行型の交付金を使えるということで定住促進の補助金、これも計画もしましたし、先ほど市長申しました、基本的にはソフト事業が対象だということでしたが、その小さな拠点づくりということで、地域づくり協議会が立ち上がっている、その土肥南体育館と湯ヶ島小の改修、これは地域づくり協議会の活動というソフト、ソフト事業と初めてその拠点整備というハード、これがセットになって初めて認めていただくようなことで、やはりなかなか使い方、メニューにつきましても国のほうで示されておりましたので、何が何でもということではございません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） 大変理解いたしました。

枠組みが決められてきて、この幾つかの事業を伊豆市でも交付金があるなしにかかわらず必要な支出でしたので、それを上手に組み合わせしながら、この事業に結びつけたということで大変評価させていただきますけれども、そんな中で、次に向かっていくわけですが、平成27年度秋までにその総合戦略のアクションプランづくり等も含めて地方版の総合戦略を策定して、次の補助金に向けて対応していくというようなお話でしたけれども、次の補助金についてもどういう要綱があって、どこまでどういう事業が範囲の中に入ってくるかというのは、まだはっきりは見えていないんでしょうけれども、伊豆市が行おうとしている伊豆市都市コンパクトタウン&ネットワーク構想とあって大きなものがあるわけですが、これらも今度の地方創生の事業の中に申請の仕方によっては枠に入ってこれるのかどうか、なかなか規制の緩和とか解除とか、そういう金額ではないような部分もあるんですけども、ネットワーク構想的なものを考えれば、道路網とか情報網の整備等も考えれば、ハードものもどう考えていくのか、多くなってくると金額も多くなってくるという部分にぶち当たると思うんですけども、そこらも含めて大きな事業も次の平成27年度につくる総合戦略のプランの中に入れ込むのかどうか、そこらはどうなんでしょうか、目玉的なものは。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そこがまさに議員御指摘の一番大切なところであって、これまでの総合計画というのは、実は県もそうなんですけれども、総合計画と個別の事業計画が無関係だったんですね。これはもう県なんかと話をすると、「いや、別ですから」という説明が堂々となされていたんです。そもそも事業計画というのは、別々であってはならないのであって、まさに今、絶妙のタイミングで国のほうから地方版戦略をつくりなさい、それは各市町村ごと、特性を生かしてつくりなさいと、まさにこれなんです。そして、伊豆市の場合には、それは第2次総合計画の作成と重なりました。さらに、都市計画の見直しとも重なりました。



ここでお互いに整合性のある計画をつくらなければなりません。

したがって、伊豆市版地方創生戦略というのは、当然、第2次総合計画の骨格部分となります。そして、その中の重要な部分を新たな都市計画の見直しというものが位置づけられるわけでありまして。その整合性をしっかりとっていくということが一番大事なことで、このように認識をしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ぜひ次の総合戦略作成に向けて伊豆市の振興に向けての可能性のある限りの計画をお願いしたと思うんですけども、一般質問のほうでも1つ、回答をお願いしてあったんですけども、前回の一般質問のときもちょっとお聞きした部分なんですけれども、やはり1市ではとてもできないよという事業もあると思うんですよね、伊豆半島全体が取り組まないよという部分。それが道路のネットワーク網とか、もう自分はやはり縦貫道は国がやってくれるんですから、それに向けて縦貫道を最も最大限、効果的に生かすようなものを同じ道路のネットワーク的なものにつくってもらいたいよという、道路整備的なものもあるんですけども、それが矢熊筏場線にも結びついていきますし、くしの歯作戦にも結びついていきます。何かその部分も伊豆市だけではなく、伊豆半島広域の振興発展のために近隣市町、広域でチームワークを組んで、この事業に、プランの中に入れられるものなのかどうかというのを、1つ質問の中に入れてあったんですけども、そこらはどんなでしょうか。入れ込めるものなら、ぜひ入れ込んでほしいと思うんですけども。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 広域の取り組みということでございます。

この総合戦略計画、まず5年間で成果を出すものが、まず目標を立てて、5年間の目標を立てるということが原則あります。当然、道路計画等、長い意味での計画にはのせられるんですが、どうしてもこの5年間という縛りという中で市内の道路の整備ということでしたらいいんでしょうけれども、どうしても大きな道路というと難しいものもあると思います。ただ、この総合戦略とは別に市長の施政方針でも申しました、伊豆半島の7市6町グランドデザインのほうで美しい伊豆創造センターを立ち上げ、平成27年4月から7市6町、1人ずつ職員を派遣しまして、ジオパークの推進とそれ以外の計画を実行していきます。ただ、道路関係につきましては、現在の期成同盟会を既存として残すわけですが、それらの情報も7市6町、伊豆半島全体として情報共有しながら、要望等をしていくということで、どうしても総合戦略とは離れてしまうかもしれないんですが、広域的な取り組みとしては美しい伊豆創造センターの方でやっていくということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ぜひ当たって砕けろというのもありますし、出さなければどうなるかもわからないという、何も見てくれないというのがありますので、前回建設部長さんの答弁の中で、道路についてはそっちのほうじゃなくて県のほうと話し合っ、いろいろなものを考えながら、道路認定の部分もありますし、必要性とかいろいろな部分の中で調査等もありますでしょうから、そちらのほうでやっていきますよということなんですけれども、なかなか事業が大き過ぎてどうかなという部分もありますので、もう国が今、全面的に推している地方創生関係にのっかれれば、それも1市で無理なら、もう伊豆半島丸抱えで、全員で伊豆は一つで立ちあがっていただければうれしいのかなと思っておりますので、ぶつけるだけぶつけていただければと思います。

そういうことで、地方創生につきましては、この事業で半分以上、半分近くがわくわく旅行券5,000万円という部分がついているように誘客事業や、また、市外からの移住事業、また、交流事業といった、伊豆市の方を対象にというよりは、市外から交流人口をふやしていこうという事業が多く見られますけれども、観光のまち伊豆市としては、それも大変必要なことではありますけれども、現在ここに住んでいる、また、Uターン、Iターン等で住む方も含めて、伊豆市民、特に若者が転出や流出しないで済むような政策、それは道路網をネットワーク整備して、雇用や生活圏のエリアを拡大していくとかという、そういう事業とか、市内の個人店も含めた業者とか会社が利益を生み出して、少しでも生活の安定や雇用の増進ができるような政策、それと市民に直接的に創生の交付金が還元できるようなもの、それが商品券であったりするんでしょうけれども、このようなものも地元の方優先という、また、そのいろいろな部分で不公平が生ずるかもしれませんけれども、市民の方の要望等もいろいろ聞いた中で、市民による市民のための地方創生事業を取り上げて、総合戦略プランとしてアクションプランの中に盛り込んでいただくようなことも多く考えていただきたいと思います。

この11月ですか、新しい会派等も議員の中でつくらせていただく中で、市民第一クラブの会派としては、ぜひ市民による、市民のための政治を目指しておりますので、ぜひそこらもお含みおきいただきたいと思います。

次に、光ファイバーの再質問をさせていただきますけれども、これも伊豆市のネックでありました、高速の光ファイバー網の整備、市長の鋭意決断によりまして事業着手をしているわけですが、どうも事前説明会も総務部長の話の中で何回かやられたよということですし、私も行ったんですけれども、開催の時期とか場所とか、時間とか、中伊豆地区でも3回ぐらいやったんですけれども、ともに参加しにくいような、人によっては仕事の時間であったりとかという部分の中で、なかなかPRの不足も行政としてはあったのかなと、参加人数も非常に少なかったという結果が出ていますので、そこらは今のお話ですと、そういう部分については、加入促進については委託業者が受け持ちだというのはあったんですけれども、もう少し期待外れの、補助金があるとは言っても大金をかけて、待ったなしの事業をやっ

いるわけですので、もう少し周囲の反響があってもよかったのかなど、何か拍子抜けしている状況なんですけれども、この中伊豆地区とか青羽根地区、平成26年度の事業だったんですけれども、加入に向けての行政や業者の活動と、その加入状況等、数字的なものがわかっていればもあるんですけれども、どんなだったのでしょうか、加入率等も含めてですけれども、そのPR活動の評価と今後の啓発活動的なもの、こうだったからこうしていきたいよと、こういうほうがよかったから残していくよとか、何か評価的なものがあったらお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 中伊豆局と青羽根局の加入の数ということですが、申しわけございません。現在その数字は把握してございません。まだ、NTT西日本のほうで多分営業活動といいますか、いろいろ加入のほうの促進を図っていることと思います。

説明会等の周知不足につきましては、確かに伊豆市とNTT西日本の共催ということで説明会の回覧板とか各戸配布の案内をさせていただきました。たしかそれ以上、余り積極的に市のほうも関与はしてございませんでした。特に来年度、湯ヶ島局につきましてはその辺の周知の方法についても検討してまいります。まだ現在も加入に向けてNTTのほうでいろいろ営業活動のほうをされていると思います。この辺を踏まえまして、市としましても、まだ加入されて、当然いついつまでに加入しなければならないというものもございませんので、ホームページ等で工事の完了の報告とともに加入促進の啓発のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ぜひお願いしたと思っておりますけれども、実態として、こんなんでもいいかなと思っていたら、NTTさんが、西日本さんが、各世帯を戸別訪問して入ってよって、どういうのに入りますかというような説明してやっているんですけれども、なかなか高齢者世帯等については、その内容的なものとか契約プランといってもなかなかわからないというようなところで、NTTさん、業者任せにするとか、必要性が迫られていないというようなところで、迫られているんでしょうけれども、そういうふうに残っていて保留としている、よそを横を見ているようなケースも多くあるようですので、料金も発生してきますから、市のほうであしろころしろともなかなか言えないんでしょうけれども、いずれはこの行政サービス、いろいろな行政サービスも考えていくと思っておりますので、それにつながっていきますから、何とか周知のほうを徹底していただいて、行政サービスが提供されたときには不公平、不平等等が発生しないような対応をぜひお願いしていきたいと思っておりますけれども、そこらの中で今後のPR活動等については、今、答弁ありましたけれども、よりよいPR活動を強引

になるかならないか、余りそこまでいかないような上手に入っていただくような方法を考えていただいております。

それと、工事の関係なんですけれども、1年といいますか、半年ぐらいの工期でやられて、あちらこちらで一方通行的な規制がかかって工事、配線工事やっていたわけなんですけれども、そんな中で配線工事が終わったと思ったら、説明会があって、もうすぐにでも個別の工事を始めるよということで、また、同じ場所で同じような交通規制がかかったりしてやっていたんですけれども、これを早目に説明会、加入の説明や何か契約に向けてのPR活動をしていただいて、早目の契約をして、配線工事と個別の工事を一緒に一括でやってしまうような方法は、中伊豆、天城地区は終わったんですけれども、次からそういうことを考えられないんでしょうかね。ここらはどうなんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 補助事業ということですので、工事をやるという経費についての補助と、それが終わった後、加入をするという部分でなかなか同時並行は難しいのかなというふうに考えています。事業として、補助対象事業としてやる工事と、また、個人と契約が整って初めて引き込む工事と、当然今、議員おっしゃられた2段階に分かれているものから、線を引いていく工事が終わったかなと思って、今度加入すると決まったら、また同じところにとめて、個人宅への引き込みというちょっと2段階の変則的な確かに工事になっております。このあたりは、平成27年度事業者が決定した段階で、どのようなことが考えられるか。これ静岡県補助金も使っておりますので、県の補助の縛りの中で、そのような工事と一緒に営業行為もできるかという問題もございます。ですので、市の補助金だけではないということで、そのあたりは県の補助の内容のほうも確認しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ぜひもし、いろいろな県ともありますし、行政庁の絡みもあるんでしょうけれども、できるようでしたら経費の節減にもなるでしょうし、工事の効率化も図れるでしょうし、渋滞の解消にもなるような気がしますので、やると何かデメリット的なものがあるのかなという部分の中で、検討していただいて、できなきゃできないで仕方ないんでしょうけれども、ぜひお願いしたいなと思っております。

先ほど部長のほうからの答弁の中でも、全ての土肥まで含めて環境が整備されたときには、いろいろな行政サービスも考えていますよということだったんですけれども、具体的に何か3年後にはこれをやりたいな、画像の情報とか電子申請とか道路地図情報とか、防災とか観光、こんなものを含めてせっかくの環境整備を市長も決断してくれたことですから、最大

限に光ファイバーが威力を発揮できるような行政サービス等も、どうなのでしょう、何か具体的に、こんなことをいつごろやりたいよと、約束じゃないんですけども、構想等がありましたら。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） お話を伺っていて、私どもが考えていた光ファイバー整備と考え方が少し重なってないところがあるのかなと思うんですが、過去申し上げましたように、この光ファイバーをつないで全家庭にそのままつないで、何かの新たな行政サービスというものではないんですね。1つには、やはり若い方々から非常に強い要望があった。絶対数は決して多くはないんです。10%なのか20%いくかどうかという方々なんです、新しい情報ツールを使いたいという非常に強い欲求が市内のどの地域からもあったということ。それから、やはりもうこれは事業ですね、企業誘致するときに、およそ話が進めていて、えっ、光ファイバーがないんですか、あるいは地元既に既存の事業者さんから、とにかく伊豆市は光ファイバーがなくて困ると、そういう環境整備なんですね、環境整備。それは産業振興のための環境整備。私と同じ、大体同じ世代ですから覚えていらっしゃると思いますけれども、昔、新幹線が新横浜駅にできたとき、周り何もなかったですよ。岐阜羽島駅、周り何もなかったですよ。そういった社会インフラができることによって、そこに産業ができていく。今、伊豆市は、道路もよくなってきた。駅も変えた。だけれども、光ファイバーという21世紀の社会インフラがないことによって企業誘致もできない、事業拡大もできない、その環境整備なんです。どう使うかを市が決めるわけではないんですね。ですから、これは事業者も市民も含めて、どう使っていただくかは基本的に市民の皆さんに決めていただくという環境整備なんです。ただし、今、市が進めてきたFMコミュニティの中で受信できない地域があります、小峰とか沢口とか、そういったところはこの光ファイバーを使うことによって、光ボックスを設置すると電波を、新たにアンテナを立てなくもテレビを使ってラジオが受信できるので、そこは政策として何とか支援をして、受信できない地域を解消したいというように考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ありがとうございました。

せっかくの環境整備ですので、最大限に効果が発揮できるように、また、今、市長が答弁されたように会社や起こす業の起業のほうの誘致、また、情報の提供とか行政サービス、市民サービス等への取り組みをお願いいたしまして、期待いたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉山 誠君） これで山下尚之議員の質問を終了いたします。

◇ 大 川 明 芳 君

○議長（杉山 誠君） 次に、7番、大川明芳議員。

〔7番 大川明芳君登壇〕

○7番（大川明芳君） 7番、大川明芳です。

本日、6番目の最終となりましたけれども、しばらく御辛抱いただきたいと思います。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

認知症老人対策、2つに分けてお伺いいたします。

1つ目は、成年後見制度の充実と利用でございます。

政府は本年1月27日、認知症の対策強化に向けた関係閣僚会合を開き、省庁横断の国家戦略、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を決定しました。

2025年に認知症の高齢者が700万人前後に達すると見込まれることから、今や一般的な病気だとして、よりよく生きていくための環境整備を目指す。戦略は7つの柱を掲げました。柱の1つとして、適切な医療・介護の提供では、発症間もない段階での発見と対応につなげるため、歯科医や薬剤師らへの研修を新設、かかりつけ医や専門医、介護事業者が連携して本人らを支える新たな仕組みも2016年度からの導入を目指すとしております。

厚生労働省研究班の推計によると、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、認知症の高齢者が現状の7人に1人から5人に1人にふえるとしております。

認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきております。その需要は、これからさらに増大することが見込まれます。

また、今後、成年後見人制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に業務を行うことが多く予想されます。

したがって、これからの成年後見制度については、弁護士や司法書士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制が必要であり、厚生労働省でも、支援事業が実施されております。

国の支援のあるなしにかかわらず、成年後見制度の市民後見人支援の充実は早急に必要なことですので、単独でも、我が市で行うべきであると思いますが、お考えを伺います。

続いて、成年後見制度の利用についての質問ですが、平成17年6月に改正されました介護保険法により、被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業は、市町村の事業とされたところでございます。身寄りのない認知症の高齢者は、契約行為自体が難しく、それを補うために介護保険の施行とともに、成年後見制度の創設、厚生労働省による利用支援事業が行われています。

ところが、この取り組みについては、市町村によっての格差が非常に大きいと言われております。住民は日常生活において、さまざまな契約行為があり、認知症の方々を支えるためには、成年後見制度の利用について積極的に協力をしなければならないと考えます。

伊豆市において、成年後見制度を利用されている方は現在何名いるのか、お伺いいたしま

す。

次に、後見人を必要とする方々に、必要な援助が行われるよう、どのような対策をお考えか伺います。

大きい2つ目ですが、認知症予防対策とサポーター養成です。

人は美しく、健康に老いたいと願ってはおりますが、こと思いと反しまして、老齢になるほど身体のあちらこちらに障害が生じ、入院・通院など、不本意な生活な余儀なくされるのが実態であります。身体の障害についても、医療処置による治癒することが可能であり、あるいは完治しないまでも悪化を防止することもできますし、施設も整備されつつありますが、問題は認知症老人対策であります。お年寄りはどこで生活することを望むか、また、どこで生活することが幸せか、それについては私が思うには家庭にあると思います。家庭と起居をともにすることが、最高であることは言うまでもありません。しかし、現状はどうかかといいますと、少し日常生活に支障を生ずるようになると、老人保健施設等に入所させる、扶養者がいないために老人ホームに入るといった実態にあるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いしたいのは、伊豆市にはどの程度の認知症老人がいると推定しておられますか。認知症患者とはこの程度、この基準に該当するものだとする物差しがないだけに、お答えは難しいものがあるかもしれませんが、調査をした数字があればお答えいただきたいと思えます。また、調査していなければ、おおよその考察数で結構でございます。

また、この件については、先ごろの常任委員会で質疑されましたが、お願いいたします。

次に、認知症老人対策ですが、要介護認定に当たらない非該当者の施策として、家庭看護の方法について啓発することはどうでしょうか。また、非該当者の長期、短期の保護施設を設置することはどうか。この2点について、できるかかどうか、また、できないとすればその理由は何かお伺いいたします。

最後に、認知症サポーター養成講座を職員にの質問として、その目的ですが、認知症に対して正しく理解し、偏見を持たない。認知症の人や家族に対して、温かい目で見守る。近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる。まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍するといったことです。これらは、まちづくりにとって非常に重要なことでもありますから、市の職員は皆さん全員講座を受講されるべきだと思えますが、現在の受講状況と今後の対応について。

以上、市長にお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの大川明芳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 2つ目の認知症については健康福祉部長から答弁をさせたいと思えます。

成年後見制度、これはまさに状況を御指摘のとおり大変厳しくて、非常に難しい課題でございます。伊豆市では、介護保険特別会計の地域支援事業の中に予算を計上してあります。

また、現在利用されている方々ですが、本人や御家族が、まあ御家族がですね、直接法律事務所をお願いしている例もございますので、全体数は把握しておりませんが、平成20年度以降、伊豆市がかかわった案件は11件となっています。

これ、私自身も母の成年後見になろうと思っていろいろ手続はもらったんですが、非常に難しく、自分でやると8,000円でしたっけね、数千円で済むんですが、弁護士さんをお願いすると、もうかなりのお金がかかるんですね。そうすると、家族がいないお二人暮らしとか、ましてや、おひとり暮らしの方々をどうやって成年後見を探していく。全部市で予算をつけるのか。その際には全部弁護士さんをお願いすることになって、そういったことが制度として本当に可能なのか、さまざまな課題があります。

ただ、この必要な方に対する支援が、質問の最後のところにございましたけれども、成年後見だけではなしに、幾つかの制度を組み合わせるしかないのではないかと。

去年、私は法務省の総合法律支援に関する有識者検討会というのに招聘をしていただきまして、この種の問題を勉強させていただきました。今、弁護士過疎のところのこういった特殊な犯罪ですね、認知症の方とか障害のある方とかに対する犯罪を抑止するために、あるいは被害の拡大を防ぐためには、弁護士さんが自分のところに座っているだけではなく、アウトリーチとあって、もう出ていかなければならない。じゃ、そこはどこにニーズがあるのかということ把握するためには、私が申し上げたのは、地域包括支援センターと民生委員さん、それと市がうまく連携をとって、地域包括支援センターに定期的に弁護士さんに来ていただき、必要なら民生委員さんにも来ていただき、そして、そこで、あの人最近おかしいのではないかと、何か大丈夫かなということの情報を集約をして、そして、弁護士さんに相談させていただくというような体制も必要だと思うんですね。それをさらに超えて、もうずっとこの人はひとりでは無理だから、成年後見となった場合の制度というのが不十分なことは御指摘のとおりでございます。

非常に大きな予算措置と、それから、手続上のハードルがございますので、平成27年度中にすぐ実現するという自信はございませんけれども、しっかりと検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（杉山 誠君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから2件目の認知症予防対策とサポーター養成についてお答えをさせていただきます。

65歳以上の高齢者について、認知症の有病率というのが国のほうで出しておりまして、平成27年度で16%ということになっております。これを伊豆市に当てはめると1,853名という数字が出てきます。ただ、この数字は介護認定者の数字より大きいもんですから、認定さ



れていない方の中にも認知症の方はいらっしゃるのかなというふうには考えております。

それから、介護認定の看護の方法につきましては、伊豆市のほうでは家族の介護予防教室等を開催をして対応しております。

それからまた、長・短期の保護施設の設置につきましては、特別養護老人ホーム、それから、グループホームのほうで現在対応しておりますので、増床は考えておりません。

最後になりますが、認知症サポーターの養成講座、市の職員ということですが、平成23年度に2回ほど開催しまして、150人ほどが受講をしております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） ここで成年後見制度とは、どのような制度なのか、若干今、市長のほうから触れていただきましたけれども、もう少し詳しくお話ししますと、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分野の協議をしたりする必要があっても、自分でこのようなことをするのが難しい場合が多々あります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

後見人は、親族、専門職、一般市民からに分けられます。認知高齢者等の大幅な増加に伴い、成年後見人の需要はますます高まってきております。その需要の増加に対応するため、今後は親族や専門職の後見人だけでなく、一般の市民の後見人も積極的に活用していく必要があると思います。

伊豆市では、一般市民の後見人という方はいらっしゃるでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 後見人につきましては、裁判所に申し立てをして、裁判所が決定をするという制度になっています。ほとんどのケースが親族であり、司法書士または弁護士または社会福祉士等がされている、指名をされているというふうに考えています。一般市民の方を指名するという場合は、ほとんど裁判所ではないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） 市民後見人がなぜ必要かと申しますと、先ほどの認知高齢者などの大幅な増加と後見人の人数が激減しているからです。2000年度の成年後見制度の創設時は、後見人全体に占める親族後見人の割合は約91%ありましたが、2013年度には約42%と半数以下

に減っております。その背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者などの増加により、本人の後見となるべき親族が見当たらないケースがふえていることなどがあると見られます。また、弁護士や司法書士等の専門職後見人ですが、専門職の方々は絶対数が限られている上に高い報酬が期待できない後見を敬遠する人も少なくないといった理由から、専門職後見人の数は今後頭打ちになっていく可能性が見られることからです。

次の質問に、これは次が関連しますので、先に進みます。

伊豆市で成年後見制度を利用されている方は、ただいま11人おられるということですが、2013年度現在において全国で後見制度を利用している人の数は約18万人弱で、潜在的な判断能力が不十分と見られる人の総数のわずか2%を満たしているにすぎません。

今後、判断能力が不十分な人がますます増加し、後見人の需要も一層高まっていくと見込まれますが、親族や専門職だけでこれら全てを賄うことは難しいと思います。

そこで、この後見の需要を増すことに対処するため、新たな後見の担い手として期待されているのが市民後見人であると思います。伊豆市の利用者の成年後見の中では、後見人はいらっしゃらないということがございます。現在、全国では後見人全体に占める市民後見人の割合は、わずか3%にすぎません。やはり市民後見人というのは少ないと思います。

このような状況の中で、後見制度の市民後見の一層の普及と推進を図っていくために、2012年度の法改正により、自治体が後見人養成等の後見推進施策を行っていくことになりましたが、実際には市民後見人養成事業等を実施している自治体は今のところ全国で、いまだ少数にとまっております。市民後見人の養成とその活用は順調に進んでいるようには思えません。今後、市に対して市民後見人のさらなる養成と普及を推進していくことを求めたいと考えます。

次に進みます。

後見人を必要とする方々に必要な援助はということですが、成年後見人の申し立ての仕方や手続では、先ほど市長のお話のとおり、多くの書類の作成や多種の金融機関、役所を初めとする多くの機関からの書類の取り寄せ、主に本人関係については遠隔地であったりしますと、時間もかかり、書類の作成から申し立て、審判確定、登記、後見開始までに要する時間は4カ月近くかかることから、申し立てを敬遠してしまうことも考えられます。

また、身寄りがいないなどの理由で申し立てをする方がいない場合は、本人の保護を図るため、市町村長に法定後見の開始の審判の申し立てが与えられますが、このような場合を含め、役所や社会福祉協議会などに申し立て手続に必要な援助や対策を求めますが、どのようにお受けいただけるのかお考えを伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 先ほど、市長のほうから11件の案件に市がかかわったということで回答があったと思うんですが、そのうち10件につきましては、成年後見制度の申し立

てを市が代行して行ったということでございます。ただ、全員の後見人に市のほうで報酬を払っているかといいますと、預貯金等がございますれば、裁判所のほうで当然社会福祉士であるとか、そういう方、金額に見合う方を裁判所のほうで指名します。そういうことで市のほうで手続等にかかわった案件が11件、そのうち10件に関しましては自分の年金、預貯金で当然後見人の報酬は支払っているということでございます。ですので、11件かかわったうち、市のほうで裁判所からの生活困窮者の後見人への報酬、これは裁判所のほうで決めて行きます。それに関しては、1件、うちのほうでお支払いをしているということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） ありがとうございます。

市民の皆さんが地域社会を担う一員として、認知高齢者や精神・知的障害者などの方々が、生涯住みなれた地域社会で安心して暮らせるように、一人でも多く後見という形で支援活動を行うことを通じて、希望ある共生社会をともにつくっていく重要な一翼を担っていくことを考えます。

次に、大きい2に移ります。

伊豆市の認知症老人の人数ですが、算出が困難な質問で申しわけありませんでした。伊豆市の認知症老人は国と同じ率で算出しますと、推計で1,853人いるとのお答えいただきましたが、それでは2025年はどのようになるのか試算しますと、有病率が一定の場合は、このパーセントでいきますと約2,350人、また、上昇する場合は約2,500人と推察されます。いずれにおいても、多くの方の増加が考えられますが、認知症の予防や早期の発見のため、施策はとられているのかどうか、もう一度伺いたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 認知症の方ですね、当然先ほど言いましたように1,800人程度が認知症だというふうな国の推計16%で65歳以上の方の掛けると、単純にそういう数字になります。ただ、介護保険の認定者数は1,535人ですかね、そういうことで300人ほど認知症の推計のほうが高いということになっています。

もう一つ言わせてもらえれば、認知症予備軍はそれとは別に65歳以上の13%というふうに言われています。ですので、両方合算すると30%程度が認知症の予備軍プラス認知症というふうに、これは国の推計ですので、そういうことになっています。

ですので、うちのほうとすれば、サロンであるとか、1次予防、2次予防の教室等、当然行っております。それから、職員等に関しましては、認知症の地域支援員を置かなければならないというふうに介護保険制度によって変わってきます。そういう形で包括の職員であるとか、うちの高齢者の担当職員をそういう研修に参加させ、また、家族介護教室、また、老

人クラブのそういうところへ出向いて、教室等を行って認知症にならないように予防に努めているということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） 認知症は、現在の治療では治すことのできない病気とされております。治らないからこそ、予防が重要です。それには、適度の運動や趣味、そして、健康的な食生活が予防対策に役立つと考えられます。また、早期発見には日常生活において、家族ぐるみで注意し、思い当たることがあれば専門家に相談することがよいと考えられます。

次に進みます。

介護認定に当たらない非該当者の方の家庭看護の方法について啓発することですけれども、家族の介護予防対策をつくっているということでもあります。非該当の方はデイサービス、また、公民館などの施設に通って、運動や機能訓練などの各種教室に参加したり、また、教室に通うことが困難な方に対しては保健師などが家庭を訪問して必要な指導を行うなど、個別の計画に基づいて必要なサービスを利用できることが確認できましたので、こちらも次に進みたいと思います。

介護認定に当たらない非該当者の長期、短期の保険施設を設置することですけれども、こちらについてはどのように考えられるのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 先ほど申したとおり、グループホーム、市内に3カ所、4カ所ですか、そのうち土肥に18床、それから、天城に18床、それから、中伊豆18床、それと修善寺につきましては北狩野に9床と、それから、認知症対象のものがありますので、合わせて18床ということで、市内に各地区に18床ずつ既に整備してあります。それから、特別養護老人ホーム等にも認知症対応の部屋が幾つかあります。そういうことで、当然ショートステイでもそういう方お預かりします。それから、グリーンズ等にもそういう方を預かるという形になっておりますので、今のところ認知症だけを預かる施設、通所につきましては、デイのほうで認知症対応型ということで、既に施設が整っておりますので、増床する気持ちは今のところございません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） 要介護認定に当たらない非該当者の方が多くいらっしゃるわけですが、こういう方のためにも、どうか短期の保護施設の建設だけでも前向きに進めていただければよろしいのかなと考えます。

最後の質問です。

認知症サポーター養成講座を市の職員は皆さん受けられるべきと思いますが、今現在、どのようになっておるのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 先ほど申したとおり、平成23年度に2回ほど開催して、160人程度の受講者がございました。今のところ、現在の認知症サポーター養成講座につきましては、養成活動につきましては、中学校であるとか老人クラブ、それとか、そういうところ、家族というか地域に密着している方ですね、中学生の、そういうところとかを回って、現在進めております。ですので、年間でいいますと14回ほど行っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） これからも受講を進められて、全員受講されるようにお考えでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 先ほど答弁をさせていただいたとおり、市の職員というよりは広く家族ということで、老人クラブであるとかサロン、それから、中学生、小学生の養成というか講座という形で、広く市民の方という形で現在は進めております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） 市の職員全員の受講は部署によっても難しいことはあると思います。認知症サポーターは認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者ということで、現在、認知症サポーターには地域住民や金融機関、スーパーマーケットの従業員、小、中、高、大学生、また、医師、歯科医、薬剤師、看護事業者など、さまざまな方がおり、平成24年度では全国に約3万人を超える認知症サポーターが誕生しております。

一昨日の10日には75歳以上のドライバーを対象に、認知症検査を強化する道路交通法案が閣議決定されました。認知症の人が約700万人に達するとされます2025年までには、社会のリニューアルを済ませておくべきだと私は考えております。

以上で質問を終了いたします。

○議長（杉山 誠君） これで大川明芳議員の質問を終了します。

本日予定していた一般質問は以上であります。

残る一般質問については、あす3月13日の午前9時30分から行います。

◎延会宣告

○議長（杉山 誠君） 本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

延会 午後 3時50分

平成27年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年3月13日(金曜日)午前9時29分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	飯田勝久	局長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成27年第1回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杉山 誠君） それでは、昨日の会議に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序7番の木村建一議員と発言順序8番の青木靖議員です。

これより順次質問を許します。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（杉山 誠君） 最初に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

大きく2つお尋ねします。

第1は、小中一貫教育を伊豆市の教育制度に移行するのですか。小中一貫制度から見た時に、3つの中学校、いわゆる修善寺、中伊豆、天城、この3中学校を1校にするというのは何のためでしょうか。

具体的に質問いたします。

土肥の中学校は小中一貫教育制度にするが、土肥以外の中学校は現行制度を続行すると私は思っていたのですが、去年の12月議会で教育長は「修善寺では一貫教育として推進している。小学校、中学校の施設が別々でも一貫教育は可能」という答弁でした。全てを小中一貫にするのでしょうか。見解を求めます。

教育委員会は、土肥地区での小中一貫教育は現行の6・3制度よりも、子供たちの成長を見たときに、入学から卒業までの9年間一貫した指導で子供たちの学力を伸ばし、心身を鍛える成長を見守り続けられる。小中学校教員それぞれの専門性を生かした学習指導が全学年で可能になるなど優位性があると言っております。伊豆市全体の教育制度はどうするのでしょうか。

そこで、2つお尋ねいたします。

1つは、小中一貫教育制度におけるメリットを教育委員会は認識しているようですが、子供が学び成長するという、こういう視点から立ったときのいわゆるデメリット、課題になるのでしょうか。——はどうでしょうか。



2つは、生徒数の少人数による良好とは言えない教育環境を解決するために、土肥では小中一貫教育制度によって小中学校の免許を持った教職員を配置することで、9教科の専門の教員の確保は可能と述べ、課題は解消できると言っています。教員不足は、先ほど冒頭述べた3中学校を1校にしなくても解消できるというふうにも言えます。そういう立場に立ったときに、3中学校を1校にしたほうがよいとする理由を述べてください。

教育委員長に対する最後の質問です。

教育委員会は、教育を通じて伊豆市のまちづくりを担う重要な役割、責任の一翼を私は担っていると思いますが、旧町時代にもあった中学校がなくなる地域ができることについてどのように捉えているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

大きな2つ目であります。

住民自治機能の再生を目指したまちづくりを提唱するものであります。

国は、地方創生の名で選択と集中を促しておりますが、地方の創意を尊重するというのもうたわれております。

具体的にお尋ねいたします。

地方創生の重点提言の1つに、公共施設等総合管理計画というのがありますが、この計画を策定するに当たって、行政効率と同時に、公共施設を利用する主体である地域住民の暮らしや経済活動をどう維持していくのかというこの2つの視点から、持続可能な地域社会を見据えた再編運営を進めることが私は求められていると思いますが、市長の所見を伺います。

2つ目です。

自治機能を再生するためには、自主的な機能を持って地域の福祉と振興を検討できる住民自治の拠点が必要であります。その拠点の重要な役割を担うのは、地域づくり協議会と私は思います。その協議会支援要綱第6条に「全ての地域住民及び地域で活動する団体等に参加の機会を保障すること」とうたっておりますが、今現在2つの地域の協議会の活動をやられておりますが、これに対して市長はどのように評価しているのでしょうか。

最後の質問であります。

地域づくり協議会の計画及び活動は、市が関係する都市計画や公共施設等総合管理計画などのかかわる場合が出てきます。地域づくり協議会の計画を尊重するという行政側のスタンスを大事にしながら、自治組織と行政との関係及び連携の仕組みをつくるが必要になってくると思いますが、市長の見解を求めます。

以上であります。

○議長（杉山 誠君） ただいまの木村建一議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。

それでは、木村議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、伊豆市の小学校、中学校全て小中一貫にするのかということでございます。

12月の議会で、今年度の修善寺地区の取り組みについて御紹介をさせていただきました。その折、ゼロ歳から中学3年、15歳、それぞれの発達段階を系統的に捉えた連携体制を図表化して、どの段階の教員も各段階のつながりを意識できるようにしているということでご捉えていただきたいというふうに思っております。

これは小中一貫教育を考える上で大切にしたいこと、義務教育9カ年を連続した学びとして捉えていくということでございます。9カ年というスパンで子供たちの育ちを支えていく中で、小学校の教員も中学校の教員も同じ方向に向かって子供たちを育もうということです。

私の申し上げた小中一貫教育の意義はここにあるわけでございます。施設一体型の学校はもちろんのこと、分離型であっても小中一貫教育の方針やカリキュラムを共有しながら教育活動を展開することは可能であるというふうには考えております。まだ研究途上であり、取り組むべきことは多くありますけれども、将来的には伊豆市の小中学校は小中一貫、小中連携の教育理念を大切にしたい学校にしていきたい、そういうふうに考えております。

次にですが、子供が学び成長するということの視点からの課題についてでございます。

土肥小中一貫校設立準備委員会でも話題になっておりますけれども、現行の小学校6年生の育ちをどう捉えるかということについては、課題として捉えているわけですが、さらに研究を深める必要な課題だというふうには捉えております。現行の小学6年生は、小学校の最上級生として自覚と責任を持って1年間を過ごしております。その中で一人一人がリーダーとなって学校づくりの一翼を担っておるという現実がございます。社会に出ている方のほとんどがこの経験をしてきております。その考え方から、4・3・2制の一貫教育に移行するには、子供よりもまず大人のほうが思考を整理するにも時間がかかるかもしれません。

これは学校再編専門員が実際に研究会へ参加していたわけですが、そのときの報告を私受けておまして、それは東京都の練馬区、区全体で一貫教育を実施している区ですが、その中で4年生のリーダーシップの向上に焦点を当てているということでありました。その経験が7年生、いわゆる中学1年に当たる部分ですが、リーダーシップ向上につながるという結果が出ているという報告を受けています。さらに8年、9年生は、学校全体のリーダーという構想で練馬区は取り組んでいるという報告です。特に6年生の時期の育ちをどう考えることから、4・3・2制のそれぞれの最上級学年でどんな経験をさせることで力を伸ばすことができるか、9カ年の義務教育という視点に立ち、これからも慎重に検討を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

2つ目の、次に、教員不足解消のために中学校3校を1校にしたほうがよいという理由でございます。

現在、市内の各中学校は、県費や市費の予算配置による非常勤講師により免許外の教科担任解消の措置をとっております。小規模校の土肥中、天城中、中伊豆中の3校だけでなく、学年4クラスの修善寺中学校においても、複数教科の非常勤講師が授業を担当しております。

もちろん経験豊富な方をお願いしておりますので、授業の面では何ら心配ございませんけれども、そういう非常勤講師を配置しているという現実がございます。

非常勤の配置により確かに教員不足が解消できます。しかし、非常勤ですので常時学校にいるわけでありません。気になる生徒がいた場合でも、十分な見取りや情報交換は難しいという現実がございます。しかし、天城中、修善寺中、中伊豆中の3校を1校にすることにより、常勤の教員数が充実することで教科指導面では同じ教科の教員が複数所属できますから、指導力向上に向けて日々相互に研さんを積むことができる。また、生徒指導面でも多くの職員目で生徒を見守る体制が確立ができるので、即時対応や丁寧な指導を重ねることができるという状況が生まれてくるというふうに考えております。教科指導はもちろん大切ですが、中学校の場合は生徒指導面で教員の阻止力を充実させることも重要な要素と捉えております。

以上の点から、3校を1校にする新中学校構想を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、旧町時代にあった中学校がなくなる地域ができることについてでございます。

教育委員会は学校再編計画を進めるに当たって、子供、保護者という直接の関係者だけでなく、地域という存在があること、これは忘れてはならないと常々考えております。およそ60年ぶりに文部科学省が見直した公立小中学校の適正規模・訂正配置の手引きの小中学校は、地域のコミュニティの核としての性格を有すと述べております。私自身も学校再編は子供たちの教育効果や登下校の安全などの面だけでなく、それによって地域コミュニティがどうなるのかの視点が不可欠であるというふうに思っております。

学校再編を進める伊豆市にあつては、学校がなくなった地域と新たな学校を結ぶために、国・県が促進する地域の実態に応じたコミュニティスクール等の導入など、保護者、地域、学校、教育委員会が一体となった地域とともにある学校づくりがどうしても必要です。少子化にあつて、今後、地域と学校がどれだけ手を取り合っていけるかが学校が生き、また地域が生きる鍵となるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず1点目について、公共施設等総合管理計画については、公共施設等の現状を把握し、戦略的な維持管理と更新に取り組むとともに、将来のまちのあり方を見据えた施設の最適な再配置を検討することが必要となります。そしてこのように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上でも重要なことと考えています。

そこで、伊豆市の新しいまちづくり構想の「コンパクトタウン&ネットワーク構想」にお

いても、都市機能の集約と周辺部の集落中心拠点づくりのためには、公共施設の果たす役割は重大であり、住民の生活機能を維持しながらコンパクト化を進めるためにも、公共施設の再配置についてはしっかり検討してまいります。

2点目についてですが、湯ヶ島地区地域づくり協議会は、旧湯ヶ島小学校を拠点とした活動を実施し、徐々に参加者がふえ、地域住民の皆さんの理解も深まり、活動への参加者もふえつつあると聞いております。また、西豆地区地域づくり協議会は、旧土肥南小学校を拠点とした活動により、地域の皆さんが生き生きと西豆邑の再生を目指して活動しているとみております。

どちらの協議会も地域の実情を踏まえ、地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりを推進するという協議会設置の目的に沿った活動をしていただいておりますが、今後は自治会だけではなく、子供会や老人クラブといった各種団体も加わり、一緒に地域づくりを進めていただきたいと期待をしております。

3点目については、地域づくり協議会は行政の下請でもありませんし、また、行政がお金がないからと言って、皆さんどうぞやってくださいという性格のものでもありません。地域住民の皆さんが地域の実情を踏まえ、少子高齢化が進行する中で、それぞれの地域の課題解決のために積極的に取り組んでいただくことに対してこれを尊重するとともに、私たち行政と地域が役割を分担し、協働していく地域づくり協議会の制度は重要だと認識をしております。

協議会を設置していただいた地区に対しては、行政としても最大限の配慮と支援を果たしつつ、必要に応じて制度を見直しながら、市民協働の仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） すみません。50分ごろから小学生が傍聴に来るといふ、公民教育なのかなと思います。私は教育する立場ではありませんけれども、やはり一緒になって考えて、議会というのは、こういうふうにして住民の皆さんの代表者の方を決めているんだという、身近かなところに接してもらおうという役割が重要なかなと思ってますので、すみません、ちょっと順序を変えさせていただいて、住民自治機能の再生を目指したまちづくりについて質問いたします。

まちづくりをどうするのかといったその前提が私は、まちづくりがどういう方向でいくの、そのために、いわゆる公共施設と言われるものがどういう位置づけなのかということきちっと捉えませんか、なかなか公共施設だけを切り取ってどうしましょうかということじゃないと私は思いますので、今市長が所信表明でも述べられました地方創生にかかわることについて、基本的な立場、公共施設をどうするのかという、その基本的な立場についてお尋ねします。

人口減少、減るから自治体消滅論というのが、今日本じゅうあふれておりますけれども、まず最初に、自治体って何というところの基本的な考え方を市長にお尋ねしたいと思います。

憲法も、地方自治法も自治体が成り立つための条件というのは、市長御存じのように定めていません。何人以上が自治体だということを言ってませんね。それは人の歴史の中で自然に形づくられてきたのが村だったり、今言ったように市だったり、町だったりするということ。したがって、国家ができるはるか前から存在して、国家をつくる基礎になったというふうに私思うんですね。国家が消えても地方自治体が消えることではありません。したがって、人口が何人であろうと、住民が主体的に地方自治体をつくるという意思があるかどうかは私は決定的だと思うんですね。持続可能な社会をつくり、持続する上でどのようなことが必要なのか、それにふさわしい人口規模はどれだけなのかというふうに考えていくのが根本になると、おかしな論議になるんじゃないかと思うんですねけれども、基本的な、いわゆる伊豆市ってどういう位置づけというところになるんですねけれども、具体的には。まず、市長の基本的な考え方をお尋ねします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、質問の御趣旨を正確に理解しているかどうか自信がないのですが、伊豆市長という立場で申し上げますと、県とあるいは区と、あるいは地域づくり協議会とどこが違うのかというところに尽きるんだらうと思います。市というのは課税権があります。つまり強制的に市民の皆さんから負担をしていただき、そして民間サービスでは提供できない行政サービスを提供するわけですね。その最初の主体が市でございますので、権限のところが決定的に違ってくるんだらうと。基本的な住民が自分たちが目指すまちづくりをするという目的においては、区も地域づくり協議会も、市はそこは共有だと思っておりますけれども、やはり権限と責任のところが決定的に異なるのだらうと認識をしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） いわゆる状況はわかりました。権限云々というよりも、今日本国じゅう吹き荒れているのは、人口減少、どんどん減ってくると、その中における、伊豆市もこの中に、自治体消滅するであろうという中に入っているんですね。そういったときに、国は人口が減る、その中における助成の割合が減るからその自治体は自治体消滅するんだよというふうな論点で来て、地方創生と掲げているから、私はそれは違うのかなと。冒頭話したように、人口規模がどうであろうが、300人であろうが、400人であろうが、1万人であろうが、そこに住む人たちが自分たち自身でまちづくりをやりましょうといったときに、そこに地方自治というのは発生する。私はだから、地方創生、彼が言っている自治体消滅論というのは、観点が全く違うと私は思うんですね。

もうちょっと、公共施設どうするのかといったところに入る前に、もう1点お尋ねします。

今回、ふるさと創生事業の中で公共施設をどうしようかというところが1つテーマになっているんですけども、振り返りますと、地域をどうしようかといったのは今回初めてじゃないんですよ。竹下内閣のとき、ふるさと創生事業、1億円を皆さんにどうぞ自由に使ってくださいとありました。その後、小淵内閣、2000年ちょっと前です。1999年、2万円の地域振興券を交付して消費を刺激したんですけども、景気回復には結びつかなかった。地方は元気になれなかった。第1次安倍内閣のときにも、頑張る地方応援プログラムに取り組んだんですけども、なかなかうまくいかない。今度は今言っているのは、「従来の取り組みの延長戦上にはない、次元の異なる大胆な政策を中長期的な観点から確かな結果が出るまで実行していく」、これがまち・ひと・しごと創生本部。

こういうふうに宣言しているんですけども、なんか私は、今の地方創生の動きを国が見てみると、市町村合併を思い出すんですよ。どういうことかという、平成の合併時の時に市町村計画をつくりましょうよということだったんですね、国も。そして市町村合併もどういふことでやられたか、衰退する地方を何とかしなくちゃならない。そこはみんな同じだったんですけども、このままでは財政的にだめになると言われて政府が支援政策を出しました。自治体は浮足立って合併をした。伊豆市が合併をしたこととは別ですよ、そういう意味で。合併したら生き残れるんですけども、やはり言葉だ、11年前は。合併したら生き残れる。1万人以下の自治体は、自治権がなくなって県に吸収される。そういううわさも出てきたんですが、いわゆる合併しなければ、もうその次ないよと、そういうことで何とかしなくちゃならないということでやったんですけども、その結果どうなったか、日本創成会議の予想した消滅可能自治体の中には、合併した自治体がたくさん含まれております。

したがって、私は一番大事なところは、地方自治体が主体的に考えて自分たちの街をどうしようかというところから出発していかないと、経済成長どんどん進んできた社会が、日本社会、ここ、いわゆる下り坂に来ているときに、こういう中山間地における里山たくさん持っている伊豆市にとって、何が大事なのかという観点がすごく大事なのかなと思うんですね。

当然、冒頭お話ししたように、国は自由度を、今度与えているんですけども、片方じゃこんなことがあります。2014年5月に都市再生特別措置法改正というのをやられましたが、この中見ますと、居住誘導区域、いわゆる人口密度を維持するエリア、こう定めまして、公営住宅、公営住宅の区域外は外すと。周辺部にいちゃならないよと。そこまで強烈には言っていないんですけども、区域内の建てかえの補助は、エリアの補助はするんですけども、区域外への住宅開発については、開発を制限するというのが2014年5月に決めちゃったんですね。いわゆる中央に集まりなさいと、そうすれば効率的な財政運営ができるから。今までの法律は、ずうっといろいろな課題があったんですけども、日本国じゅうどこに住んでいても、同じようなサービスをきちっと保障しますよということが、地方自治の精神なんですよ。

今どうなっているか、この地方創生のいろいろな動き見ていると、いわゆる中心部以外から出たところについては、今お話ししたように1つの例です。区域外で何かやろうとすると、

それはだめよと、いわゆる具体的には国から県、自治体にその補助金等々おりてくるんですけども、そういうやり方が本当にいいのかなと私思います。

すみません、ちょっと長く、本題に戻って、公共施設をどうするかといったときに、どんなまちづくりをしようかといったときの公共施設の必要性と継続性、それからもう1つは、持続可能な社会に向けて公共施設をどういうふうに見直していくのか。

したがって、今までどおりの成長型の社会からもうお別れをして、人口も減るのは、これはどこを見たって仕方ないこと、ある意味では。決別して持続可能な社会にどうしていくのかというところから未来を展望しながら、伊豆市の公共施設、皆さんが住みやすいような伊豆市にしていくために、学校とか保育園とか、ここの市役所もそうですよね。ありとあらゆる公共施設をどういうふうに見直していくのか。

もう一つ大事なことは、上から決めていくんじゃないで、当然財政的なこともすごく維持するのが大変な状況になることは重々私も知っています。そのときにこの施設をなくさざるを得ないよと言ったときに、住民とのコンセンサスというのがすごく大事なのかな。逆に言うならば、行政は申しわけないけれども手を引くけれども、あなたたちは管理できますかという。いや、それはだめだって、本当によく話し合いをしていかないと、逆の意味で周辺部は置いていかれたという状況になるのかなと思いますので、公共施設というのは、そういう住民とのまちづくりの関係で今後どうあるべきかということを考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大正のころからのいろいろな村の合併、町の合併というのは、必ずしも私は今議員がおっしゃったような人口が減ったからだけではないと思うんですね。やはり自動化された社会の中で、歩かなければいけなかった時代には、子供が4キロ、5キロ歩けないときには小学校2年生までの分教場があった。それから皆さんがバイクを持てるまでは、村役場まで歩いて行ける距離だった。そういった社会の変化というもの、合併を促してきた1つの要因だろうと思うんです。

そこで、現在21世紀に入って今国が考えていることは、私の推測も多少入りますけれども、いよいよ皆さんで自分たちの街のあり方については決めてくださいと。もちろんまだ法律的にはいろいろな制約はあるんですけども、これは基本的に私はそういう考えでやってきたつもりです。私たちがどういう伊豆市を目指すのか、その中で国の事業、県の事業、どれを使えるのかという考え方で来たわけですね。

そこでこれから市民の皆さんとしっかり話をしなければいけないのは、まさに途中で議員が言葉を使われました同じサービス、さあ、これは本当にそうでしょうか。例えばどこの駅にも新幹線がとまる。これはあり得ません。どこの地域にも飛行場がある。これもあり得ません。もっと極端に言えば、私たちの姉妹都市であるカナダのネルソン、中心部には我々が

通常考えている電気も水道もあります。そこから外れたらもう郵便局行きません。道路沿いに郵便ボックス置いとくので、上の人たちはそこに取りに来てください。水道は自分の簡易水道つくってください。でも、好きにどうぞというところもあるんですね。

私たちは、これからどこまでの共通の公共としての社会インフラ、それは公共の施設でもあり、水道でもあり、あるいは民間がやっている電気・水道でもあり、どこまで同じサービスを国民として、市民として求めるのか、どこからは資源を、つまり予算をどこに集中をしていって、どこをあきらめるのかという選択をしてもらわなければいけない。それは市長が決めるわけではありませんので、市民の皆さんとしっかり行政サービスはどこまで公平でやるのか、公共施設はどこまで同じであるべきかということを考える時代に入ったんだろうと思っています。

それを踏まえて、やはり施設がなくなったところは当然心理的に極めて大きい負担になる。私事で恐縮ですが、狩野中学校なくなりましたけれども、狩野グラウンドで残っているとやはりうれしいと思います。実は狩野保育園はもう更地になっていて何もないと、たまに行くとき寂しく思いますし、形を変えても人が集まっている、何らかの形で使っていくということが、心理的には人間の気持ちとして温かいのではないかと、なるべく今使われなくなった小学校、保育園、幼稚園も別の形をとってでも使い続けられるような選択をしていきたい、そのために地域の皆さんと話をしていきたい、このように考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 同じサービスというのは、金太郎飴のように一律でなくて、遠くに行ったらサービスを切り捨てるというところじゃだめだよということを言っているものですか、それで公共施設をやりましょうかといったときに、すごく今大事なのかなと思うのは、どちらかというところ東京一極集中で周辺部は、周辺部というか、余りいい言葉でなくて、例えば伊豆市はだんだん人口少なくなって大変だという状況になるんだけれども、市長前にも述べられていましたけれども、どこかの席ですね、この議会ですね、いわゆる若者が田舎に住みたいですかと言ったときに、2014年内閣府調査やったら、願望があるとか、どちらかあるという回答の割合が、2005年度には20.6%だったのに対して、2014年度は31.6%、11ポイントも上がっているんですね。

その中身を見てみても、そのころ、ちょっと前は、ちょっと前というのは2005年云々というのは50歳代だった。最近どうかと、20歳代から40歳代の、若者といったら変ですけども40代、そういったふうに若年がおりにきている。そして具体的にいろいろと調べてみると、鳥取県に中山間地当然あるんですけども、じゃ、鳥取県はどうなっているかという、きょう時間ないので詳しく述べられませんが、人口が逆にふえてきているという、そういう自治体もあるんですね。なぜかいろいろと聞いていると、都会へ行ったって非正規労働者で余り自分の出る場がない、なかなか出る場がない、でも田舎に来ると、よく20歳代の若者が



来てくれたと言って、回りの人たちがすごく重宝がされると、本当に田舎ってというのは人が優しいね、そういう心の触れ合いを通じて若者がどんどん今来ているという、今、社会構造の全体の変化の中で若者が田舎ぐらしを志向している。その点も見ながら、伊豆市はどうあるべきか、公共施設どうあるべきか、ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

2つの地域づくり協議会いろいろと見させてもらいましたが、苦労もされながら出発しているのかなと思いましたから、時間の関係でちょっと省かせていただきますが、もう一つ大事なところは、行政と地域づくり協議会どうしましょうかという関係で、以前にも提案したんですけれども、きょう皆さんのところに、市長にも、木曾町まちづくり条例というのがあります。これ条例があるんですけれども、地域自治組織の機能、25条に「地域自治組織は、町長の諮問に応じ、自らの地域に係る次の項目を調査審議し、町長に答申する。」このときには、町長からの諮問、どうですかというお伺いが出てくるんですけども、地域づくり協議会に。25条の2に「地域自治組織は、自らの地域において行われる住民に身近な町の施策などについて、組織の決定を経て、町長に提案することができる。」ここすごく大事なと思ったんですけども、「町長は、地域自治組織の提案を尊重する。」約束事をしながら地域自治組織の、いわゆるここでいうと地域づくり協議会、そこの主体性を十分に尊重しながらも、行政側と一緒にやっていくという、そういう組織体なんですね。当然地域創生があったり、総合計画、都市計画をずうっと進んできたときに、当然市の方針は方針として全体にかけた、伊豆市全体にかかった方針が出てきます。そのときに地域づくり協議会どうするの、私は私よじゃなくて、その連携というのかな、すごく大事だから、そういう約束事といたら余りよくないんですけども、どういう仕組みなのかというところは、一定程度今後さらに発展、私は発展させていただきたいし、地域づくり協議会設立マニュアル、全部プリントしましたけれども、物すごく集まりましたよね。最初ほんのぺらぺらだったのが今はこのくらいですよ。

だから、それだけのある意味では実行線引きの中の厚みが出てきたのかなと思いますので、もっともって出てくれば、そこのずれが出てくるかもしれません。そのときの連携というのが、私は地域づくり協議会を尊重、尊重しながらも、常に一緒にやって協働のまちづくりをやっていく、市をつくっていくということが大事なのかなと思うんですけども、市長の見解を伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この木曾町まちづくり条例というのは私初めて拝見するんですが、この中にある例えば建設計画の変更、あるいは総合計画の変更、ちょっと皆さんと話したいな。速やかにうちも導入するかということになると、少し検討がいるなと思うんですね。本来やはりこれって代議員制の議会にお諮りするという形で、地権者の合意を得るという性格が基本なんだろうと思います。否定するわけではありませんけれども、ほかの町、市の例を

参考にしながら考えていきたいと思っています。

既にある西豆地区と湯ヶ島地区、これかなり性格が異なっていて、西豆のほうはいろいろなまちづくりを、本当に邑づくりとして包括的に市の職員と一緒にやっていく。湯ヶ島のほうは余り市の職員に参与してほしくない、自分たちで湯ヶ島小学校の中いわゆる寄合所をつくりたい。私はそれどちらの方法でもいいと思っているんです。その地域の皆さんの主体性をしっかり尊重しながら、ただ、我々が見放すわけでもありませんし、我々の下請でもありませんし、それぞれの地域特性に応じたまちづくり、これは消滅の中で、きのうも申し上げましたけれども、行政機能ではなくて活力を維持するという目的のために、地域特性に応じたまちづくりを市としてもしっかりと支援していく、そのような心構えで進めてまいりたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 小中一貫、教育委員会関係に入ります。

1つ目の土肥だけでなくて修善寺、中伊豆、天城も一貫校にするのかというふうにお尋ねしたら、そうじゃありませんと。精神的な、精神と言ったら失礼ですね、教育のあり方の問題として捉えているというお話を伺いました。それは置いときましょう。

子供が学び成長するという視点から小6をどう捉えるのかということであるんですが、土肥小中一貫教育の第2次再編計画のお知らせというか、中に、読みますと、中1ギャップの解消に速やかに解消すべきで中央教育審議会の一文を紹介しているんですけども、その裏をめくると中1ギャップ云々と書いているんですけども、教育委員会は中1ギャップってどういうふうに捉えていますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） それでは、お答えいたします。

これ小学校から中学校へ移る段階において、当然中学校へ行きますと、学習内容、それから生活リズムが変わってきます。その中でいろいろな子供たちの心、体もそうなんですが、そういうところにもたらされる状態、あらわれ、これを中1ギャップと呼んでいるということです。

その中としましては、当然今問題になっている不登校だとか、それから問題行動、そういうところも当然あらわれてきているという状況です。まずそこに小学校の文化と中学校の文化のそのギャップ、これが中1ギャップにつながっているんだろう、そういうふうには考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 一般的にはそのように言われていると。

具体的にさらにお尋ねします。

伊豆市でどのような中1ギャップがあらわれていますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 数字として実際に不登校とか、それからいじめとか、それから問題行動とか、そのあられの数字として実際に数はずつかんでおりませんが、数としてね。ただ、その中で当然小学校から中学校へ行くときに、不登校傾向にある6年生と中学生、そこで全国平均、小学校の6年生と中学校へ移る3倍ありますけれども、伊豆市においても、そのあられとしては、不登校は6年と中学へいく段階で2倍近くの数字は示しております。

それから、問題行動。問題行動については、伊豆市においては、家庭ですとか、地域の影響力ありますので、その中では特に数として問題行動、反社会的ですね、そういう行動が特に目立つという現象はありません。ただ、その文化が違うところで子供たちがそれなりに家庭生活、それから地域の中での生活でいろいろいらしたりとか、そういう気持ちがあらわれてきているという傾向はつかんではいます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 小中一貫校は9年間連続的にできるんですよ、素晴らしい教育制度だということで、土肥ではやろうとしている。もうちょっと突っ込んで聞きます。

不登校が2倍だと言われたんですけども、具体的に尋ねます。これ大事なところですから。足元で、伊豆市の学校で子供たちがどういう状況に置かれているのかと尋ねたもので、いつからいつまで調査して2倍になったという結果ですか。

○議長（杉山 誠君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） すみません、その数字は今ここにちょっとございませぬので、また、私の今までの数字の見た中での話ですので、また具体的にはお示しをしていきたいというふうに思っております。すみません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 文部科学省国立教育政策研究所という資料、私は教育現場に携わっていないからわからないんですけども、いろいろな人たちの意見を聞くしかない、そのときにこの中に文科省がつくっているんです。「中学進学への不安感が不登校を増大させるのか？」とクエスチョンマークしていて、不登校が起きるのは中1になったから始まるんじゃないんだよ。結論からいうと、小学校の段階からそういう芽が芽生えてきているんだよということなんですか。この中でおもしろいなと思ったのは、不安感が高いですか、物すごく不安がありますよ、余りありませんという、ある県の全小学校を対象にしてこのセンターが

アンケート取りました。その結果、すごいな、こうかな、ここではですよ、思ったのは、小6から中1に至ってすごく不安がたくさんありますと、一番不安になったその子供たちに不登校が出ているかといったら、出ていない結果なんですよね。これはもう少しまた後ほどデータともいただきたいので、足元を見ながらやっていただきたいと思います。

私は、教育のあり方を考える原点というのは学校教育法であって、憲法であると私思っているんですね。学校教育法第37条第11項に、教諭は、いわゆる先生は児童の教育を、子供たちの教育を担当します。子供の教育の仕事を担うのは先生ですよ。すごく短い文章なんですけれども、はっきり書いてあるんですね。また、憲法26条2項に、国は、こういう言葉じゃない、国民はと言っているんですね、ここで。憲法では。国はじゃない。国民は普通教育を受けさせる義務を負うとしたのは、子供の教育が国家の仕事じゃなくて主権者、国民の事業であるということを明確にしている。したがって、今言った具体的にその視点に立つときにどういうふうにして、本当に中1ギャップあるのかなと私は思えないんですけども、先生の声を聞く、保護者の意見を聞く、地域の声を聞いて小中一貫教育、本当にいい教育なんですか、別に疑わしいと言っているんじゃないんですよ。やっていただきたいと思います。

土肥地区の教育、それで読んでみると、小中一貫を全てよしというふうに私は取られた。なぜかという、保護者の皆さんに渡している通信なんか読むと、課題はあるんですけども、例えば転校したときに不安があるということを書いているんですけども、それはじゃ具体的にどうするのということが何も書かれていないで、中1ギャップのみが全面に出てきている。小中一貫のメリットを私は否定するものではないんですけども、教育委員会と違った意見もフェアに紹介してあげてみんなで論議する。そういう視点に立つべきじゃないのかなと思います。

もう一つお尋ねします。

中1ギャップは土肥だけの問題ですか、修善寺、中伊豆、天城のそれはどうするんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これは土肥だけの問題じゃなくて、中伊豆、それから修善寺、天城、これも同じと捉えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） それでは、なぜ土肥だけが小中一貫教育で、こちらは中学校1つにして小学校をそのまま置くという、そういう今の6・3制度をとるんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これは先ほど木村議員、教育の目的、これは基本法にも、それから

学校教育法にもありますように、人格の形成、それでということになるわけですが、私たちは、教育委員会は今子供と言いましたけれども、その子供たちの学力向上、そして豊かな人間性、これをとにかく育てる、育てたい、それがまず第1にあります。そしてその育てるために教育委員会、教育行政としてはよりよい教育環境、それからよりよい教育条件、これを整えていくこと、これが大切であるというふうには考えております。その先に、要するに伊豆市で行ってきた学校再編という事業があるわけです。そしてさらに、

[発言する人あり]

○教育長（勝呂信正君） そうなんですよ、そうなんですよ。そこの、さらにその条件を整える中で、では、今子供たちがこれから、私も今まで中学でずっとやってきましたけれども、小学校、中学校のその中で、やはりその小学校が、小学生が中学校へ入るときにそのつなぎを何とかこれはしていかななくてはならない、その実感は持っております。

そうしますと、では、先ほど申しましたように、育ちだとか、それを確かなものにしていくためには、当然小学校、中学校、このつなぎはとにかく持っていかなきゃならない、その条件を整備するために小中一貫、小中連携、その考え方は伊豆市としても大切ではないかということを示しているわけです。お話をさせていただいたわけです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 幾ら聞いてもわからない。なぜかという、学力向上とか、子供たちが育つためにということで中1ギャップがありますと言われてますよね。土肥だけじゃありませんと、修善寺も中伊豆も天城もあるんです。それだったら、本当に素朴な意見ですよ。なぜこっち小中一貫教育やらないんですか。土肥だけをなぜやるのか。9年間連続した教育制度ができるんですよということで5つの子供たちの成長も含めて、学力も含めて切れ目のないやるのが小中一貫だと、土肥でやるといっているんです。それだったら、こちらは切れ目があるんじゃないのと思っちゃうんですよ。別々なのに小中一貫教育、気持ちわかりますよ。一緒になって連携をとっていくとわかるんですけども、物理的に、調べただけでも、ちょうど新しい今度中学校つくるとい、遠藤橋渡ってセブンイレブンの横に。あそこから中伊豆中学校、天城中学校大体距離同じ、6キロ弱なんですよ。車で行くと、乗ってさあっと着いた。10分かかるんですよ。それで乗り入れができるとか、それから、もう一つお尋ねします。小中一貫教育することによって先生がちゃんと、いわゆる臨時の先生じゃなくて常勤の全部子供たちにかかわってくれる、そういう学校になりますよというわけじゃないですか、土肥は。じゃ、こちらでどうするのって。一緒にやれば、先生たちが本当にいなくて困るということは、小中一貫教育やれば、土肥と同じようにこちらだって解消できるんですけども、何でここは3つの中学校をこちらだけ1つにするのかという、どういう教育方針を持っているのか、私わからないものでお尋ねします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 一番もとは先ほど申しましたように、土肥の子、それから中伊豆、天城、修善寺の子に、とにかく全ての子どもたちによりよい教育環境、よりよい条件を整えたいという発想の中で、この学校再編計画が進められてきています。その中でとにかく中学校に対象を絞りますと、土肥については、あそこの山越え、遠いところ35キロ、30キロ、一番近いところで25キロ。それを峠を越えてくることは、これはかなり子どもたちにとって本当にこれがよりよい教育条件なのかというところの発想があります。そして、では、その後の中伊豆、天城、それから修善寺、この3地区、3校の子どもたちにとっては、では、どういう形が一番いいんだろうかというところ、そうしたときに1つにして、そしてさらにそのところでその全ての教員が、全ての教科を持つ教員が授業ができて、そしてそこに何人かの数学、それから英語にしても、数名の先生がいて、全ての専門の先生がいて、そしてそこに先生方が研修、切磋琢磨できる、そういう環境をつくれれば、教育の質は高まるし、子どもたちに返ってくるものもあるだろう。

では、土肥はどうするんだ、土肥はどうするんだというときに、土肥の場合は小学校もこれはもう20名しか、これから恐らくいなくなると思います。もっと減るかもしれません。そして中学校は同じく1学年当然20名に減るんです。合わせても150名くらい的人数がこれから行く。では、土肥はどうするんだ、土肥の子どもたちにもどういった環境を整えたらいいんだろうかという発想の中で、その中で生まれてきたのが一貫校、1つにしましょう、子どもたちを集めて、その大きな人数の中で育てていく。そしてその中に生まれてきたのが、一貫にしますから、そこに合わせたのが教育なんです。教育がそこに生まれてくるわけです。一貫校の中に教育が生まれてきて、では、9カ年を通した教育をしましょう。では、天城、中伊豆、修善寺については、3校を1つにすることによって、その教育の質は、教員の数をそろえることはできる、そして多く的人数が、子どもたちが集まっているいろいろな教育活動ができる。そういう条件をつくってあげる。そして広いところでみんながやる。そのことのほうが、この天城、中伊豆、修善寺の子どもたちにとってはよりよい教育ができるだろう、そういう発想のもとで進んでいるということです。

だから、一貫教育ありきじゃない、まず再編があったということです。それでよりよい子どもたち、いいですか、子どもたちがとにかくよりよい教育を受けようというのが、学校再編計画のもとにあるということです。土肥はといたときに、先ほど示しましたように、そういう条件が生まれてきたということです。当然一貫教育も、私は一貫を進めることが子どもたちのとにかく9カ年の学びをうまくつなげていく、巣立ちも学びもつなげていくことが大事だという思いは持っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 幾ら説明受けたってわからない。なぜか、学校再編する大もと、部

活できません、先生が確保できませんということだったですよ。2つなんです、出てきたのが。先生が大変ですと言ったんだけど、小中一貫教育、土肥をどう見ているかという、小学校の先生、中学校の先生一緒にすれば、いわゆる専門外の先生は要りませんと言っているんです。要りませんという書き方ですよ。必要がありませんと。先生は整いますと、小中の先生が入れかわる。それだったら、こっちだってできるんじゃないの。

だから、どういう方針を持っているのか、伊豆市の方針の中で小中一貫教育制度、中1ギャップは向こうで解消します。こちらであるんだけど、それはどうなのという課題が残るんじゃないかなということを質問しているんですよ。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） その課題については、当然連携になります。一貫にはなりません。なりませんけれども、当然今までやってきておりますけれども、その授業の乗り入れですとか、それは当然できますよ。授業を、例えば小学校へ中学生乗り入れたりとか、そういう連携は、それから行事の分離型だとなかなか一貫校のように継続して行事をつなげていくということは難しいかもしれませんが、そういうことが当然一貫、連携の中で進めることは、これは当然できます。土肥はできてこちらができない、それはとにかくこちらのよさも、当然3校を1つにすることのよさと、それから一貫校のよさ、これちょっと別々と考えていると思うんですが、結果的に3校を1つにすることのよさ、それは土肥での教員が集まって子供たちに教育をする条件と、それから3校を1つにしたときの教員の数、質ですね、子供たちに与えるその質は、これは私は何ら変わらないというふうに思っております。一貫校であろうが、3校を1つにしようが、要するに教育の質をとにかく子供たちに、高い質をなるべく与えたいという思いを持っているということです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員、時間が迫ってますので、一言でお願いします。

○16番（木村建一君） そもそも学校再編成のところ1つだけ。

先生が足りなくなっちゃう、向こうではオーケーになる。小中一貫にしてオーケーになっているのに、こちらではまた足りませんという状況じゃないですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） すみません、ちょっと今私、質問が理解できない。

例えば天城を小中一貫にすればということですね。天城、それから中伊豆、そこを小中一貫にします。では、一貫にしたときに、天城、中伊豆、修善寺の子たちにとってそのことが本当に子供たちの、先ほど言った育ちとか学力向上と言いましたね、それから豊かな人間性を保証する、そのよりよい環境と言えるか、そこの部分を考えるんです。そうしたときに、そうでしょう。そうしたときに、3校を1つにすることのほうが、環境を整えてあげたほう

が当然これは、私は、私はですよ、私はいいと。当然600人の人数がそろいます。600人の人数がそろえば、先生方はこれは恐らく30人の教員は確保できます。30人を確保できて、子供たちが1校に集まれば、大きな人数の中で今課題となっている中伊豆、天城、それから修善寺の子たちの問題も解消できるだろうというふうな思いは持っております。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質問を終了します。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 青 木 靖 君

○議長（杉山 誠君） 次に、6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

伊豆市の新しいまちづくりにおける「周辺地域」と「集落中心拠点」等のイメージ（将来像）について、市長に答弁を求めます。

市長の施政方針で、人口減少や少子高齢化が進む中での持続可能なまちづくりの方法として「伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想」が掲げられました。伊豆市の将来像を考える際、それぞれの地域の中心となる範囲が定められ、生活機能を高度に維持していく姿が想像されます。

一方で、都市機能集積エリアや集落中心拠点以外の地域が今後どうなっていくのか、イメージできないのが現状であると思われまます。

そこで、これから伊豆市が目指していく細部の部分、細かい部分を考えていく上で、以下の点について質問します。

①周辺地域とされる中伊豆、天城湯ヶ島、土肥地区の生活機能維持とコンパクト化とは、どのようなレベルで進められようとしているのでしょうか、伺います。

②修善寺の鉄道駅周辺以外の地域や、中伊豆・天城湯ヶ島・土肥地区それぞれの集落中心拠点以外の地域は、将来どのように維持しようとしているのでしょうか、伺います。

③今回の構想ではネットワークの強化というのは重要になってくると思いますが、ネットワークの強化の目標、そして、その具体策はどうでしょうか、伺います。

○議長（杉山 誠君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。



〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の、いわゆる余りいい言葉ではないんですけども、周辺地域とされる地域のコンパクト化とはどのようなレベルなのか。

これは、私は行政サービスだけではないと思っています。住民の皆さんがどのような機能があれば日々の生活に不便を感じないのか。そうすると、今、うちでも検討しておりますように、納税とかなどはコンビニも使えますし、それから、今あります支所の機能が本当に必要なのか。逆に言うと、支所に行政手続で行かれる方はかなり少ない。逆に言うと、お医者さんとかお店とか、行政ではないけれども、ないとその地域が困るというものを市長としてどのように誘致をさせていただくのか。そういったものの観点から考えておまして、行政は行政なりに考えますけれども、市民の皆さん、住民の皆さんが不便を感じないレベルの生活機能というように考えております。

2つ目の集落中心拠点以外の地域、これもさらに難しいんですけども、今回予算でお願いしておりますように、そうはいつでもなかなかお店がなくなってしまったところは、高齢者の方々、あるいは障害のある方々のための買い物支援、私の世代だと昔の農協の農婦ちゃん号というのを覚えているんですが、そのようなサービスを補助をしたり、あるいは、地域おこし協力隊、これも今年度考えておりますが、そのようなものを活用して、非常に首都圏ではふえつつある田舎暮らしを求める方々、必ずしもリタイアされた方々ではありません。20代、30代で田舎暮らしを求めている方々もいらっしゃいますので、そういった方々が来やすいような施策を進めて、活力が著しく低下しないような、しっかりとした政策を展開したいと考えています。

それから、ネットワークのところは、やはりこれは道路ということになります。電車を延ばすわけにもいきませんので、道路のネットワークの強化ということですが、これはさまざまなディメンションが考えられます。

まず、最も大切なといいますか、最も骨格となる伊豆縦貫道、これは今月も参りますが、全力で伊豆半島の市長、町長と協力をしながら、まずは天城北道路の平成30年の完成を引き続き国にお願いをする。それから、次は県の事業になりますけれども、都市機能、東部の都市機能は三島、それから沼津に集中しておりますので、そこの連携を図るという意味で、完成した東駿河湾環状道路以外には国道414のバイパス、これは沼津との強力なネットワークになりますので、これも県に強くお願いをする。それから、市内においてはコンパクトタウン等、小さな拠点との連携のための道路として、県道伊東修善寺線、それから国道136号線、そして、県道修善寺天城湯ヶ島線というものを県にお願いすることになります。さらには、最も一定の人口のある集落としては、道路ネットワークが弱いのは上大見八岳地区ですので、これは市道になりますが、月ヶ瀬インターと矢熊筏場線の改良をどのような形で進めるのか。これは相当ハードルが高いと思っておりますが、そのような視点でそのディメンシ

ョンごとの道路ネットワークの強化というものを考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） それでは、1番目から順番にいきます。

まず、言葉の共通認識といいますか、言葉の共通理解ということで、ちょっとそもそもからいきたいと思います。

市長の施政方針の中で、今回のコンパクトなまちづくり、新しいまちづくりについてということで、こういうふうに書いてあります。広大な市域、範囲を持つ伊豆市にとって、将来においても持続可能なまちとするためには、コンパクトなまちづくりを推進する必要がありますというふうに述べております。

どうして将来において持続可能なまちにするためには、コンパクトなまちづくりを推進する必要がありますのか。そもそも論でお答えください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 非常に厳しい選択ということになるんだろうと思います。現在3万2,000人の人口が、このまま行けば2万数千人、それも2万5,000より下回る数字に減少されていくでしょう。そのときに行政機能を維持するためには、あちらにも総合会館、こちらにも公民館、中央公民館です、あちらにも図書館、こちらにも図書館、あちらにもプール、こちらにもプールというわけにはやはりいかないんだろうと思います。現在、やはり鉄道駅のある修善寺駅周辺に伊豆市に唯一の都市機能、これは駅であり、市役所であり、日本赤十字病院であり、そろっているわけであって、やはりこの地域に、市として、こちらが旧3町においては共通で維持しなければならない。あるいは、ここで共通に持っていれば、都市機能として発揮できるような施設機能については集約せざるを得ない。このように考えております。

ただ、地形区画からいって、土肥も含めて言うことになると、非常にこれはやはり難しいと思っています。シンボリックな表現になってしまいますけれども、伊豆市というのは、ここ修善寺に全てを集めるのではなくて、やはり1.5個単位、土肥にはやっぱり一定の機能は必要だと思っておりますけれども、地形区画を共有する修善寺、中伊豆、天城湯ヶ島地域の中でどのような機能を集約しなければいけないのか。そのような観点からコンパクト化というものを申し上げているわけでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

青木議員、マイクを少し。

○6番（青木 靖君） 引き続き、もう少し言葉の共通理解ということで進めますが、コンパクトなまちづくりというと、コンパクトというと小さく収縮してしまうようなイメージを持

つんですが、コンパクトと言っている意味は機能を集積するという意味だと思いますが、コンパクトということをどういうふうに考えているのかということをお伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地域的には広がっているものをあるところに集約するという、地域の面積の幅もあります。しばしば私は駅からおよそ1キロ圏内という言葉を使ったり、あるいは、自転車、徒歩で10分以内というような言葉を使うこともあります。ただ、これは面積を、地域を縮小するだけではなくて、そこの密度が上がることによって新しいサービスがふえていくわけです。そこは、外から来られる方々にとっては医療も近い、学校も近い、市役所も近い。そこで人口がある程度集約されると、新たなサービスが出てまいります。お店もふえていく可能性もある。別のサービス産業もふえていく可能性もある。したがって、これは、コンパクト化することによって、面積を縮小するだけではなくて、そこに住みやすい環境ができるということと、密度の集約によって新たなサービスが展開できる。そういった意味でコンパクトという用語を用いております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 要するに、伊豆市のコンパクトタウン&ネットワーク構想というものでこれからのまちづくりをしようとしているんですけども、要するに、今ある修善寺中心に都市的な機能を集約するという、それから、周辺の地域も維持していくということが基本になっていると思うんですけども、要するに、この話の最終的な目標としては、じゃ、今までと何が変わるのか、これからどうなるのかということのを少しはつきりしていかないと話が進まないのかなと思っております、この質問をさせていただいております。

それで、まず、今回のコンパクトタウン&ネットワーク構想というのは、都市計画の見直しから始まった、まちづくりのいろいろなもろもろの流れの中の一連の一部のものであるというふうに自分は理解してございまして、伊豆市の都市計画マスタープラン、ちょうど1年前に策定されて、冊子もできました。いただいてあります。これはおおむね20年後を目指したものであるというふうに理解しているわけですが、その具体策のアクションプログラムのものとして、新しい伊豆市都市計画検討委員会というものが今進行中であるということも理解しております。その都市計画マスタープラン、そして、その流れを受けた新しい都市計画の検討委員会、中間提言がここでまとめられているはずですが、これについて少し触れてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 伊豆市の新しい都市計画ということで、この間、柳沢座長が市長のほうへ中間提言を提出されました。それを受けて、伊豆市長は、その提言書の内容に沿っ

た形で静岡県の交通基盤部へと要望を行ったところです。

この新しい都市計画の中間提言ですけれども、座長が柳沢先生という日本の有数な都市計画の先生であるということと、中に千葉大の先生もいまして、その方は伊豆市に生徒を連れてきて、伊豆市はどういうものだというあたりの研究までして、また、発表会もやっていただいて、その生徒は国際色豊かな生徒ですので、やはり違った目で伊豆市を見ていただいたということです。

それで、中間提言ですけれども、大きく分けて3つあります。1つが、伊豆市が目指すべきまちづくりの将来像についてという提言をいただきました。その中には、伊豆市のコンパクトタウン&ネットワーク構想を進めるべきであるということを書いていただいています。2番目に、将来像の実現に向けた具体的な取り組みについてということで内容が記されています。また、3つ目に、伊豆市の新しい都市計画の内容についてということで、都市計画を見直すべきだという提言をいただいているところです。

大きく分けて今の3つが中間提言ということになっています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 中間提言大きく3つということですが、都市計画マスタープランの中で、おおむね20年後を目指すマスタープランの中でそもそもうたっていたものというのが、まさに土地利用の基本方針、それから道路・交通、それから都市の環境、それから防災、景観、これらがうたわれていて、詳細にわたって、総合的な全体構想と別に、各小学校区ごとの個別なプランまでもできています。これがおおむね20年後を目指す姿だということだったと思うんですけれども、これを実現するために、具体的に今の検討委員会も動いているというふうに理解していますが、その都市マスとの関連についての確認をもう一回させてください、どういうふうに関連していくのかということ。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） マスタープランの中にもうたってあるんですけれども、その後すぐに総合計画も入ってくる。そういうこともあるのと、時代がすごいスピードで変わっているということと地方創生、こういう動きもある中で、マスタープランは柔軟に変更していきますよということを書かせていただいています。

どうしても、そのマスタープランをつくるときには、田方広域の都市計画もにらみながらのマスタープランをつくりました。ただ、今度は、新しい都市計画についてはそのところを、伊豆市の独自の都市計画をつくるべきだということが提言書にはうたってありますので、ここで相当マスタープランと中間提言とは多少ずれが出てきているというのは事実です。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） ということで、要するに、確かにこの冊子の一番最後の締めくくりの文章は、柔軟な対応をしますという言葉で結ばれていましたので、まさに柔軟な対応をしていくんだらうというふうに思って質問をさせていただいたんですけども、そうやってきますと、質問の通告した内容をもうちょっと進めますけれども、要するに、都市の姿、まちづくりとしての都市を中心にしたまちづくりの姿というのはここでうたわれているんですけども、そうすると、やっぱりこの話を進めていく上で誤解のないようにといたしますか、正しく伊豆市の将来像を理解するためには、中心になった以外のところがどうなっていくのかということを確認していかないと、この考え方に市民の皆さんが賛同していただけない可能性もあると思いますので、それで、今回こういう質問の仕方をさせていただいているんですけども、要するに、修善寺駅の周辺、それから、中伊豆でいうと八幡の周辺、支所がある周辺、中伊豆支所、そして、天城も天城地区、それから、土肥も土肥支所が中心ということで、中心になるところのイメージというのはできるんですが、その周辺がじゃ実際どうなるのかということなんです。自分は今八幡に住んでいますので、ある程度八幡がどうなるのかということはイメージできるんですけども、じゃ、自分の親の実家のある大沢はどうなるんだらうとか、原保はどうなるんだらうかということをも具体的にお示しする必要がありますし、それが、さっき生活の利便性を確保できるということだったんですけども、もう少し具体的にこうなりますという、もう少し具体的なイメージを示していただければ結構ですので、お話しいただきたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 多少言い方を気をつけないと差しさわりがあるかもしれませんが、伊豆市の現実の問題ですので、幾つか具体的に申し上げたいと思います。これは行政サービスだけではなくて、産業振興とも大きくかかわってまいりますし、伊豆市の地方創生戦略の中にしっかり書き込んでいきたいと思っています。

伊豆市の、繰り返しますが、いわゆる余りよくない言葉の周辺部分、ほかの地域から見たら、もううらやましいような状況なんです。

道の駅ネットワーク、今、全国ネットワークで伊豆半島も重点「道の駅」に認定されたんですが、そこでは、モデルとなっている南房総なんかは伊豆市よりもはるかに交通量少ないんです。東名高速並みに1日2万台を超えている県道伊東修善寺線で、ほとんど商業施設がない。じゃ、そこは大東地区にナチュラルキッチンさんなんかとも連携をしながら、あるいはほかのアイデアを、地元の食材とか地元の資源を使ってそういったものが何か展開できないのか。可能性としてもうあるに決まっているんです、そこより厳しいところで成功しているわけですから。

また、土肥も同じであって、日本一の恋人の里、夕日の里、花の里で、今、土肥がまだ旅館さんで三十数件あったんでしょうか、これだけでも、あの人口と地区からいったら有数の観光地ですよ。しかし、じゃ、平日、月曜日金曜日ほどのような状況なんだろうか。つまり、雇用にならないわけです。土曜日、日曜日で年間100日、お客様が仮に入っている、経営者の皆さんはそれで食べていけても、雇用になっていきませんよね。じゃ、平日の誘客がどうしたら雇用になり、産業になっていくのか。

あるいは、湯ヶ島もそうであって、今、東京ラスクが営業、事業を展開していただいておりますけれども、社長さんはこの出身ですが、工場長が釜石からこちらに見られたら、この交通量はなんですか。つまり、ほかの地域から見たら信じられないような交通量が流れていて、その皆さんがどうして湯ヶ島にもっと泊まっていだけないのか。そこには何が足りないのか。どうすればいいのか。もう考えるといっぱい材料があるわけです。

そうやって産業をしっかり振興していきながら、なおかつ、そこで住民の皆さんが生活の不便を感じないためには、例えば中伊豆であれば、今は中伊豆温泉病院と今野先生と2カ所、やはりもう少しお医者さんがいていただいたほうがいいのではないかと。あるいは、天城湯ヶ島地区ですと、月ヶ瀬病院があるからまだかなり助かっていますけれども、じゃ、特養との間にある湯ヶ島地区に診療所はなくていいのか。このままでいいのか。そこは地元の皆さんとしっかり話をしていかなければいけないし、もっとドラッグストアに見ますと、将来、コンビニに行政サービスをもっとお願いするときに、コンビニがない小学校区があっても、それは八岳と大東でしょうか、そういったところをどのようにカバーしていくか等々を本当に網羅的、総合的に考えていかないと、私が幾ら言葉だけで全部疲弊させませんと言っても、それは言葉だけになりますので、そういった具体的に1個ずつの実態に即した事業とか、あるいは誘致とかというものをしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 基本的な行政以外の公共サービス、当然これは維持していく必要があるし、それがなければ、地域が本当になくなってしまおうということだと思っておりますので、それはお願いしていかねばいけないことだと思っております。

それで、本当に中心とその周辺という言い方も、市長も言ったとおり、余りいい言い方ではないんですが、現実問題、そういうふうになっていったとして、これも都市計画マスタープランの中にもうたっていますけれども、どういうまちづくりを将来していくのかということを書いた部分については、協働によるまちづくりですということをやっぱりここでもうたっていますし、やっぱり行政に全て頼るのではなくて、今、地域づくり協議会の流れもあります、地域でやっていく部分というのは非常に重要になってくるんだろうと思います。

それで、やっぱり伊豆市というのは自然豊かで、里山、それから、農地の景観等々もまちづくりの中にも出てくるわけですが、これからのまちづくりにおいて、協働といいま

すか、住民の自主的な取り組みがもっともっとこれから進んで行かなきゃいけないのかなと  
思っているんですが、周辺部の農業であるとか、地域の景観の維持というようなことで既に  
活動されていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるって、そういう活動をもっと進めていく必  
要があるんですけども、地域づくり協議会ともちょっとリンクするようないないような部  
分もあるんですが、それらをこれからどう進めていくのかということも、周辺地域の生き残り  
といいますか、地域の活性化ということが重要になってくると思いますが、そこで、ちょっ  
とまちづくりという観点から周辺部分の地域づくりという言葉に移させてもらって、農業の  
活性化であるとか、これも農業だけじゃないですけども、この後行われるトレイルランニ  
ングもそうですが、公園であるとか、そういうものの整備をある程度ボランティアの方に入  
っていただいて、いろいろな事業を運営していたりということがありますが、その辺をお  
おむねこの20年後、どういう人がそのときにその地域に住んでいるのかということまで含め  
て、どういう地域をつくっていくのかということ、今やっていることを伝承していくとい  
うか、伝えていく、あるいは、もっと広げていく必要があると思うんですが、特に農の部分  
であるとか、それから公園の整備、あるいは、梅林の整備もそうですし、里山の整備をして  
いるいろいろな団体もありますが、それから、農業の振興地域でやっている地域もありま  
すが、農の部分でのかかわりという部分で、これからどういうふうなことが考えられるかとい  
うことをちょっと聞きたいと思いますが。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 去年の12月だったか、9月議会だったか失念いたしましたけれども、  
たしか小長谷順二議員からうちの観光経済部長に御質問があったと思います。そのときに、  
部長のほうから、湯布院の例だったでしょうか、要するに、自分たちがまさに自分たちよ  
る地域のまちづくりを進めた結果として、結果としてお客様がふえている。そういったもの  
は、伊豆市にも端的に当てはまるんだろうと思うんです。景観整備であり、あるいは、郷土  
の会や狩野城の会のようなボランティアによる地元の資源の維持存続であれ、農業、あるい  
は水産業の直売所であれ、やはり地域の皆さんたちが自分たちの資源を大切にしてお振興さ  
せることによって、結果としてその地域は活力も持つし、お客さんもふえていくということは、  
そういったアプローチは伊豆市にとってやはり有効だろうと思うんです。

1つ具体的に申し上げますと、土肥地区で2年ぐらい前からやっている「ありがとう」と  
いう直売所、これは非常に仕組みがいいのは、必ず旅館さんにフォローしていただいて、残  
るものがほとんどない。たしか1%か1%以下だったと思いますが、最初から余ったものは  
旅館で持ち帰りますというような仕組みにしているんです。先般も土肥の旅館の方と話をし  
ましたが、我々はそれが欲しいんだとこうおっしゃるわけです。マーケットに並べるわけじ  
ゃありませんから、形と大きさもそろったものではなくて、半分欠けていようが、虫が食っ  
ていようが、ちゃんとそれは板前さんがさばいてやるわけですから、きれいなものをどこか

のマーケットで買ってくるよりも、どういう状況でもいいから地元のもの欲しいというニーズとしっかり合ったものでスタートされたものですから、どんどん農業者のほうでふえて、土肥の洋品店さんがまたもうかるというようないい循環になっているんですが、例えば、一例としていえばそのようなやり方もあるでしょうし、地元のいいものを今度は加工して、まさに典型的な6次産業なんですけど、それはイズシカ問屋もそうだし、あまごもそうだし、ただ、原材料として売るだけではなくて加工して、そしてさらに、自分の店を持って付加価値を高めていって、100グラム100円のもので加工して300円になり、そばになって1,000円になりというものも一つ一つまたふえておりますし、そういった意味では、決して、農地を修善寺地区の中で中学校のために転用する、したがって、農業は将来性がないとか、希望がないとか、農業縮小すべきだということを考えているわけではなくて、その地域地域に合った農業の振興の仕方というものが当然あるわけですし、そこにも力もまた加えてまいりたいとこのように考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 今の質問、ちょっと戻りますけれども、例えばですけども、ブランド米をつくって、それを広い範囲にPRしていくというようなことも取り組まれています。それから、もうちょっとこれも戻りますけれども、じゃ、こういう聞き方します。

では、トレイルランニングレースというのがありますけれども、あと、伊豆マラソンでもいいです、運営していくのにボランティアがかなりかかわっていると思うんです。いろいろな行事に市の職員の方が出て働いているのも見ますけれども、それ以外にもそういうボランティアの方の参加があってできている、いろいろな行事が運営できているというふうに理解しています。それと、公園の整備であるとか、そういうこともやっている。具体的な手法をこれから先にまた伝えていくというような、現場を知っている観光経済部長あたりから、今後につなげていく可能性といいますか、これをこうしていったらよくなるんじゃないかというものは多分お持ちだと思いますので、観光経済部長、どうでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） では、お答えします。

冒頭出ましたブランド米ですとかという取り組み、これ、私はブランド米をつくってただ外に売るだけじゃなくて、やはりそのブランド米、なぜブランド化するか。それは、安全で安心なお米を皆さんつくってください、それを市内で消費しましょう。子供たちの学校給食にも転用しましょう。学校給食に転用することによって、食育というものが進むはずですよ。行政というのはそういう連携した流れで本来は進めるべきだと思います。それをつくることによって、じゃ、農業者が一生懸命耕作をしてくれて、耕作放棄地がなくなるとか、やはり行政は、私のほうは観光経済部ですけども、必ず公とどこかとリンクして、それが施策と



いうふうには理解はしております。

そんな形で、ブランド米に限らず、現在、ちょっとアプローチをしておりますのは、やはり無農薬でつくったニンジンとか根菜類、それらをやはり学校給食とかに転用できないかということもお話をしております。そんな話の中でちょっとお話をしたんですが、ニンジンというのは真っすぐのものだと皆さん思って、ほぼ消費者の方は思っているようです。先ほど市長が言ったとおり、じゃ、枝分かれしたニンジンでも使い方によってはこうできるじゃないかというところを、やっぱりユーザー側にもその辺の説明をして、それで、特色のあるものをつくっていく。これがやはり私も伊豆市、伊豆地域多品種少量型の農業、これをもくろんでいくべきだろうというふうには考えておりますので、その方向で現在は誘導をしております。

あと、イベント等について、トレイルランニングとか伊豆マラソン、確かにボランティアの皆さんに御協力をいただいております。これからもこういう事業については、やはりボランティアの皆さんの力をおかりして進めるべきだと思っております。ただ、進め方についてはまだ若干の検討の余地というものは自身も認識しておりますので、そのあたりを今後、もっと広範囲にボランティアを募る仕組みであるとかというものをこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） ということで、地域の潜在力というのがまだまだ伊豆市域にはあると思いますので、それらをいかに引き出していくという言い方がいいかどうか、皆さんにやる気になっていただくようなまちづくりというのが必要なんだろうと思います。

それで、この今回のコンパクトタウン&ネットワーク、コンパクトタウンというのは主に、具体的に言うと、修善寺駅周辺のことを伊豆市型のコンパクトタウンエリアですよという御案内、それとともに、集落中心拠点というところにある程度のもを集約するんだということ。伊豆市は、旧の4町が集まって伊豆市になっているわけですから、そこで、やっぱり伊豆市全体のことを考えた場合にはネットワークというのがやっぱり重要なんだろうということは、どうしても一番最重要はネットワークじゃないかという思いに立ち返ってしまいます。

それで、新しい都市計画の検討委員会の中でもいろいろな御意見が出ています。その中で特に道路の関係、やっぱりネットワーク道路ですという市長からの話もありました。当然そうなるだろうと思います。まず、道路からやったらどうだろうという意見が委員の中から出ていたと思います。

道路を所管する建設部長に伺いますが、いろいろな方に参加していただいた中で、伊豆市の将来像を考える場合に、まず道路をやって、それから公共施設の見直し、それから教育も含めたことをやるべきなんじゃないかという御意見があったことについては、どのようにお

考えでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 伊豆市の今の道路、まず、一番重要という部分では国道が通っていて、その国道に対して、国道を補完するということで県道が走っている。その県道を補完するということで市道があるわけですけども、まず、伊豆市の中で道路の考えなきゃならないのは、我々は、まず安全安心というところで、道路が津波に遭ったりとか、土砂災害に遭わない、そういうところを考えさせていただいています。そうすることによって、社会インフラが安全なものになる。その中でいろいろな生活になってくるということになるろうかと思えます。

さらに、その道路に対して、今度はネットワークというものが出てきます。既存の道路を賢く使ってという中でネットワークを考えるとということになるろうかと思えます。青木議員おっしゃるとおり、道路本当に重要という中で、我々も県、国には一生懸命要望活動をしているところになるということです。

平成29年度までには土肥峠の完成を目指すということを県の土木事務所のほうでは公表をさせていただいている。国交省では平成30年度に天城北道路。そうすると、下船原バイパスも静岡県ではそれにあわせてということですので、下船原バイパスも平成30年度にはできるのかなというふうを考えているところです。

それ以外の道路についても狭いところがありますので、そういうところについては積極的に我々も県に働きかけながら、あと、うちのほうでも何ができるのという部分で、アクセス道路は完成させました。日向のところの旭日橋のところのアクセス道路は完成させました。今は湯川橋、ここがやはりこの市役所へ来る国道とのタッチということで、そこを進めているところになるろうかと思えます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 新しい都市計画検討委員会の中でも、おおむね20年後には伊豆市が伊豆半島の東西南北の交通の要衝となる見込みであるという言葉が出てきます。おおむね20年後、まさに伊豆市の都市計画マスタープランが目指しているのと全く同じ時期に、検討委員会の皆さんも、伊豆市が伊豆半島の東西南北の交通の要衝になる見込みであるというふうに予想していらっしゃるというふうに受けとめていいと思えます。

今、今まで以上に強力に要望しているという、当然それしかないんですけども、それしかないんですけども、あと20年で交通の要衝たる道路をつくっていくには何かが必要だと思えるんですけども、プラス何かが必要だと思えるんですが、どうすればいいでしょうという質問を、じゃ、しましょう。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） やはりいろいろな国県の道路が完成してくるということはすごいインパクトになろうかと思えます。それにあわせてここをお願いしますというような言い方になろうかと思えます。まさしく天城北道路ができたときに、災害に強い高規格道路が伊豆のど真ん中まで来るわけです。そうしたときに、そこが防災の拠点であったり、エネルギーの拠点であることは間違いないと思えます。さらに、今度はその高規格道路を賢く使うには、伊豆横断道路、ここが重要なものになってくると思えます。こういうことを、天城北道路なり伊豆縦貫が完成という機会を利用して、周辺のアksesをよくしていくような要望活動を展開するというを考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 現場の立場でもう一つだけどうしてもお伺いしたいことがありまして、東駿河湾環状道路が沼津インターから伊豆中央道につながって、天城北道路につながりました。旧の修善寺道を通って旧天城湯ヶ島町に行っています。大平を通って月ヶ瀬まで行っています。そうすると、やっぱり旧中伊豆町に住んでいる人間にとっては、その道路までが遠いんです。修善寺駅前、柏久保通らないと行けない。直接つながっている修善寺の方、それから、天城の方もこれから直接つながります。そこから真っすぐ行く136号線も土肥のほうに整備がほぼ終わっています。伊豆半島の伊東側、東側と天城北道路、伊豆縦貫道を結ぶルートの間でもあります中伊豆地区とその高規格道路とのアクセスは、もうちょっとどうにかできないのかなという思いがどうしてもありますが、これについて御意見を伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） こうなると、もう伊豆縦貫がどこにできるというのはもう前々からわかっていたわけです。そのために、合併前から、中伊豆町としてはどういうアクセスが必要なのかという中で、そのために、日向のところの県道が合併支援道路になっています。そして、伊豆市が完成させましたアクセス道路という部分があります。これも中伊豆町で賛同をした道になります。ですから、中伊豆町の地区の方、当時中伊豆町だった人がこの高規格道路をどのように使おうかというのは、今の鮎見橋を天城方向に向かっていき、日向を通ってアクセス道路から高規格道路に乗るというふうに考えたわけです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 要するに、それだとちょっと物足りないので今質問しているわけで、

そうなりますと、やっぱり伊豆市単独では難しいのかなという話になってこようかと思  
います。

そこで、この美しい伊豆創造センターというのがここで立ち上がっていて、伊豆は一つと  
いうことで、いろいろなことを伊豆市全体で協力してやりましょうという中で、県にも要望  
していくということになってこようかと思いますが、防災に関するシンポジウムがこの同じ  
くくりの中でももう何度か行われました。

そういった観点から、ここで、伊豆創造センターも一步前進しているというふうに考えて  
いますので、市長のほうから、そちらのサイドから、伊豆市内の道路のネットワークがさら  
に推し進められる可能性がどうなのかということ伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりです。

何度も国交省に言ったんですけれども、三浦半島、房総半島に比べて、伊豆半島の伊豆縦  
貫道だけが極端に遅い。もう20年前にできていてもおかしくない道路だった。そこはやはり  
私たちが力を合わせて、もっともっと強く要望してこなかった結果、ようやく今できつつあ  
るというような状況、本当に大きな反省材料だと思っております。

そういったその我々自身の反省も踏まえて、ランドデザインの中では、ジオパークと観  
光はなるべく一元化しよう。道路のほうは、どうしても促進期成同盟会のいろいろな背景が  
あって、いきなり組織が一つになるのは難しいというのが現状なんですけれども、さはさり  
ながら、天城北だとか、伊豆縦貫道だとか、横断道だとか、いろいろなものをなるべくみん  
なで行こうという機運にはなっているんです。ですから、どの道路であれ、都合のつくもの  
はみんなで行きましょうという流れになっておりますので、伊豆縦貫だけではなくて、完成  
した東駿河湾だけではなく、横断道路も、その他の道路も、県にも国にもみんなと一緒に  
行くというような機運をさらに強化していきたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 大体今、これで終わりなんですけれども、最後にもう一回、最初に言  
いました、市長にもう一回お答えいただきたいと思います。

今回のコンパクトタウン&ネットワーク構想で、伊豆市はどう変わっていくのか、今と何  
が変わるのかということをもう一度最後にお伺いして、最後の質問にします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） コンパクトのところ、先ほど、一度、私はおおむね駅から1キロ圏  
内というような話を申し上げましたが、今回、都市計画の見直しが入ってまいりますと、修  
善寺地区の土地の使われ方が抜本的に変わってきます。

そこで、今度、ごみ焼却場の建設地が決まった佐野と修善寺との接続、あるいは、白岩と八幡との修善寺での接続というのも、今までは成し得なかった、制度的に成し得なかったことも視野に入ってくる。すぐには言いません。視野に入ってくる。したがって、大きく変わってきます。その可能性はこれから詰めるところですが、大きく変わっていきます。

しかし、それだけでは修善寺を中心としたいわゆる住宅地が少し広がるだけ、今よりはよくなりますけれども、少し広がるだけで終わってしまって、逆に、今、伊豆市の伊豆の国や三島に移動している方々が修善寺駅周辺でとどまって終わりということになりかねません。そうならないように、中伊豆、湯ヶ島、土肥のそれぞれの魅力、資源に応じた活力ある地域というものをしっかりやっていきたい。これはもうことしからでも、平成27年度からでも着手していきたいと、このように改めて申し上げておきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） これで青木靖議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

#### ◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月19日、午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時21分

## 平成27年第1回(3月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第5号)

平成27年3月19日(木曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 平成26年度伊豆市一般会計補正予算(第6回)         |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 平成26年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)   |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第4回)     |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第4回)    |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 平成27年度伊豆市一般会計予算                |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算        |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成27年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成27年度伊豆市介護保険特別会計予算            |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成27年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算          |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算           |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算        |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成27年度伊豆市水道事業会計予算              |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計予算            |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算           |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成27年度伊豆市市山財産区特別会計予算           |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成27年度伊豆市門野原財産区特別会計予算          |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成27年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算           |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成27年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算          |
| 日程第21 | 議案第21号 | 平成27年度伊豆市田沢財産区特別会計予算           |
| 日程第22 | 議案第22号 | 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算           |
| 日程第23 | 議案第23号 | 伊豆市事務分掌条例の一部改正について             |
| 日程第24 | 議案第24号 | 伊豆市行政手続条例の一部改正について             |
| 日程第25 | 議案第25号 | 伊豆市特別職報酬等審議会条例の一部改正について        |
| 日程第26 | 議案第26号 | 伊豆市職員定数条例の一部改正について             |
| 日程第27 | 議案第27号 | 伊豆中央道・修善寺道路回数券購買基金条例の制定について    |
| 日程第28 | 議案第28号 | 伊豆市消防団条例の一部改正について              |

- 日程第 29 議案第 29 号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 30 号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 31 号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 32 号 伊豆市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 33 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 34 号 伊豆市中豆授産所条例の廃止について
- 日程第 35 議案第 35 号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 36 議案第 36 号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 37 議案第 37 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 38 議案第 38 号 子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 39 議案第 39 号 伊豆市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について
- 日程第 40 議案第 40 号 伊豆市立小中学校教職員住宅設置条例の一部改正について
- 日程第 41 議案第 41 号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第 42 議案第 42 号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第 43 議案第 43 号 市道路線の認定について
- 日程第 44 議案第 44 号 市道路線の変更について
- 日程第 45 議案第 45 号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について
- 日程第 46 議案第 46 号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置について
- 日程第 47 議案第 47 号 田方地区消防組規約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加について
- 日程第 48 議案第 48 号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 48 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 50 号 伊豆市教育委員会委員の任命について

追加日程第 2 発議第 1 号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について

追加日程第 3 発議第 2 号 看護職員の勤務環境の改善を求める意見書

出席議員（16名）

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	飯田勝久	次 長	杉山和啓
主 幹	鈴木康子		



開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第1号～議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第1、議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第5、議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）までの5議案を一括議題といたします。

本案については、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第1号、第2号及び第5号の3議案について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 皆さん、おはようございます。

4番、山下尚之です。

ただいま議長から報告を求められました議案第1号、議案第2号及び議案第5号に係る第1委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、建設部所管科目につきましては、補足説明の後、質疑を行いました。

審議の過程における質疑ないし確認事項として、議案書の27ページに中山間地域総合整備事業の減額がありますが、減額の理由を伺いたいとの確認に対し、この事業の事業主体は県であり、当初県は1億円の事業を計画していたため、市は15%の負担割合に応じ、1,500万円の予算を立てました。しかし、最終的な県の事業執行が1,500万円となったため、市の負担金はその15%の75万円となり、その差額の1,425万円を減額いたしましたとの答弁がありました。

観光経済部所管科目につきましては、補足説明の後、質疑を行いました。

審議の過程における質疑ないし確認事項として、議案書27ページの地域資源掘り起こし業

務委託1,200万円ですが、このような事業を行える委託先として、どのような業者があるか伺いたいとの質疑に対し、市内にもいろいろなNPOや経済団体があるので、そのような団体を活用したいと考えていますが、詳細については、今後検討させていただきたいとの答弁がありました。

また、この質疑に絡め、この事業は地方創生先行型交付金による事業だというのが、伊豆市独自で考えたものなのか、地方創生メニューの中にあって行おうとしているものなのか伺いたいとの質疑に対し、地方創生の中に地域資源掘り起こし業務などという、そこまで具体的な例示はありません。地方創生事業は地方独自で考えて提案しなさいということで、この事業提案を上げたところ、内諾をいただいたということですのでとの答弁がありました。

総務部所管科目につきましては、補足説明の後、質疑を行いました。

審議の過程における質疑ないし確認事項として、議案書23ページ、総合戦略アクションプランとはどのようなもので、何をしようとしているのですか、また、いつごろまでにプランを作成しようとしているのか伺いたいとの質疑に対し、このアクションプランの目的は、国の地方創生に係る財政支援を活用し、伊豆としての個別の重点プロジェクトを実施するためのアクションプランを作成するものです。今回の補正ですが、全額次年度へ繰り越しさせていただき、平成27年度中の策定を考えていますとの答弁がありました。

次に、公衆無線LAN拠点整備事業とはどのような内容か、また、どのような業者が請け負うのか、入札で行うのか伺いたいとの質疑に対し、本事業は総務省の補助事業である観光、防災、Wi-Fiステーション整備事業を利用し、公衆無線LANアクセスポイントを整備し、観光客や避難所、避難者が広く情報収集できる状態を確保することを目的とし、市内の観光拠点、避難所、観光案内所に計13カ所設ける予定です。施工業者は三、四者あると思うので、入札で決定しますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、反対討論が1名あり、採決の結果、議案第1号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 平成26年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第2号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審議の過程における質疑及び確認として、議案書83ページの特定環境保全公共下水道事業が4,500万円の減となっている。大平地区の工事の減と聞いているが、管渠工事の延長が短くなったということですか。また、工事はどこまで進んだのか伺いますとの質疑に対し、この事業は平成26年度に予算化しましたが、平成25年度中に国の補正予算で事業が採択されたことにより補助金を受け、それを平成26年度に繰り越して施行したため、平成26年度の予算を減額いたしました。工事は旭滝の少し手前まで進んでいますとの答弁がありました。

また、特定環境保全公共下水道工事は、いつごろまで予定しているのかという質疑に、現在行っている修善寺大平地区の工事はあと5年くらい、中伊豆、城地区の工事はあと3年くらいで終了する予定ですとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第5号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第1号、議案第2号及び議案第5号の3議案についての委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第1号、第3号及び第4号の3議案について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第1号、議案第3号及び議案第4号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）所管科目については、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

教育委員会所管科目における主な質疑は、議案書29ページ、土肥南体育館改修工事700万円について、改修内容の詳細な説明を求めたのに対し、今まで便器が小学生用の大きさだったため大人用にしてほしいという要望があり、改修するものです。今回、和便器を洋便器に改修し、障害者用トイレの設置はしませんが、段差をなくし、車椅子でも入れる広さの確保をし、手すりをつけるなど、バリアフリーで対応しますとの説明がありました。

またあわせて、トイレの改修だけで700万円もかかるのかという質疑に対し、体育館の屋内だけでなく外トイレの改修もあわせて行います。現在、屋内トイレは男子用3器、女子用5器、外トイレについては男子用2器、女子用5器ありますが、女子用トイレについてはそれぞれ3器に変更しますので、間仕切りも新しくします。そのため、総額で700万円を見込んでいますとの答弁がありました。

続いて、健康福祉部所管科目における主な質疑は、議案書25ページ、老人保護措置費1,194万円の減額について、措置者の数の見直しにかかわる詳細な説明を求めたのに対し、平成25年10月時点での入所者数24名に3名を加算して予算計上しましたが、退所や死亡により措置者数は現時点で21名となっています。今年度において措置者の予定がないため、減額するものですとの説明がありました。

市民環境部所管科目において、質疑はありませんでした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第1号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、保険給付費7,500万円の減額について詳細な説明を求めたのに対し、一般被保険者療養給付費の当初予算計上において、1人当たりの単価を25万4,700円で見込みましたが、今年度1人当たりの単価は24万3,600円となり、医療費の減となりました。それに伴い、高額療養費も減となるものですとの説明がありました。

また、金額が下がった理由としてどのような疾病が減ったのかという質問に対し、金額は総額から割り出しているため、個々の疾病の特定については分析はしていませんとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第3号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第4回）については、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第1号、議案第3号及び議案第4号の3議案について委員長を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時47分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）までの5議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で質疑を終結いたします。

これより議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）までの5議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、討論を行います。

それでは、賛成討論から行います。

6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場から討論を行います。

平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）は、主に歳入歳出予算総額それぞれに6,300万円を追加し、それぞれ177億6,930万円とするものです。

今回の補正は、国の補正による地域住民生活等緊急支援のための交付金9,600万円の歳入に関するものが中心であり、歳出については、定住促進事業補助金増531万円、総合戦略アクションプラン策定業務委託1,000万円、商工振興関係の新たな取り組みとして、地域資源掘り起こし業務委託料1,200万円、販路拡大事業3件で370万円、店舗リフォーム事業補助金500万円、県の事業に対応した観光振興事業である、わくわく商品券交付事業補助金5,000万円等、生活消費喚起型、地方創生関連先行型の前向きな取り組みであり、評価できるものであると判断をいたします。

ほかに、旧湯ヶ島小学校改修工事ほか1,700万円、土肥南体育館改修工事ほか800万円についても、地域の活動拠点を整備する有効な事業であると考えます。

継続費補正は修善寺駅周辺整備事業の期間の延長、繰越明許費補正は道路、橋梁災害復旧事業、農業振興対策事業、市道整備事業など、債務負担行為補正はバス路線維持補助金に関するもの、地方債補正は公衆無線LAN拠点施設整備事業等であり、いずれも事業の継続性を考慮し、適切に対応されているものであると判断できます。

以上のことから、議案第1号は、原案のとおり可決、承認されるべきものであると考えます。多くの皆さんの賛同を期待し、賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本案は、歳入歳出6,300万円を増額し、歳入歳出予算それぞれ177億6,930万円にするものです。

今回の主な補正は、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生交付金事業として、旧湯ヶ島小学校改修工事、定住促進事業補助金の増額、地方創生検討会議、総合戦略アクションプラン策定業務委託、地域資源掘り起こし業務委託、販路拡大事業、店舗リフォーム事業補助金、わくわく旅行券交付事業補助金などとなっております。また、公衆無線LAN施設整備事業は、いわゆるWi-Fiスポットを市内13カ所に整備し、緊急時の通信、連絡手段の拡充、土肥南体育館改修工事は地域づくり協議会の拠点づくりのための整備となっております。

今回の補正は、まち・ひと・しごと創生法の目的に沿った事業であり、市民の生活の向上や地域の活性化をさせる重要な案件でことであることから、原案のとおり可決されることを願ひ、賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成26年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第2号 平成26年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について、採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第3号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第4回）について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第4号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第4回）について採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第5号 平成26年度伊豆市公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第6、議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算に係る第1委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、建設部所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

当議案の審議の過程における質疑の主なものとして、初めに、説明資料63ページ、道路新設改良費の説明の中で、市内には605の橋があり、5年に一度点検するという事で平成27年度は130橋の点検を予定しており、そのうち80橋を職員で、50橋を委託で点検するということですが、もう少し詳しく伺いたいとの質疑に対し、この橋梁点検は中央高速道路のトンネルの天井落下事故に端を発して、平成26年度を1年目とし、5年に一度、道路施設の近接目視及び打音検査などにより点検をしなければならないということになりました。市内605橋の点検を5年で行わなければならないということで、年間百二、三十の橋を点検しなけれ

ば間に合わないということで行っていますとの答弁でした。

次に、説明資料71ページの駅広場管理費の関連ですが、駅北と駅南の駐車場の利用形態を整理していく必要があると思います。駅南の車の待機所には、多くの送迎の車が駐車していますが、駅北の駐車場には夜ほとんど車はないと思います。利用者に話を聞いてみると、駐車をすると、すぐにフラップが上がってしまい、無料の時間帯でも一旦精算しなければならないなどの不便があるということでした。フラップを時間が来るまで上げないとか、無料の時間帯を延長するなどの検討はされているのか伺いたいとの質疑に対し、この件については、相当検討しましたが、時間までフラップが上がらないことにしますと、時計を見ていない方にとっては、あるとき突然フラップが上がり始めるということと事故につながりはしないか、また、30分無料ということも検討しましたが、近くに民間が経営している駐車場があるので、その料金形態も意識し、経営を圧迫しないよう配慮させていただいておりますとの答弁があり、さらに、民間への配慮と市民の利便性の向上、どちらを優先するか悩ましいところです。観光の活性化のためにも駅の利用形態をよくしていくことが求めています。駅前の広場が市の管理であるのであれば、区画の見直しを行い、大型バス2台が待機できるスペースを設ける考えはありませんかとの質疑に対し、あくまで土地は伊豆箱根鉄道の所有ということで、交通事業組合という組合があり、その中で協議していますが、観光バスの駐車待機スペースは1台ということで進めていますとの答弁がありました。

次に、観光経済部所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

審議の過程における質疑の主なものについては、説明資料50ページの有害鳥獣被害対策事業で無線機を借り上げ、約4カ月間、捕獲隊に貸与するということですが、何台ぐらいを貸すのか、また、去年は鹿、イノシシの捕獲目標頭数を900頭としていたものを、ことしは1,100頭ということで猟銃による駆除ができない中で、目標頭数がふえている理由を伺いたいとの質疑に対し、無線機については有害鳥獣捕獲を猟銃で行っている期間ということで4カ月を見込んでおり、捕獲隊6班に15台ずつ、計90台を貸与する予定をしています。鹿、イノシシの捕獲頭数ですが、過去には平成24年度は996頭、平成25年度は1,116頭捕獲しており、平成26年度は猟銃による捕獲を中止していたため目標に及ばないと思いますが、今後は安全対策を確保した上で猟銃を再開したいと考えています。そのため、平成27年度は今までの実績を踏まえて1,100頭という計上をさせていただきましたとの答弁がありました。

また、有害鳥獣1頭当たりの捕獲報償単価が高くなっているようだが、どうなのかとの質疑に対し、捕獲の報償ということで1頭7,000円、そして、報償制度の見直しをさせていただき、捕獲隊に出ていただいた人数に対し、費用弁償という形で新たに支出を計上していますので、その部分が若干ふえていますとの答弁がありました。

次に、説明資料55ページの外国人観光客誘致促進事業補助金のおもてなし向上事業とはどのようなものがあるのか、また、説明資料57ページの修善寺駅の観光案内運営事業として、修善寺駅にも外国語を話せる職員を派遣していると聞いているが、外国人に対するサービス



は今の段階で足りているのか伺いたいという質疑に対し、おもてなし向上事業については、旅館の従業員や観光関係者を対象とした語学講座や、おもてなしのツールの作成といったことを行っていく予定です。これからは受け入れ態勢の整備が重要であろうと思いますが、外国人をもっと受け入れたいという施設が抱えている課題の中に、その外国語を話せるツールやスタッフの醸成というものがあるので、交流協会との連携の中でそのような人材育成を図っていきたいと考えます。

また、修善寺駅案内所の外国人対応ということですが、昨年12月に観光局から外国人案内所というお墨つきをいただきました。これは伊豆市で初であります。このほかにも東京駅のラフォーレのインフォメーションセンターに外国語に対応できるコンシェルジュがおり、インターネット回線を通じた電話案内サービスも行っています。今のところ、クレームはありませんが、対応スキルの向上、人材の確保はまだ課題だと考えておりますので、そういったところを推進していきたいとの答弁がありました。

次に、総務部所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

審議の過程における質疑の主なものとして、初めに、予算書56ページに政策顧問報酬とありますが、政策顧問とはどのようなことをするのか伺いたいとの質疑に対し、政策顧問については、伊豆市の政策全般にわたり、主に市長直属の顧問といたしますか、アドバイザー的な役割をお願いしたいと考えます。民間の方で今までにいろいろな会社の経営を改善してきた方ということで、伊豆市の施策や観光、産業など、いろいろな分野からアドバイスをいただける方を予定しておりますとの答弁がありました。

次に、予算書80ページに新中学校周辺整備とありますが、どのようなことを整備するのか、また、どのような基本構想を策定しようとしているのか伺いたいとの質疑に対し、まず、新中学校周辺整備検討調査業務委託料については、日向地区開発のための検討調査ということで、農振法や法規制の調整、それから、土地所有者の意向調査等を行います。また、新中学校周辺整備基本構想策定業務委託料は、コンパクトタウン&ネットワークの全体構想の一環として、日向地区8ヘクタールの土地に新中学校を核として新こども園、公園、定住促進住宅地などの整備を推進するための基本構想を策定する業務となっておりますとの答弁がありました。

続きまして、地域づくり交付金の予算が2,000万円ということで、協議会がふえる見込みで予算要求が出されていると思います。実は旧土肥小学校区でも検討会を行っていますが、ほかにも決まっているようであれば伺いたい。また、将来的には市内全地区に発足するということが理想ではないかと考えますが、今後の取り組みについて伺いたいとの質疑に対し、現在、旧土肥小学校区、熊坂小学校区で設立の動きが出ています。また、旧八岳小学校区は検討中ということであり、旧白岩小学校区でも興味を示していただいているという状況です。市としては、昨年から数えて5年以内に学区ごとの地域づくり協議会を立ち上げていただくように説明会を積極的に仕掛けています。その中で、学区単位での設立が難しいと思われる

地区もあることも事実です。今後は、これらが課題となろうかと思えますとの答弁でした。

ほかにも多数質疑が行われた後、反対討論が2名あり、採決の結果、付託されました議案第6号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、平成27年度伊豆市一般会計予算に係る委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） ただいま議長から報告を求められました議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算第2委員会の所管科目について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、教育委員会所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

主な質疑として、予算書306ページ、小学校一般事務事業について任期付短期間職員の給与及び臨時職員の賃金が計上されているが、理由を伺いたいという質疑に対し、小学校2年生までは2クラスとして認められている学年であっても、3年生になると静岡式35人学級を適応するため1クラスの編制になり、県から配置される教員数が減少します。伊豆市では、不足する教員を市で採用し、複数クラスの確保や授業の運営方法を変えることで子供たちの確かな学びを保障したいと考えています。臨時職員については、特別支援対象児の増に対応するためですとの答弁がありました。

続いて、小中一貫校の再編時期の見直しに関する補足説明について詳細な説明を求めたのに対し、当初の再編時期は平成29年4月を目途としていましたが、去る2月26日の教育委員会において平成30年4月を目途とすることが承認されました。現在の土肥中学校の敷地や建物、A棟、B棟、C棟などを利用して開校しますが、耐力度調査の結果、A棟については危険建物と診断され、補助金対象外となり、建てかえが必要と判断しました。また、現行の補助金制度では小中一貫校としての特別な措置はなく、3分の1の補助となっていますが、平成28年度から新たに制度ができるという情報もあります。ついては、工事着工を平成28年度以降とし、2年間の工事期間を得て、平成30年4月を開校と考えていますとの答弁がありました。

続いて、予算書336ページ、中学校再編事業基本設計業務委託料について、新中学校の基本構想の内容と再編時期の確認を求めたのに対し、新中学校の基本構想は伊豆市全体の基本構想の一部という考え方で、現在の建設候補地は日向地区です。事業費なども含めた構想は秋ごろお示しできるかと考えています。また、新中学校の再編時期は小中一貫校と重なるので、平成30年4月の開校は難しいと考えます。遅くとも平成32年4月までにという計画で進めていますという答弁がありました。

続いて、附属説明資料86ページ、美術館建設検討委員謝礼について検討委員会はどのように進めていくのかという質疑に対し、検討委員は外部の方5名と郷土資料館館長の計6名です。今後、美術館の必要性、コンセプト、求められる機能、建設費、整備や管理のあり方な

どを、まずは基本構想について二、三年かけて慎重に審議していただきますとの答弁がありました。

次に、市民環境所管科目について、補足説明の後、質疑を行いました。

主な質疑として、市民税について人口減少に伴い、納税義務者も減少していると思われるが、予算計上はどのように見込んでいるのかという質疑に対し、3年間の納税義務者数を平均すると0.9%、約1%ずつ減少する傾向になっています。したがって、今年度も1%減で算出していますという答弁がありました。

また、予算書96ページ、滞納整理事務事業における実績及び効果、平成27年度における数値目標について説明を求めると、滞納繰越分の収納率は2月末で昨年度の数値と比較すると16.2%から19.3%、約3%伸びています。平成27年度は23.2%を目標にしたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、予算書178ページ、環境基本計画作成業務委託料について、昨年度より予算計上額が少ない理由は何かという質疑に対し、有権者及び市民代表者による環境審議会を設置し、実質問題の検討や先進事例及び専門的なアドバイスなどをいただきながら、基本計画を策定します。資料作成については市職員が自分たちで行うので、委託料の金額は少なくなっていますとの答弁がありました。

続いて、予算書194ページ、汚泥再生処理センター運営事業の委託料について、運転業務や保守点検に関する委託と法定点検や水質検査に関する委託は別だと考えるが、ほかからも見積もりをとったのかという質疑に対し、検査内容によっては運転業務委託者とは別の業者に発注する業務もありますので、他者からも見積もりをとり、比較しましたとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

主な質疑として、予算書112ページ、社会福祉協議会補助金について、減額となっている理由は何かという質疑に対し、社会福祉協議会補助金の中には、さらに補助団体への補助金が含まれています。各補助団体と話し合いの場を持ち、事業内容や活動内容、決算状況の精査を行いました。その上で事業等の見直しをお願いし、1割カットを承諾していただきましたとの答弁がありました。

続いて、予算書同ページの生活困窮者自立支援事業、自立相談支援委託料の内容と委託先について説明を求めると、委託業務の内容は相談窓口業務と就労支援業務であり、委託料はその人件費相当です。委託先は、これまでも生活困窮者の支援をいただいている社会福祉協議会などをお願いする予定ですとの答弁がありました。

続いて、予算書136ページ、地域少子化対策強化モデル事業委託料について、産後ケアモデル事業であるという説明を受けたが、先ほどの生活困窮者自立支援事業との関連性はどうか、また、モデル地区をつくるのかという質疑に対し、生活が成り立たない方については産後ケア事業から生活困窮者自立支援事業でフォローしていきます。また、現時点ではモ

デル地区の検討はしていませんが、今後、幾つかのメニューをそろえながら、伊豆市が子育てのモデルになるよう、進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、予算書158ページ、こども広場管理事業について、現状では余り子供たちが生き生きと遊べるような公園ではないと思うが、今後これをどのようにしていくのかという質疑に対し、広場は防災倉庫が設置されているところや市の一時避難場所の指定になっているところもあります。こども広場として活用するより防災の観点から他の管理へ移すことも考えていますとの答弁がありました。

最後になりますが、予算書172ページ、検診事業について、昨年度より予算計上額が少ない理由は何かという質疑に対し、検診の対象者が高齢化し、胃がん検診などの受診者は年々減少傾向にあります。そのため、予算は減少していますが、検診の受けやすい環境づくりのため、検診の体制を整えるような工夫をしていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第6号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

すみません。このまま40分まで休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時39分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまから議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について質問させていただきます。

4款の汚泥再生処理センター管理事業8,600万円、委託先を含めて事業の説明をしていただきたい。

10款中学校再編事業、事業の内容については大分説明されておりますけれども、平成31年4月には開校したいというようなお発言のようです。日向まで修善寺駅から約1キロ強、ここへ中学校をつくる。子供たち、いわゆる中学生はどうやって通学するのか、そういうこと

まで考えているのか。例えば牧之郷から、今までだったら徒歩圏内で中学校へ行ける人が、今度は徒歩で行くのかどうなのか、どういうふうに考えているのか、牧之郷だけじゃないですよ、熊坂、瓜生野、横瀬、温泉場、こういう人たちがどうやって通学をしようと考えているのか、通学方法まで検討しているかどうかお伺いしたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） それでは、森議員の2つの質問についてお答えをいたします。

ちょっと順序が逆になりますが、私の整理上、教育委員会のほうを先にやってもよろしいですか。

教育委員会の中学校再編計画の中で細かいことはどうなんだという、そういうお話じゃないのかなと思いますが、私ども第2委員会では、この中学校の再編計画については、かなり質疑が出ました。出たんですが、森議員の質問の内容については委員会の中では出ておりませんので、そういうことで御報告させていただきます。

それから、汚泥処理のほうについても、ここについてもやはり新しく完成するということで議員の皆さん、かなり興味がありまして、いろいろな質疑があったわけですが、私どもが一番取り上げた問題は、委託先が1つか、先ほど私が報告しましたように、いろいろな検査だとか、そういうものに関しても委託先が1つだとか、あと、見積もりをとったとか、そういうような件についてはかなり深く議論がなされました。そういうことで報告させていただきます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

まず、汚泥再生処理センター管理事業8,644万3,000円ですよ。今のお答えでは、かなり深くまで議論したんでしょう。このじゃ、8,644万3,000円、クボタは幾ら、どういう事業にかかわるのか、質疑しましたか。

それから、中学校再編事業、これは所管事業だから、結構議論したんでしょう。しかし、教育長は、平成31年4月に開校したいというふうに言っているわけですよ、そうですね。27、28、29、30、あと4年しかないですよ。通学路は何も考えてないんですか。今、市長の言うコンパクトタウンのほぼ真ん中にある。中学校が一番端っこのに行く。半径1キロメートルの圏外ですよ。すれすれに、接線あたりに入るんですかね、そういう状況で通学方法を考えていないのか。これは大きい問題ですよ。今、修善寺駅周辺は学習塾が一大産業として、

あそこへ集中している。ところが、その端っこ、1キロも離れたところへ新しい中学校をつくろうとしているんですよ。何も考えてないというわけないと思うんですけども、お答え願いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

第2委員会委員長。

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 答弁します。

汚泥の関係については、主な質問をちょっと御紹介いたしますと、処理場の委託費、これの妥当性、それから、2つ目に、法定点検、水質検査等の運転、保守点検は別であり、おのおの幾らだということの質問、そして、どこで見積もりをしたかという、そういうような質疑がなされました。

それから、中学校の再編については、森議員、ちょっと平成31年というのは、私ちょっと言ったのか、言わないつもりでいる気持ちがあるんですが、どこで平成31年が出たかわかんないんですけども、あくまで中学校の再編成は平成30年を目途としている、これは変更ございません。ただし、土肥の地区の小中一貫校については当初平成29年だったんだけど、諸事情があり、それを平成30年にしたという、そんなような先ほど答弁をさせていただきましたけれども、ちょっと私の話し方がまずかったでしょうかね、御理解願えなかったという感じですが。

そして、学校のことについては、今、森議員の御指摘の個々の地区からどうなんだ、どういようにしてそこに行くのかとかというのは、まだこの先の話になるんじゃないかなって私は思います。

ですから、したがって、我が委員会ではそういう話は出ませんでした。要するに、じゃ、どういうことが出たかという質問だけちょっと項目別に報告いたしますので、お願いいたします。

1つは、教育委員会の補足説明がありまして、「諸事情」という言葉を使ったんです。じゃ、諸事情って一体何なのという御質問がございました。

それから、中学校が統合で市民の皆さんにどういう周知徹底の仕方を取りましたか、こちら辺が一番大きな問題なんですけど、そんな質問。

それから、今後、中学校の人数の減を考えると、一体何を基準にして新中学校をつくろうとしているのか。

それから、先ほど言って、重複しますが、住民のコンセンサスを得ることの大切さをどのように考えているか。

それから、中学校、新中学校が平成30年の目途で土肥地区の小中一貫校と重なるけれども、なかなか厳しいですねという、時間的に厳しいですねという、そういう御質問、そんなことが出ました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 汚泥再生処理センター管理事業、8,000万円を超える事業費なんですよ、これ。これで終わりか、3回で。事業費、そのうち問題はクボタへ幾ら事業費を出すのかということなんです。どうもその辺の検討がされてないんだね。例えば検査業務で、放流水の水質検査は別だなんて言っていますけれども、クボタが管理しようとしているんですね。放流水の水質検査、自分でできないんですか。この辺は自動化されていてもいいはずですよ。運転保守管理業務、検査、環境整備、薬品、活性炭の購入、施設管理に伴う物品購入、設備法定点検、定期整備、定期点検、自主検査、設備備品点検、定期整備、その他、検査、運転保守管理業務、定期整備、大項目だけでも今、読んだぐらいの項目があるんです。小項目はもうA4、1枚じゃ、おさまらない。これだけの中、もう4月からですよ、事業始めるというのに、どこからどこまでクボタがやるのかまで考えていなかったんですかね。それで十分検討したと、中学校再編事業、いつから再編されるのか、平成30年を目途としているなら平成31年4月から開校ということになるんでしょう。そういう目標は立っていないんですか、まだあくまでも白紙なんですか。

私は、基本的にこの質問の根拠は、市民がどこまで理解しているかなんですよ。周知されているのかということなんです。その辺はどうなんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

第2委員会委員長。

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 先ほど申し上げましたとおり、中学校の再編につきましては、今、森議員の御指摘のところを十分議論しました。で、教育委員会からの説明で、過去こういうことをしてきたと言うけれども、それじゃ、足りないだろうという思いで、多分あの議論があったんじゃないかなと私は思っています。ですから、森議員御指摘のその市民の周知徹底というところは、新しい学校をつくる上に当たっては一番大切なところで、私どももそれなりにそれは理解しつつ、第2委員会で議論をいたしました。

それから、汚泥のほうに関しましては、要するに、高額な委託料で、その御指摘のとおりなんです。ですから、そこらの使い方、要するにその金額の妥当性ということで私どもは審議いたしましたので、森議員の細かいところまでのところはなかったと私も思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで、森良雄議員の質疑を終了します。

以上で、質疑を終結いたします。

これより議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について討論を行います。

先に、反対討論を行います。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

平成27年度伊豆市一般会計予算について、反対討論をさせていただきます。

ただいまの質疑にもありましたように、中学校の再編、多くの市民がどこまで理解しているかです。クボタの問題についても、私は官製談合があったのではないかと、いろいろ調べています。そして、そのままクボタに委託管理される。幾らで委託されるのか、まだわからない。しかし、もう4月から行われるんでしょう。話の内容ではね、自分で水質検査もしないで委託管理するんですか、運転管理するんですか。何だ、木村……

〔「森議員……」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） はっきりさせて……

〔「不穏当発言はやめてください」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） いやいや、不規則発言したいんだったら、どうぞと言いなさい。反対討論を続ける。へらへら、にやにや笑っている段階じゃない。

この予算は、私は伊豆市の破壊を進める予算だと思いますよ。コンパクトタウンだ。市長から絵つきの構想が出された。何なんですか、コンパクトタウン、現在の市街地をそのまま修善寺、旧修善寺町の市街地をそのままコンパクトタウンだと言っているだけだ。開発の余地があるんですか。なぜこの市街地が現状のまま固定化されているのかなんです。狩野川が真ん中に走っている。その周囲は急峻な山だ。開発できないんですよ。中学校が一番便利なところにある。それを一番端へ持って行ってしまおう。私の言っていることわかりませんか。この絵を見ればわかるでしょう。教育長、中学校の位置は修善寺駅から1キロメートル先ですよ。東保育園もそこへ移すんだらうと思うんですけども、それが実態ですね。

菊地豊君が推し進めようとするコンパクトタウン、あなたの施政方針でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略だ、新しいまちづくりだ、地域に根差した商工業の振興だ、農林水産業の振興だ、観光交流の振興だ、子育て、高齢者支援を進める、広域一般廃棄物処理施設をつくる、伊豆半島ランドデザイン推進体制、8つの大項目の施政方針を出されましたけれども、一体どこまで実現するつもりですか。

再三言っておりますが、半径1キロメートルの範囲では進化する余地はありません。旧修善寺町の市街地をコンパクトタウンと言っているにすぎないんです。半径1キロメートルの範囲は発展する余地はありません。高層マンションでも建てますか。半径1キロメートルの範囲は狩野川と開発不能な急峻な山が占めているんです。どこまで開発できる。どのように開発しようとしているんですか。言葉遊びでは、まちづくりはできません。伊豆市はますます衰退します。よろしいですか。基本を皆さん忘れてはだめですよ。市長は人口減少は進むと言っているんです。人口減少そのものが衰退なんですよ。伊豆市はますます衰退します。

中学校やこども園は、多くの子供たちにとって今より遠くなるんです。牧之郷の中学生は最低でも1キロメートルは遠くなりますよ。街灯の設置には熱心じゃない。犯罪防止に有効な防犯カメラは設置しようとしなさい。私は再三、この地域の街灯や防犯カメラをつけてく



んないかということは担当課に言っている。

おしゃべりやめさせろよ。

市長、子供たちの安心・安全は確保できますか。私は危険なまちづくりが進むと思います。光ファイバー網の整備は進みます。これはお金かければ進むんですよ。ハードが先行なんです。ソフトはいまだ何も考えていない。いつ考えるとも、この予算書では見えない。一般市民にとって恩恵は小さいと思います。大容量の高速通信を利用するのは一部の人でしょう。注意しないと、一般市民でも多額の架設費がかかります。多額の利用料がかかりますよ。市長は設備費に見合った企業誘致に責任を持って取り組んでいただきたい。いいですか。伊豆市に見合った企業誘致しかなし。最近私が得た情報では、100人規模の従業員を抱える企業が伊豆市を出たいと。

○議長（杉山 誠君） 森議員、議題外です。

○14番（森 良雄君） 何だい、おまえ。話は最後まで聞け。

○議長（杉山 誠君） 不穏当発言です。

○14番（森 良雄君） 何を言っているんだ。

○議長（杉山 誠君） 直ちに取り消してください。

○14番（森 良雄君） 不穏当発言、あなた、文章でどこの部分が不穏当発言が出しなさい。

〔「議長の言うこと聞けよ」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 市長は……

○議長（杉山 誠君） 出す義務はありません。

○14番（森 良雄君） 話は最後まで聞きなさい。

○議長（杉山 誠君） 不穏当発言と認めます。

○14番（森 良雄君） 市長は設備費に見合った……

○議長（杉山 誠君） 暫時休憩します。

〔「何を言っているんだ、おまえ、議運はしっかりしろ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） この休憩中に議運を開きますので、議会運営委員会の委員の方は御参集ください。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時34分

○議長（杉山 誠君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

この休憩中に議運を開き協議をしていただきましたので、その報告を議運の委員長に報告をお願いしたいと思います。

〔議会運営委員会委員長 木村建一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（木村建一君） 休憩中に議会運営委員会を開いた内容について報告いたします。

休憩前、こういうやりとりがあったんですね。森議員が討論の中で発言した「100人規模の人員を抱える企業が伊豆市を出ようと思っている」との発言に対して、議長は「議題外」と発して、森議員に宣告いたしました。その後、森議員、穏やかに言いますけれども、「話を最後まで聞け」、議長「不穏当発言です」、森「何を言っているんだ、議長」と、こういうやりとりで議運が、休憩して、再開されましたが、今、言った森議員の「話を最後まで聞け」「何を言っているんだ、議長」と、これは不穏当発言である。不穏当とは、穏やかでない発言だと。相手を恫喝する。批判するにしても、品位、品格のある議員でありましょうということは倫理条例の中にも出されましたということでもありますから、結論としては、もう一度繰り返しますが、森議員の発言は不穏当発言であるということ意見が一致いたしました。

以上であります。

○議長（杉山 誠君） ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたとおり、休憩前の森議員の発言に明らかな不穏当発言がありましたので……

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） 今後このような発言をなさらないように、また、さきの発言に対して取り消しを御本人に求めたいと思いますが、森議員。

○14番（森 良雄君） 取り消しなんかする必要ないでしょう。何の根拠があって、そうなんだ。

○議長（杉山 誠君） 不穏当発言と、御本人認める意思はございませんか。

○14番（森 良雄君） 企業が出ていくということすら発言できないの。君がそれを邪魔するからいけないんだ。君のほうの不穏当発言じゃないか。発言妨害だよ。発言妨害しといて、何を言うんだ。

○議長（杉山 誠君） 不穏当発言を取り消す意思がございませんようですので、ここで、森議員に討論を取りやめることを勧告いたします。

〔「やめないよ、何で討論やめなきゃいけないんだ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） それでは、発言の……

〔「君にそんな権限ないよ、越権行為だよ、君は」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 意思がございませんので、途中ではありますけれども、森議員の発言をここで休止し、森議員の討論を終結いたします。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

1番、永岡康司議員。

〔1番 永岡康司君登壇〕

○1番（永岡康司君） 1番、永岡康司です。

議案第6号について、平成27年度伊豆市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国において、昨年の12月、まち・ひと・しごと創生長期総合戦略が閣議決定されました。これを受けて、伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子が検討されていますが、人口減少に対応した仕事づくり、安心して子育てができるまちづくりなど、活力ある将来を築くための新たなチャレンジをしていく予算となっております。

新しいまちづくりでは、人口減少や少子高齢化が進む中、定住促進に向けた魅力ある環境づくりや、よりよい教育環境を整備するための中学の再編成、子育て支援の充実など、盛り込まれております。

将来において、持続可能なまちとするためのコンパクトなまちづくりの推進、そして、その周辺地域である中伊豆、天城湯ヶ島、土肥地区は、それぞれ集落中心拠点を位置づけ、市街化地域エリアのネットワークを強化し、生活機能を維持しながらコンパクト化を進める伊豆市コンパクト&ネットワーク構想の構築を目指した、将来を見据える予算となっております。

また、この予算において、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりとして、買い物弱者支援対策のための移動販売事業の実施に当たり、車両を購入する商業者等に補助金を交付する新たな制度が公布されました。

子育て支援事業では、出産準備金、出産準備手当、子ども医療手当、認定こども園整備事業、児童手当給付、児童扶養手当等々に多くの補助金、給付金が用意されております。暮らしに役立つ情報ネットワークづくりのため、光ファイバ網整備補助事業、修善寺温泉公衆無線LAN拠点整備事業等、高度情報社会の構築。

災害に強い安心・安全に暮らせるまちづくりでは、小下田地区へのヘリポート整備事業、小土肥地区に津波避難塔設置工事、崖地近接危険地域移転事業補助金等々、安心して暮らしていくための多くの予算が盛り込まれておりますが、土肥地区においては、まだまだ安心して暮らせる災害強いまちづくりのための防災機能の整備はおくれています。そこで、早急な対応をしていただきたい。

最後になりますが、本予算は伊豆市まち・ひと・しごと総合戦略の将来を見据えた新たな施設の創出と既存の事業の見直しを図るものであり、時代に即したものです。したがって、市民の皆様には十分理解されるものと思いますので、多くの議員の賛同をいただき、本案どおり可決されることをお願いいたします。

以上で私の賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、反対討論を行います。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

いろいろほかにも理由はあるんですけども、私は人口減少、そして、中学校再編問題について、反対討論といたします。

市長は、本定例議会の冒頭、施政方針として次のように発言しました。「伊豆市においては、人口減少や少子高齢化が進む中、定住促進に向けた魅力ある環境づくりや、よりよい教育環境を整備するための中学校の再編成、子育て支援体制の充実などが喫緊の課題となっています」と、こう言ったわけですね。

市長は、数年前には、人口減少危機宣言なるものを出し、全ての施策を人口減に歯どめをかけるため、その一点に集中させると、人口減少問題に集中させると言っていたにもかかわらず、先ほどの施政方針演説の中に言うておりますように、今度は人口減少は仕方がないと思っているようであります。

今から10年前の伊豆市の赤ん坊ですね、子供さん、新生児の出生数は約230人でありました。10年前、230人。昨年開催された伊豆市未来づくりセッション、これは議員には何ら報告がないわけですけども、その未来づくりセッションの報告書を見ますと、市の目標の第1番目に、出生数プラス転入人口で各年齢200人を確保するというのが、その未来づくりセッションの第1番目の実行宣言というのに書かれてあります。

しかしながら、この数年の出生数は1年間で150人から160人であり、出生数の減少傾向はそれこそ歯どめがかかっておりません。このまま進めば、10年後には100人を割るとような危機的状況が到来することも考えられます。なぜこんな急激に出生数が減少し、子供が伊豆市からいなくなったのか。

私は、その原因の第1は、菊地市政が就任以来進めてきた学校、幼稚園、保育園の統廃合にあると思っているわけであります。学校、保育園等がなくなった地域には、若い子育て世代は寄りつきません。みんな学校、保育園が整った地域へどんどん出ていってしまいます。寂しいものであります。残るは、地域に残るのは年寄りだけと、そういうことになるわけあります。こういう現実が、現象が土肥、湯ヶ島、中伊豆で起きているにもかかわらず、今度は天城、中伊豆から中学校をなくし、修善寺の日向に新中学校をつくるという計画が平成27年度の予算案に出てきております。一体何を考えているんですか。全ての政策を人口減少対策に充てると市長が言ったのは、あれはうそだったんですか。誰が中学校の統廃合を決めたんですか。誰が修善寺の日向へ新中学校をつくと決めたんですか。

このような伊豆市の教育を左右するような重要な案件は、少なくとも、民間の方を含めた専門委員会をつくって検討する。その可否を検討する。また、保護者、PTA、市民の意見を聞く。アンケートをとる。そういう手順を尽くさなければならないのに、それらしきことは何もやっていない。ただ、説明会を何カ所かで開いたと、そんな程度じゃ、全然だめなん

ですよ。こんな強引なやり方でいいんですか。多くの市民は、このことを聞いたら、菊地市長いるわけですがけれども、中学校統合に反対する人は非常に多い、私が聞いている範囲では。私には、この予算はとても納得することができません。このような強引なやり方でいいんですか。このようなことがまかり通ることになれば、伊豆市はお先真っ暗になるのは当たり前なのでございます。

平成27年度一般会計当初予算には、新中学校関連予算5,062万円が計上されております。市民の理解が得られないまま、新中学校建設へ進み、ある時点で大多数の市民の方から反対を食らって、頓挫してしまったらどうするんですか。この5,000万円にも及ぶ大金をどぶにうっちゃると同じようなことになるんじゃないでしょうか。私は、とてもこのような予算は承認することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

5番、山田元康議員。

〔5番 山田元康君登壇〕

○5番（山田元康君） 5番、山田元康です。

議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、伊豆市の10年後、あるいは20年後の目指すべき姿を現実のものとするため、最も重要となるこれからの5年間に何をすべきか、その方向づけ、基礎固めのための予算になることが市長の施政方針からも読み取ることができるものです。

昨年12月に閣議決定されました、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、まち・ひと・しごと創生総合戦略を受けて、伊豆市の第2次総合計画と伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略を根幹にしていくものであり、平成27年度の施策及び事業は議案の上程及び委員会で詳細にわたり説明がなされました。

その中でも、（仮称）新中学校周辺整備計画を進めるための基本設計業務委託料や3年間の年次計画に基づき光ファイバ網整備助成金など、伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想を実現する一歩として重要な事業となっております。

また、伊豆半島ランドデザインが策定されましたが、それを推進するために新しい伊豆創造センターが設置され、伊豆市からも職員が派遣される説明がなされましたが、伊豆を一つにという思いから、広域連携の一環としてジオパークの世界認定に向けた取り組みや、もっと視野を広げて見ると、平成28年に開催されるアジア自転車選手権大会、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えて、外国人を含む観光客の受け入れにオール伊豆で力を入れなければならないことは周知の事実であります。

その中で、来年度は外国人観光客受け入れを見込んだ修善寺温泉公衆無線LAN拠点整備事業も盛り込まれております。さらに、平成27年度の予算の中には、子育て支援のための天城地区認定こども園等の予算や出産後の母子が助産院で宿泊や日帰りによるケアや相談がで

きる地域少子化対策強化モデル事業、また、高齢者支援については買い物弱者対策のための移動販売者購入費助成金など、新しい事業として期待されるものが数々計画されております。

いまだに国全体の景気回復が道半ばではありますが、伊豆市においても取り組むべき課題は山積していると思われまます。まち・ひと・しごと創生法が可決成立し、これからますます地域間競争の厳しさを増す中で、市内の周囲の団体が仮称ですが、伊豆市産業競争力強化会議の設立に向けて困難な課題に取り組むべき協議を進められることは、まことに心強い限りであります。

冒頭でも述べましたが、今回、伊豆市にとって最も重要となる5年間のスタートを切る予算として、限られた財源の中で時代に即した事業の取捨選択がなされたものとして評価いたします。

今後とも効果的な事業推進に向けて、スピード感を持って伊豆市を牽引していただきますよう期待し、賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算に対して、反対討論を行います。

地方創生に関することが討論の中に出されておりますが、全体として今回伊豆市に提案されている事業全体は、伊豆市を元気にするであろうというふうに判断しておりますが、ただし、地方創生によって国は地方を元気にするという話がずっと来ているんですが、それに必要な国全体の予算は1兆円だと言われておりますが、既存財源の歳出の振りかえ及び所得税、5税ありますが、これらの見直しをした財源であって、地方を元気にするために国がこの1兆円というのを余分に地方に配分するわけではありません。したがって、そこのところちゃんと捉えていかないと、何か余分にお金が来ましてね、国は地方を元気にするのかなと思ったら、私は大間違いだと思います。十分に気をつけながら、国から来るこの地方創生事業というのは、私は考えながら、取捨選択しながらやる必要があるというふうに思っています。

すごく気になるのが、地域間競争だと、これは、いわゆる分捕り合戦ですよ。で、地方に元気がなくなったのは国の責任じゃないと、あんたたち地方自治体の責任だと。それは私は違うと思うんですね。国が、当然自主的にそれぞれの自治体で頑張るとするのは当然なんです。国全体の国民の生活向上とか産業興しを責任持つのは、私は大きくは権限も持っているし、それから、財政的にも非常に大きな額を国が持っているわけですから、国としてどういうふうに地方を元気にするのか、このことが私は基本的には求められているのかなと思っています。大事な取り組みを地方創生の国からの方針が出てきたときに、今後も出てくるでしょうが、吟味しながら、伊豆市に合った予算配分をお願いするものであります。

伊豆市の重要な課題の1つである子育て支援では、出産後助産院で宿泊などで母親の育児

相談を初め、心のケアを新たに取り組むと、新たな事業であります。ここまでお母さんを、なぜ面倒見なくちゃならないのかなという、市が支援しなくちゃならないのかと思ったら、やはり家庭内暴力の問題とか、いろいろなことがあって、母親にそれなりの負担をかけてくると。そこまで今、社会が来ているのかなということで、ちょっと驚愕したわけですけども、それでも伊豆市はこういう本当に一人一人の子供たちを、母子を大事にする取り組みを新たに取り組もうということについては評価しております。

それから、先ほど討論の中で出ましたが、自動車が運転できずに買い物に不便をしている市民のために日常生活を販売したいという事業者の自動車を補助する、これはなかなか地域に近くに店がないというところに対する一つの試みなのかということでは評価しておりますが、新中学校新築工事設計業務委託費及びそこから発生する新中学校周辺整備に関する委託料2,600万円に対しては反対の意見を述べます。

教育委員会が所管する新中学校建設のための予算案を市長が受け入れたということになる予算であります。財政を持っていない教育委員会の求めに市長が受け入れるという政治スタンス、これはある意味では当たり前じゃないかなというふうに判断しておりますが、今回提案されている160億円のうちの新中学校新築工事設計だけに限って言うならば2,450万円です。額にして0.15%、なぜ私は問題にするのか。今から討論に参加しながら、その反対する理由を述べていきます。

自治体のあり方、市民の意見を反映するという極めて重要なプロセスを、このところが欠けているからであります。将来伊豆市を、地域をどうつくり上げていくのかが問われている問題だからであります。修善寺、中伊豆、天城の3中学校を1校にする。このことに対して、絶対だめだと、反対ということを表明しているのではありません。新中学校新築で一人一人の市民の声を尊重しながら物事を進めていくという、民主主義の根幹にかかわることを抜きにした取り扱いをしようとしているからであります。こういう手法をやられたんでは、住民が主人公というこの立場を投げ捨てることになります。とりわけ教育の分野は意見を集約するという多数決の原理を先行させてはならない。ここまでやるのですかというぐらいに、民主主義を発揮する必要があると私は思います。民主主義というのは、人の意見にちゃんと耳を傾けること。たとえ意見が対立しても他人を尊重するということ。社会に出てから学ぶのではなくて、学校にいる間に民主主義を学ぶのが、いかに大事かを教えていくのが私は教育委員会の重要な役割だと考えております。

実際に教育委員会がやっていることは、じゃ、一体全体何をしようとしているのか。学校建設工事の地主に了解を得ることを先行して、保護者や市民には新中学校建設をすることを前提に、これを前提に説明するという手法をとっていることであります。

平成26年3月議会で、私は住民の理解について教育委員会の見解を聞きましたが、そのときの議事録を今回も改めて読み返しました。こういう意見があったから、なるほど教育委員会は保護者や地域の方々の理解を得たのかという文章は見当たりませんでした。こういう進

め方に問題ありと主張しているのは、私だけではありません。同じようなことを伊豆市教育委員会評価委員会でも述べているということでもあります。

今回、議会の最中でしょうか、配られました。どういうことを言っているか、その一部を読み上げます。「情報公開の部分で第2次伊豆市学校再編計画についてプロセスがしっかり見えてこない、地域の方々の賛同が得られないように思う。情報を公開する、情報を渡すということは、責任を分担するということにつながると思う」と、このように書いておるんです。議員の皆さんに配られた平成25年度の伊豆市教育委員会自己点検、この評価報告書の中に今、述べた評価委員会の意見の一部ですけれども、紹介しているんですね。

評価委員会とはどんな役割を持っているのか。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成20年4月に改正施行されて、新たに教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等が規定されました。その法律の第27条の2項に、教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。すなわち、教育委員会は評価委員会が見聞きしたことや調査研究によって得た知識を効果的に利用することと、このように言っているわけですね。

新中学校建設で、この地方教育行政の組織及び云々という法律を私は軽んじていると思います。評価委員会の意見は、政治的に見ても極めて重みがあるという認識を教育委員会は持つべきである。

大きな2つ目の理由は、学校と地域の関係にあります。伊豆市のまちづくりにとって、さらには、人として子供たちを育てていく極めて重要な施設が学校であります。地域の方々の結びつきが学校教育にとって大事と教育長は述べられました。評価委員会の方も先ほど話した、市民と保護者、地域住民と責任を分担するんだということを学校教育に置いているのは、まさにこのことを私は指していると、教育は学校だけがやるんじゃない。地域の方々がいかに子供たちに参加をして、人としての成長を見守っていくのかということが、私は問われていると思うんです。新中学校をつくることに対する地域の方の意見は聞かずに、子供たちに支援をという説明になるんでしょうかね。新中学校ができた場合、生徒たちにとっての地域とは旧3町でありますよ。

今、伊豆市が進めようとしていることは、地域づくり協議会であります。なぜ必要としているのか。地方自治体は民主主義の学校と言われていています。自分たちのことは自分たちで決めましょうね、これが地方自治の原則であります。広い地域を持つ伊豆市は、地域づくり協議会はこういうことです。もう一度振り返ってみましたが、なぜ必要なのか、地域づくり協議会が。広い地域を持つ伊豆市は歴史や文化など多様性がある。大人の社会には人や生活が見える範囲の中で組織をつくり出そうというのに、新しい学校の生徒たちにとっては、とてつもなく広い地域を、あなたたちの地域ですよと、どこが地域ですかと。それは中学校入学すると思うでしょう。旧3町があなた方の地域ですからと言うんですから。そうじゃなくて、住民の皆さんも私たちの生徒だと、私たちの学校と言えるような状況になっていないか



ら、今後、まちづくりにとっても、伊豆市の将来にとっても、私は極めて不十分だし、憂いております。

学校再編成の出発点である子供たちにとってよりよい教育環境、この出どころは、平成21年1月の伊豆市立中小学校の適正規模と適正配置に関する教育振興審議会の答申を受けた伊豆市学校再編計画にあるといい、それに基づいて中学校がまた、この方針に基づいてやられようとしておりますが、教育振興審議会が答申を出した。そうですねと、受け取った教育委員会が責任を持つということで、教育振興審議会から言ったからどうのこうじゃない。受け取って、なるほど、そうだと受け取ったのが教育委員会の責任であります。この中には、クラスがえができる12学級から24学級を理想とする、これが適正な学校規模だということがあります。

昭和22年ですから、戦後すぐですね。このときに文部省令第11号等が出されて、この中に学校教育法施行規則第、この振興審議会の文章を読みますと、第17条において小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると定められておりますということ、これを引用しながら適正規模って何ということを行っているわけですが、この学校教育法施行規則の中には、適正規模という言葉はひとつも入っておりません。どこで適正規模と出ているのか。これは昭和33年につくられた義務教育の諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に、この中に12から18学級を適正な学校規模としているんです。適正規模と法律で基準を定めているのは、これだけあります。

まだ、ずっと法律の関係が長くなりますから、それは省略しますが、つまり適正な規模とされる12から18学級というのは、学校を統合する場合に学校の規模を12から18学級とすれば、国が校舎や体育館の建築費の2分の1を負担するという、財政の問題から出ているだけあります。教育にとって、これが適正ですという教育効果はどこにも触れられておりません。にもかかわらず、子供の教育にとってこれが適正ですと、ここに固執して保護者や市民に誤解を与える、私はある意味で俗説だと私は思いますが、言うべきではありません。

最後に、今、SNSといろいろな課題が出てきているんですけども、子供たちの中に、波及しています。そうしますと、これは静岡新聞に載った文で、最後に引用しながら私の討論を終わらせていただきますが、いわゆるソーシャルネットワークサービスで、友達の友達は皆、友達、どんどんふえていくと。今、子供たちの中に大変な状況が起きております。人間関係が物すごく薄くなって、学校から帰宅しても誰かにつながらないと不安で不安でしょうがない。自分が来たものを返していかないと、何だといって言われちゃうと、いわゆる孤立感を味わわされるということ、今そんな状況になっている。この中で、情報教育アドバイザーという遠藤さんという方が言っていますが、いわゆる簡単に人と人と結びつくもんだから、それでいいのかと、本当に大切なのは友達の数ではなくて自分と相手の間の信頼関係であること、ここじゃないかということで最後結んでおりますが、私はまさにそのとおりでと思うんです。子供の数が多くなれば、これでいい教育環境だと私は思いません。極めてそれ

は単純なことであります。

したがって、今、建設そのもの云々というよりも、どういう手法でこの予算が中学校建設にやられようとしているのか、これは伊豆市の政治手法の問題とか手続上の問題、民主主義の問題と極めて大きな課題を今、投げかけられていると思います。残念ながら、このまま突き進むならば、住民説明会で皆さんの代表である議会が決めたから粛々と建設するんですという議会側の後ろ盾をとって進めるおそれを私は感じております。もっともっと一人一人の保護者や地域の人たち、ましてや該当するであろう子供たちの意見を聞かずに中学校を1校にすればよりよい教育環境だとは、私はそれは教育委員会が考えることであって、市民はまだそこまで到達していない。到達するかどうかは市民が決めること、子供が決めることだと私は思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

7番、大川明芳議員。

〔7番 大川明芳君登壇〕

○7番（大川明芳君） 7番、大川明芳です。

私は、議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ158億8,900万円と定めるものであり、本案は平成27年度からの地方交付税の合併による特例措置終了に伴う段階的な減額時期に入ることを踏まえ、その内容を精査しながら、適正な予算規模の把握に努め、持続可能な財政運営を目指す編成と執行を見据えたものであります。もとより地方交付税は、地方公共団体の税収入の不足を補い、あわせて自治体間の財源の格差を調整するために国から配分されるものでありますから、国による減額分に見合う十分な財源の確保が保障されねばなりません。

しかしながら、このように大幅な財源の削減があるとはいえ、市民の福祉向上のために一刻も休むことのできないのが行政でございます。私は、市長が厳しい財政状況の中、種々工夫を重ね、市民のために本予算を計上したことに、まずもって敬意を表する次第であります。

このようにして編成された予算は、対前年度比5億7,100万円、3.5%減額の緊縮予算となりました。これは大型事業が終息し、その一方で新規事業の抑制や各種団体に対する運営費補助金の見直し等を図ったことともあると思います。

先般、3月13日には議員全員で、失礼いたしました。一部お見えにならなかった方がおりましたが、汚泥再生処理センターに行き、搬出された汚泥が安全できれいな水となって排出される工程を見学してきました。ここでは、処理過程で発生するにおいについても、各部屋の空気を集め、脱臭して施設外に廃棄していました。排出物は、この空気を含め5種類のものであり、ここでの処分にも経費がかかることがわかりました。

本予算には、この汚泥再生処理センターを運営する費用8,644万3,000円が計上されており、

市民にとって必要不可欠なものとなります。また、新施設の完成に伴い、柏久保と土肥のし尿処理施設の解体、閉鎖に向け、適正な処理を行うための予算も計上されております。

新規事業としては、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給、その他の支援を行う生活困窮者自立支援事業の新設に1,151万円、また、家族などから十分な家事、育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする産婦を対象に、産後ケアモデル事業を実施することにより、子供を産み育てやすい体制の整備を図ることや産後に適正な支援を提供し、産婦の心理的、社会的サポートを行うことで心身の安定と母子の愛着形成を促し、児童虐待を予防する伊豆市産後ケアモデル事業の実施、子育て支援では、旧月ヶ瀬小学校跡地に建設予定の認定こども園と一体で、第1期の建設として複合施設ふらっと伊豆の建設工事補助金3億110万2,000円が盛り込まれております。福祉の増進は地方自治の基本理念であり、住民のひとしく期待しているところであると思っております。新規事業においては、住民一体となつての生活を守るための配慮もされていると考えます。

最後に、伊豆市学校再編成計画において、土肥地区においては土肥中学校の状況や土肥地区の児童生徒総数の推移、地域の実情、通学に要する負担等、また、義務教育9年間の連続した学びや地域と連携をした特色ある教育活動を推進することが考慮されております。土肥中学校の維持管理費等に要する経費として、土肥中学校と土肥小学校等施設一体型の小中一貫校、一昨日、3月17日ですが、閣議決定で名称が義務教育学校とされました。小中学校一貫校に再編成するための建設に向けた建設委託料3,375万円が計上されております。

伊豆市として取り組むべき課題は多々残されておりますが、限られた予算の中で時代に即した事業の取捨選択と効果的な事業推進に向けて、邁進していただくよう確信いたします。

議員各位の賛同をいただき、本案が原案のとおり可決することを求め、賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成27年度伊豆市一般会計予算について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで昼の休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時24分

再開 午後 1時09分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第7号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第7、議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第22、議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの16議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第7号及び議案第11号から第22号までの13議案について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第7号及び議案第11号から議案第22号までの13議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審議の経過における質疑事項として、財産貸付収入として142万2,000円とあるが、この中に御幸橋駐車場の貸付収入は入っているのか、また、利用者の駐車料金を収納しているのは誰なのか伺いたいとの質疑に対し、御幸橋の駐車場用地は観光協会に120万円で貸与しています。管理は観光協会が行い、自動開閉機をリースし、駐車場として貸し出しをしている状況です。観光協会の収支の実績として、平成25年度は収入が約1,300万円、支出が約1,000万円でしたとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第7号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 平成27年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算について、補足説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第11号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第12号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明はなく、質疑を行いました。

質疑の過程における確認事項として、予算書197ページ、13の40工事関係委託料ですが、どのような工事をするのか伺いたいとの確認に対し、この工事関係委託料は工事費ではなく日向、加殿、田代地区の下水道を流域下水道へ編入するための業務委託です。

なお、流域下水道への接続は平成32年ごろになりますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第13号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 平成27年度伊豆市水道事業会計予算について、補足説明の後、質疑を行いました。

審議の過程における質疑として、水道の料金徴収等を委託するということですが、料金徴収のほかにどのようなことを委託するのか、また、これによって職員の削減があるのか伺いたいという質疑に対し、委託の業務内容は受付業務、検針業務、検算業務、調定・収納業務、水道の開栓・閉栓業務、給水停止業務、そして、電算処理業務などを一括して委託します。また、これによって上水道で1名、下水道で2名の職員を減としますとの答弁がありました。

また、委託業者はどのようにして決定したのかという質疑に対し、委託業者の選定ですが、県内でこのような業務を行っている業者は7者ありました。そのうち伊豆市に指名参加している業者が5者あり、その業者に問い合わせたところ、1者が辞退したため4者でプロポーザルによる審査を行い、決定いたしましたという答弁がありました。

次に、柏久保の配水池から牧之郷芙蓉台に水を送るということですが、配水管を新設するのか伺いたいとの質疑に対し、芙蓉台の配水管は老朽化しているということで、布設がえを計画していましたが、その間に新しい配水池をつくってはとの計画が持ち上がり、布設がえの計画が頓挫してしまいましたが、調査の結果、柏久保の配水池から給水できることが判明し、既存の配水管の布設がえを来年度から行うというものですとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第14号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計予算について、補足説明、質疑はなく、反対討論が1名ありましたが、採決の結果、議案第15号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算についてから議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算についてまでの伊豆市の財産区特別会計に係る7議案については、補足説明、質疑はなく、反対討論が1名あり、採決の結果、7議案とも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第7号及び議案第11号から議案第22号までの13議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第8号から議案第10号までの3議案について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第8号から議案第10号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第8号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計予算については、当局の補足説明の後、質疑を行いました。

主な質疑は、予算書46ページ、共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金について、平成27年度から対象となるレセプトの金額が改正されることについて詳細な説明を求めたのに対し、今までは対象となるレセプトの金額は1件30万円以上でしたが、平成24年度に国民健康保険法が改正になり、平成27年度から1円以上、つまり全てのレセプトが対象となります。現在、静岡県内では段階的措置をとり、平成25年度と平成26年度はレセプトの対象金額を30万円以上から10万円以上に引き下げて実施していますが、平成27年度から、さらに10万円以上が1円以上に引き下げられることとなります。この制度は、財政力が弱い自治体の保険税負担を調整するものですが、平成30年には国民健康保険の保険者が広域化され、県単位となりますとの説明がありました。

以上、審査した結果、反対討論が1件ありましたが、採決の結果、付託されました議案第8号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成27年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算については、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計予算については、当局の補足説明の後、質疑を行いました。

主な質疑として、予算書113ページ、附属説明資料136ページの地域包括支援センター委託料の算定方法について、高齢化率や全体数が異なるのに4カ所とも同じ金額を用いて算定しているのがよいのかという質疑に対し、平成27年度から新たに修善寺地区においても委託となりますが、初めてなので事業所として、どこまでやっていただくかがはっきりしていない部分もあります。今後、4地区の区域の見直しなども検討する必要があるため、4カ所とも同額で計上いたしましたとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第10号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第8号から議案第10号までの3議案について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時25分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第22号 平成27年度矢熊財産区特別会計予算までの16議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの16議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について、討論を行います。

反対討論を行います。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について、反対討論を行います。

まず、本会計の歳入として、財産収入が152万8,000円あるわけでありますが、そのうち御幸橋駐車場の観光協会への貸付料が120万円ということであります。私は、次に申し上げます3点について、どうしても納得ができませんので、ただいまから申し上げます。

1点目、10年余も公共の駐車場として御幸橋駐車場を使用しているわけですが、なぜ普通財産のままにしておくのか。そして、公共用地取得事業特別会計の管轄に置いておくのか、大変疑問とするところであります。これは公共の駐車場ですので、速やかに行政財産として、しかるべき措置をとらなければならないと思いますが、10数年もこういう状態になっているというのは大変おかしいと思うわけであります。

2点目、観光協会への貸付料は年120万円ということですが、駐車料金は年1,300万円収入があるわけですが。そのうちの1,300万円のうち1,000万円を観光協会が使って、残りの300万円は何ですか、繰越金ですか、すると、この会計も非常におかしいと。大体修善寺の修善寺温泉場駐車場、滝下橋駐車場と前に言っていました、その駐車場では収入が大体300万円くらい、それで、指定管理料として200万円、あと市が入場するときの機械代180万円くらい払っているということなんですけれども、何で1,000万円もそんなに使うのか、ちょっと私には理解できないと。この額が1,000万円は1,000万円として、貸付料、年120万円というは果たして妥当かどうか、これは精査する必要があるんじゃないかと思えます。

3点目、この駐車場の形態は修善寺温泉場駐車場とほとんど同じであると思われませんが、なぜ一方は駐車場料金を市の収入としているのか。修善寺温泉場駐車場の300万円の駐車場料金は市の収入としている。しかしながら、御幸橋駐車場は観光協会の収入としているということですね。何で観光協会の収入にしなきゃならないのか、非常にこれも不可解であります。何か非常に不透明な感じがするわけですが、以上、これらの点が私には到底理解

ができません。

よって、以上のとおり私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成27年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第8号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計予算に対して、反対討論を行います。

伊豆市の国民健康保険税は、担当職員からいろいろなことを聞き、また、資料をいただきましたが、近隣市町と比べると所得割基礎額に対する税負担率は少し低い状況であります。相対的になるのですが、負担を、国保加入者になるべく負担をかけない努力は評価するものですが、年間所得をもとに算定した保険税で協会けんぽとか組合健保と比較すると、所得に占める1人当たりの保険税は高いということも事実であります。

さらに、税は支払能力に応じた負担の原則というのが、憲法第25条及び13条の要請であります。この応能負担から見たとき、また、伊豆市が最大の課題とする子育てから見たときに、国民健康保険に加入者は約1万1,000人、そのうち委員会でもお尋ねしましたが、未就学児が200人いらっしゃいます。私は未就学児200人を含めた、残念ながら18歳未満何人かのちょっとなかなか当局もそういうデータないもんですから不明なんですけど、18歳未満の子供たちへの税負担2万2,200円、これは廃止または軽減措置を求めます。

伊豆市ホームページには、国民健康保険制度は助け合いの医療制度ですと、こういう記述がありますが、戦後の医療制度の歴史を見るならば、これはお助け制度でなくて立派な社会保障制度であります。国がそう言うから、伊豆市も右へ倣えでは困ります。社会保障制度という立場から見たときに、毎年要求しておりますが、今年度も要求いたします。新しい命が生まれて、誕生おめでとうと言ったら、国民健康保険税を払っていただきますと、祝福する。嫌味で言っているんじゃない。現実そうなもんですから、こういう保険制度というのは、ほ



かにはないんですね。国民健康保険制度だけであります。

繰り返しになりますが、廃止または軽減措置、全部とは言いません。子供たちへのという立場から見たときに、どうしてもこれは受け入れるべきではないかな、実行すべきじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成27年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成27年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第9号 平成27年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第10号 平成27年度伊豆市介護保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成27年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決……

〔「俺、出してないか」「出してないの」「さっきの」「出てない」

「出てない」と言う人あり]

○議長（杉山 誠君） 事前に出しましたか。

〔「さっきのと一緒に出してない……」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○議長（杉山 誠君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第11号 平成27年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第12号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第13号 平成27年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成27年度伊豆市水道事業会計予算について、討論を行います。  
討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第14号 平成27年度伊豆市水道事業会計予算について採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計予算について、討論を行います。  
討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第15号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計予算について採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算から議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの財産区特別会計予算に係る7議案について、一括して討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに……

[発言する人あり]

○議長（杉山 誠君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時44分

○議長（杉山 誠君） 休憩を閉じて会議を再開します。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第16号 平成27年度伊豆市持越財産区特別会計予算から議案第22号 平成27年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの7議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第16号から議案第22号までの7議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第23、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第41、議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの19議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第23号から第32号までの10議案について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第23号から議案第32号までの10議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第23号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 伊豆市行政手続条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第24号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 伊豆市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第25号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 伊豆市職員定数条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第26号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第27号 伊豆中央道・修善寺道路回数券購買基金条例の制定について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第27号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 伊豆市消防団条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第28号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第29号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第29号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑及び確認事項として、退職報償金の支給対象を3年以上から2年以上とするということで、大変よいこととは思いますが、これは全国的にそうなのか、

それとも伊豆市独自で改正するのか伺いたいとの質疑に対し、全国では5年刻みで報償金の額が決められています。伊豆市では現行3年以上としておりますが、近隣の市町では、伊豆の国市、函南町は2年以上となっています。伊豆市消防団の役員に分団長という役職がありますが、この任期が2年です。また、今回女性消防団員制度をしきますが、女性は仕事の都合や出産の都合などで2年ほどでやめられるケースもあるのではないかとということもあり、全体的な処遇改善を図るために期間を短縮いたしましたとの答弁でございます。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第30号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正については、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑ないし確認事項として、この条例改正は内容的に余り変わらないように思うが、何を変えようと思ったのか伺いたいとの質疑に対し、これは寄附金を財源とする事業の区分をわかりやすくするというものです。特に5番の地域づくりのための事業という項目を追加し、現在立ち上がってきている地域づくり協議会の事業などにも財源として手当できるようにしたものですとの答弁がありました。

また、関連した質疑で、寄附をする方は特定の地域づくり協議会の事業に限定して寄附をするということができるのでしょうかという質疑に対し、現在は限定としての寄附ができるようになっていませんが、今後検討させていただきたいとの答弁でした。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第31号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 伊豆市営住宅条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第32号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第23号から議案第32号までの10議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第33号から第41号までの9議案について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第33号から議案第41号までの9議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第33号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、この改正によって影響を受ける世帯数と国保税の年間影響額は幾らかという質疑に対し、平成26年度の数字では後期支援分が29世帯で177万5,000円、介護部分は28世帯で139万3,000円と試算していますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第33号は、全会一致

で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 伊豆市中伊豆授産所条例の廃止について、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、補足説明はなく質疑を行いました。

主な質疑として、議案書203ページ、第4条第1項に記載のある職種について、現状から見ると社会福祉士に関しては準ずる者は削除してもよいと考えるがいかかという質疑に対し、基準となる条例を制定する場合、国の省令等に倣って制定します。今回の場合も有資格者だけでなく、資格を勉強している人にも対象を広げるような意味合いもあり、特定の職種を保護するような条例のつくりはなるべくしませんと答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第35号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、指定介護予防支援事業者と地域包括支援センターのことかという確認に対し、厳密に言うと、地域包括支援センターだけではありませんが、地域包括支援センターを運営する場合は指定介護予防支援事業者の指定を受ける必要がありますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第36号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 伊豆市介護保険条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、保険料率区分が細くなるが、保険料の増減はどうなるのかという質疑に対し、基準額500円、平均で約12.1%の引き上げとなっていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第37号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、新制度となるに当たって保育料の改正や他の内容の見直しをしたのかという質疑に対し、今回の改正は授業料を保育料という文言に改正するものです。内容や金額については、平成27年度中に検討していきますとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第38号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 伊豆市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について

て、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、保護者の負担金は他市町と比較してどうなのか、また、減免はどうなっているのかという質疑に対して、保護者の負担金は近隣市町においても同額の5,000円です。減免については2人目以降は3,500円となっており、今までと同様ですが、就学・就園支援を受けている方については、他との調整を図りながら、全額免除ということも新たに検討していきますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第39号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 伊豆市立小中学校教職員住宅設置条例の一部改正について、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第33号から議案第41号までの9議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時02分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまより議案第23号から議案第41号までの19議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの19議案について、それぞれ討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 伊豆市行政手続条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第24号 伊豆市行政手続条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 伊豆市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第25号 伊豆市特別職報酬等審議会条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 伊豆市職員定数条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第26号 伊豆市職員定数条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 伊豆中央道・修善寺道路回数券購買基金条例の制定について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第27号 伊豆中央道・修善寺道路回数券購買基金条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 伊豆市消防団条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。



これより議案第28号 伊豆中消防団条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第29号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第30号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第31号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 伊豆市営住宅条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第32号 伊豆市営住宅条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第33号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 伊豆市中豆授産所条例の廃止について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第34号 伊豆市中豆授産所条例の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第35号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につい

て、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第36号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 伊豆市介護保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第37号 伊豆市介護保険条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第38号 子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 伊豆市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第39号 伊豆市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 伊豆市立小中学校教職員住宅設置条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第40号 伊豆市立小中学校教職員住宅設置条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第41号 伊豆市運動施設条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

すみません、ここで休憩をいたします。再開を2時25分といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時26分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第42、議案第42号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

本案については、第2委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第42号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

毎年上程されているが、毎年上程しなくてはならないのかという質疑に対し、契約が1年間の単年度契約となっており、双方異議のない場合は翌年度も更新できるようになっています。更新の場合においても、議会の議決を必要としますので、毎年上程することになりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第42号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉山 誠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時28分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第42号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第42号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第42号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第43号、議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第43、議案第43号 市道路線の認定について及び日程第44、議案第44号 市道路線の変更についての2議案を一括して議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につい

て、委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第43号及び議案第44号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第43号 市道路線の認定について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第43号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 市道路線の変更について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第44号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第43号及び議案第44号について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時31分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第43号及び議案第44号の2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第43号及び議案第44号の2議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第43号 市道路線の認定について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第43号 市道路線の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 市道路線の変更について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第44号 市道路線の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号、議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第45、議案第45号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について及び日程第46、議案第46号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置についての2議案を一括して議題といたします。

本案については、第2委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第45号と議案第46号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第45号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置について、補足説明はなく、質疑を行いました。

議案書256ページ、第11条第2項2号に記載されている計画ごみのごみ量割50%について、伊豆市と伊豆の国市の比率は幾つかという質疑に対し、今後、設立された一部組合事務組合で施設整備基本計画を策定し、計画ごみ量を算定しますので、現時点ではわかりません。しかし、平成27年度については第3項にありますように、直近のごみ処理実績量に応じた割合としますとの答弁でありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第46号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第45号から議案第46号までの2議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時36分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第45号及び議案第46号の2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第45号及び議案第46号の2議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第45号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第45号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第46号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第47、議案第47号 田方地区消防組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加についてを議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第47号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第47号 田方地区消防組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第47号は、全会一致で原案のとおり可決す



べきものと決定いたしました。

○議長（杉山 誠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時40分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第47号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第47号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第47号 田方地区消防組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の増加について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第48、議案第48号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更についてを議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第48号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第48号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第48号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（杉山 誠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時43分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第48号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第48号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第48号 駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程について

○議長（杉山 誠君） お諮りします。

お配りしました追加日程表のとおり、議案第50号 伊豆市教育委員会の任命についてから発議第2号 看護職員の勤務環境の改善を求める意見書までの3件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することに決定いたしました。

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第1、議案第50号 伊豆市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第50号について提案理由を申し上げます。

本議案は、現在、教育委員をお願いしております関谷和雄氏が本年5月11日をもって任期が満了となります。

この関谷氏の後任といたしまして、佐藤雅彦氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お手元に資料がございますが、任命したい佐藤氏は、中伊豆小学校PTA会長、伊豆市農業委員会委員を歴任され、特にPTA会長就任時には積極的に活動に専念され、子供たちの健全育成に尽力されました。

また、地域の役員なども歴任し、地域住民からの信頼も厚く、人格識見ともに教育委員として適任者であると判断いたしました。

なお、任期は、平成27年5月12日から平成31年5月11日までの4年間でございます。

議会の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

教育委員の任命について、この現状、教育委員会、恐らく全員統廃合に賛成の方だと思います。任命に当たって、その辺の心情を確認しているのかどうか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えを申し上げます。

教育委員の選出基準と申しますか、お願い基準と申しますか、人格、その人柄をもって判断基準としておりまして、個々の政策について判断基準にするようなことは考えてございません。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 私は考えているかどうか聞いているんじゃないんです。どっちがいか聞いたどうか確認したいんです。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのような個々の政策について、事前に確認をすることはございません。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

この伊豆市教育委員の選任ですけれども、履歴のことについてちょっとわからないことがあるもんでお伺いしたいと思うんですけれども、職業が会社役員株式、これは何というんですか、親宙工業というんですか、この親宙工業というのは、どこにあって、何をやっている会社ですか、私よく知らないもんでね、そこら辺の説明もしていただければよかったですけれども、それから、日本大学工学部を卒業されてから職業はずっと、その親宙工業だったんですか、お伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） 事務局長に答弁させます。

○議長（杉山 誠君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） では、西島議員の御質問にお答えをいたします。

お願いを提案させていただいております佐藤雅彦さん、株式親宙工業で、場所的には会社の場所は御自宅もそうなんですけれども、白岩の遺跡の少し中伊豆、八幡寄りというところの上っていった右側におうちがございます。会社の概要といたしますか、どういった会社なのかということなんですけれども、溶接とかプレス加工とか板金とか、そういったものをしているという状況でございます。卒業後、この会社でということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、討論に入ります。

討論については、運営規程に従い、省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

伊豆市教育委員会委員の任命については、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第50号、佐藤雅彦さんの伊豆市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第2、発議第1号 伊豆市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、木村建一議員。

〔議会運営委員会委員長 木村建一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（木村建一君） 発議第1号について、提案理由を申し上げます。

先ほど当局から提案されました議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部を改正する条例が可決されました。それに伴って、伊豆市の組織編成によって部の新設、部名の変更及び部の所掌事務の改正に伴うもの、それから、もう一つは、皆さんのところにお配りしている中の経過措置というのがあるんですけども、新教育長と教育長を一本化した新たな責任体制として、新教育長を置くなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせて、地方自治法が改正されましたので、関連する箇所の改正をするものであります。

以上であります。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第1号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について採決をいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第3、発議第2号 看護職員の勤務環境の改善を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

発議第2号 看護職員の勤務環境の改善を求める意見書の提出について、第2委員会を代表し、提案理由の説明をさせていただきます。

静岡県看護連絡会及び静岡厚生連労働組合、中伊豆温泉病院支部から看護職員の勤務環境の改善を求める意見書の国への提出を求める陳情書の提出があり、第2委員会において協議した結果、意見書を採択することに全会一致で決定いたしました。

近年、高齢化の進展に伴う医療・介護の需要増大、医療技術の高度化やニーズの多様化など、看護職員を取り巻く勤務環境も大変厳しくなっております。

看護職員が不足する今日、特に交代制夜間勤務は、看護職員の健康を損なうばかりでなく、家庭との両立にも支障を来し、辞職する看護職員も後を絶たないと伺っております。

看護職員の勤務環境を改善し、雇用の安定を図り、国民が安心して、安全な医療を受けられるよう、国において抜本的な対策が図られることを要望するものです。

したがいまして、1つ目としまして、看護職員が健康で安心して働くことにより、住民が質の高い医療を受けられることができるよう、勤務環境の抜本的な改善を図るための対策を講ずること。

2つ目に、交代制夜間看護師の労働時間は1日8時間・週32時間以内、勤務間隔は最低12時間以上とすること。そのための診療報酬の改善を図ること。

最後に、3つ目としまして、看護職員を増員し、不足を解消すること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。

以上、議員の皆様様の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

看護職員、いわゆる看護師の皆さんは大変な状況であろうとは想像つくんですけども、まず1つ、この要望は中伊豆の厚生病院というんですか、あそこだけの問題なのかというのが1つ。ということになると、中伊豆のあそのいわゆる病院の労働条件は悪いのかということも指摘できると思うんですけども、それから、この要望は伊豆市だけに出されたものなのかどうか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

第2委員会委員長。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 森議員の質問にお答えいたします。

1つ目の中伊豆温泉病院だけかということですね。これについては、たまたまこの意見書を出してきたところが、先ほど申しあげました県の看護連絡会と中伊豆の温泉病院支部から出てきたということで、内容的に見ると、全く一字も違わない意見書で出ていますので、多分中伊豆温泉病院のことだけじゃないと思います。

それから、2つ目に、はい……

〔「多分じゃだめだよ」と言う人あり〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） だと思えます、じゃ、「多分」を取ります。

〔「そんないいかげんじゃ、しょうがない」と言う人あり〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） それで、2つ目に伊豆市だけかというのと、伊豆市だけじゃないと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） やるのはいいんですけども、一つの団体の一支部だけの問題なのかどうか、連絡会といってもいろいろあるはずなんですよ、看護師の団体でも、どうい

う団体かさっぱりわからないですよ。いろいろあるんでしょう、看護師の団体って、その辺何も調べてないんじゃないんですか。悪いけれども、やるんだったら、ちゃんと国が取り上げてくれるように、全ての団体が一緒になってやらないとだめですよ。特定の一団体のために伊豆市やるのは構いませんけれども、無視されるのが落ちでしょう。

以上。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

第2委員会委員長。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 森議員の御質問に、じゃ、ちょっともう少し細かくお答えいたします。

どんな団体かわからないということですが、今、私の手元にこういう冊子がございます。これはどこから出ているかという静岡県先の先ほど申し上げました看護連絡会からのレジュメでございます。その中を読んでいきますと、この団体は1つ目に、静岡県医療労働組合連合会、よろしいですか。それから、2つ目に、静岡自治労連、よろしいですか。3つ目に、静岡県厚生連労働組合の3つの県の単位を集めた組合連絡会になっているということですので、かなり県の中でも、この領域では一番質のてっぺんのほうにある連絡会だと私は確認いたしました。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） あのね、だろうじゃ、だめなんですよ。この団体の傘下には何人の看護師が入っているのか。

誰だ、笑っているのは。そのぐらいのこと調べないと、連絡会と言ったって幾つもあるはずですよ。ただ、出せばいいというもんじゃないと思います。

○議長（杉山 誠君） 第2委員会委員長。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 最後の質問にお答えいたします。

だろうじゃ、だめだということですから、限定した数字も言いますので、この組合連絡会は県内の国公立、民間合わせて、先ほど私、申し上げましたが、29の労働組合が加盟しております。そして、加盟している人数ですが、医療・介護・福祉機関関係、約1万人と明記されております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（杉山 誠君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はりませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第2号 看護職員の勤務環境の改善を求める意見書の採決をいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には、長期間、慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後 3時05分